

平成28年7月5日(火) 開催

平成28年度

司法修習生指導担当者協議会(第1回)出席者名簿

※ 外字を含む氏名の方につき、一般的な漢字の表記にさせていただきました。御了承ください。

司法研修所

庁名	官職	担当	氏名	フリガナ	備考
東京地方裁判所	判事	民事	本間 健裕	ホンマ ケンユウ	40期
"	"	民事	松本 利幸	マツモト トシユキ	42期
"	"	刑事	辻川 婿夫	ツジカワ ヤスオ	40期
"	"	刑事	佐々木 一夫	ササキ カズオ	45期
東京地方裁判所立川支部	"	民事	渡邊 弘	ワタナベ ヒロシ	36期
"	"	刑事	宮本 幸文	ミヤモト タカフミ	40期
東京地方検察庁	検事		山中 一弘	ヤマナカ カズヒロ	48期
"	"		田村 明美	タムラ アケミ	55期
東京地方検察庁立川支部	"		横井 朗	ヨコイ アキラ	47期
東京弁護士会	弁護士		流矢 大士	ナガレヤ ヒロシ	40期
第一東京弁護士会	"		植竹 勝	ウエタケ マサル	46期
第二東京弁護士会	"		大林 憲司	オオバヤシ ケンジ	51期
東京三弁護士会多摩支部(東弁)	"		足立 剛	アダチ ゴウ	61期
横浜地方裁判所	判事	民事	岡部 純子	オカベ ジュンコ	43期
"	"	刑事	近藤 宏子	コンドウ ヒロコ	38期
横浜地方検察庁	検事		福島 悠子	フクシマ ユウコ	56期
神奈川県弁護士会	弁護士		佐藤 裕	サトウ ユタカ	52期
さいたま地方裁判所	判事	民事	脇 由紀	ワキ ユキ	40期
"	"	刑事	栗原 正史	クリハラ マサシ	43期
さいたま地方検察庁	検事		九岡 芳彦	クオカ ヨシヒコ	50期
埼玉弁護士会	弁護士		松本 輝夫	マツモト テルオ	37期
千葉地方裁判所	判事	民事	小濱 浩廬	コハマ ヒロノブ	44期
"	"	刑事	金子 武志	カネコ タケシ	39期
千葉地方検察庁	検事		岡本 哲人	オカモト テツト	46期
千葉県弁護士会	弁護士		橋本 拓朗	ハシモト タクロウ	60期
水戸地方裁判所	判事	民事	河田 泰常	カワタ ヤスツネ	42期
"	"	刑事	北村 和	キタムラ ワタル	46期
水戸地方検察庁	検事		田中 資子	タナカ モトコ	59期
茨城県弁護士会	弁護士		渡邊 昭	ワタナベ アキラ	50期
宇都宮地方裁判所	判事	民事	今井 攻	イマイ オサム	37期
"	"	刑事	二宮 信吾	ニノミヤ シンゴ	44期
宇都宮地方検察庁	検事		澤田 康広	サワダ ヤスヒロ	47期
栃木県弁護士会	弁護士		田島 二三夫	タジマ フミオ	39期
前橋地方裁判所	判事	民事	塩田 直也	シオダ ナオヤ	39期
"	"	刑事	野口 佳子	ノグチ ヨシコ	44期
前橋地方検察庁	検事		築 雅子	チク マサコ	46期
群馬弁護士会	弁護士		釘 島伸博	クギシマ ノブヒロ	45期
静岡地方裁判所	判事	民事	関口 剛弘	セキグチ タケヒロ	42期
"	"	刑事	佐藤 正信	サトウ マサノブ	45期
静岡地方検察庁	検事		石崎 功二	イシザキ コウジ	44期
静岡県弁護士会	弁護士		杉田 直樹	スギタ ナオキ	46期
甲府地方裁判所	判事	民事	峯 俊之	ミネ トシユキ	38期
"	"	刑事	丸山 哲巳	マルヤマ テツミ	49期
甲府地方検察庁	検事		吉野 通洋	ヨシノ ミチヒロ	45期
山梨県弁護士会	弁護士		鶴田 和雄	ツルタ カズオ	30期
長野地方裁判所	判事	民事	田中 芳樹	タナカ ヨシキ	46期
"	"	刑事	伊東 頌	イトウ アキラ	43期
長野地方検察庁	検事		岡田 和人	オカダ カズト	53期
長野県弁護士会	弁護士		金子 肇	カネコ ハジメ	48期
新潟地方裁判所	判事	民事	今井 弘晃	イマイ ヒロアキ	46期
"	"	刑事	竹下 雄	タケシタ ユウ	46期

庁名	官職	担当	氏名	フリガナ	備考
新潟地方検察庁	検事		加藤 裕	カトウ ユウ	45期
新潟県弁護士会	弁護士		水内 基成	ミズウチ モトナリ	55期
名古屋地方裁判所	判事	民事	中村 さとみ	ナカムラ サトミ	43期
"	"	刑事	丹羽 敏彦	ニワ トシヒコ	45期
名古屋地方検察庁	検事		中村 葉子	ナカムラ ヨウコ	45期
愛知県弁護士会	弁護士		井口 浩治	イグチ コウジ	39期
岐阜地方裁判所	判事	民事	武藤 真紀子	ムトウ マキコ	44期
"	"	刑事	鈴木 芳胤	スズキ ヨシタネ	43期
岐阜地方検察庁	検事		加藤 和宏	カトウ カズヒロ	52期
岐阜県弁護士会	弁護士		古田 修	フルタ オサム	41期
金沢地方裁判所	判事	民事	藤田 昌宏	フジタ マサヒロ	42期
"	"	刑事	田中 聖浩	タナカ キヨヒロ	46期
金沢地方検察庁	検事		上本 哲司	ウエモト テツジ	48期
金沢弁護士会	弁護士		小堀 秀行	コボリ ヒデユキ	40期
富山地方裁判所	判事	民事	廣田 泰士	ヒロタ ヤスオ	42期
"	"	刑事	後藤 隆	ゴトウ タカシ	37期
富山地方検察庁	検事		中村 昌史	ナカムラ マサフミ	50期
富山県弁護士会	弁護士		廣野 聡	ヒロノ サトシ	62期
富山地方裁判所	判事	民事	五十嵐 章裕	イガラシ アキヒロ	51期
仙台地方裁判所	判事	民事	高取 真理子	タカトリ マリコ	44期
"	"	刑事	小池 健治	コイケ ケンジ	47期
仙台地方検察庁	検事		島村 浩昭	シマムラ ヒロアキ	46期
仙台弁護士会	弁護士		小野 純一郎	オノ ジュンイチロウ	43期
福島地方裁判所	判事	民事	金澤 秀樹	カナザワ ヒデキ	46期
"	"	刑事	宮田 祥次	ミヤタ ショウジ	50期
福島地方検察庁	検事		倉持 俊宏	クラモチ トシヒロ	49期
福島県弁護士会	弁護士		菅野 昭弘	スガノ アキヒロ	46期
山形地方裁判所	判事	民事	松下 貴彦	マツシタ タカヒコ	47期
"	"	刑事	寺澤 真由美	テラサワ マユミ	47期
山形地方検察庁	検事		吉川 浩平	ヨシカワ コウヘイ	48期
山形県弁護士会	弁護士		宇野 和娘	ウノ カズコ	59期
盛岡地方裁判所	判事	民事	小川 理津子	オガワ リツコ	45期
"	"	刑事	中島 経太	ナカジマ ケイタ	47期
盛岡地方検察庁	検事		鈴木 健俊	スズキ タクトシ	57期
岩手弁護士会	弁護士		榎田 裕之	マスダ ヒロユキ	49期
秋田地方裁判所	判事	民事	齊藤 顕	サイトウ アキラ	47期
"	"	刑事	三浦 隆昭	ミウラ タカアキ	52期
秋田地方検察庁	検事		神田 正淑	カンダ マサヨシ	50期
秋田弁護士会	弁護士		伊勢 昌弘	イセ マサヒロ	42期
青森地方裁判所	判事	民事	田中 一彦	タナカ カズヒコ	46期
"	"	刑事	鎌倉 正和	カマクラ マサカズ	53期
青森地方検察庁	検事		長澤 範幸	ナガサワ ノリユキ	52期
青森県弁護士会	弁護士		竹中 幸	タケナカ タカシ	56期
札幌地方裁判所	判事	民事	谷 有恒	タニ ヌウコウ	44期
"	"	刑事	金子 大作	カネコ ダイサク	47期
札幌地方検察庁	検事		河原崎 秀公	カワラサキ ヒデマサ	45期
札幌弁護士会	弁護士		田中 貴文	タナカ タカフミ	40期
函館地方裁判所	判事	民事	浅岡 千香子	アサオカ チカコ	49期
"	"	刑事	橋本 健	ハシモト タケン	50期
函館地方検察庁	検事		望月 健司	モチツキ ケンジ	50期
函館弁護士会	弁護士		堀田 剛史	ホリタ タカシ	57期

庁名	官職	担当	氏名	フリガナ	備考
旭川地方裁判所	判事	民事	武藤 貴明	ムトウ タカアキ	50期
"	"	刑事	佐藤 英彦	サトウ ヒデヒコ	48期
旭川地方検察庁	検事		海保 一恵	カイホ カズエ	50期
旭川弁護士会	弁護士		辻本 純成	ツジモト ジュンセイ	41期
釧路地方裁判所	判事	民事	須賀 康太郎	スガ コウタロウ	50期
"	"	刑事	三輪 篤志	ミワ アツシ	52期
釧路地方検察庁	検事		龍造寺 秀仁	リュウゾウジ ヒデヒト	53期
釧路弁護士会	弁護士		鏡島 弘幸	ミノシマ ヒロユキ	57期

参列者

日本弁護士連合会 (東京弁護士会)	日弁連司法修習 委員会委員長	野辺 博	ノベ ヒロシ	37期
----------------------	-------------------	------	--------	-----

司法研修所

所長	担当	氏名	フリガナ
教官 (判事)	民事裁判担当	小泉 博嗣	コイズミ ヒロツグ
"	"	花村 良一	ハナムラ リョウイチ
"	刑事裁判担当	鈴木 謙也	スズキ ケンヤ
"	"	細田 啓介	ホソダ ケイスケ
教官 (検事)	検察担当	平出 喜一	ヒライデ ケイチ
"	"	飯島 泰	イイジマ ヤスシ
教官 (弁護士)	民事弁護担当	北 佳子	キタ ヨシコ
"	"	黒河内 明子	クロコウチ アキコ
"	刑事弁護担当	川村 英二	カワムラ エイジ
"	"	神山 啓史	カミヤマ ヒロシ
事務局 局長		水上 洋	ミズカミ ヒロシ
事務局 次長		染谷 武宜	ソメヤ タケノブ
事務局 所付		森田 正則	モリタ マサノリ
		浅川 啓	アサカワ ヒラク

平成28年7月8日(金) 開催

平成28年度

司法修習生指導担当者協議会(第2回)出席者名簿

※ 外字を含む氏名の方につき、一般的な漢字の表記にさせていただきました。御丁承ください。

司法研修所

庁名	官職	担当	氏名	フリガナ	備考
大阪地方裁判所	判事	民事	野田 恵司	ノダ ケイジ	44期
"	"	刑事	長瀬 敬昭	ナガセ タカアキ	46期
大阪地方検察庁	検事		的場 健	マトバ タケシ	55期
大阪弁護士会	弁護士		伴城 宏	バンジョウ ヒロシ	50期
京都地方裁判所	判事	民事	牧 賢二	マキ ケンジ	39期
"	"	刑事	中川 綾子	ナカガワ アヤコ	48期
京都地方検察庁	検事		横山 和可子	ヨコヤマ ワカコ	46期
京都弁護士会	弁護士		吉田 誠司	ヨシダ セイジ	49期
神戸地方裁判所	判事	民事	山口 浩司	ヤマグチ コウジ	42期
"	"	刑事	佐茂 剛	サモ タケシ	43期
神戸地方検察庁	検事		岡田 幸二郎	オカダ コウジロウ	52期
兵庫県弁護士会	弁護士		中山 稔規	ナカヤマ トシノリ	50期
奈良地方裁判所	判事	民事	木太 伸広	キタ ノブヒロ	44期
"	"	刑事	西川 篤志	ニシカワ アツシ	48期
奈良地方検察庁	検事		野口 勝久	ノグチ カツヒサ	44期
奈良弁護士会	弁護士		藤井 茂久	フジイ シゲヒサ	41期
大津地方裁判所	判事	民事	山本 善彦	ヤマモト ヨシヒコ	40期
"	"	刑事	川上 宏	カワカミ ヒロシ	47期
大津地方検察庁	検事		森 隆志	モリ タカシ	44期
滋賀弁護士会	弁護士		西川 真美子	ニシカワ マミコ	54期
和歌山地方裁判所	判事	民事	中山 誠一	ナカヤマ セイイチ	46期
"	"	刑事	浅見 健次郎	アサミ ケンジロウ	40期
和歌山地方検察庁	検事		官本 健志	ミヤモト タケシ	44期
和歌山弁護士会	弁護士		月山 純典	ツキヤマ ジュンスケ	43期
津地方裁判所	判事	民事	岡田 治	オカダ オサム	42期
"	"	刑事	増田 啓祐	マズダ ケイスケ	46期
津地方検察庁	検事		石井 壯治	イシイ タケジ	49期
三重弁護士会	弁護士		一川 敬司	イチカワ ケイジ	63期
福井地方裁判所	判事	民事	林 潤	ハヤシ ジュン	49期
"	"	刑事	入子 光臣	イリコ ミツオミ	49期
福井地方検察庁	検事		相馬 博之	ソウマ ヒロユキ	50期
福井弁護士会	弁護士		神田 芳和	カンダ ヨシカズ	59期
広島地方裁判所	判事	民事	小西 洋	コニシ ヒロシ	46期
"	"	刑事	安藤 範樹	アンドウ ノリキ	44期
広島地方検察庁	検事		横山 繁夫	ヨコヤマ シゲオ	47期
広島弁護士会	弁護士		鶴野 一郎	ウノ イチロウ	39期
山口地方裁判所	判事	民事	桑原 直子	クワハラ ナオコ	45期
"	"	刑事	大寄 淳	オオヨリ ジュン	48期
山口地方検察庁	検事		小松 武士	コマツ タケシ	50期
山口県弁護士会	弁護士		松村 和明	マツムラ カズアキ	44期
岡山地方裁判所	判事	民事	善元 貞彦	ヨシモト サダヒコ	44期
"	"	刑事	江見 健一	エミ ケンイチ	49期
岡山地方検察庁	検事		福田 尚司	フクダ ショウジ	49期
岡山弁護士会	弁護士		大植 浩司	オオウエ コウジ	61期
鳥取地方裁判所	判事	民事	藤澤 裕介	フジサワ ユウスケ	51期
"	"	刑事	辛島 明	カラシマ アキラ	51期
鳥取地方検察庁	検事		田畑 光行	タバタ ミツユキ	52期
鳥取県弁護士会	弁護士		森 祥平	モリ ショウヘイ	57期
松江地方裁判所	判事	民事	杉山 順一	スギヤマ ジュンイチ	44期
"	"	刑事	大野 洋	オオノ ヒロシ	52期
松江地方検察庁	検事		吉浪 正洋	ヨシナミ マサヒロ	50期

庁名	官職	担当	氏名	フリガナ	備考
島根県弁護士会	弁護士		熱田 雅夫	アツタ マサオ	46期
福岡地方裁判所	判事	民事	倉澤 守春	クラサワ モリハル	45期
"	"	刑事	松藤 和博	マツフジ カズヒロ	40期
福岡地方検察庁	検事		渡口 鶴	トグチ ツグミ	44期
福岡県弁護士会	弁護士		田瀬 憲夫	タセ ノリオ	59期
佐賀地方裁判所	判事	民事	不破 大輔	フワ ダイスケ	57期
"	判事	刑事	吉井 広幸	ヨシイ ヒロユキ	43期
佐賀地方検察庁	検事		大山 輝幸	オオヤマ テルユキ	60期
佐賀県弁護士会	弁護士		松尾 弘志	マツオ ヒロシ	44期
長崎地方裁判所	判事	民事	松葉 佐隆之	マツバサ タカユキ	47期
"	"	刑事	官本 聡	ミヤモト サトシ	49期
長崎地方検察庁	検事		上保 由樹	ジョウホ ユキ	49期
長崎県弁護士会	弁護士		中西 祥之	ナカニシ ヨシユキ	57期
大分地方裁判所	判事	民事	竹内 浩史	タケウチ ヒロシ	39期
"	"	刑事	今泉 裕登	イマイズミ ヒロト	49期
大分地方検察庁	検事		山本 保慶	ヤマモト ヤスヨシ	51期
大分県弁護士会	弁護士		渡辺 耕太	ワタナベ コウタ	48期
熊本地方裁判所	判事	民事	遠藤 浩太郎	エンドウ コウタロウ	45期
"	"	刑事	溝園 禎久	ミノクニ ヨシヒサ	44期
熊本地方検察庁	検事		大久保 仁規	オオクボ ヒトシ	51期
熊本県弁護士会	弁護士		辻上 友男	ツジガミ トモオ	64期
鹿児島地方裁判所	判事	民事	鎌野 真敬	カマノ マサヒロ	48期
"	"	刑事	富田 敦史	トミタ アツシ	47期
鹿児島地方検察庁	検事		平野 大輔	ヒラノ ダイスケ	51期
鹿児島県弁護士会	弁護士		熊谷 光司	クマガイ コウジ	51期
宮崎地方裁判所	判事	刑事	岡崎 忠之	オカザキ タダユキ	53期
宮崎地方検察庁	検事		野村 安秀	ノムラ ヤスヒデ	50期
宮崎県弁護士会	弁護士		近藤 日出夫	コンドウ ヒデオ	46期
那覇地方裁判所	判事	民事	森健 一	モリカギ ハジメ	49期
"	"	刑事	潮海 二郎	シオミ ジロウ	51期
那覇地方検察庁	検事		石島 正貨	イシジマ マサタカ	49期
沖縄弁護士会	弁護士		田島 啓己	タジマ ヒロキ	54期
高松地方裁判所	判事	民事	森實 将人	モリザネ マサト	42期
"	"	刑事	野村 賢	ノムラ マサル	48期
高松地方検察庁	検事		小弓場 文彦	コユバ フミヒコ	44期
香川県弁護士会	弁護士		馬場 基尚	ババ モトヒサ	50期
徳島地方裁判所	判事	民事	川畑 公美	カワバタ クミ	43期
"	"	刑事	坂本 好司	サカモト コウジ	50期
徳島地方検察庁	検事		山田 忠宏	ヤマダ タダヒロ	50期
徳島県弁護士会	弁護士		上地 大三郎	カミジ ダイザブロウ	49期
高知地方裁判所	判事	民事	石丸 将利	イシマル マサトシ	49期
"	"	刑事	山田 裕文	ヤマダ ヒロフミ	51期
高知地方検察庁	検事		島根 寮	シマネ タケシ	51期
高知県弁護士会	弁護士		大塚 文	オオツカ ジョウ	55期
松山地方裁判所	判事	民事	西 理香	ニシ リカ	47期
"	"	刑事	日野 浩一郎	ヒノ コウイチロウ	49期
松山地方検察庁	検事		佐竹 毅	サタケ ツヨシ	49期
愛媛県弁護士会	弁護士		吉村 紀行	ヨシムラ ノリユキ	57期

庁名	官職	担当	氏名	フリガナ	備考
参列者					
日本弁護士連合会 (東京弁護士会)	日弁連司法修習 委員会委員長		野辺 博	ノベ ヒロシ	37期

司法研修所

所長		小泉博嗣	コイズミ ヒロツグ
教官(判事)	民事裁判担当	花村良一	ハナムラ リョウイチ
"	"	鈴木謙也	スズキ ケンヤ
"	刑事裁判担当	細田啓介	ホソダ ケイスケ
"	"	平出喜一	ヒライデ ケイチ
教官(検事)	検察担当	飯島 泰	イイジマ ヤスシ
"	"	北 佳子	キタ ヨシコ
教官(弁護士)	民事弁護担当	黒河内 明子	クロコウチ アキコ
"	"	川村英二	カワムラ エイジ
"	刑事弁護担当	神山啓史	カミヤマ ヒロシ
"	"	水上 洋	ミズカミ ヒロシ
事務局 長		染谷 武直	ソメヤ タケノブ
事務局 次長		森田 正則	モリタ マサノリ
事務局 所付		浅川 啓	アサカワ ヒラク

協 議 事 項

1 導入修習を実施したことによる分野別実務修習への効果や影響等について

(出題理由及び協議事項)

導入修習については、2期分を実施したところであるが、その効果や影響を注意深く見ながら、着実に改善を図っていく必要がある。そこで、主として分野別実務修習の円滑な実施という目的を達成できているかという観点から、導入修習を実施したことによる第69期司法修習の分野別実務修習への効果や影響等について伺いたい。また、そうした効果・影響等や分野別実務修習との役割分担といった観点を踏まえ、導入修習の今後のカリキュラム等に対する要望があれば伺いたい。

2 分野別実務修習の実情及び充実方策について

(出題理由)

昨年度の協議を経て、第69期司法修習からは、指導担当者全員に対して実務修習ガイドラインを配布することとして指導する側の意識が醸成されるとともに、司法修習生側にも司法修習ハンドブックに同ガイドラインを掲載し、同ガイドラインに沿った書式に改めた実務修習結果簿への記入を求めることとして、自らの受ける指導の方針が意識されるようになったところである。

このような状況を踏まえ、同ガイドラインに沿った指導を始めとした分野別実務修習の充実方策等について協議したい。

(具体的協議事項)

- (1) 分野別実務修習において、①同ガイドラインに示された修習課題(件数)の達成状況、②(①において達成状況が芳しくないとするれば)そのあい路と解決策、③①を外形的に達成するだけでなく、内容的にも充実させる必要性の理解の状況について
- (2) その他、分野別実務修習を更に充実させるための方策について

3 選択型実務修習の実情及び充実方策について

・(出題理由及び協議事項)

- (1) 第69期の選択型実務修習では、全国プログラムの拡充が図られ、また、地域によっては、個別プログラムの提供数を増やすなどの取組がされたところである。このような選択型実務修習の実施状況等を踏まえ、なお選択型実務修習の充実を図るために検討していることがあれば伺いたい（三庁会の各提供プログラムの実施時期の重複解消の具体策等）。
- (2) ホームグラウンド修習の実施の在り方について

以 上

資料目録

(事務局長説明関係)

- 1 第68期集合修習A班カリキュラムの概要
- 2 第68期集合修習B班カリキュラムの概要
- 3 第69期修習日程
- 4 第69期導入修習カリキュラムの概要
- 5 第69期A班集合修習日程予定表
- 6 第69期B班集合修習日程予定表
- 7 第68期司法修習生の貸与申請の状況(平成27年11月27日現在)
- 8 第69期司法修習生の貸与申請の状況(平成28年3月28日現在)
- 9 第70期修習日程
- 10 第70期事務日程
- 11 全国プログラムの募集から決定まで(第70期)
- 12 導入修習後の状況等に関するアンケート集計結果(第68期)
- 13 第68期導入修習の評価の概要
- 14 第68期導入修習の評価について(民事裁判)
- 15 第68期導入修習の評価について(刑事裁判)
- 16 第68期導入修習の評価について(検察)
- 17 第68期導入修習の評価について(民事弁護)
- 18 第68期導入修習の評価について(刑事弁護)
- 19 第69期導入修習に関するアンケート集計結果
- 20 幹事会ワーキンググループにおける検討結果
- 21 「弁護実務修習ガイドライン」の配布及びこれに沿った修習の実施について(依頼)
- 22 修習結果簿(68期第1クール:民事裁判修習)集計結果
- 23 修習結果簿(68期第1クール:刑事裁判修習)集計結果
- 24 修習結果簿(68期第1クール:検察修習)集計結果
- 25 修習結果簿(68期第1クール:弁護修習)集計結果
- 26 座学等集計表(第66期・第68期・第69期の比較)
- 27 第69期の選択型実務修習(全国プログラム)拡充の取組
- 28 選択型実務修習における全国プログラムへの修習生の応募推進について(依頼)
- 29 選択型実務修習 全国プログラム集計(第69期)
- 30 法曹養成制度改革の更なる推進について
- 31 法曹養成制度改革のための連絡協議体制について
- 32 修習結果簿(69期第1クール:民事裁判修習)集計結果
- 33 修習結果簿(69期第1クール:刑事裁判修習)集計結果
- 34 修習結果簿(69期第1クール:検察修習)集計結果
- 35 修習結果簿(69期第1クール:弁護修習)集計結果

(注) 上記資料は、平成28年度司法修習生指導担当者協議会において使用いたしますので、事前に御一読の上、同協議会に御持参くださいますようお願いいたします。

①

(平成28・2・15)

第68期集合修習A班カリキュラムの概要

司法研修所

は し が き

平成26年度（第68期）司法修習生のうち、A班（実務修習地が東京、立川、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、奈良、大津、和歌山である者）を対象とする集合修習のカリキュラムは、14クラス編成で平成27年8月17日に開始され、同年9月30日に終了した（その後、各実務修習地等において選択型実務修習が実施された。）。

第68期A班の集合修習のカリキュラムの概要は、この資料及び別添「平成26年度（第68期）司法修習生A班集合修習日程予定表」のとおりである。

集合修習のカリキュラム策定に当たっては、法科大学院において修得した学識及び実務の基礎的素養等並びに分野別実務修習の成果を踏まえて「幅広い法曹の活動に共通して必要とされる法的問題の解決のための基本的かつ汎用的な技法と思考方法」（司法修習生指導要綱（甲）第1章第1）を修得させる観点から、実務修習を補完し、司法修習生全員に、実務の標準的な知識、技法の教育を受ける機会を与えるとともに、体系的で汎用性のある実務知識や技法を修得させることを旨としている（要綱（甲）第3章第1）。

このような趣旨を踏まえ、第68期A班においても、修習記録を用いて司法修習生に文書を起案させ、討論、講評を行うことを指導の中心としつつ（同第4の1）、従来の司法修習で要求していたような法律書面の全体を形式面も含めて起案させることにはこだわらず、より実質的に、書面の内容の根底をなす思考過程を明らかにさせることを重視する方法で出題がされているほか、ロールプレイングも含めた民事・刑事の様々な講義、演習、問題研究や法曹倫理、国際人権等に関する演習、講演なども実施された。

司法修習生指導担当者各位におかれては、本資料を今後の実務修習の参考としていただきたい。

第1 民事関係科目

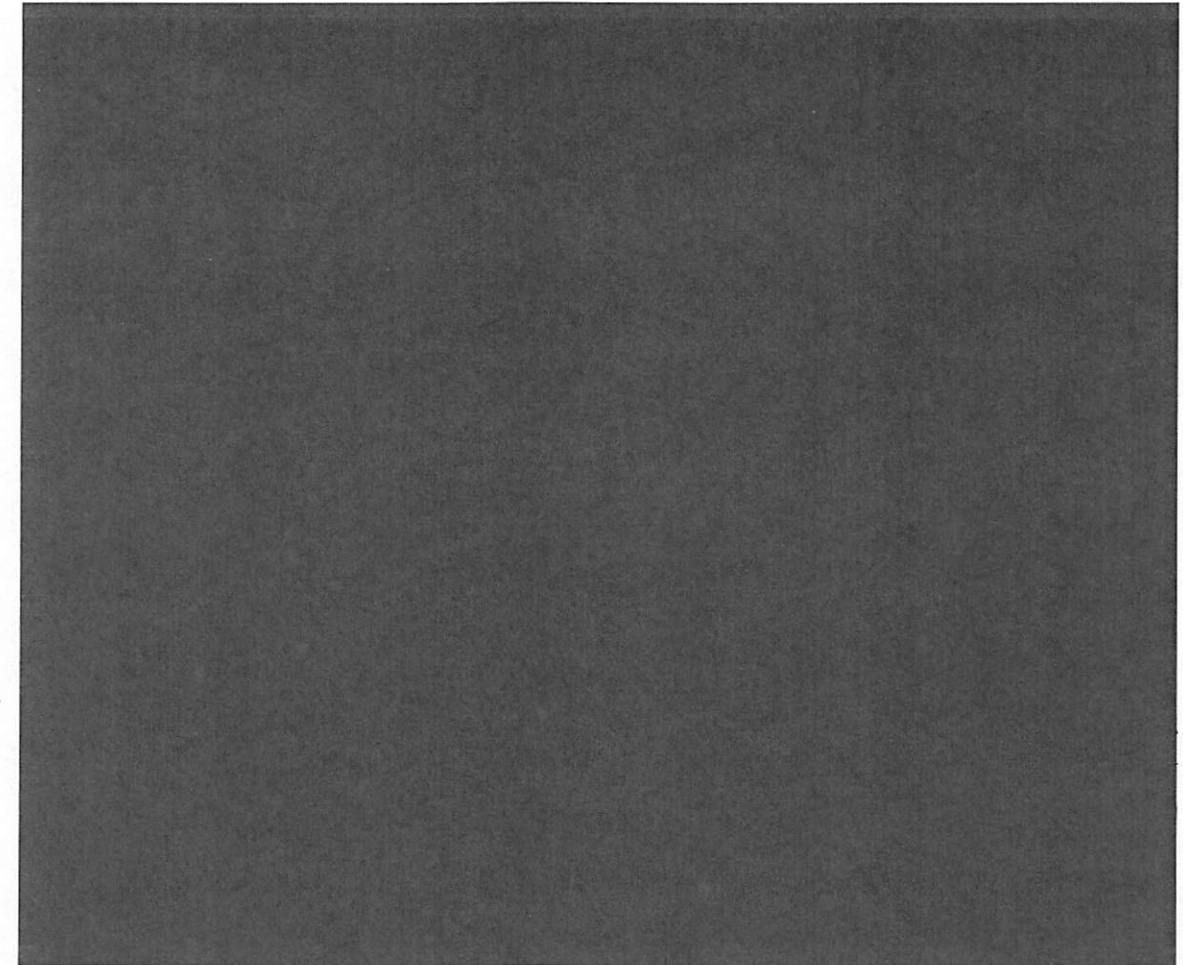
I 民事裁判

1 講義

集合修習の冒頭に、集合修習に向けてのガイダンスをし、集合修習における民事裁判科目及び民事共通科目の修習内容を説明してその意義を理解させ、今後の学修方法に関する指導を行うことで集合修習への動機付けを行った。

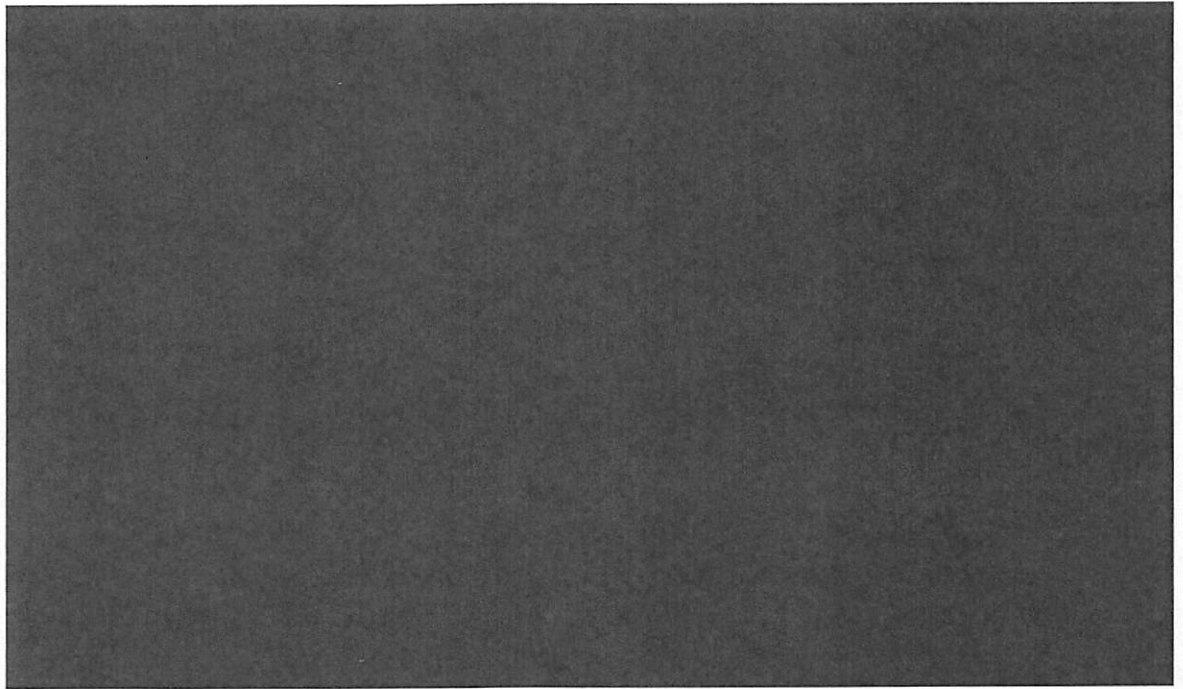
2 起案

(1) 総説

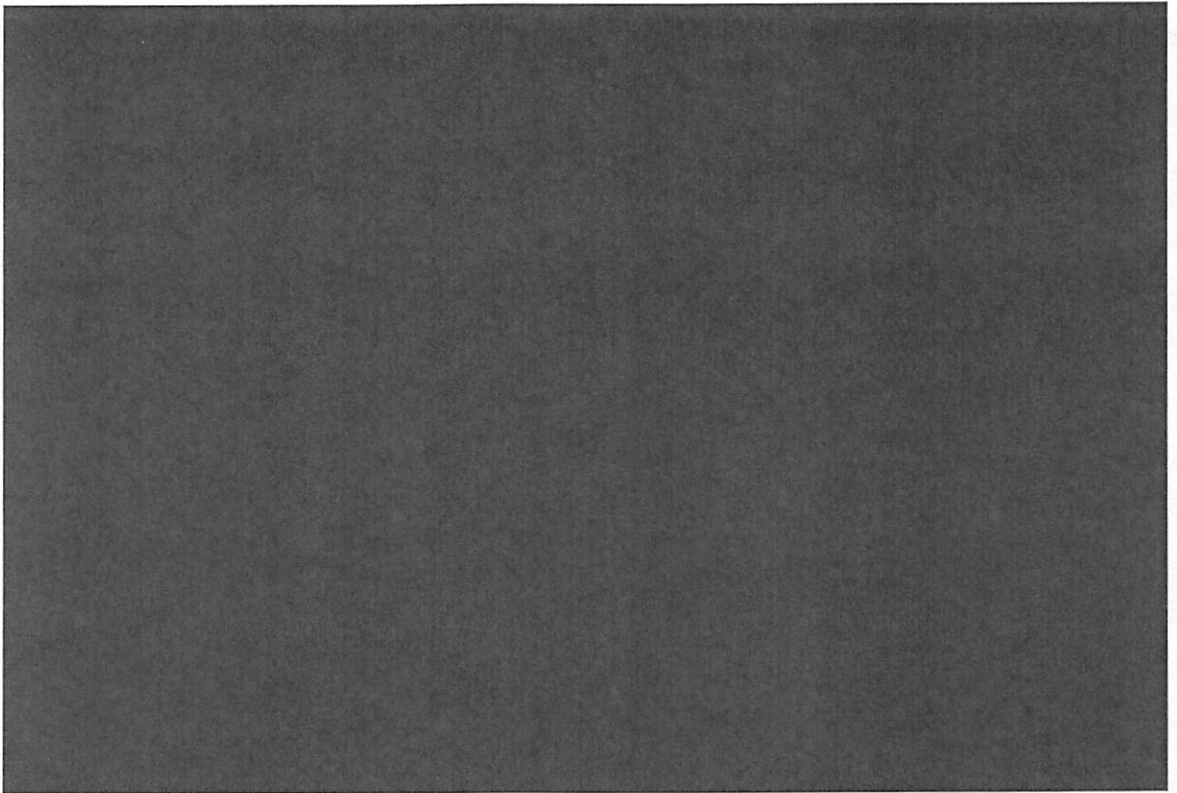


(2) 起案 1

ア 事案の概要



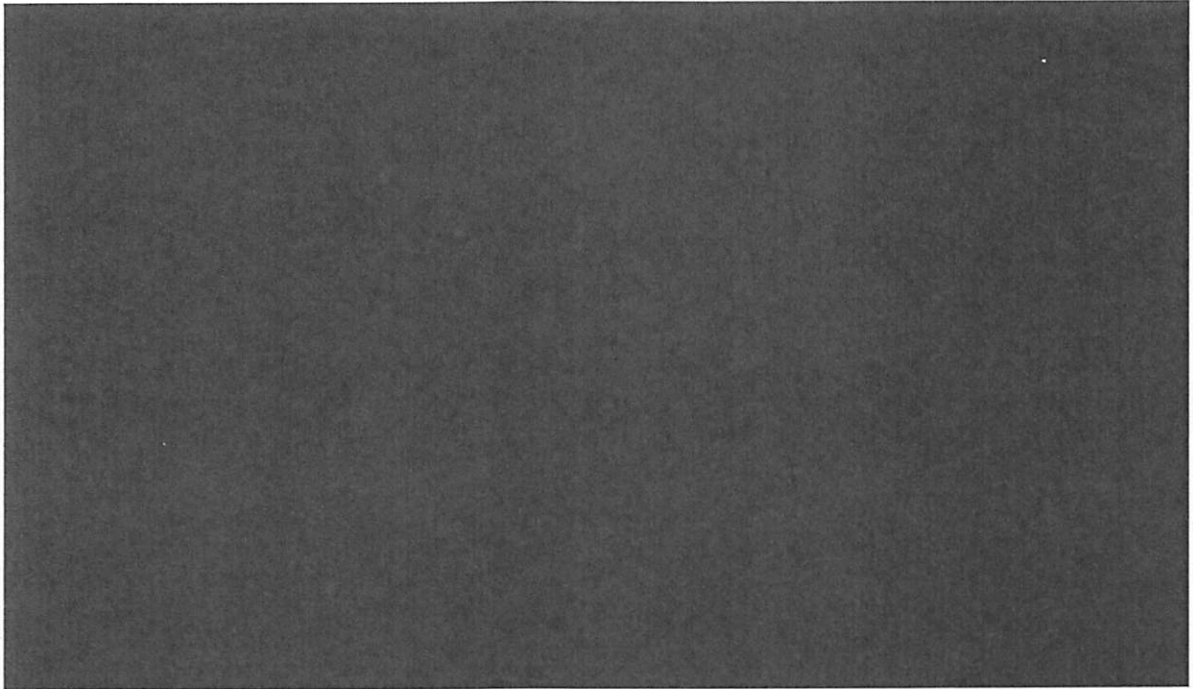
イ 起案事項等



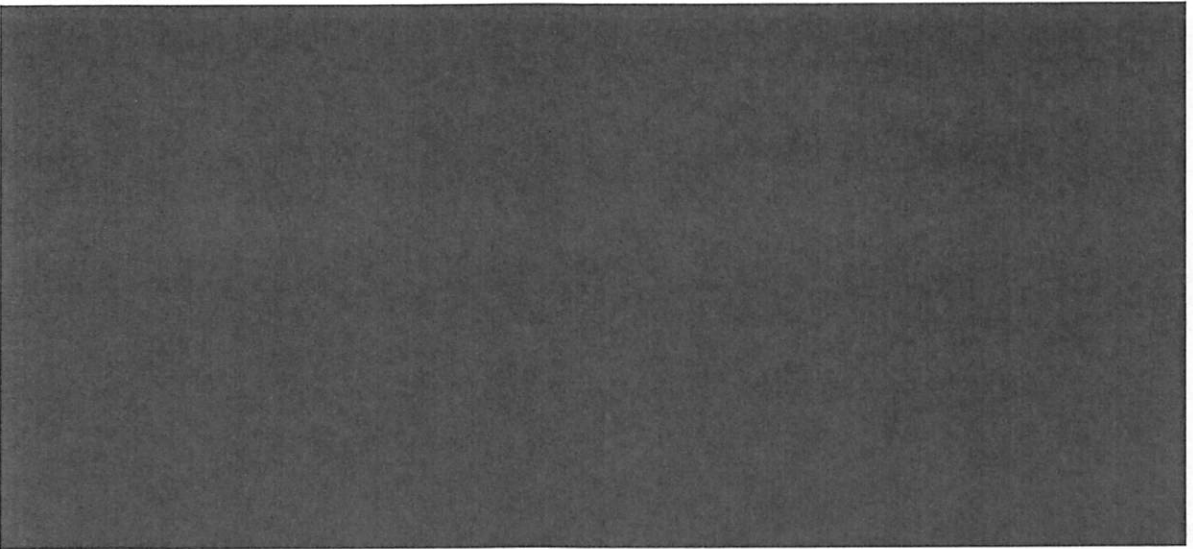
(3) 起案 2

ア 事案の概要





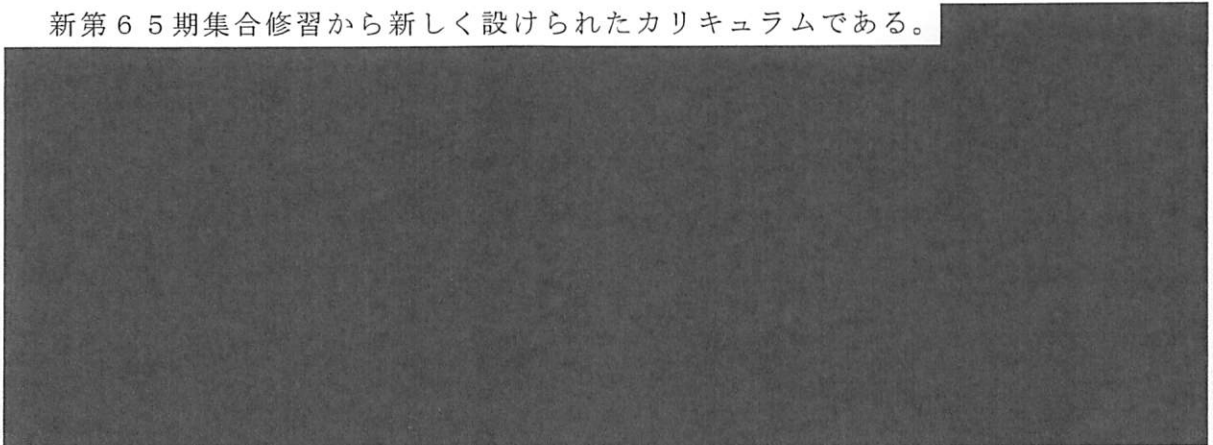
イ 起案事項等

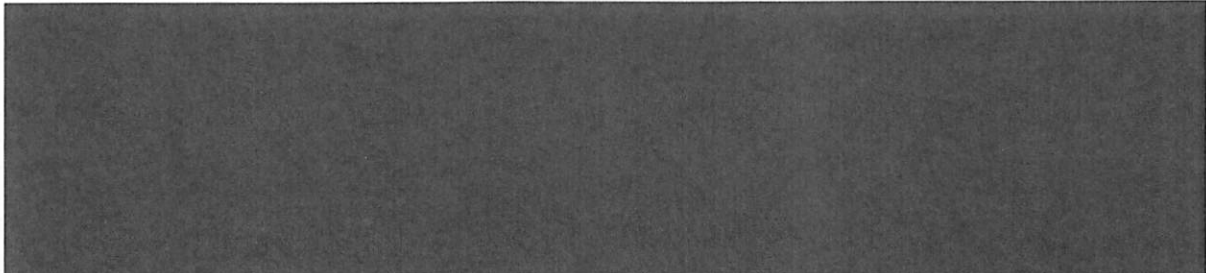


3 演習（争点整理）

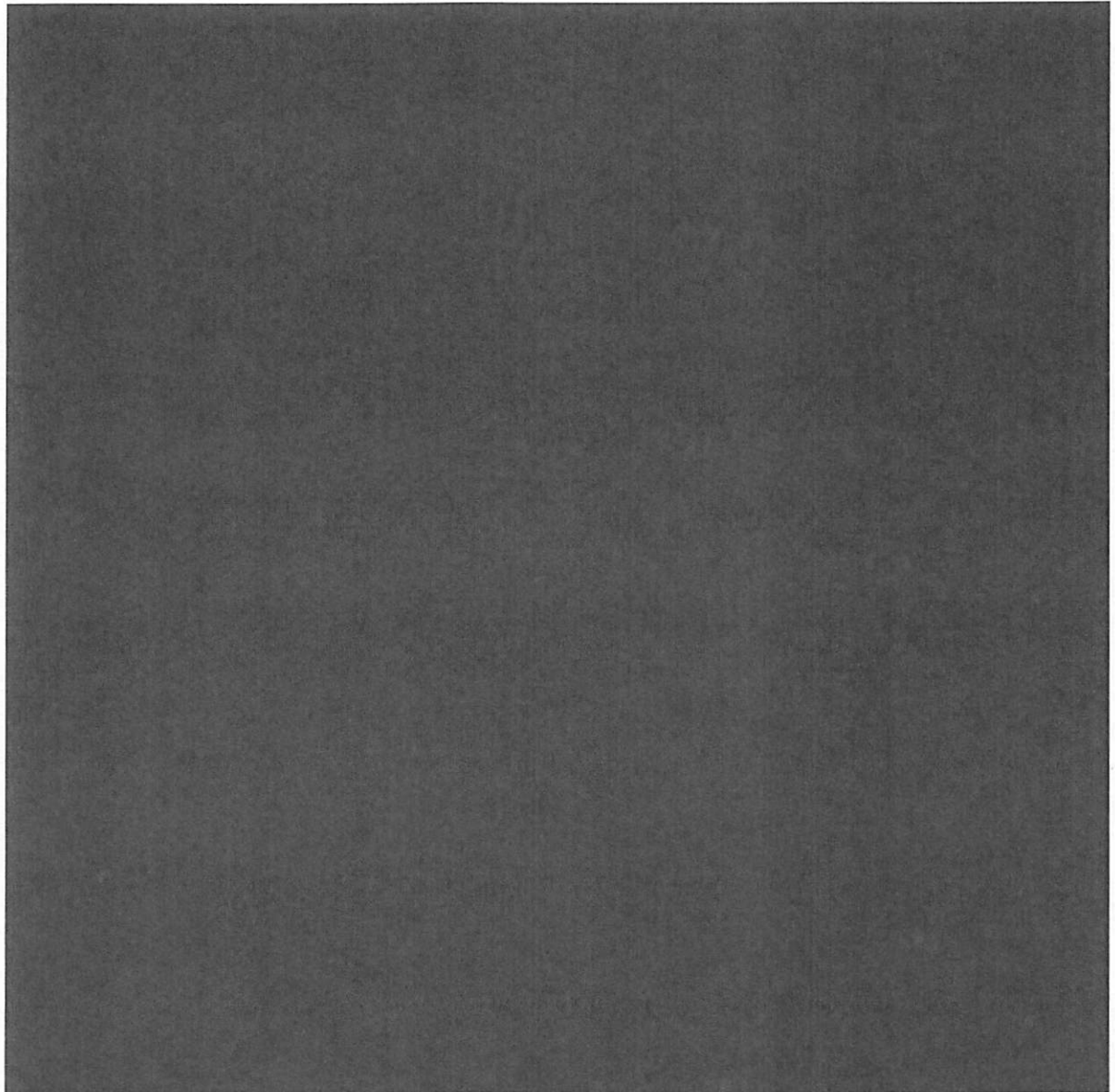
(1) 総説

新第65期集合修習から新しく設けられたカリキュラムである。

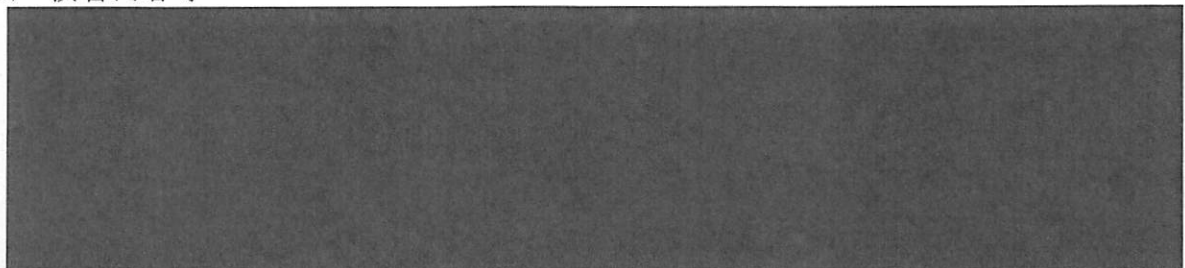


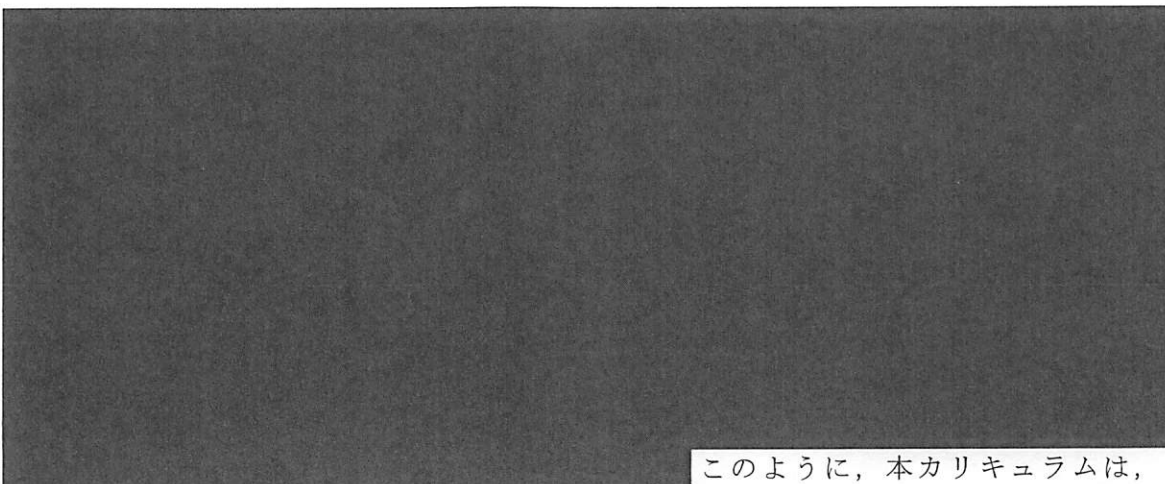


(2) 事案の概要



(3) 演習内容等



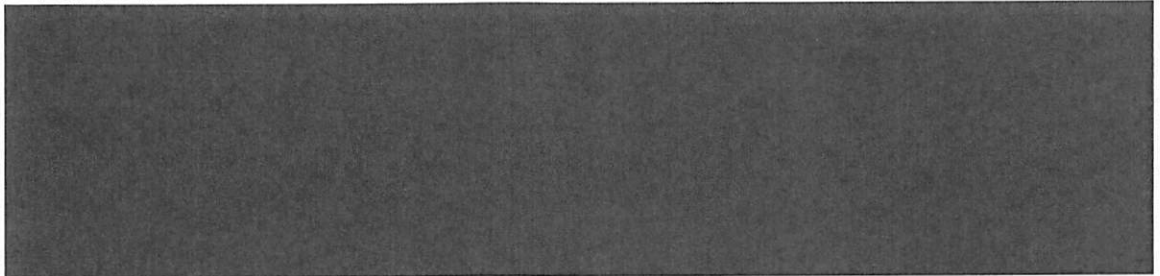


このように，本カリキュラムは，実務家としての基礎的かつ実践的な思考力，状況に応じた問題解決能力の養成を目的とするものであり，法曹としての実際の活動との架橋を意識したものである。

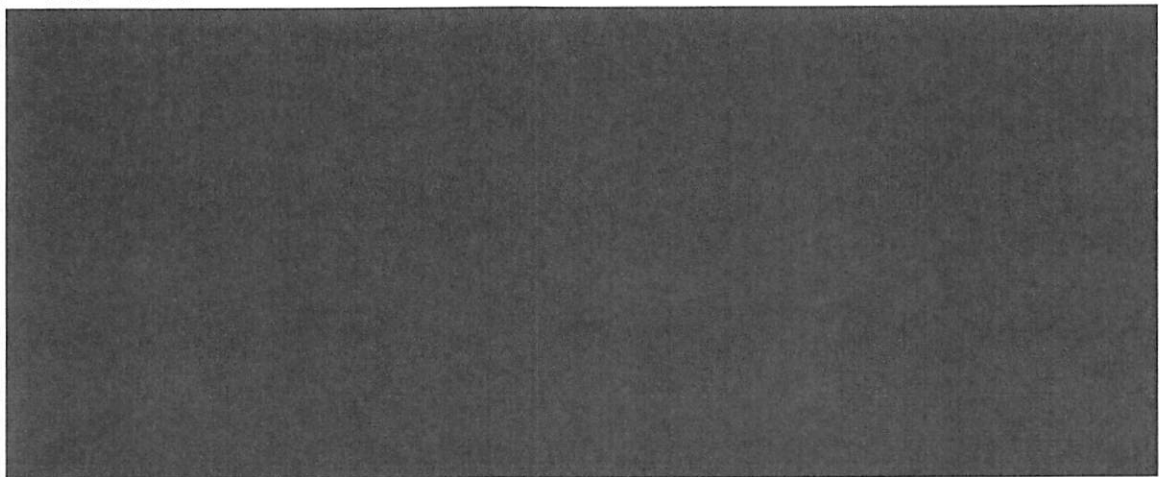
Ⅱ 民事弁護

1 問題研究

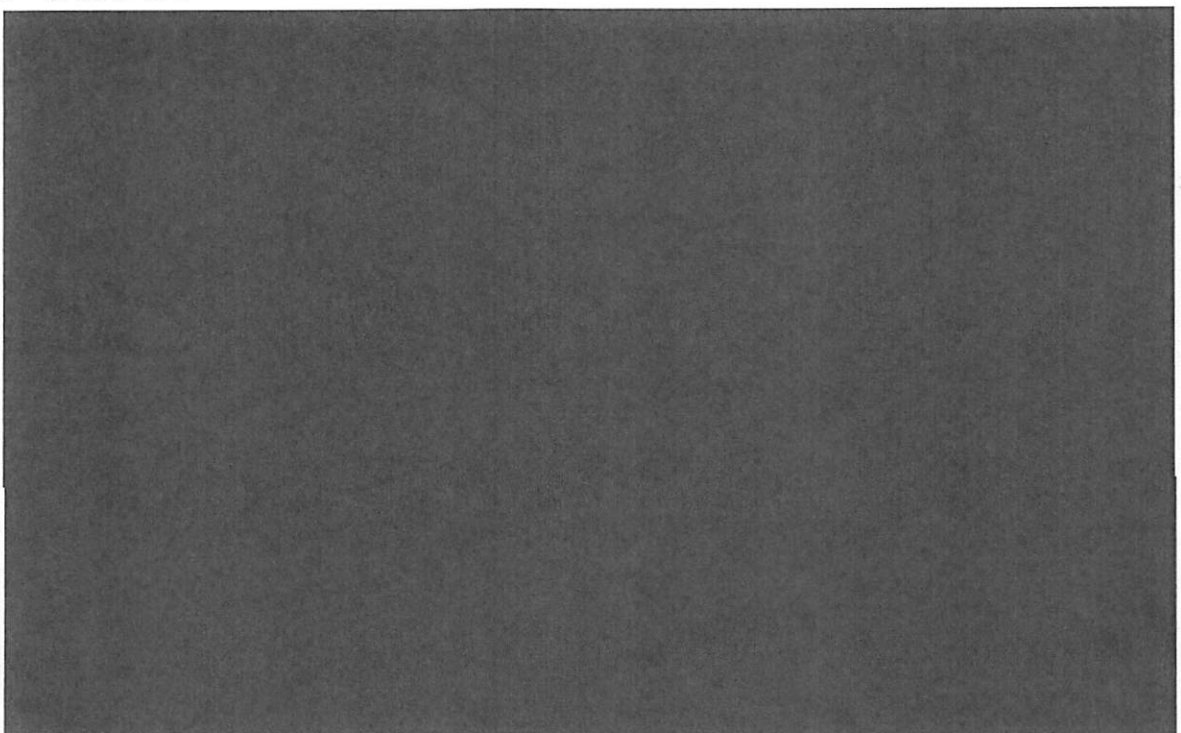
(1) 実施内容



(2) 事案の概要



(3) 研究事項等



[Redacted]

2 起案

(1) 起案 1

ア 事案の概要

[Redacted]

イ 起案事項等

[Redacted]

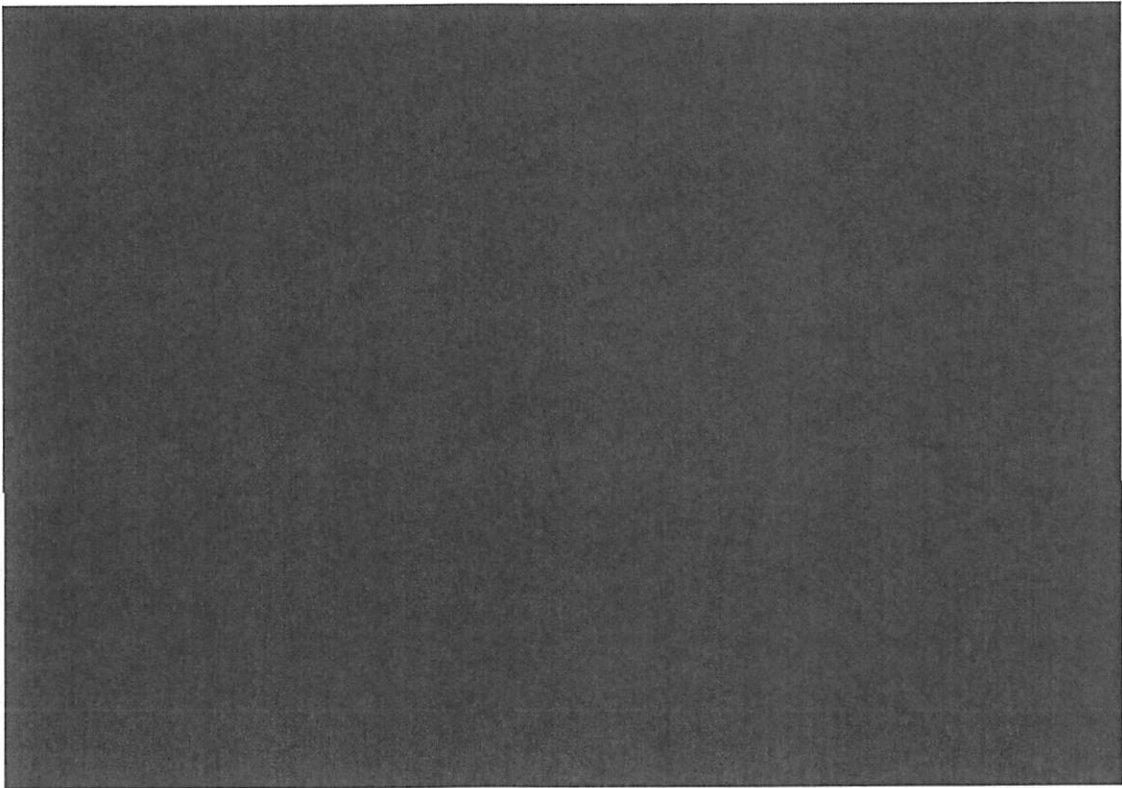
(2) 起案 2

ア 事案の概要

[Redacted]

イ 起案事項等

[Redacted]



3 演習

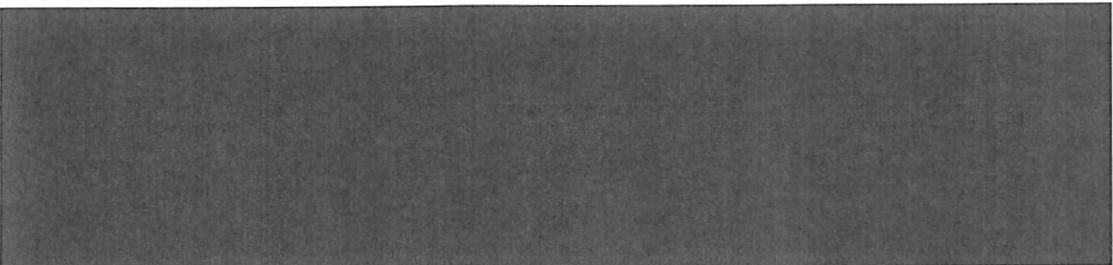
(1) 演習 1 (法律相談)

ア 実施の概要



イ 演習の目的

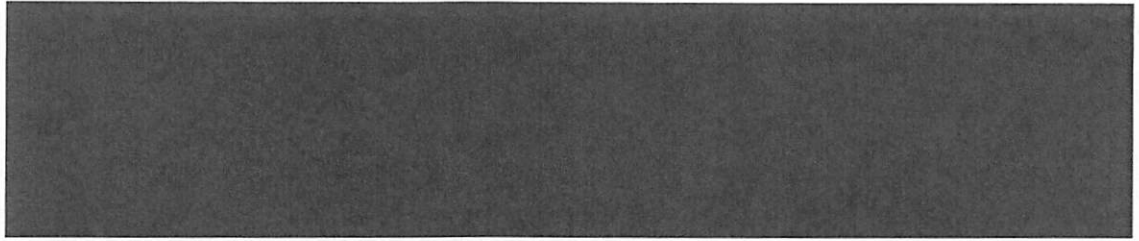
法律相談は、受任に先立つ行為として、受任の可否、事案解決の見込み、処理方針などを判断し、かつ、依頼者に対して、事案処理方針の説明、報酬等の説明をした上で、弁護士委任契約の締結などを行う重要なステージである。また、依頼者から適切に事案の本質を聴き出し、かつ、依頼者との信頼関係を醸成する重要な場でもある。



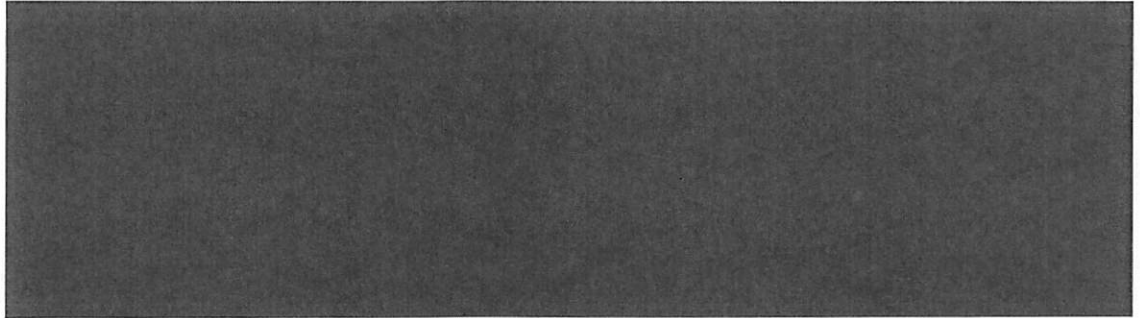
ウ 事案の概要

(ア) ケース 1

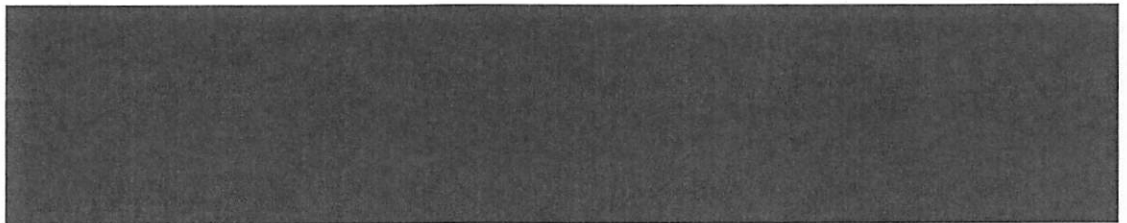




(イ) ケース 2

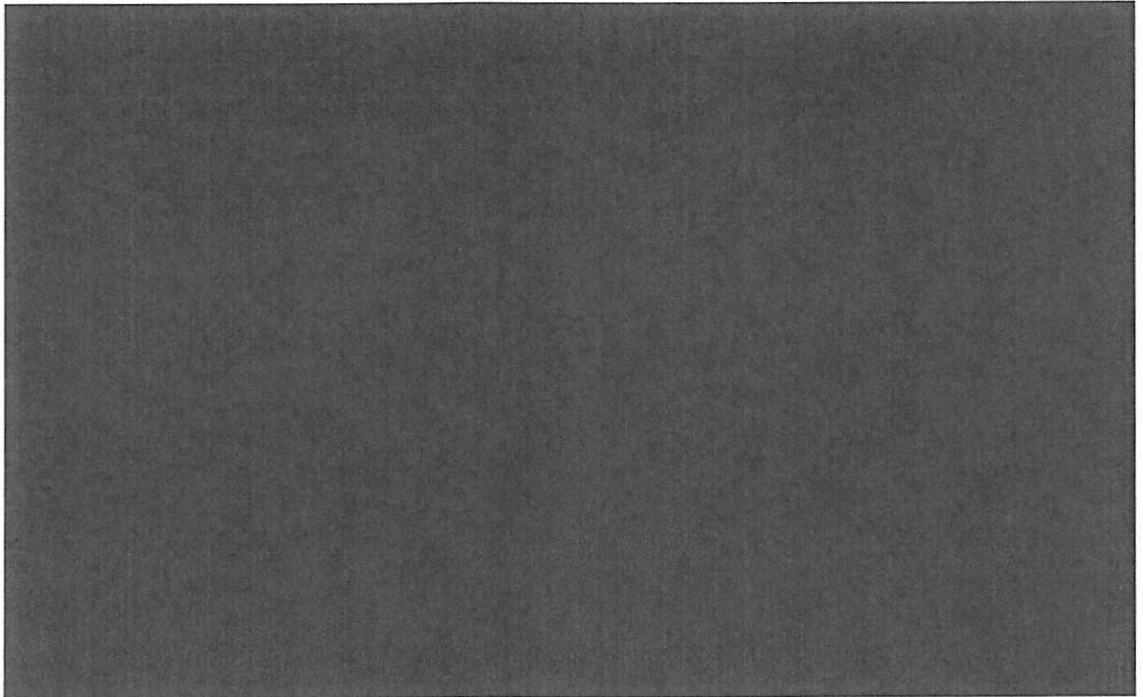


エ 実施内容



(2) 演習 2 (通知書・和解条項)

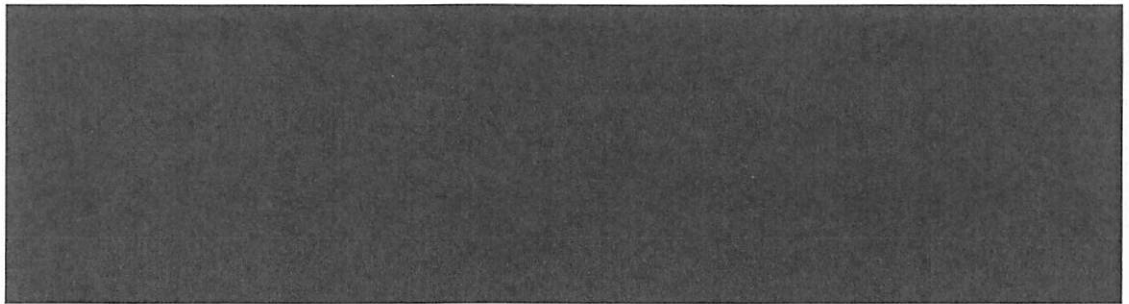
ア 実施の概要



イ 演習の目的

初対面の相談者は、必ずしも弁護士に対し自己に不利益な事実や資料を進んで開示するとは限らない。また、紛争の実像は、代理人から見て、初回の法律相談

での聴き取りだけでその全体像が明らかになるとは限らない。



ウ 実施内容

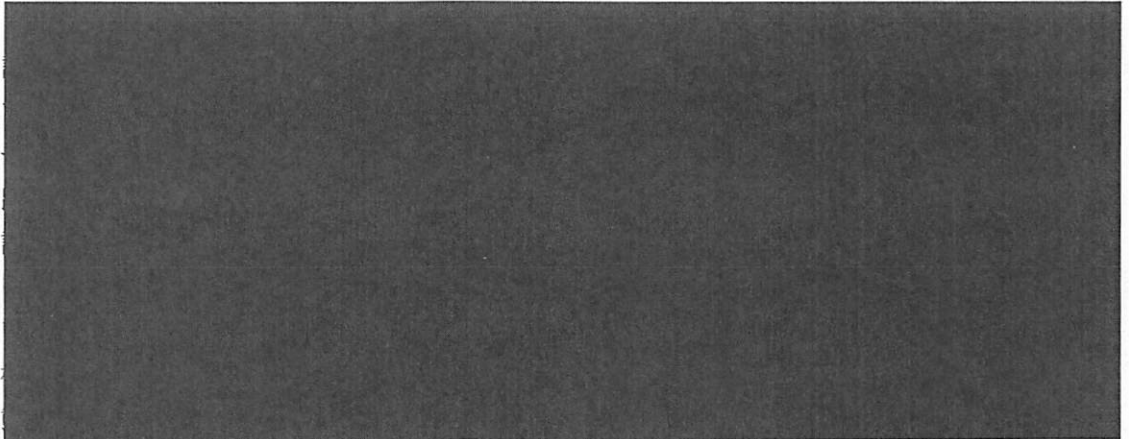


Ⅲ 民事共通

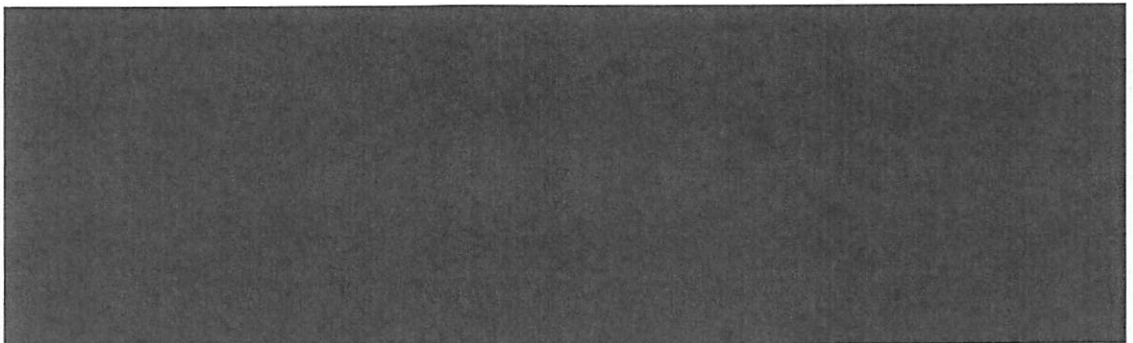
1 民事共通演習 1 から 4 まで

(1) 総説

ア 趣旨

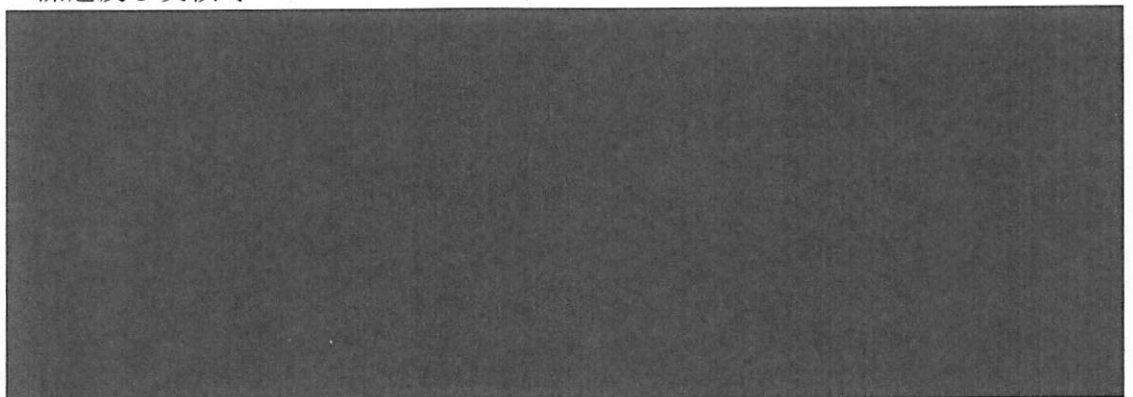


イ 事案の概要



(2) 民事共通演習 1 (口頭弁論)

ア 課題及び実演等

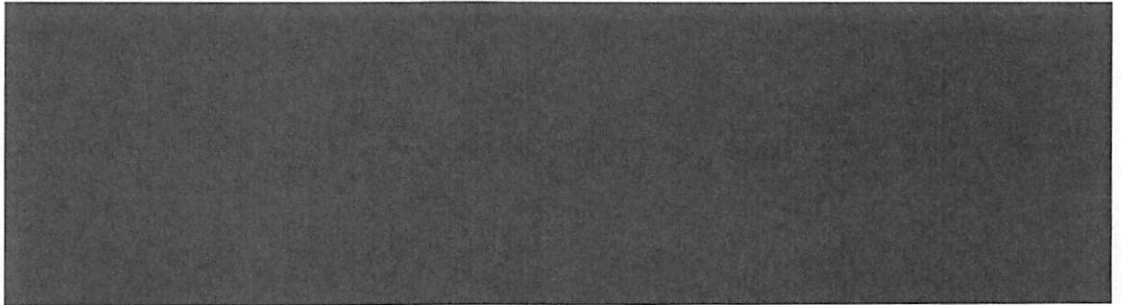


イ 講評



(3) 民事共通演習 2 (弁論準備手続期日)

ア 課題及び実演等

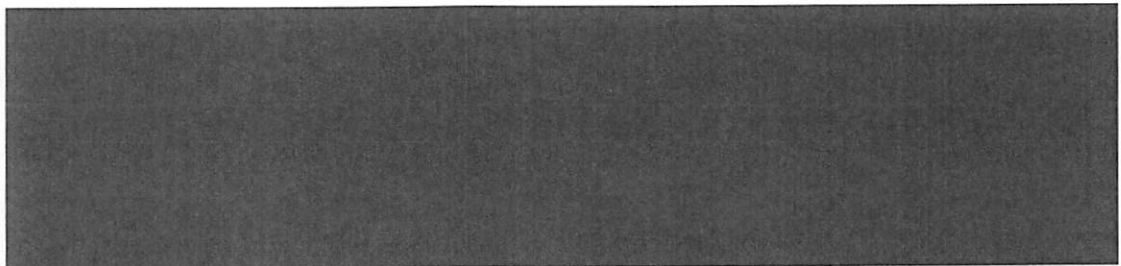


イ 講評等



(4) 民事共通演習 3 (交互尋問)

ア 趣旨



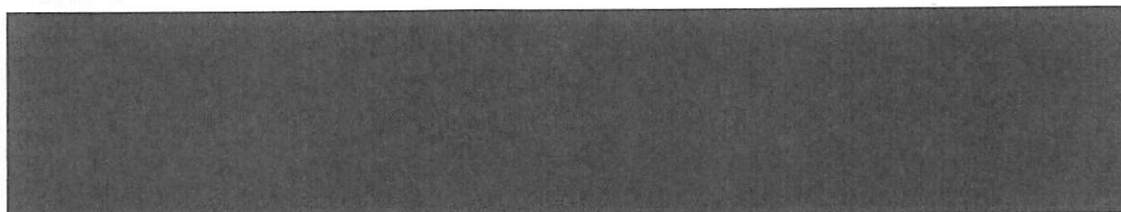
イ 事前準備等



ウ 交互尋問等



エ 講評等



(ア) 外部講師 (裁判所職員総合研修所教官) による講評



(イ) 教官による講評



(ウ) 事実認定討論





(5) 民事共通演習 4 (判決)

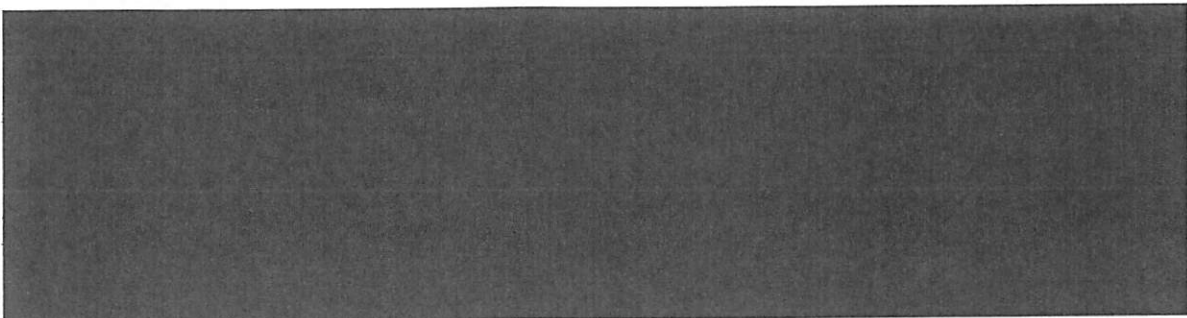
ア 判決



イ 講評



2 民事共通問題研究 (和解)

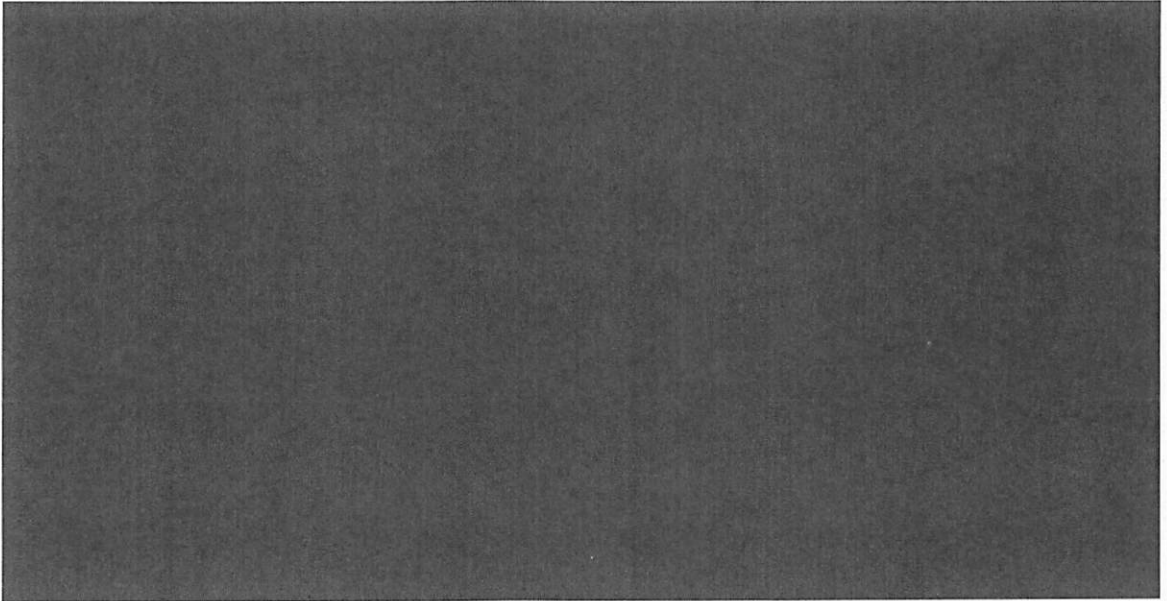


第2 刑事関係科目

I 刑事裁判

1 起案

(1) 総説



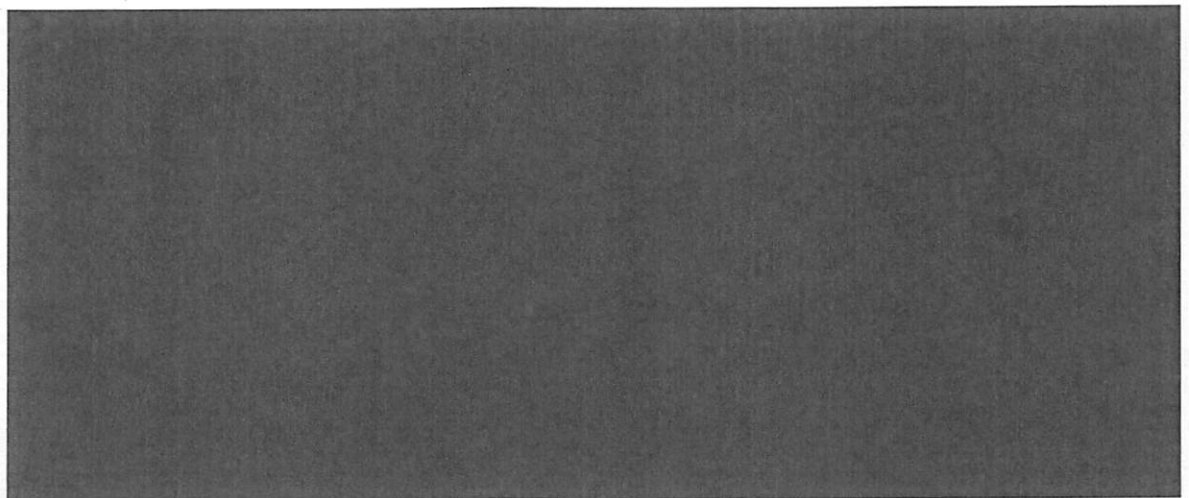
なお、いずれの設問についても、書式、形式等を要求するものではないし、単なる知識を問うものでもなく、新司法修習における指導理念に対応した、法曹としての活動に共通して必要となる汎用性のある基礎的な能力を修得させることに重点を置いて出題している。

(2) 起案1

ア 事案の概要



イ 起案事項



[Redacted]

ウ 講評

[Redacted]

(3) 起案 2

ア 事案の概要

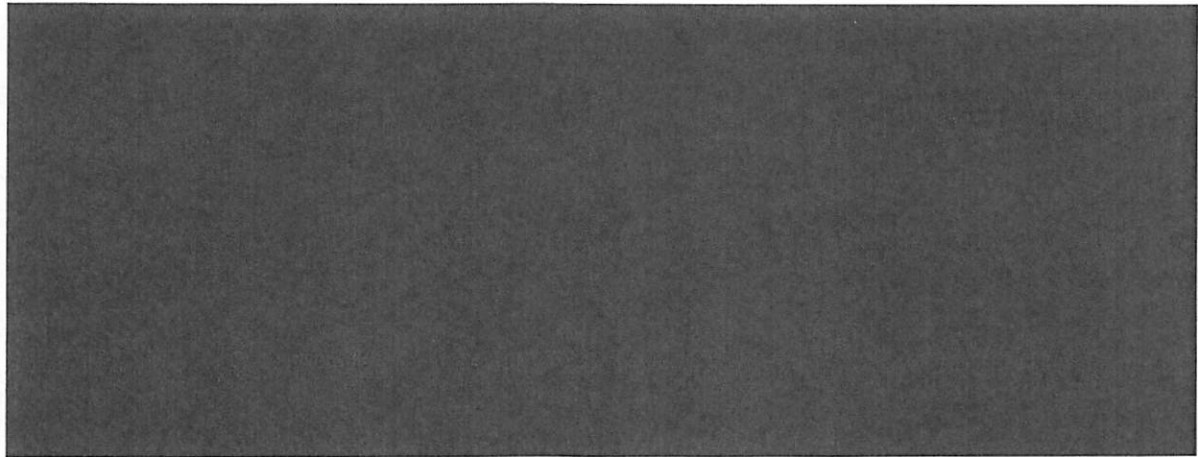
[Redacted]

イ 起案事項

[Redacted]

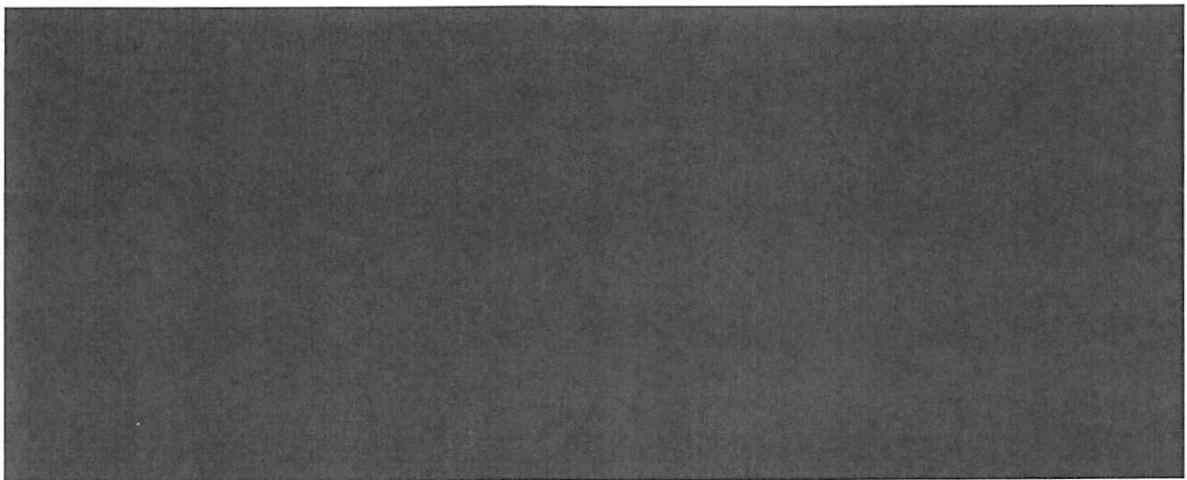
ウ 講評

[Redacted]

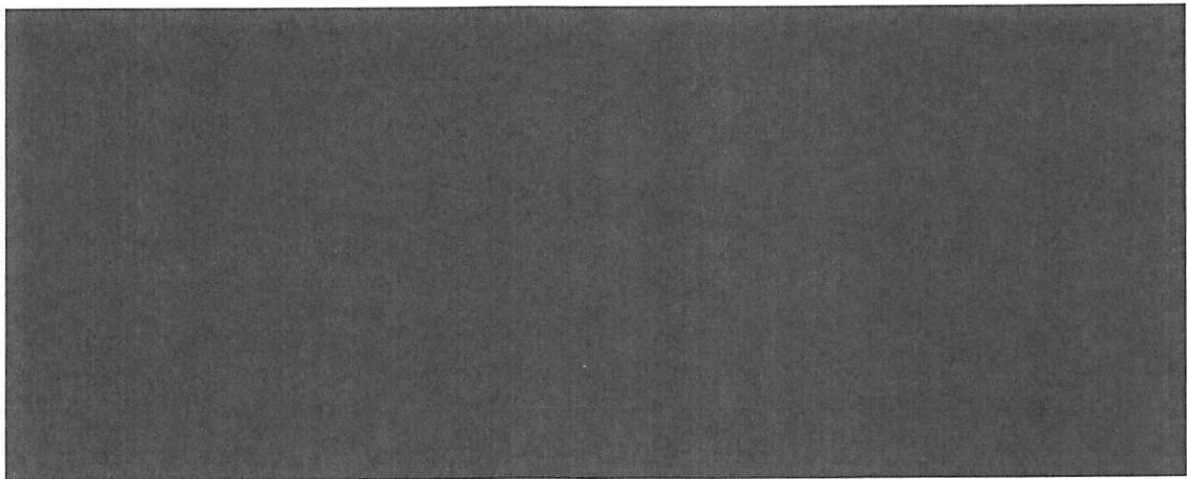


2 問題研究

(1) 指導目標



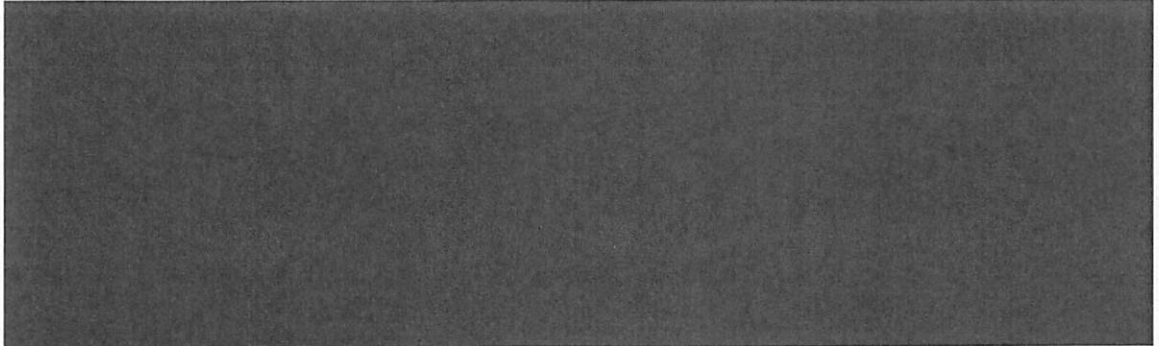
(2) 実施内容



Ⅱ 検 察

1 起案

(1) 検察起案の概要



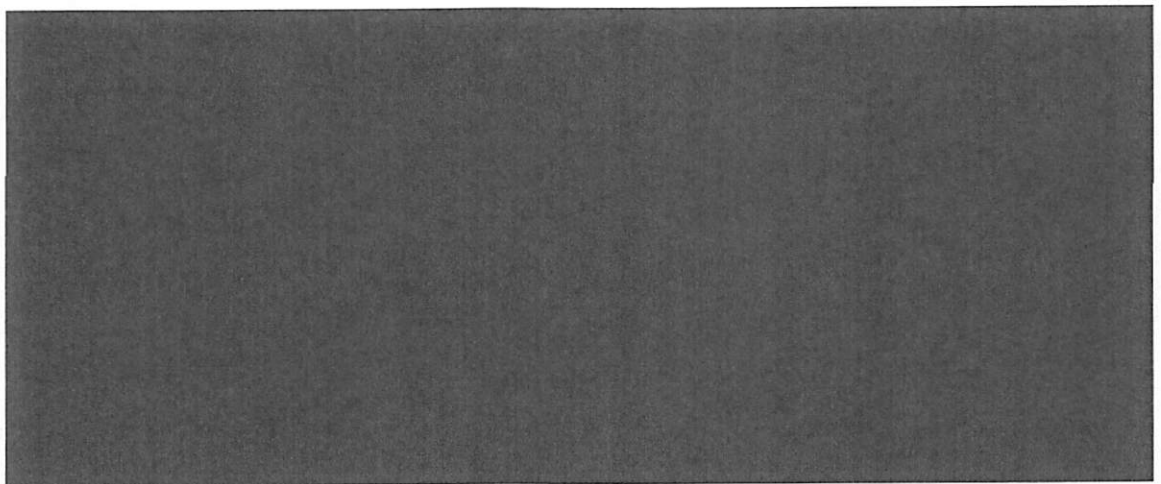
司法修習における指導理念に対応し，法曹としての汎用性のある基礎的な能力を習得させることに重点を置いた出題であり，刑事手続に関する問題についても，単に法的知識を問うだけではなく，修習記録中に現れた具体的な事実関係を正確に把握しなければ正解に達し得ない問題を出題するように配慮した。

(2) 起案 1

ア 事案の概要

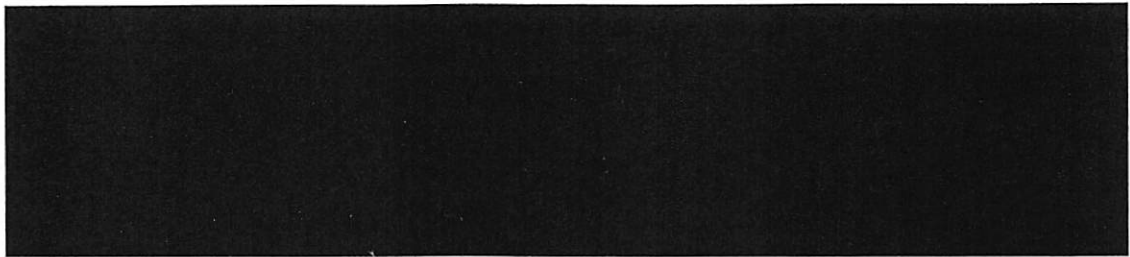


イ 起案事項等



ウ 講評



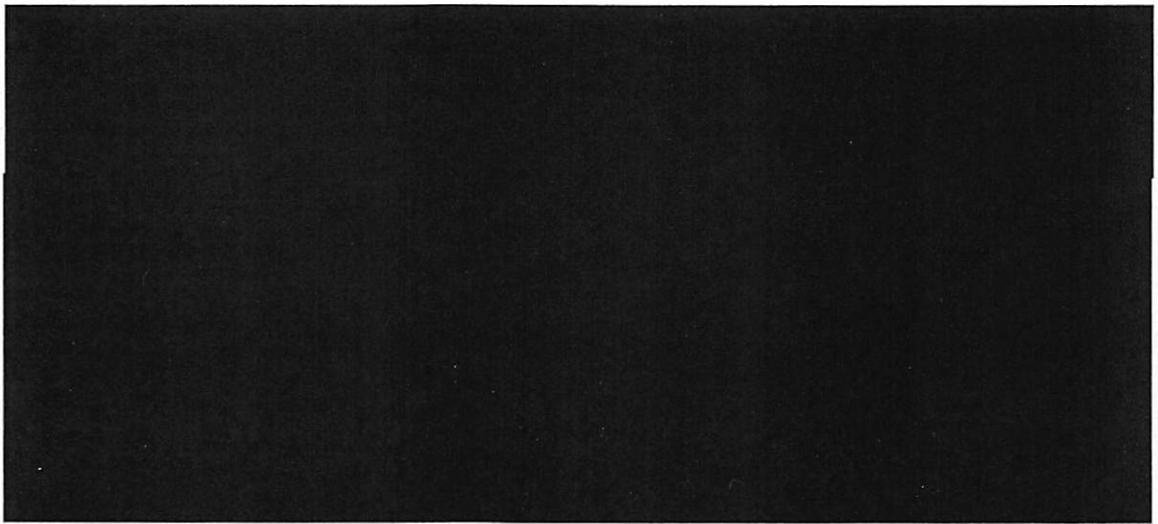


(3) 起案 2

ア 事案の概要



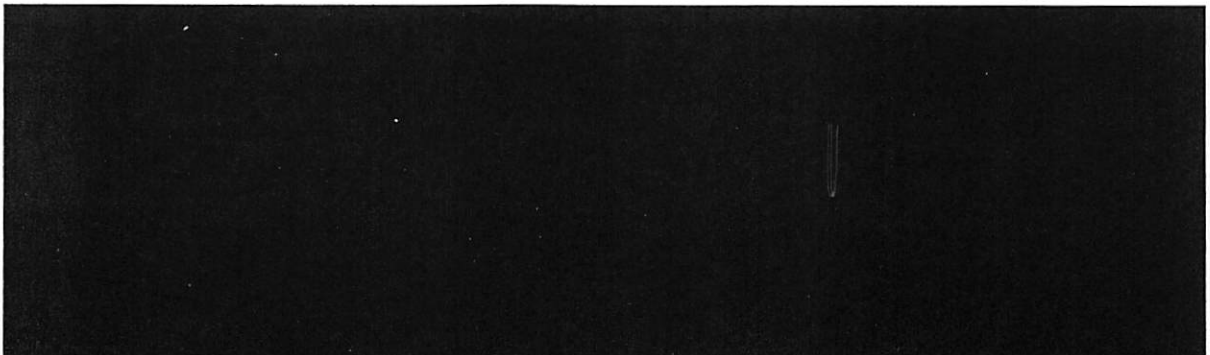
イ 起案事項等



ウ 講評



2 問題研究（被害者保護）
指導目標及び実施内容等



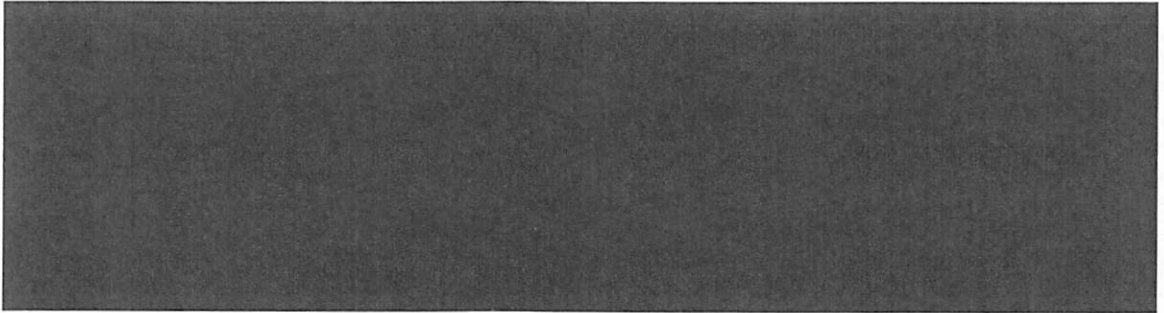


Ⅲ 刑事弁護

1 起案

(1) 総説

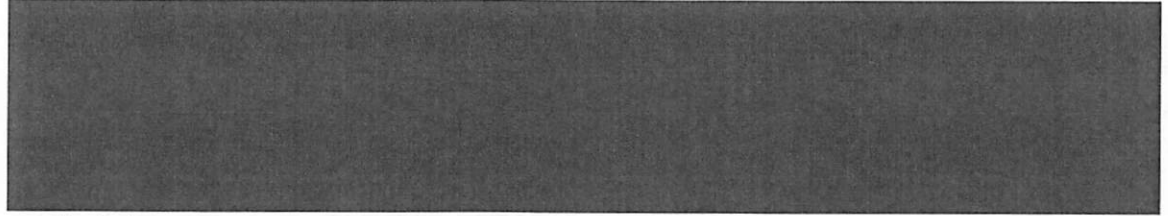
2回の起案を実施し、講評を行った。



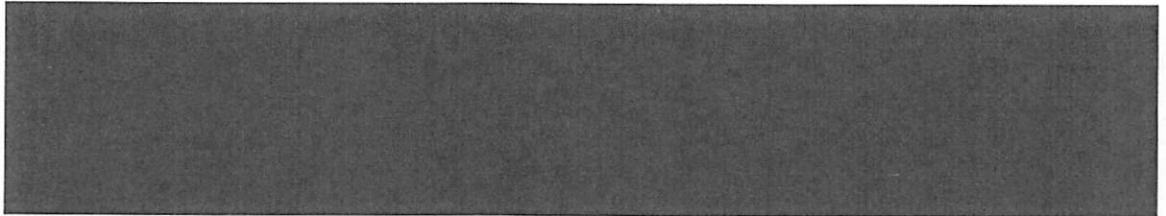
刑事弁護科目における起案及び講評は、弁護人の立場から、弁護方針に基づいて、どのように証拠を評価し、説得のための論証を行うかを考えさせるとともに、訴訟手続や証拠法に関する実務の理解を一層深めさせることを主たる目的としたものである。

(2) 起案1

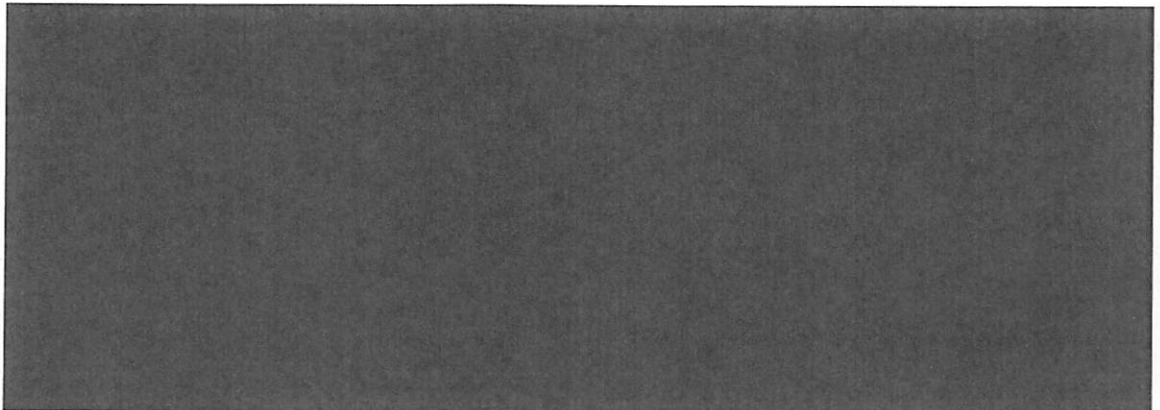
ア 事案の概要

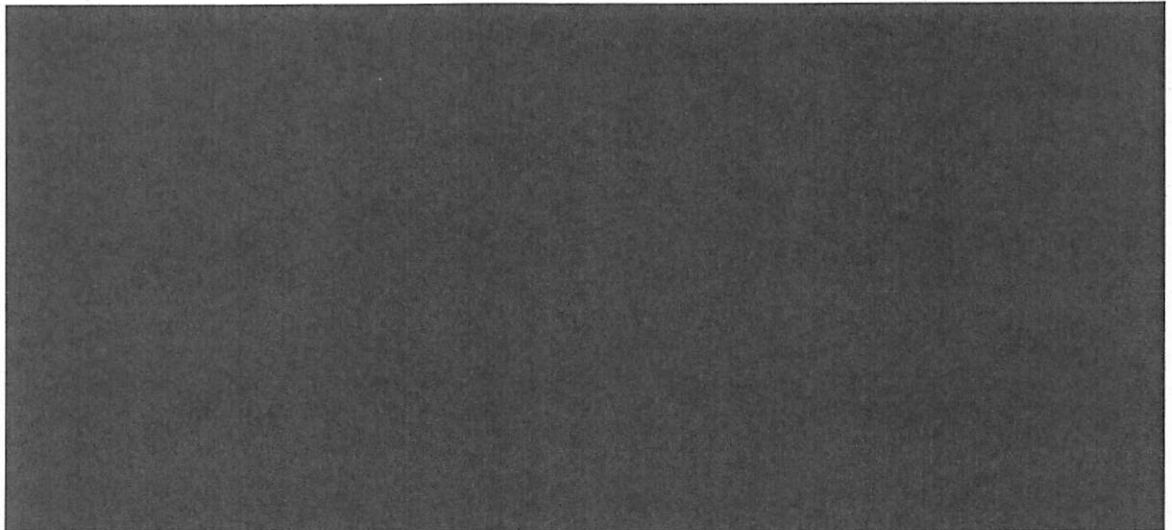


イ 起案事項



ウ 講評





(3) 起案 2

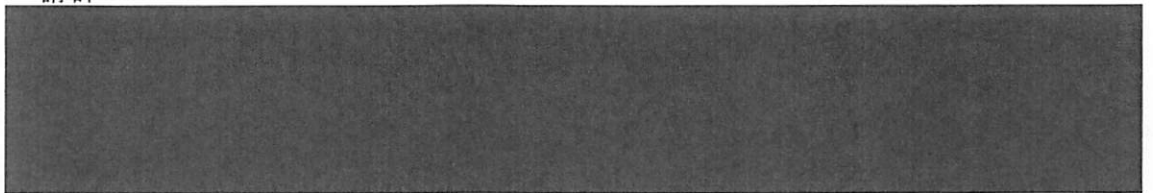
ア 事案の概要



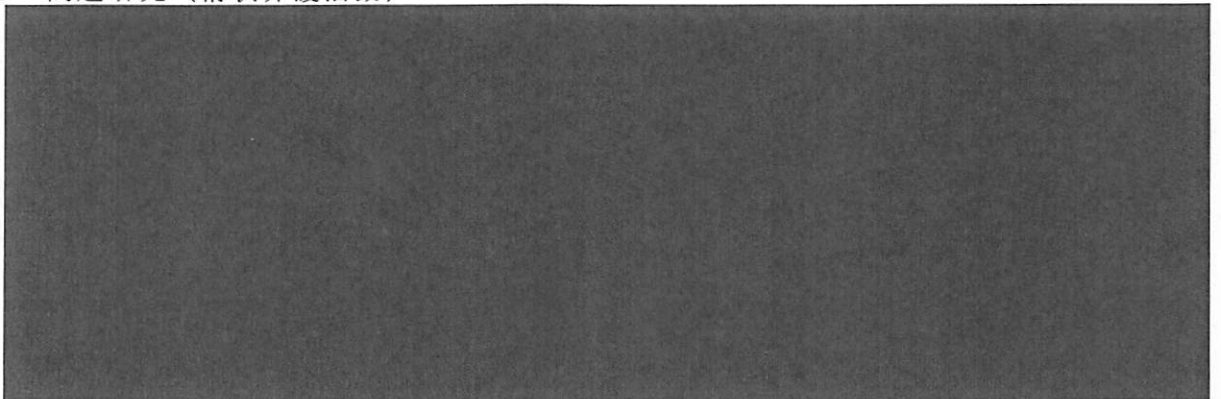
イ 起案事項



ウ 講評



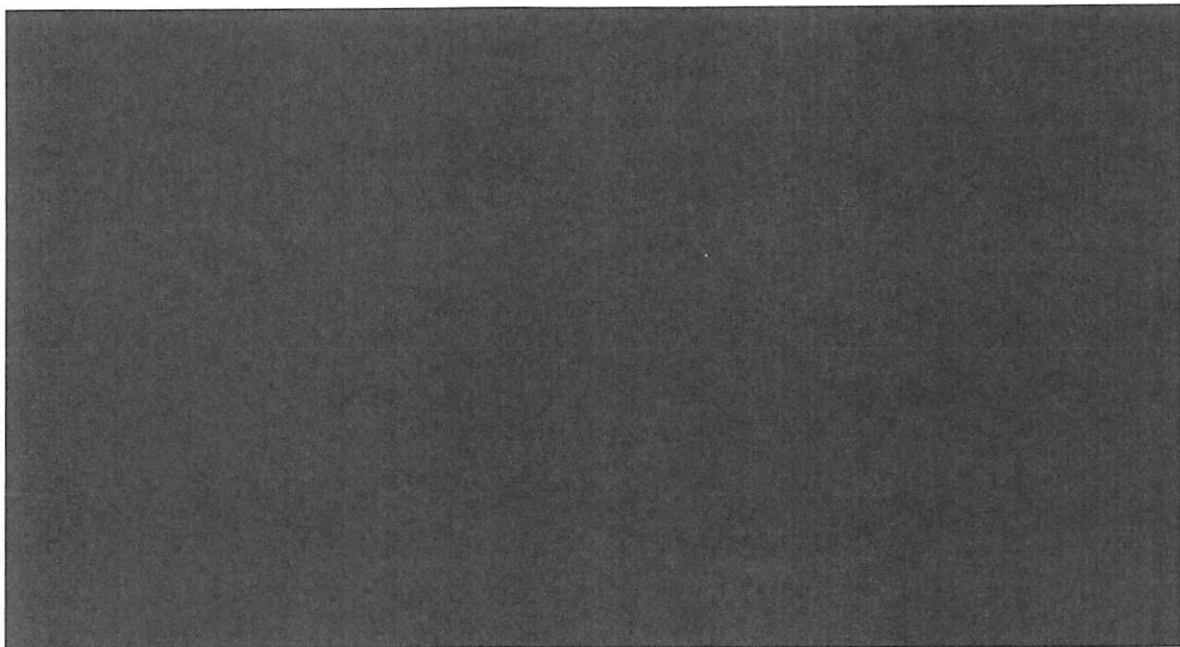
2 問題研究（情状弁護活動）



IV 刑事共通

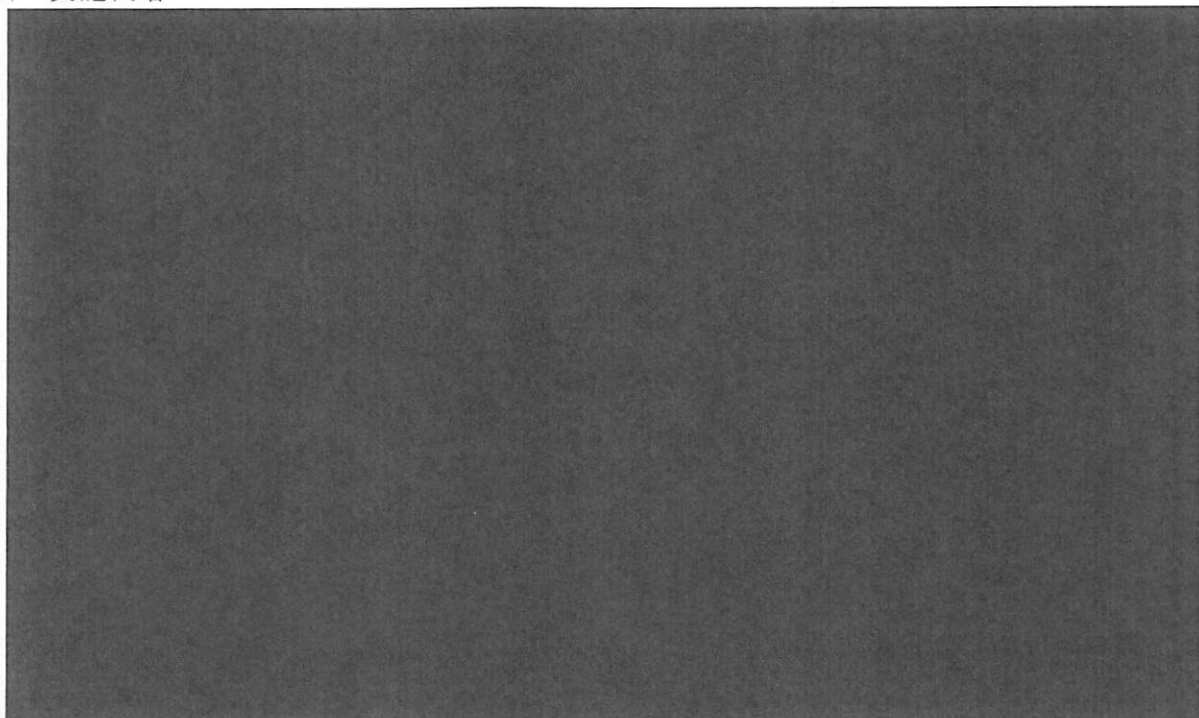
1 刑事共通演習

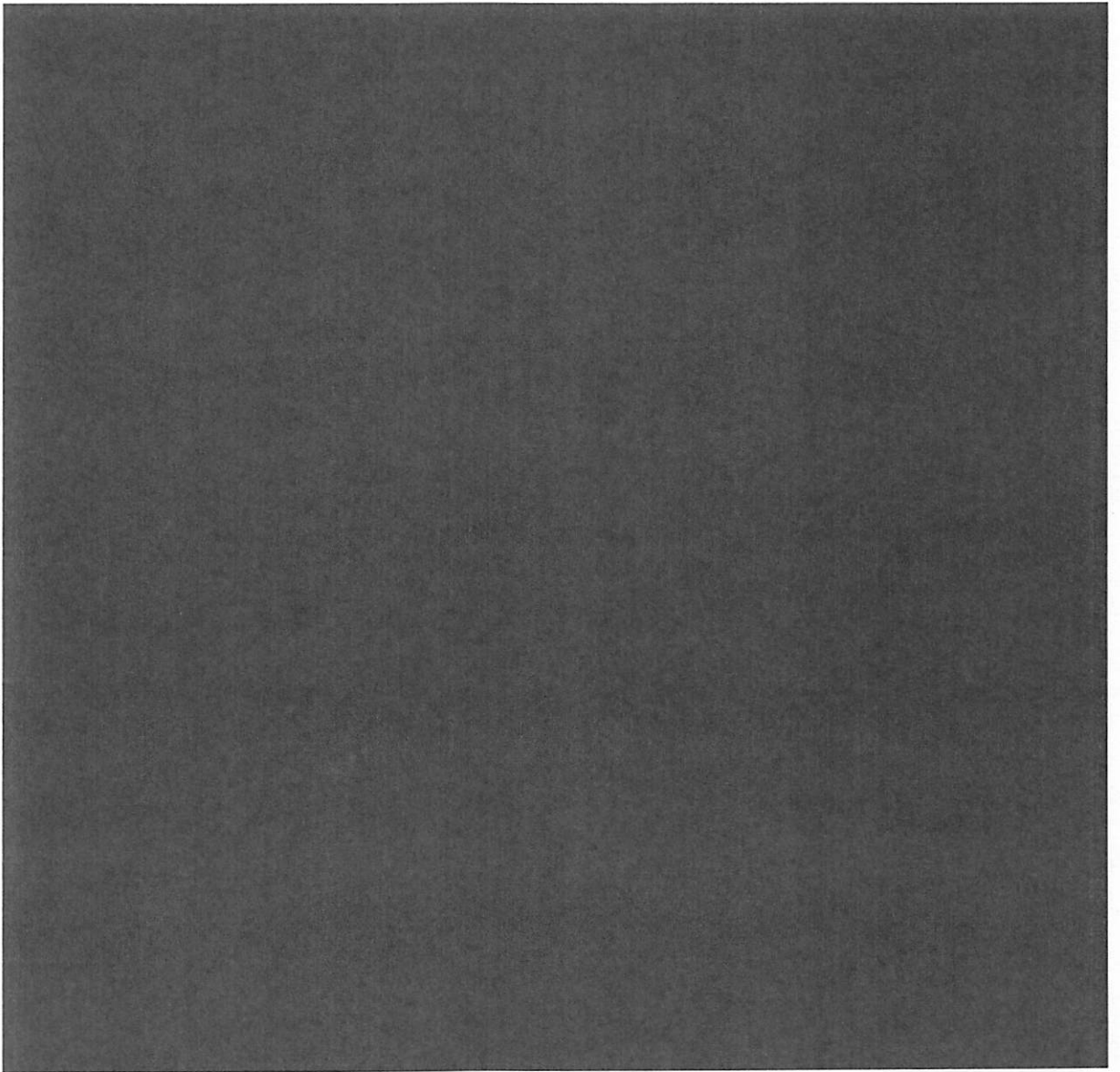
(1) 指導目標



これらの演習を通じ、的確な争点整理を行う上での必要な視点を提供し、これにより、法曹としての活動に共通して必要とされる汎用性のある基礎的な能力を修得させるよう努めた。

(2) 実施内容



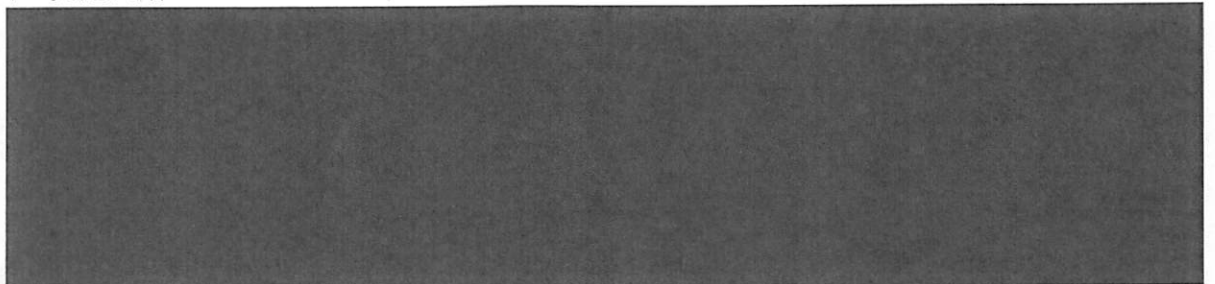


2 刑事共通問題研究

(1) 指導目標



(2) 実施内容





第3 その他の共通科目等

I 全科目共通

特別講義「国際人権法の理論と実践」

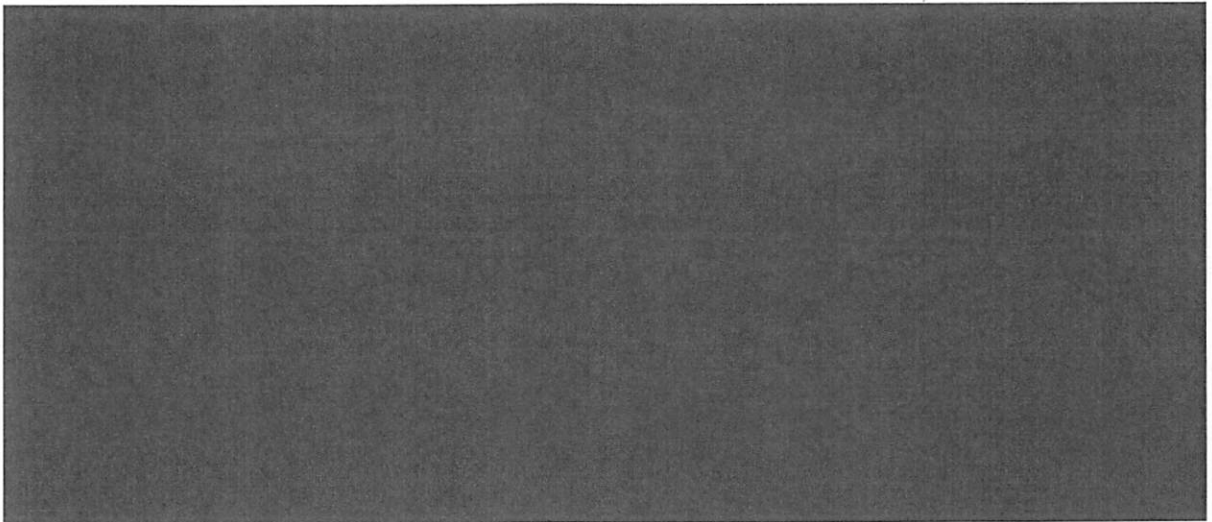
講師 弁護士（第一東京弁護士会） 上柳敏郎氏

国際人権については、第54期まで、刑事弁護科目の講義の中で、主に自由権規約（B規約）のうち刑事手続関係規定を取り上げていたが、国際人権の重要性に鑑み、第55期以降は、全科目共通特別講義という形式に改めて国際人権全般にわたって講演を行ってきた。

第68期においても、同様の趣旨に基づき、講師が、国際人権が全科目共通講義となっている理由や、国際人権法の国内的・国際的实施等について、国際NGOの活動に関するロールプレイ及び講演を行った。

II 弁護共通

演習「弁護士倫理」



平成26年度(第68期)司法修習生

A班 集合修習日程予定表

(注) 本表は予定であって、確定日程ではない。
確定日程は、毎週最終登庁日に配布する。

月/日	曜	1限目 (9:50~11:40)	2限目 (12:40~14:30)	3限目 (14:45~16:35)	月/日	曜	1限目 (9:50~11:40)	2限目 (12:40~14:30)	3限目 (14:45~16:35)										
31	月	全共特別講義	刑共演習(争点整理)		28	月	刑弁起案2講評		刑裁起案2講評										
9/1	火	刑共演習(尋問)		刑共問題研究 (情状・量刑)	29	火	刑裁起案2講評	検察起案2講評											
2	水	弁共演習 (弁護士倫理)	民共演習2(弁論準備手続期日)		30	水	民共演習4 (判決・講評)	民弁起案2講評											
3	木	民裁起案1講評			 選択型実務修習 														
4	金	刑弁起案1講評		民共問題研究(和解)															
7	月	民裁起案2(即日)																	
8	火	刑弁問題研究 (情状弁護活動)	検察起案1講評																
9	水	刑弁起案2(即日)																	
10	木	検察問題研究 (被害者保護)	民弁起案1講評																
11	金	検察起案2(即日)																	
14	月	民共演習3準備	刑裁起案1講評							11/19	木	考試							
18	火	民弁問題研究1		刑裁問題研究						15	火	民弁起案2(即日)		考試					
19	水	刑弁起案1(即日)		民裁問題研究						16	水	刑裁起案2(即日)		勤労感謝の日					
20	木	民弁演習1 (法律相談)	民共演習1準備		17	木	民裁演習(争点整理)	民弁演習2(通知書・和解条項)		考試									
21	金	民裁起案1(即日)		刑裁問題研究	18	金	民裁演習(争点整理)		考試										
24	月	検察起案1(即日)		刑裁問題研究	21	月	敬老の日		考試										
25	火	刑裁起案1(即日)		刑裁問題研究	22	火	国民の休日		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">凡例</div> <table style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>民裁・・・民事裁判</td> <td>民共・・・民事共通</td> </tr> <tr> <td>刑裁・・・刑事裁判</td> <td>刑共・・・刑事共通</td> </tr> <tr> <td>民弁・・・民事弁護</td> <td>全共・・・全科共通</td> </tr> <tr> <td>刑弁・・・刑事弁護</td> <td>弁共・・・弁護共通</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(即日)・・・即日起案</td> </tr> </table>	民裁・・・民事裁判	民共・・・民事共通	刑裁・・・刑事裁判	刑共・・・刑事共通	民弁・・・民事弁護	全共・・・全科共通	刑弁・・・刑事弁護	弁共・・・弁護共通		(即日)・・・即日起案
民裁・・・民事裁判	民共・・・民事共通																		
刑裁・・・刑事裁判	刑共・・・刑事共通																		
民弁・・・民事弁護	全共・・・全科共通																		
刑弁・・・刑事弁護	弁共・・・弁護共通																		
	(即日)・・・即日起案																		
26	水	民共演習1(口頭弁論期日)	民弁問題研究2		23	水	秋分の日												
27	木	民弁起案1(即日)		民裁問題研究	24	木	民裁起案2講評												
28	金	刑共演習(証拠開示・争点整理)		民共問題研究	25	金	民共演習3(交互尋問)												

②

(平成28・2・15)

第68期集合修習B班カリキュラムの概要

司法研修所

は し が き

平成26年度(第68期)司法修習生のうち、B班(実務修習地が東京、立川、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、奈良、大津、和歌山以外である者)を対象とする集合修習のカリキュラムは、14クラス編成で平成27年10月5日に開始され、同年11月17日に終了した。

第68期B班の集合修習のカリキュラムの概要は、この資料及び別添「平成26年度(第68期)司法修習生B班集合修習日程予定表」のとおりである。

なお、第68期A班の集合修習のカリキュラムの説明と重複する部分もあるが、読みやすさの観点から、基本的には割愛せずに説明を加えた。

司法修習生指導担当者各位におかれては、本資料を今後の実務修習の参考としていただきたい。

第1 民事関係科目

I 民事裁判

1 講義

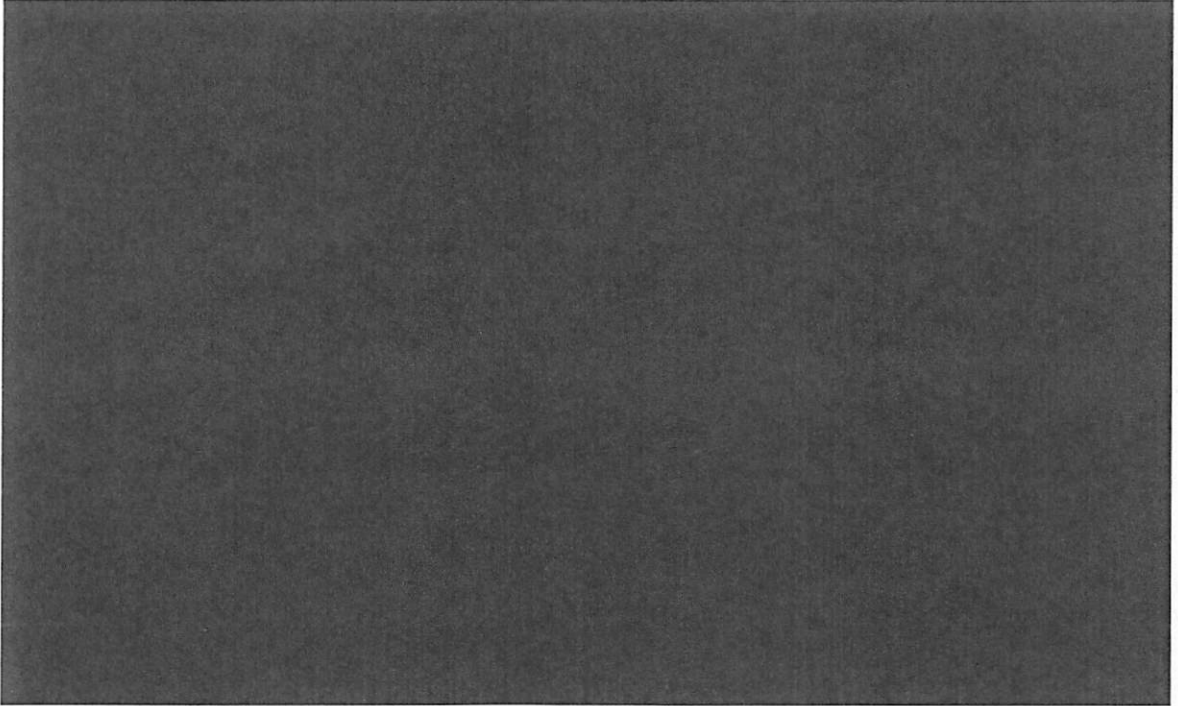
集合修習の冒頭に、集合修習に向けてのガイダンスをし、集合修習における民事裁判科目及び民事共通科目の修習内容を説明してその意義を理解させ、今後の学修方法に関する指導を行うことで集合修習への動機付けを行った。

2 起案

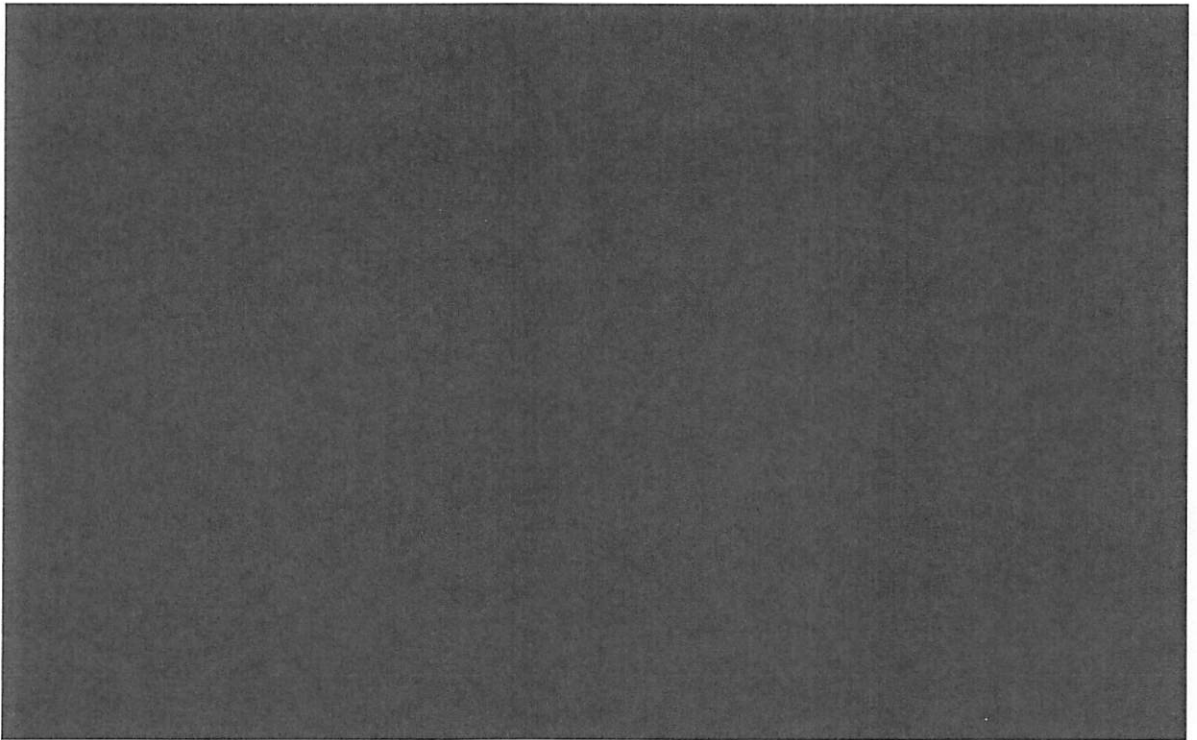
(1) 総説

(2) 起案 1

ア 事案の概要



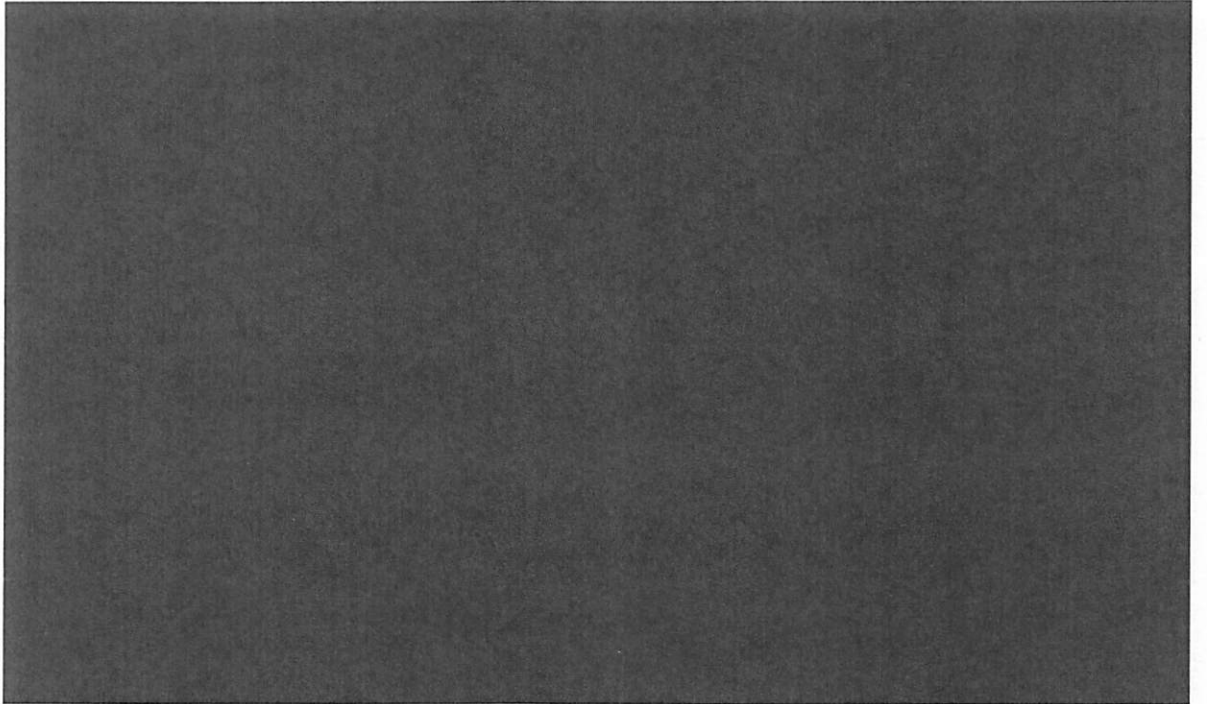
イ 起案事項等



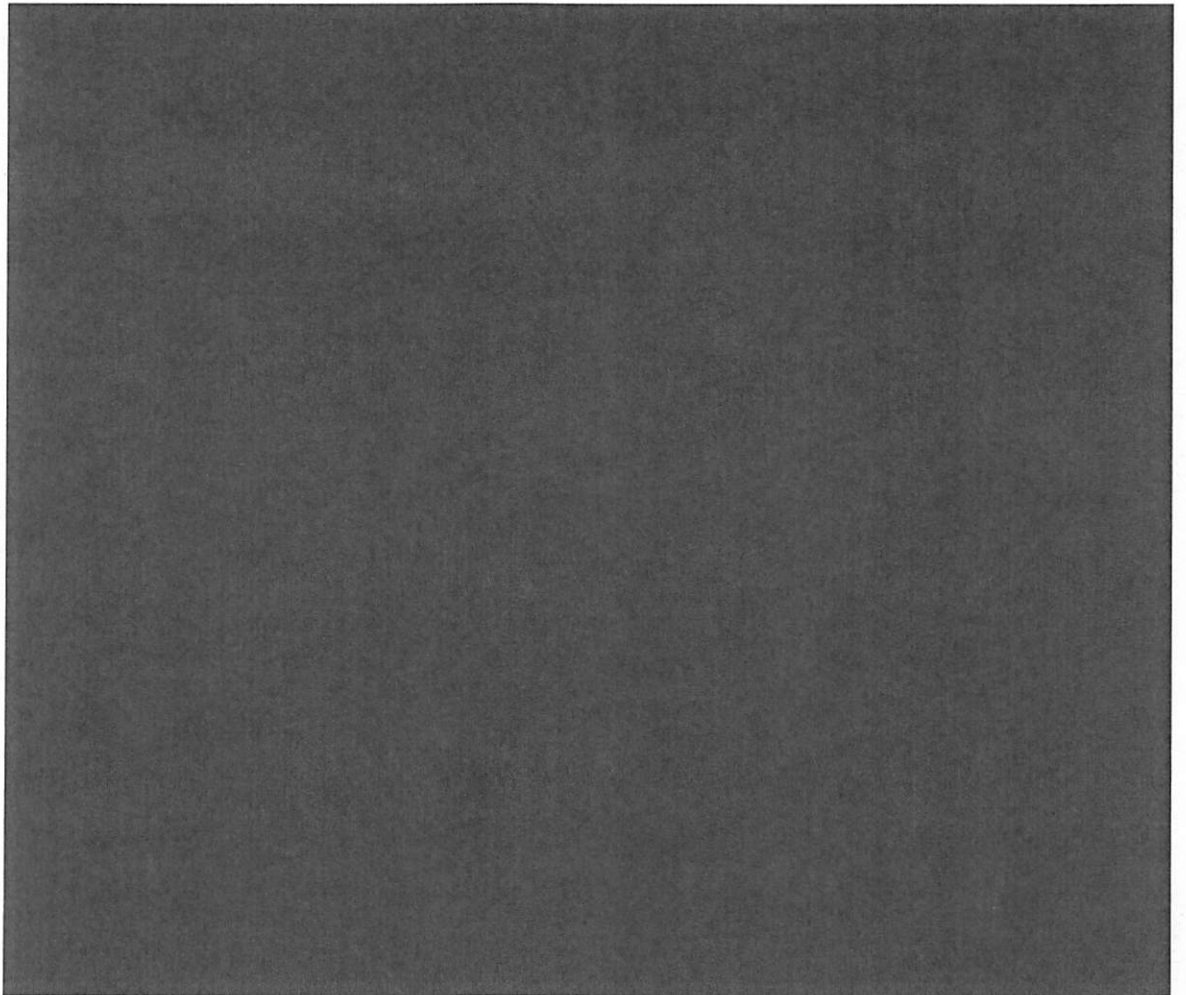
(3) 起案 2

ア 事案の概要





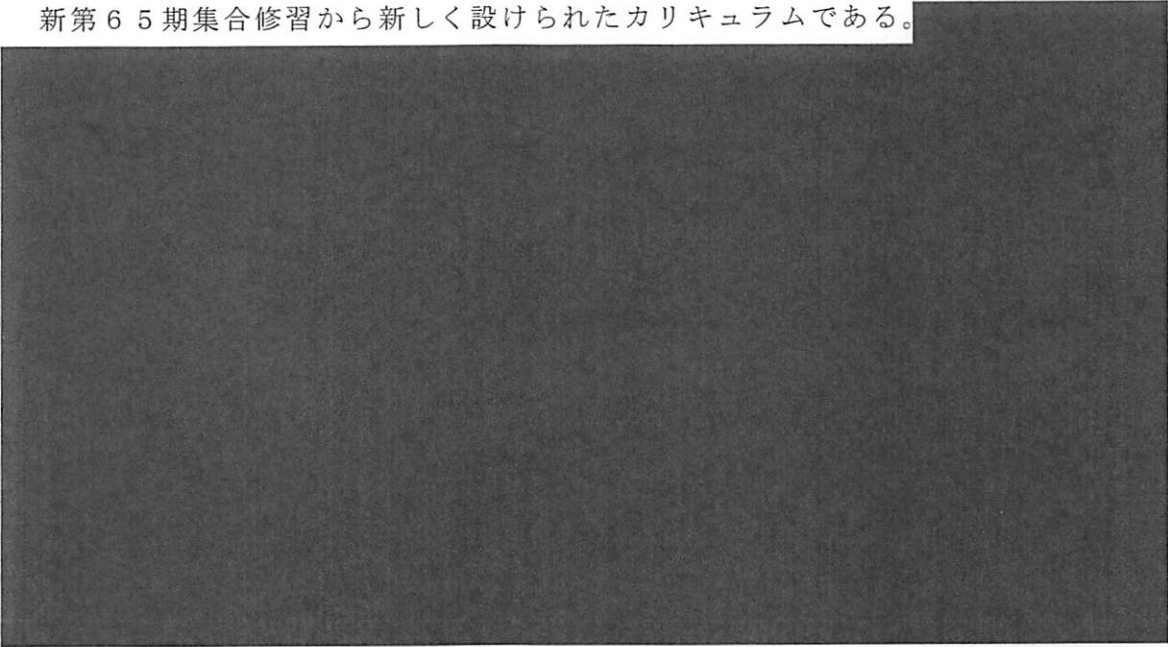
イ 起案事項等



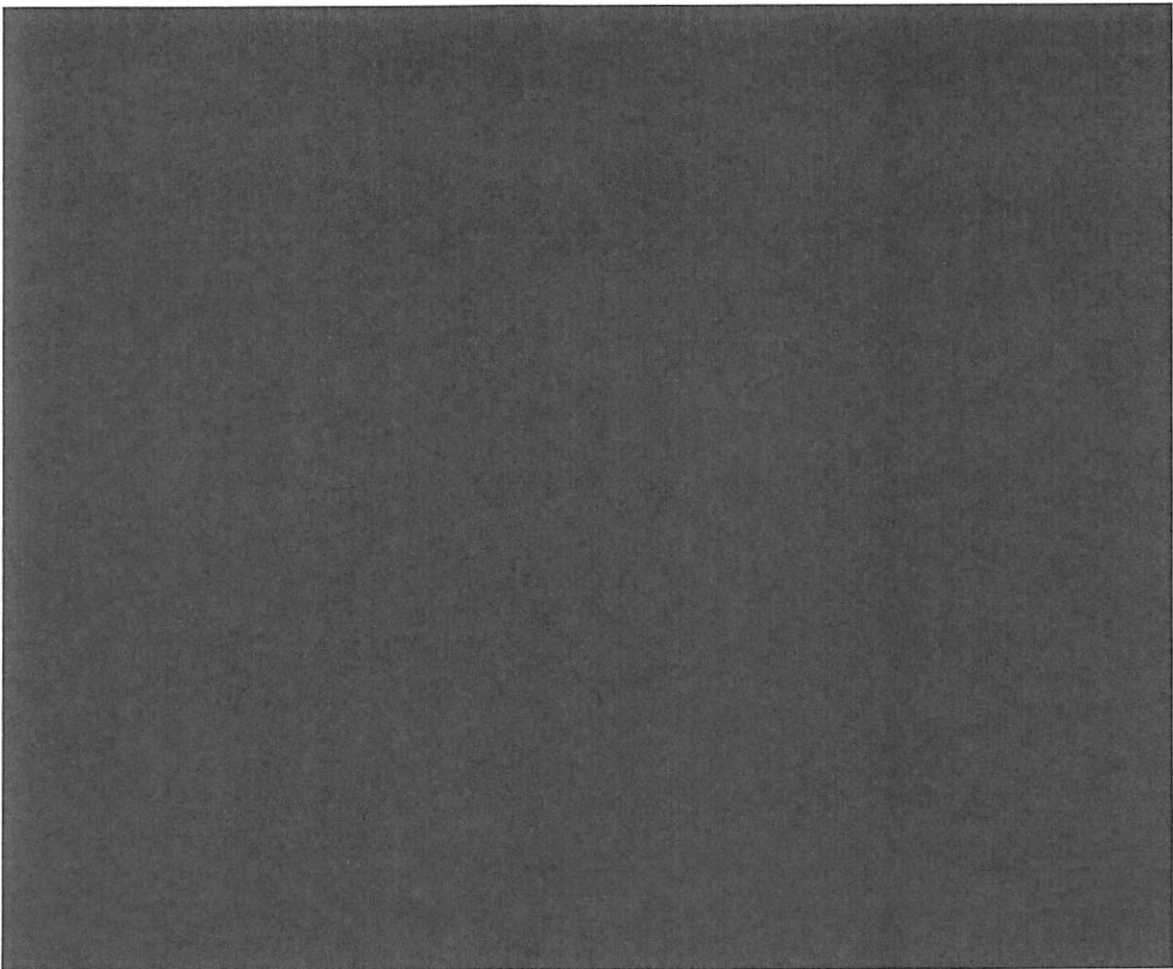
3 演習（争点整理）

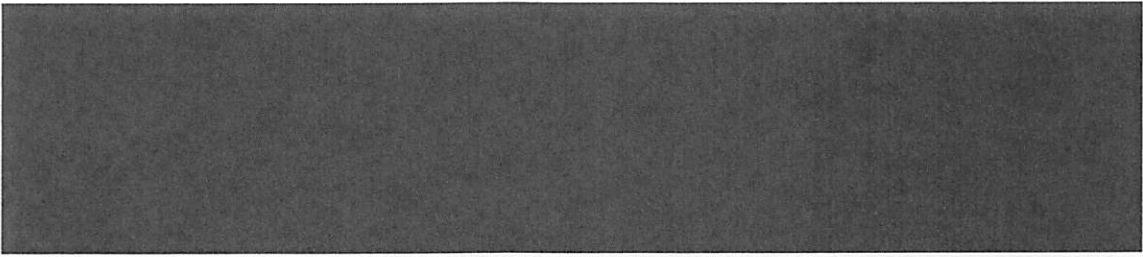
(1) 総説

新第65期集合修習から新しく設けられたカリキュラムである。

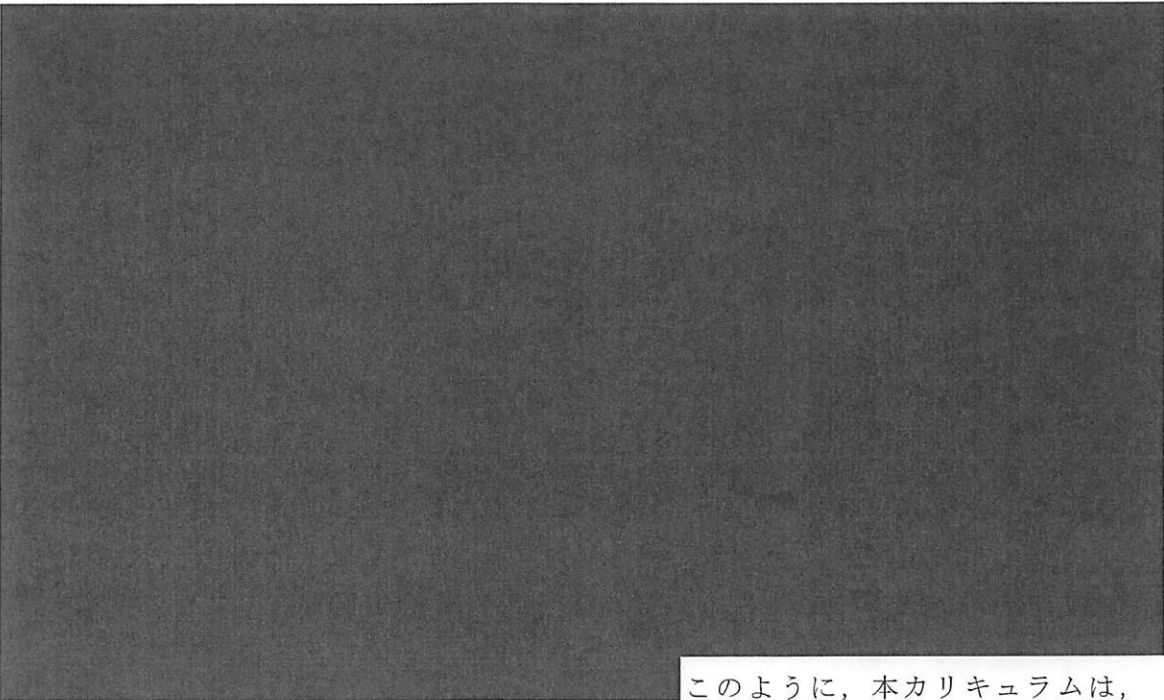


(2) 事案の概要





(3) 演習内容等

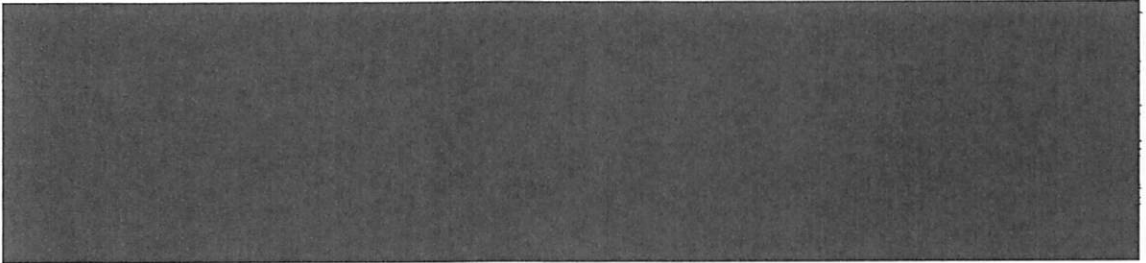


このように、本カリキュラムは、実務家としての基礎的かつ実践的な思考力、状況に応じた問題解決能力の養成を目的とするものであり、法曹としての実際の活動との架橋を意識したものである。

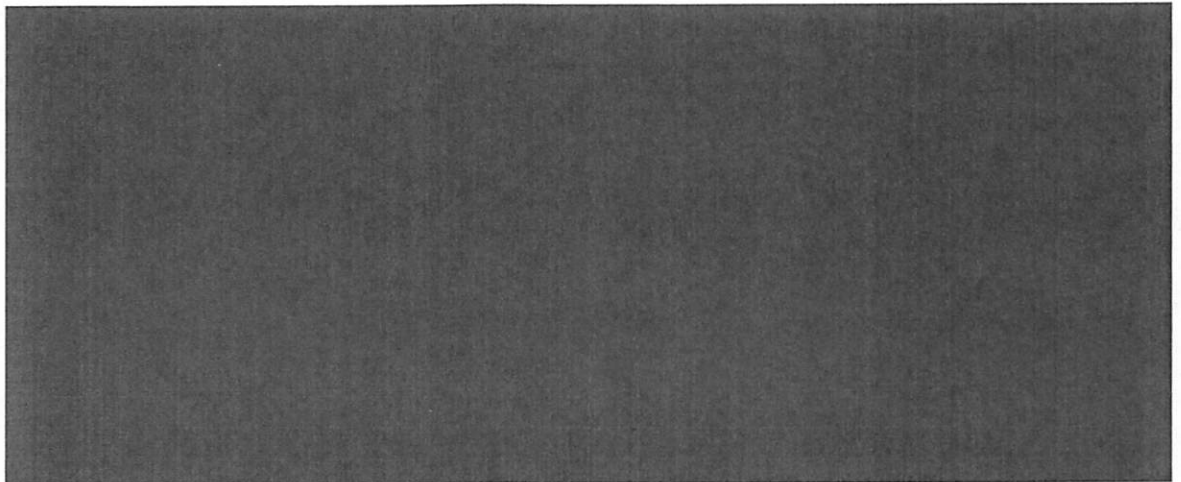
Ⅱ 民事弁護

1 問題研究（事案分析・準備書面）

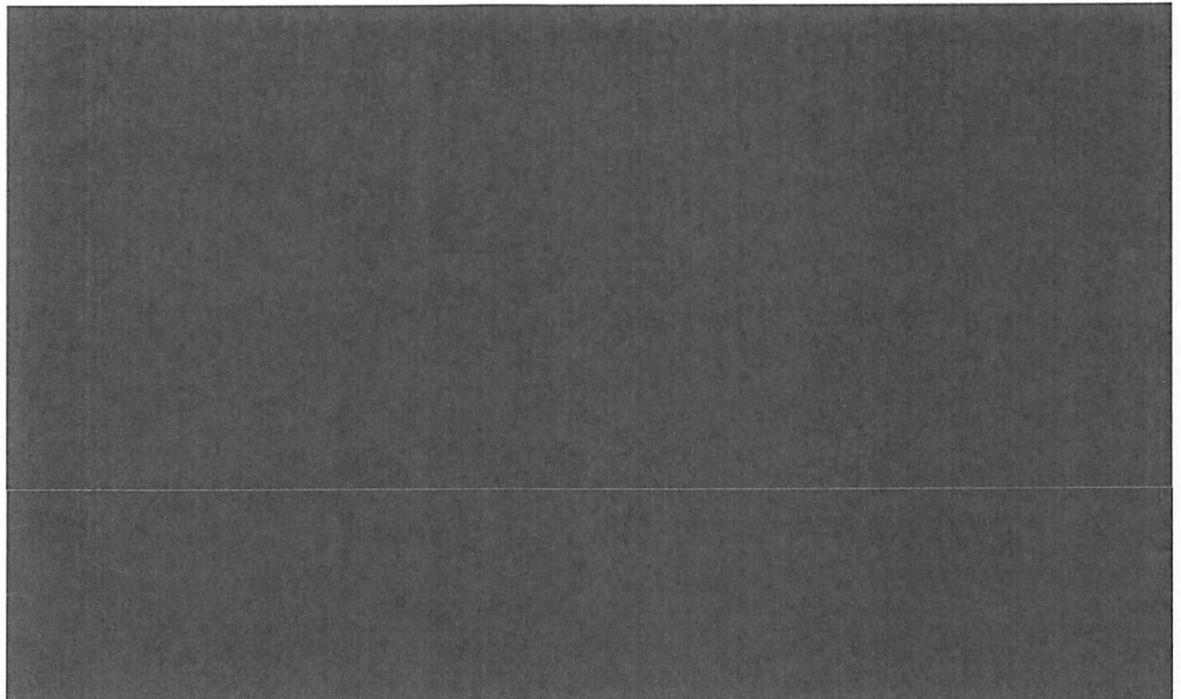
(1) 実施内容



(2) 事案の概要



(3) 研究事項等

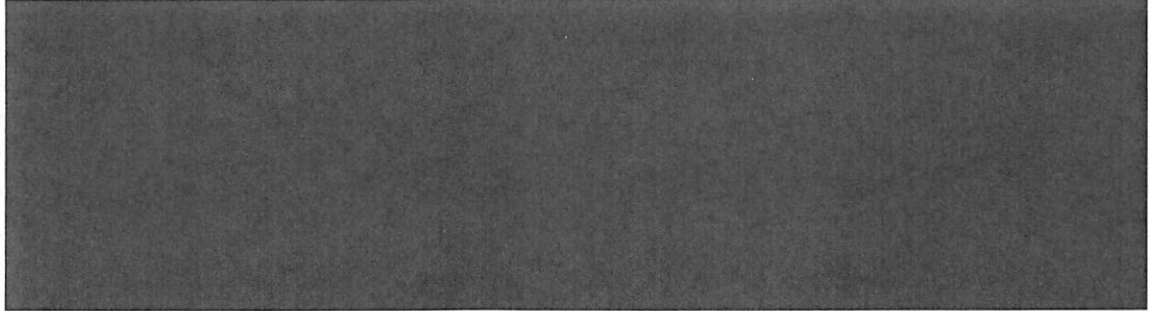




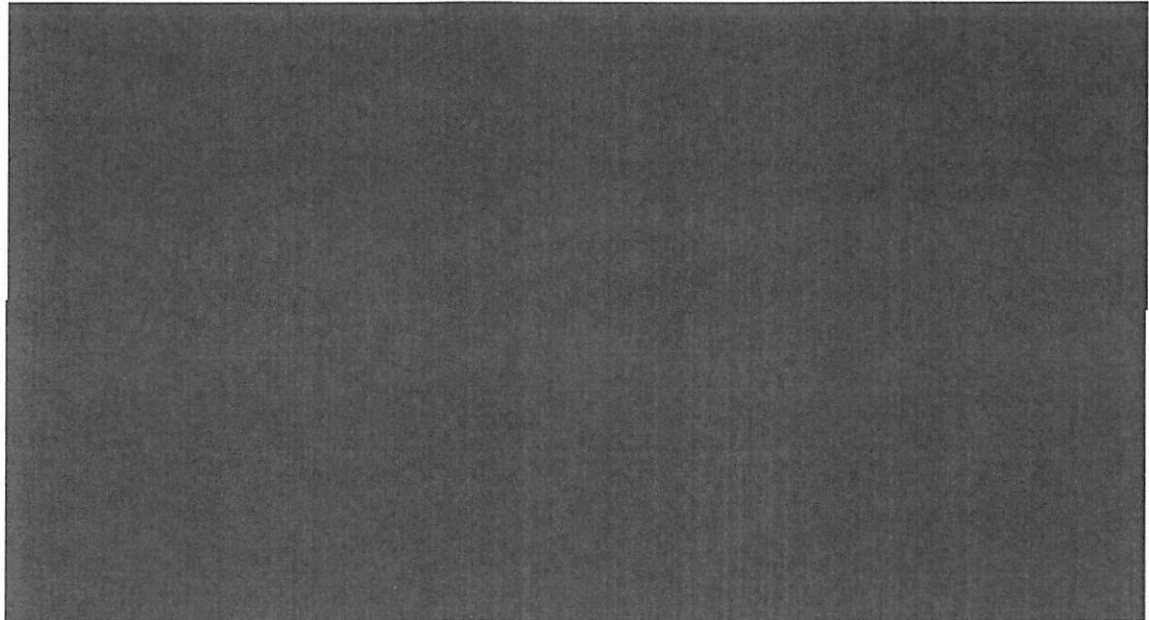
2 起案

(1) 起案 1

ア 事案の概要

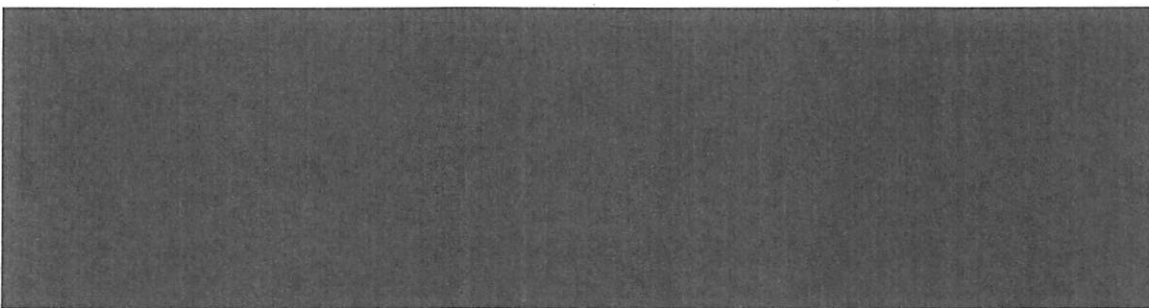


イ 起案事項等



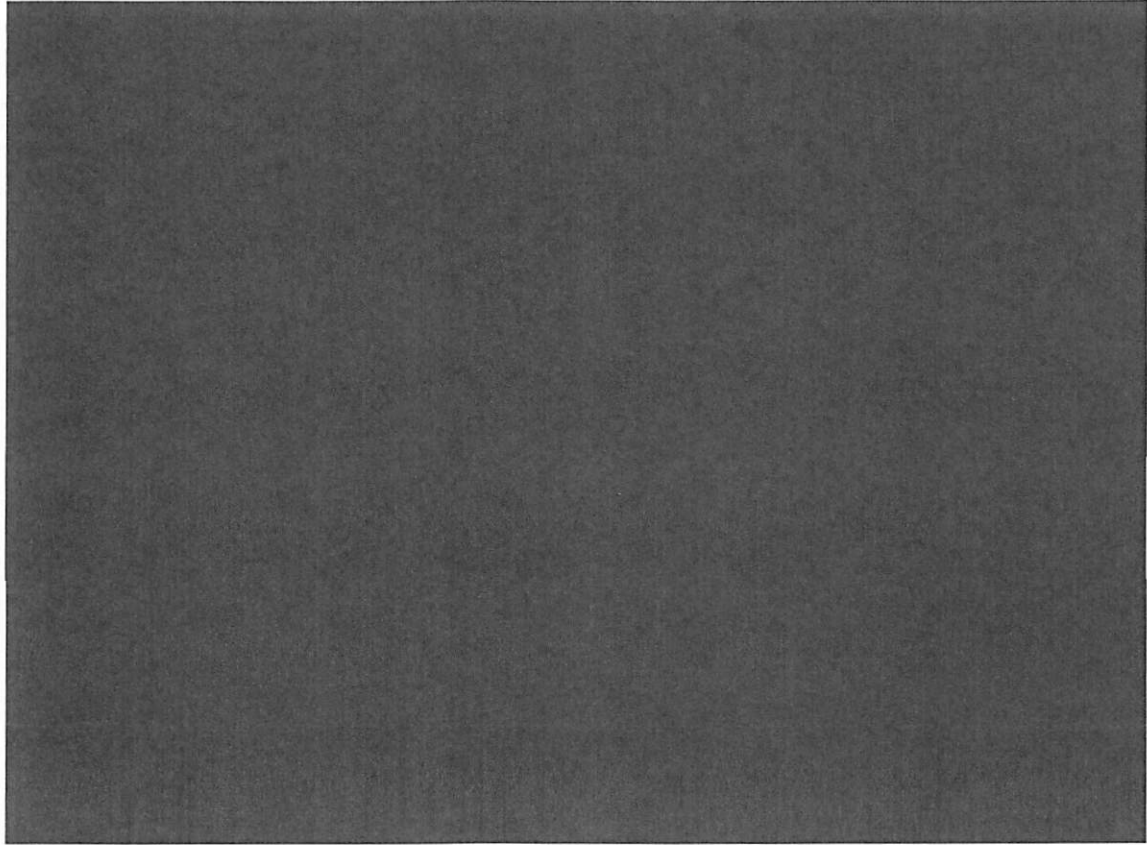
(2) 起案 2

ア 事案の概要



イ 起案事項等

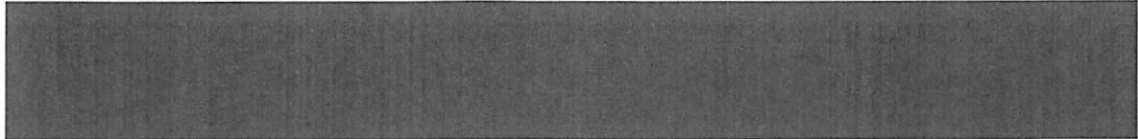




3 演習

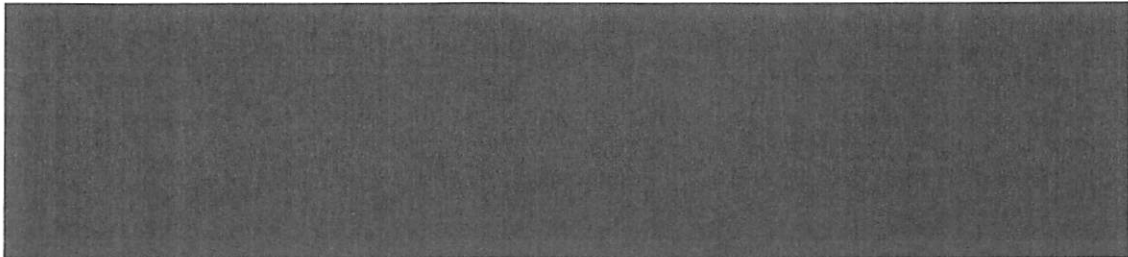
(1) 演習 1 (法律相談)

ア 実施の概要



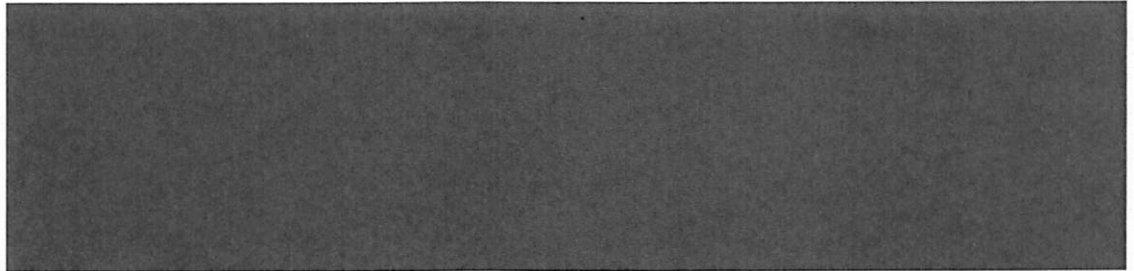
イ 演習の目的

法律相談は、受任に先立つ行為として、受任の可否、事案解決の見込み、処理方針などを判断し、かつ、依頼者に対して、事案処理方針の説明、報酬等の説明をした上で、弁護士委任契約の締結などを行う重要なステージである。また、依頼者から適切に事案の本質を聴き出し、かつ、依頼者との信頼関係を醸成する重要な場でもある。

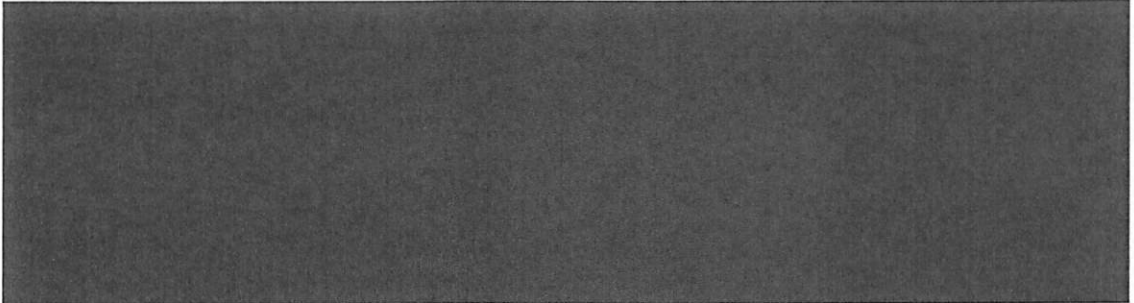


ウ 事案の概要

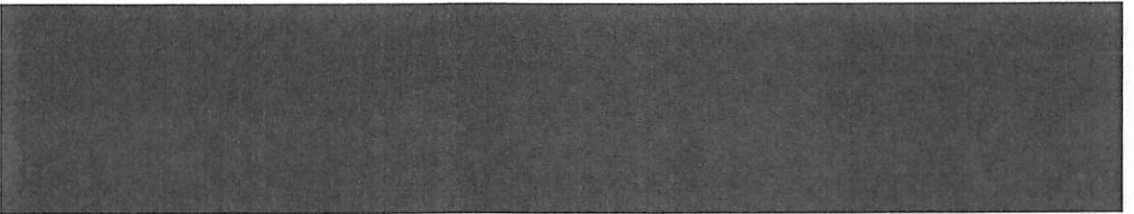
(ア) ケース 1



(イ) ケース 2

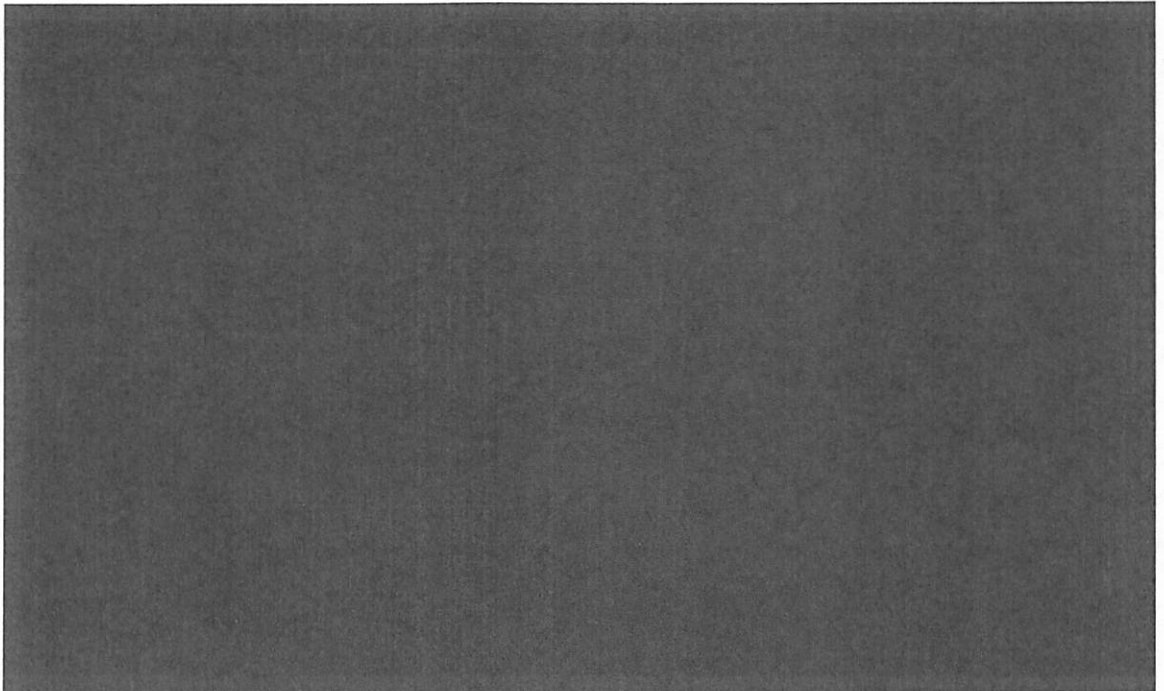


エ 実施内容



(2) 演習 2 (通知書・和解条項)

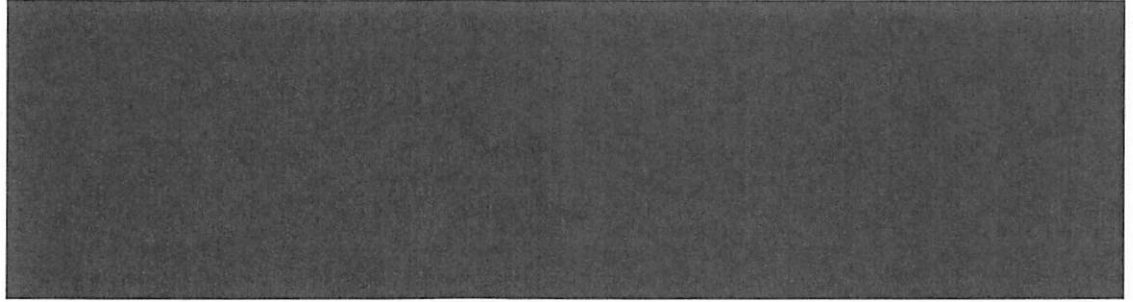
ア 実施の概要



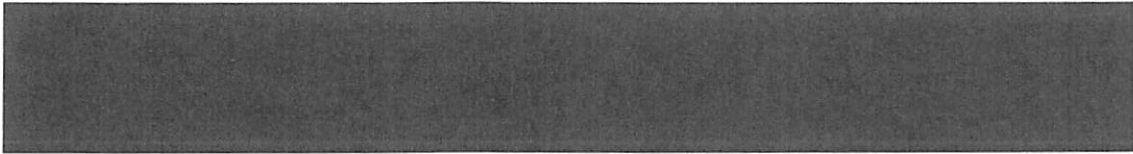
イ 演習の目的

初対面の相談者は、必ずしも弁護士に対し自己に不利益な事実や資料を進んで

開示するとは限らない。また、紛争の実像は、代理人から見て、初回の法律相談での聴き取りだけでその全体像が明らかになるとは限らない。



ウ 実施内容

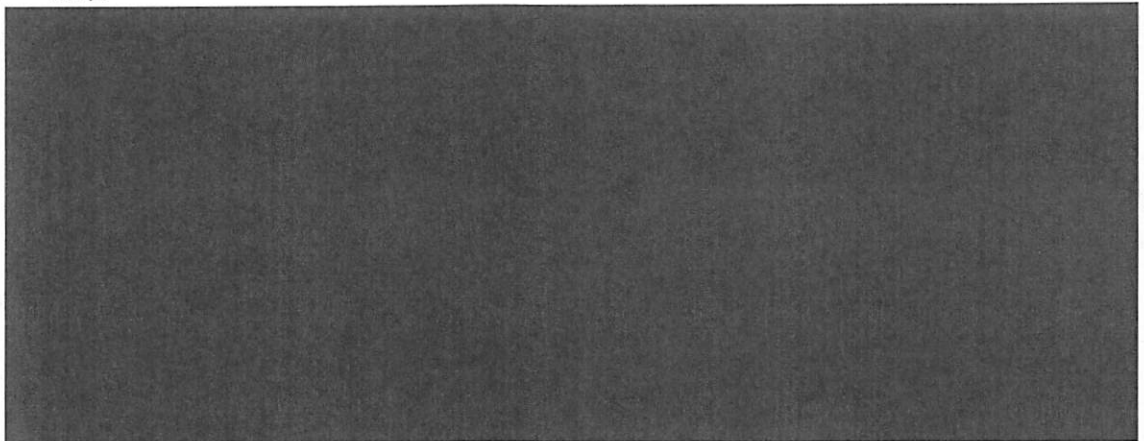


Ⅲ 民事共通

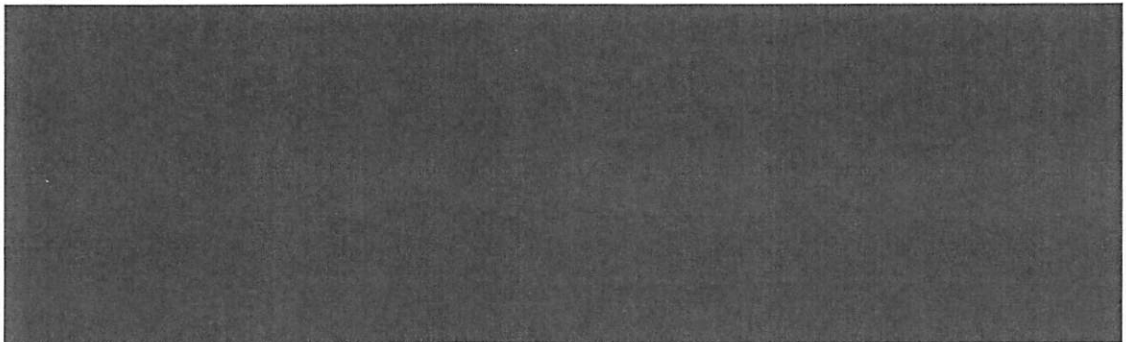
1 民事共通演習 1 から 4 まで

(1) 総説

ア 趣旨

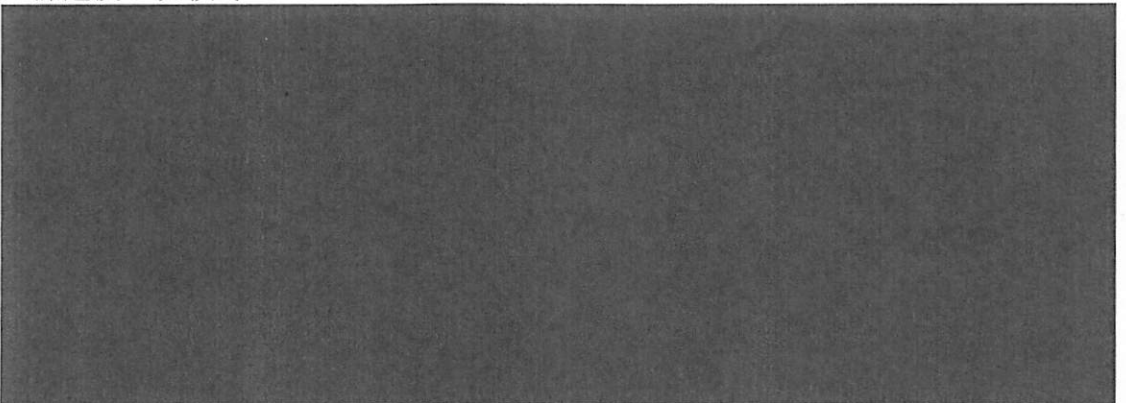


イ 事案の概要



(2) 民事共通演習 1 (口頭弁論)

ア 課題及び実演等

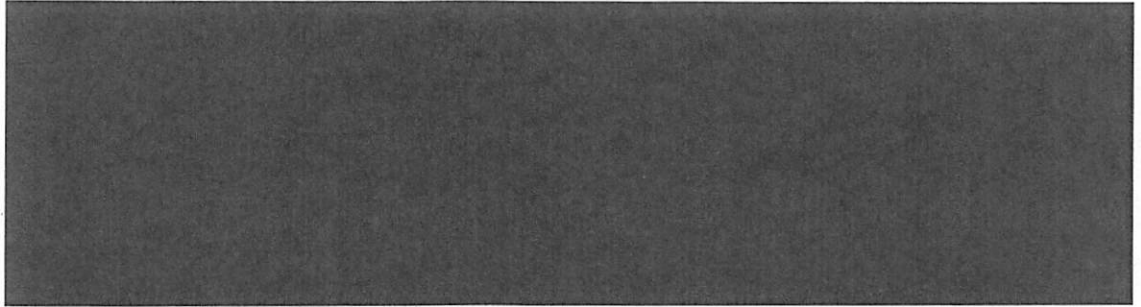


イ 講評



(3) 民事共通演習 2 (弁論準備手続期日)

ア 課題及び実演等

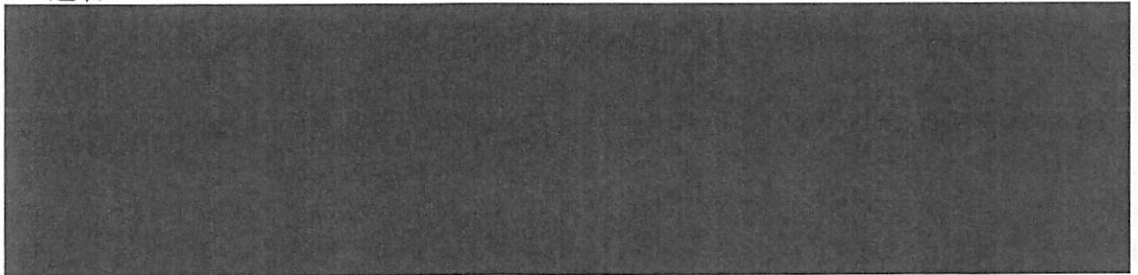


イ 講評等



(4) 民事共通演習 3 (交互尋問)

ア 趣旨



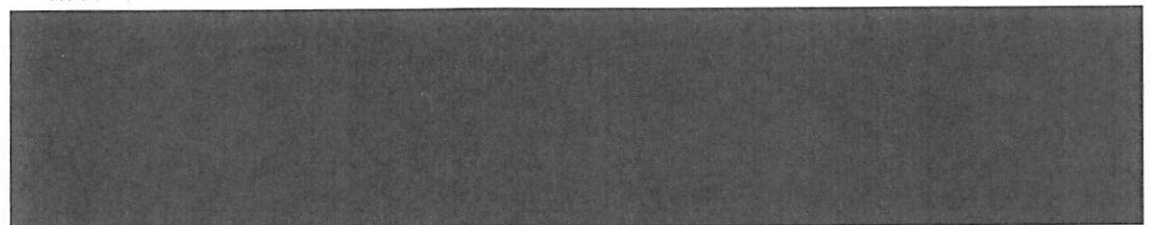
イ 事前準備等



ウ 交互尋問等



エ 講評等



(ア) 外部講師 (裁判所職員総合研修所教官) による講評



(イ) 教官による講評



(ウ) 事実認定討論



[Redacted]

(5) 民事共通演習 4 (判決)

ア 判決

[Redacted]

イ 講評

2 民事共通問題研究 (和解)

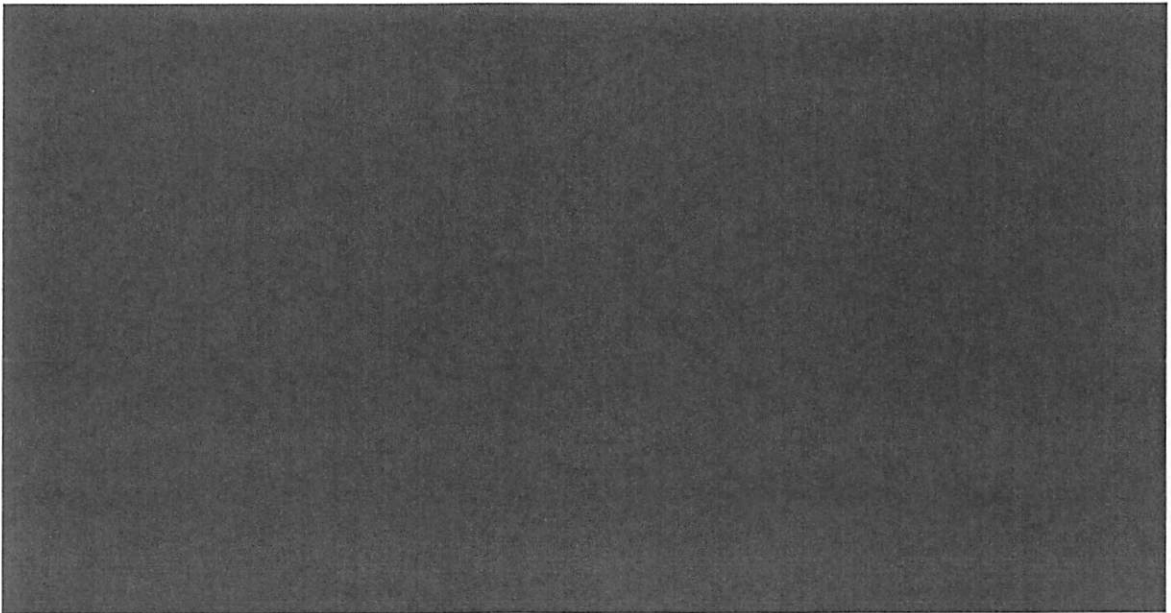
[Redacted]

第2 刑事関係科目

I 刑事裁判

1 起案

(1) 総説



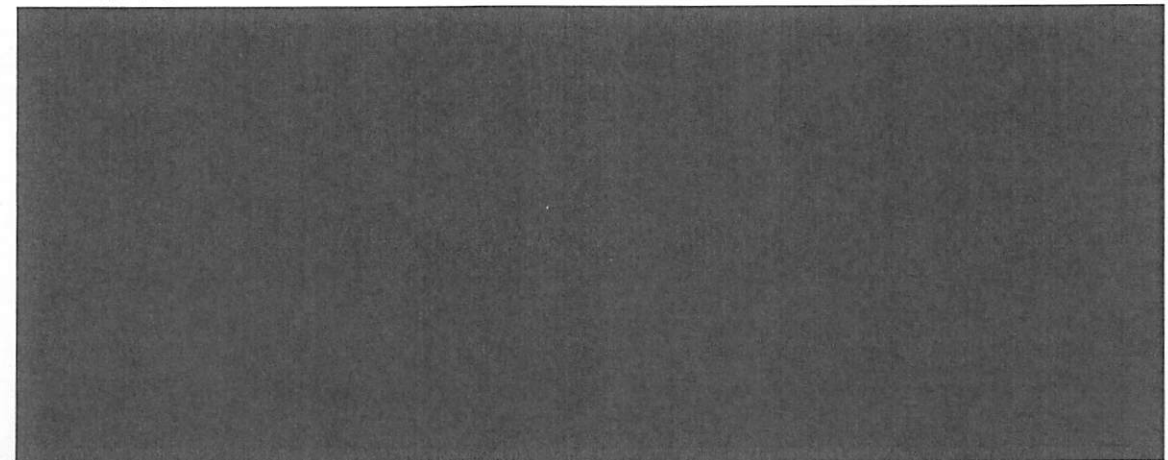
なお、いずれの設問についても、書式、形式等を要求するものではないし、単なる知識を問うものでもなく、新司法修習における指導理念に対応した、法曹としての活動に共通して必要となる汎用性のある基礎的な能力を修得させることに重点を置いて出題している。

(2) 起案1

ア 事案の概要



イ 起案事項



[Redacted]

ウ 講評

(3) 起案 2

ア 事案の概要

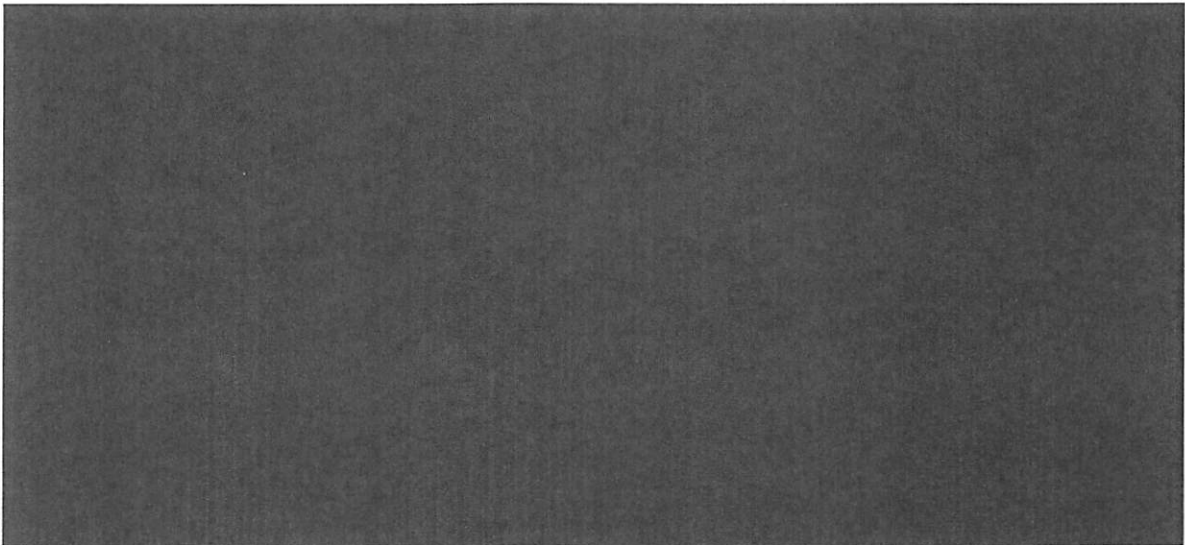
[Redacted]

イ 起案事項

[Redacted]

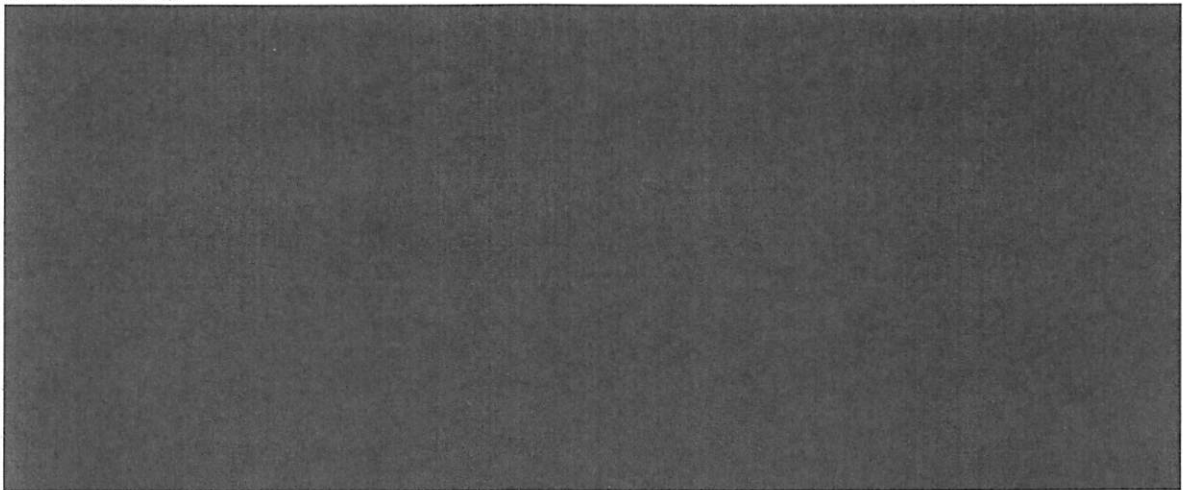


ウ 講評

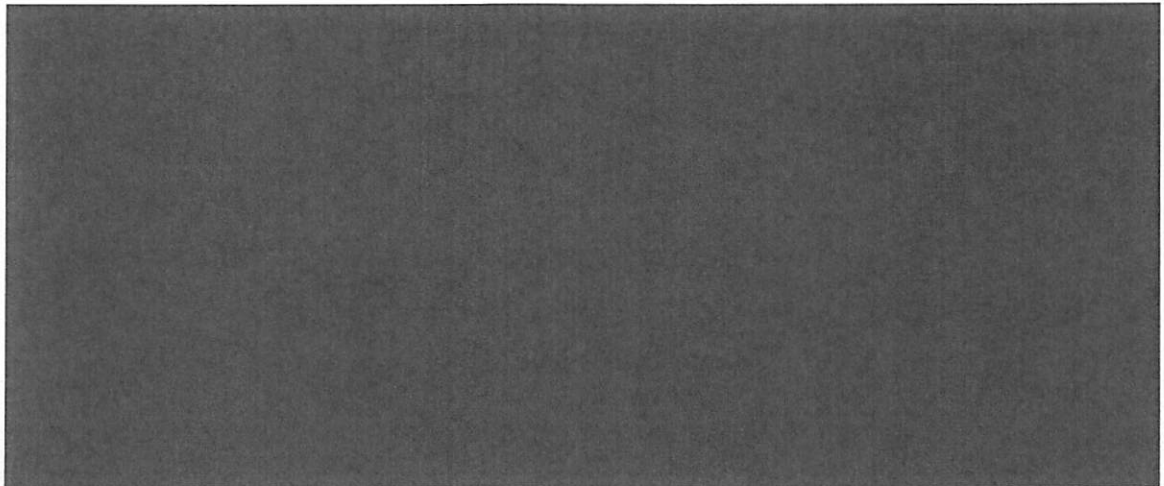


2 問題研究

(1) 指導目標



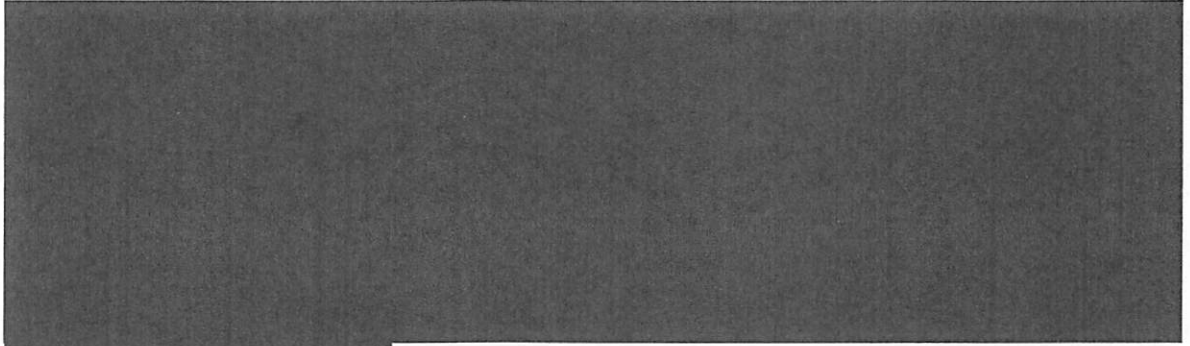
(2) 実施内容



Ⅱ 検 察

1 起案

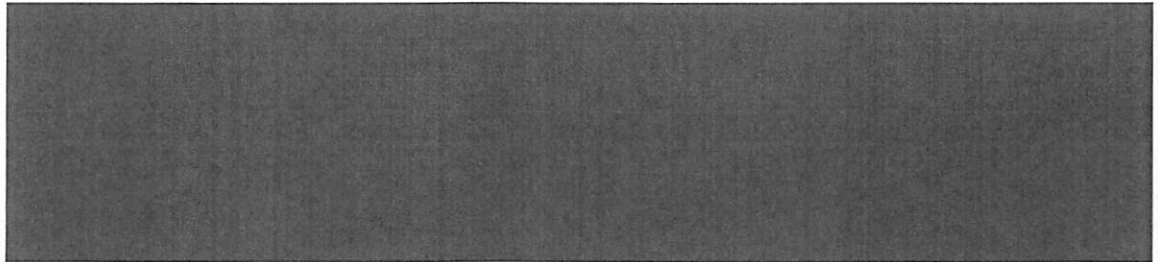
(1) 検察起案の概要



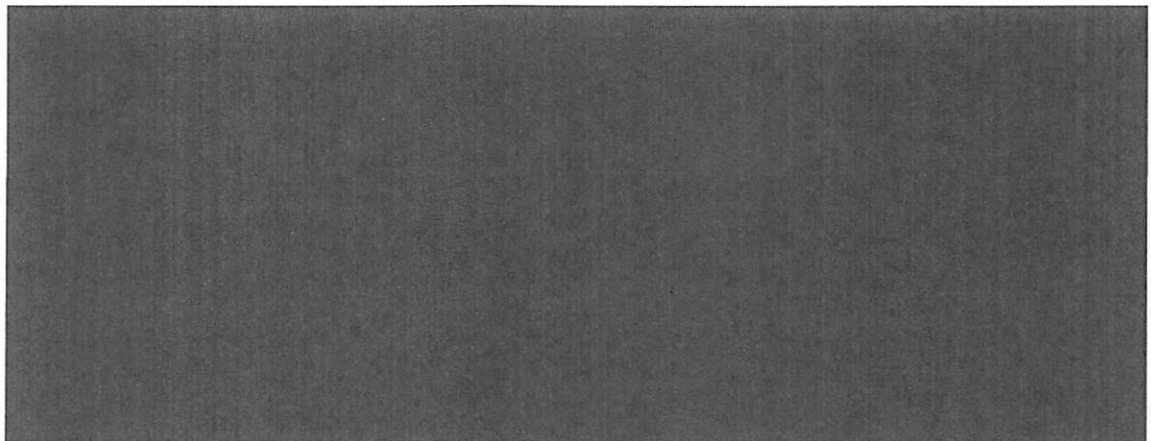
司法修習における指導理念に対応し，法曹としての汎用性のある基礎的な能力を習得させることに重点を置いた出題であり，刑事手続に関する問題についても，単に法的知識を問うだけではなく，修習記録中に現れた具体的な事実関係を正確に把握しなければ正解に達し得ない問題を出題するように配慮した。

(2) 起案 1

ア 事案の概要

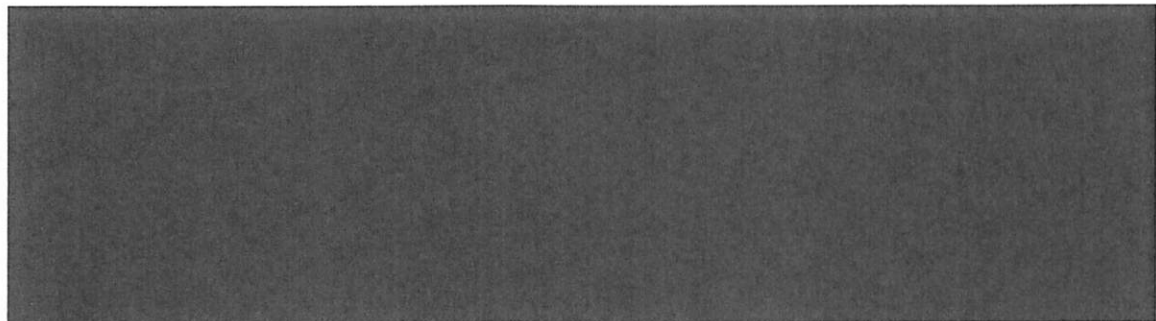


イ 起案事項等



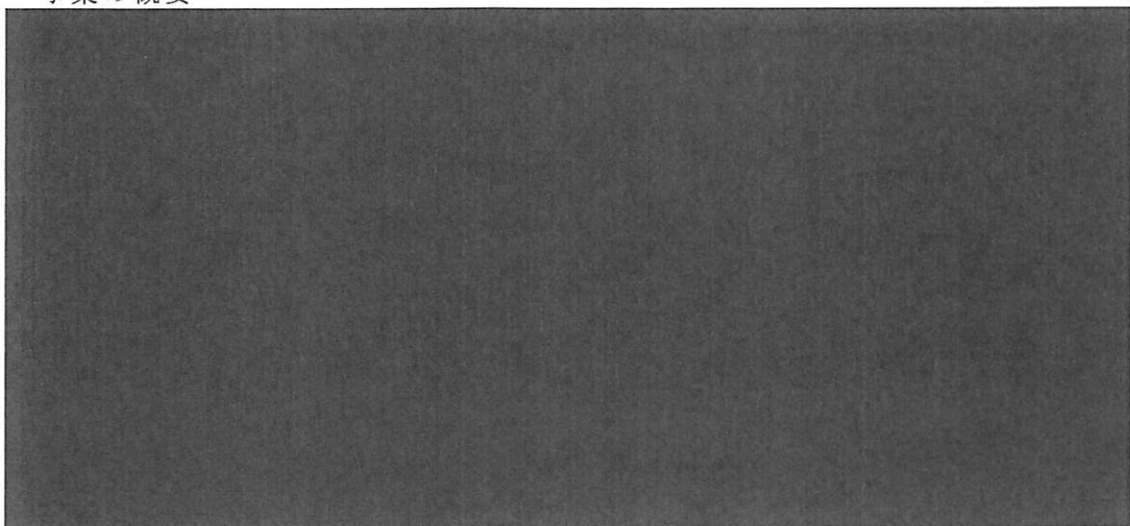
ウ 講評



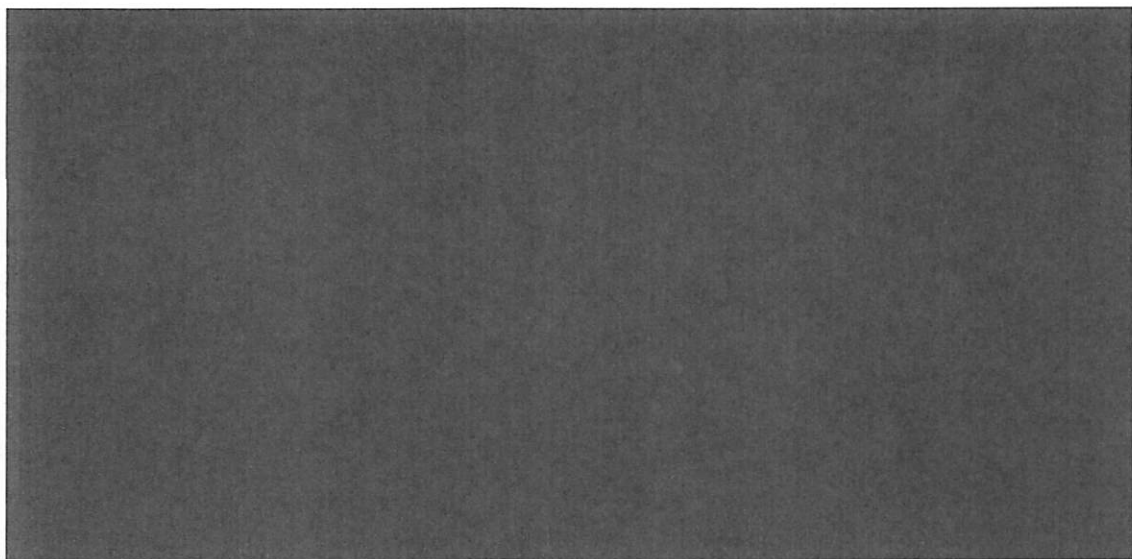


(3) 起案 2

ア 事案の概要



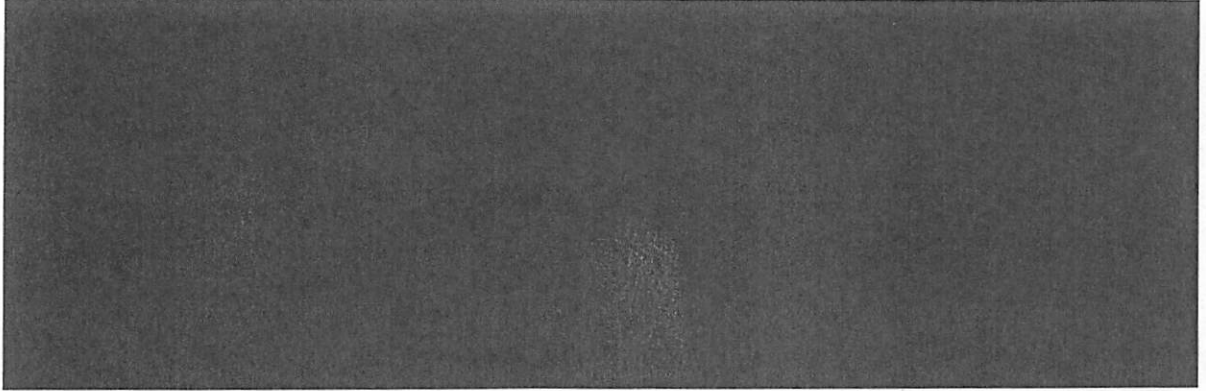
イ 起案事項等



ウ 講評



2 問題研究（被害者保護）
指導目標及び実施内容等

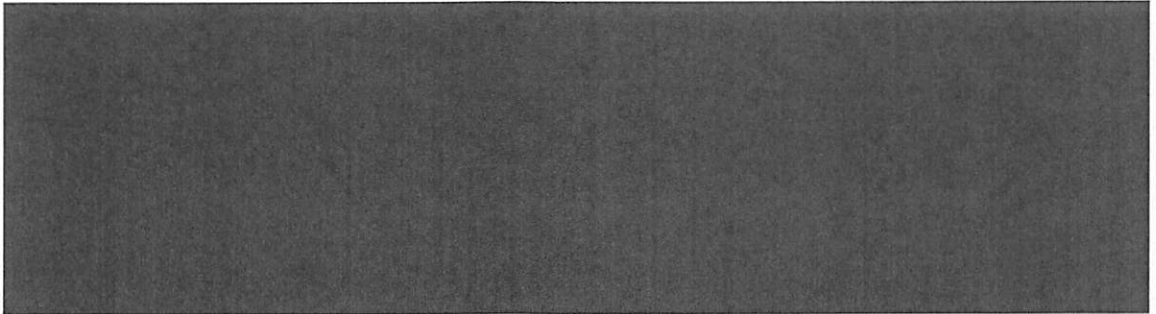


Ⅲ 刑事弁護

1 起案

(1) 総説

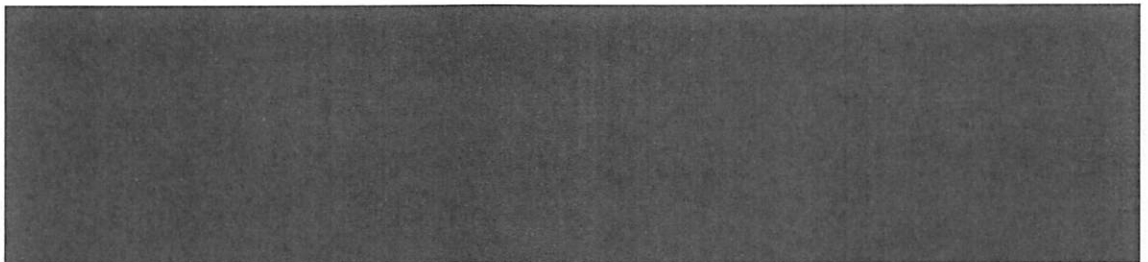
2回の起案を実施し、講評を行った。



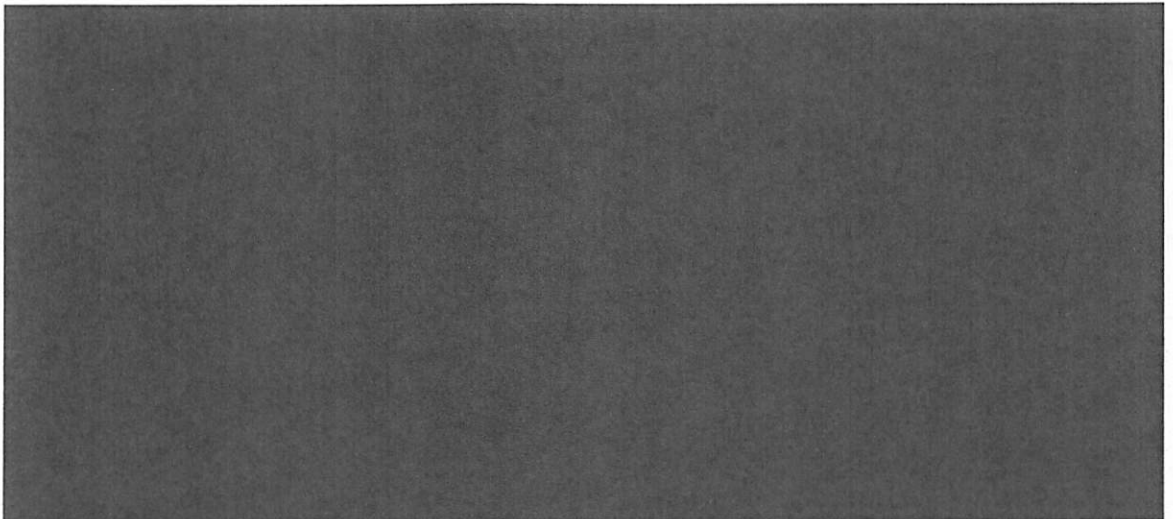
刑事弁護科目における起案及び講評は、弁護人の立場から、弁護方針に基づいて、どのように証拠を評価し、説得のための論証を行うかを考えさせるとともに、訴訟手続や証拠法に関する実務の理解を一層深めさせることを主たる目的としたものである。

(2) 起案1

ア 事案の概要

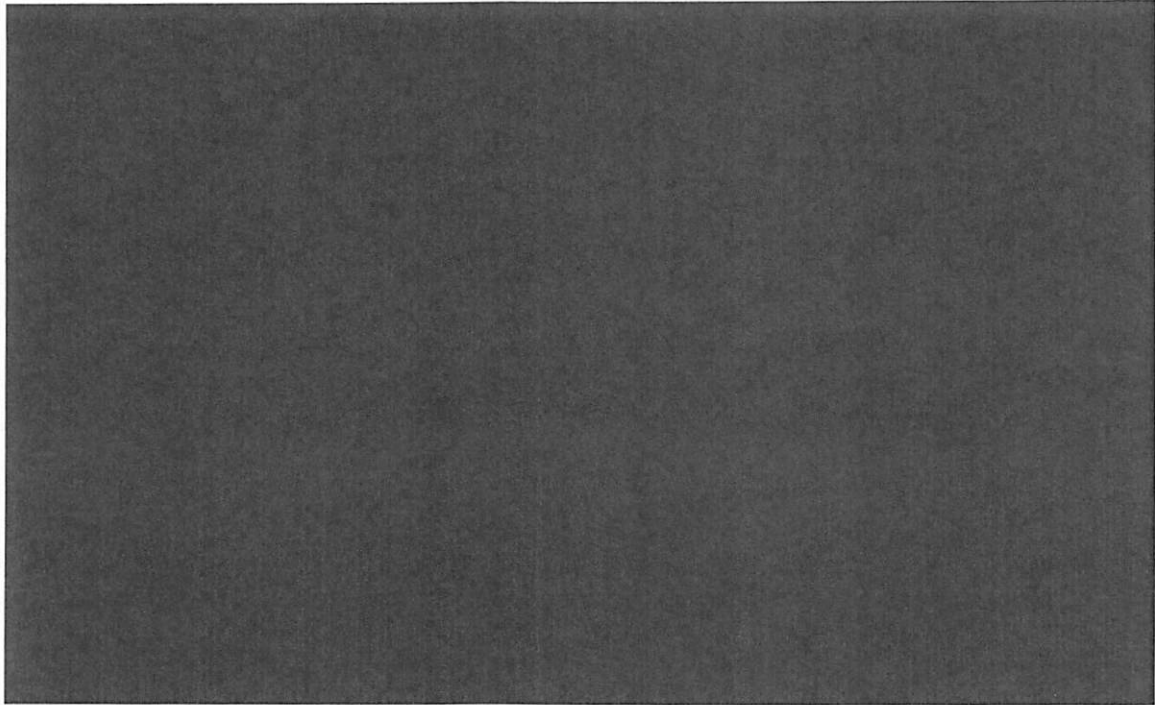


イ 起案事項



ウ 講評



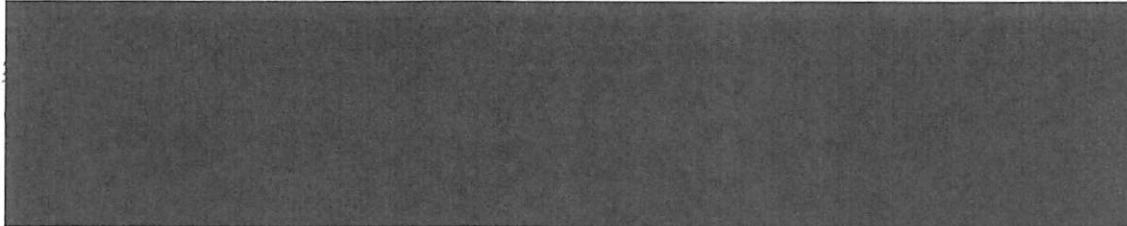


(3) 起案 2

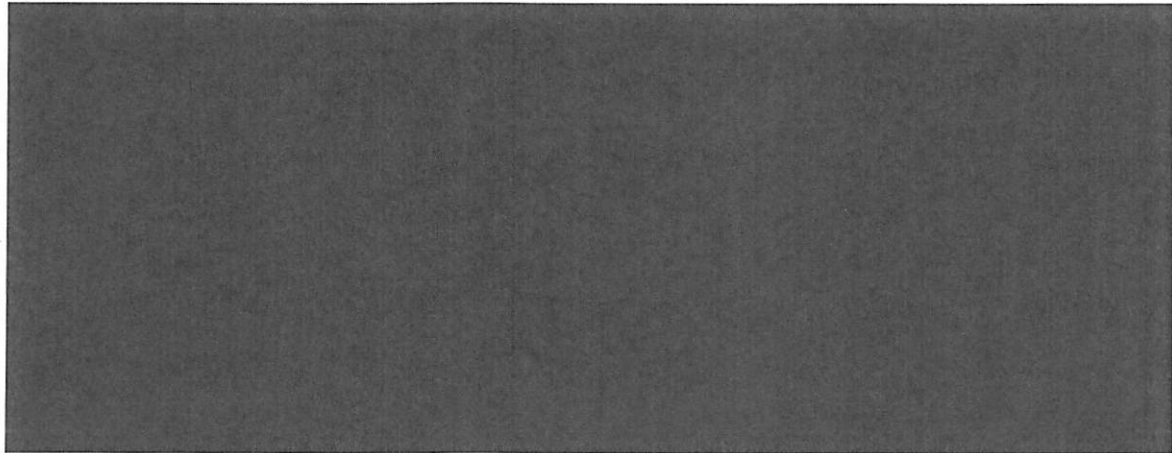
ア 事案の概要



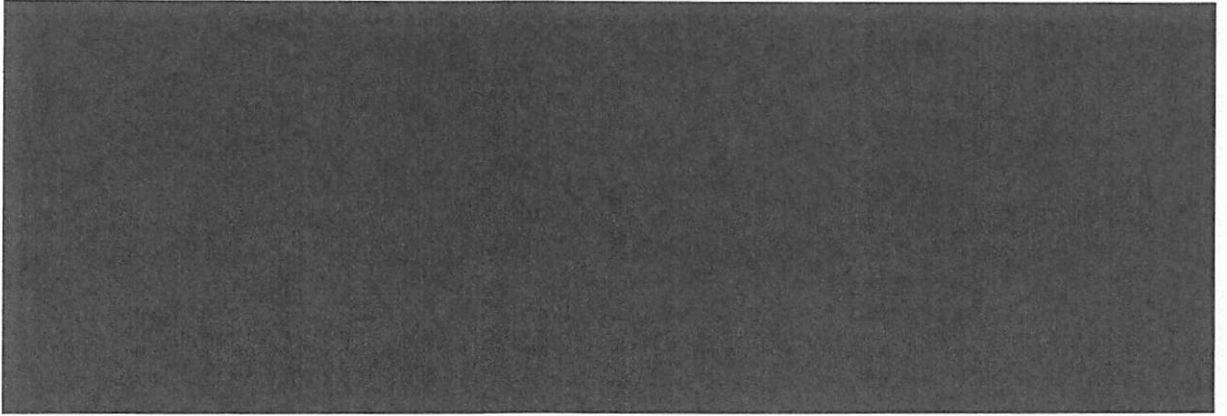
イ 起案事項



ウ 講評



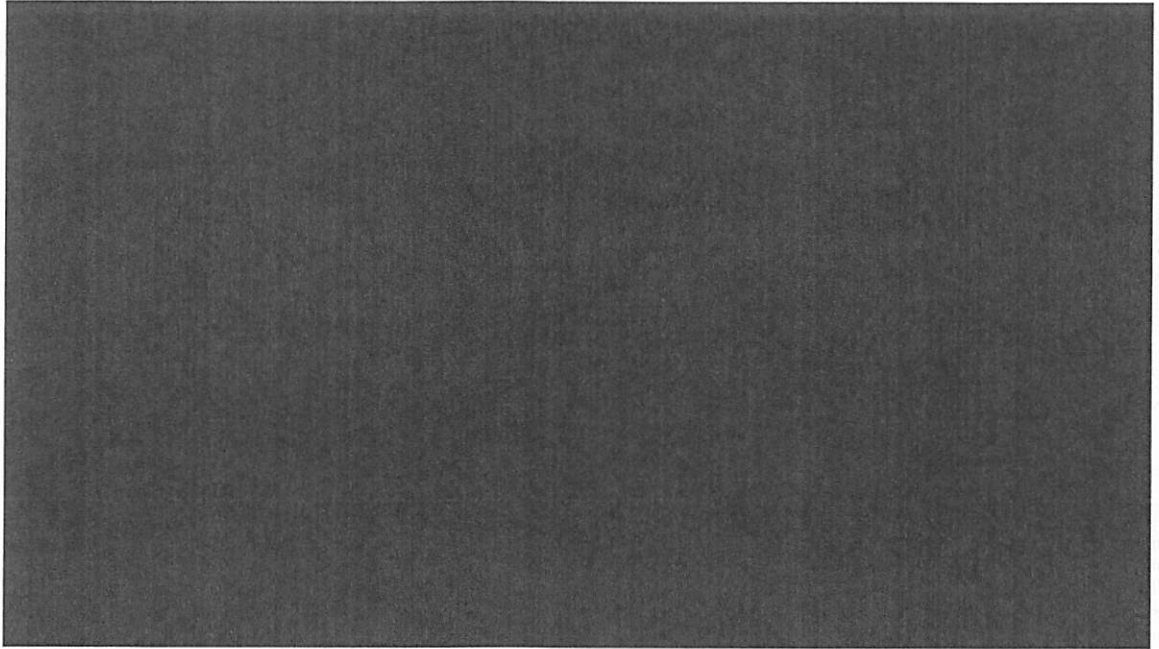
2 問題研究（情状弁護活動）



IV 刑事共通

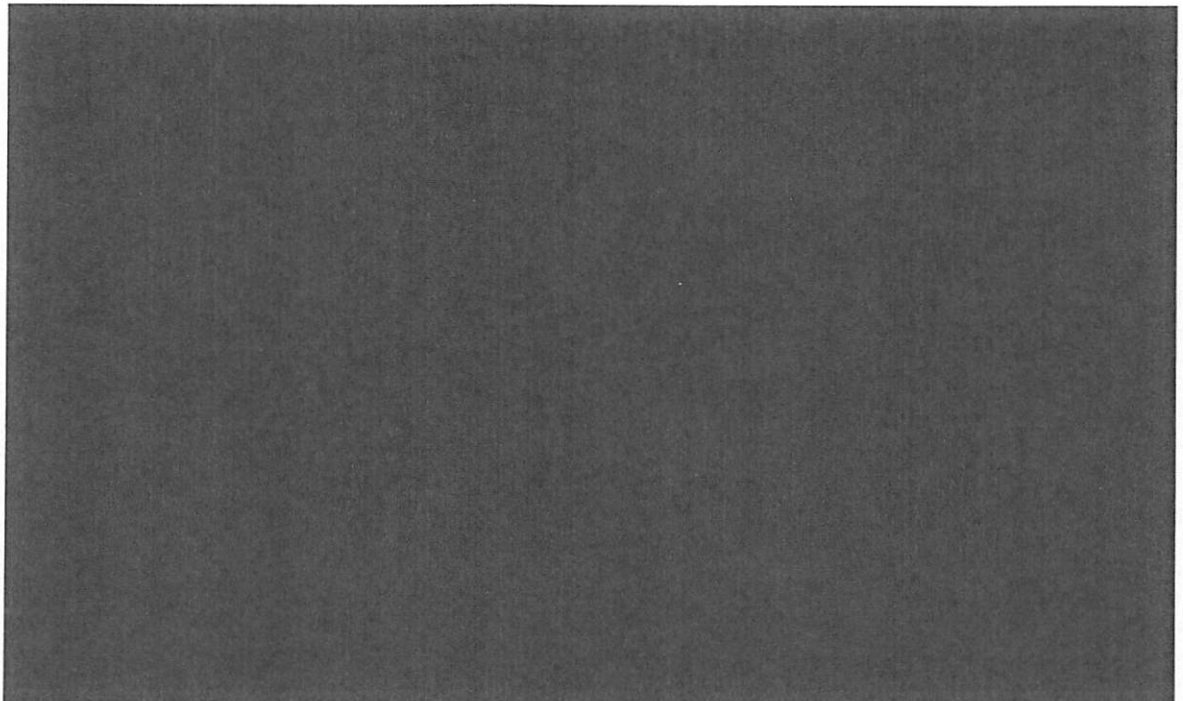
1 刑事共通演習

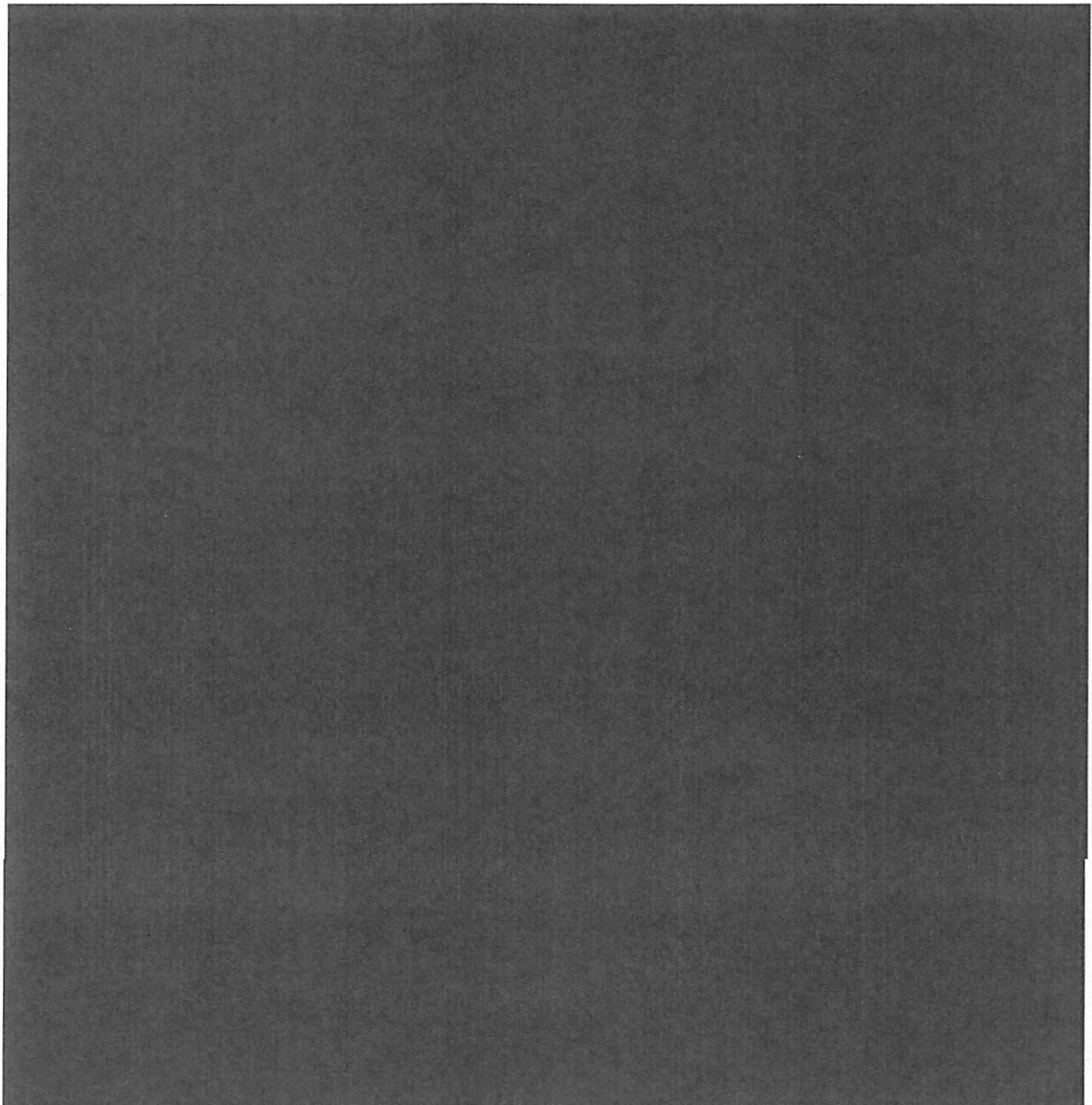
(1) 指導目標



これらの演習を通じ，的確な争点整理を行う上での必要な視点を提供し，これにより，法曹としての活動に共通して必要とされる汎用性のある基礎的な能力を修得させるよう努めた。

(2) 実施内容



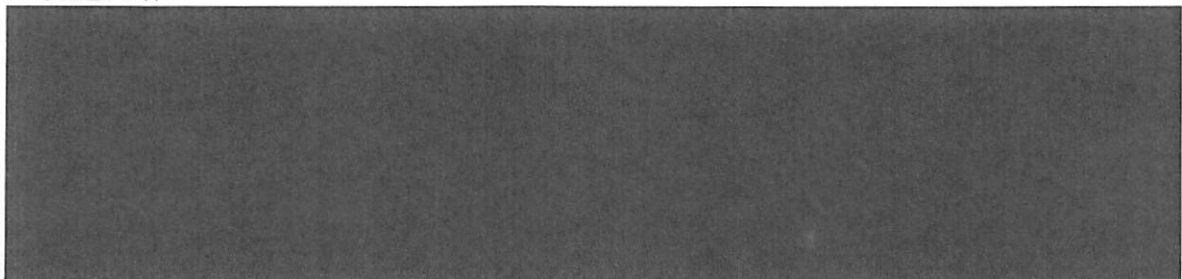


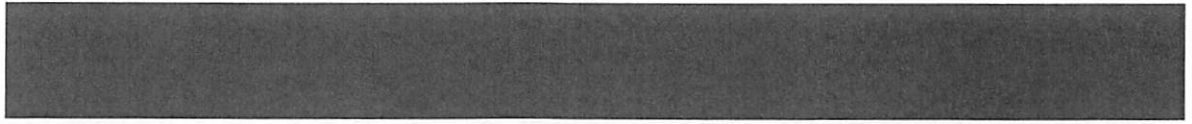
2 刑事共通問題研究

(1) 指導目標



(2) 実施内容





第3 その他の共通科目等

I 全科目共通

特別講義「国際人権法の理論と実践」

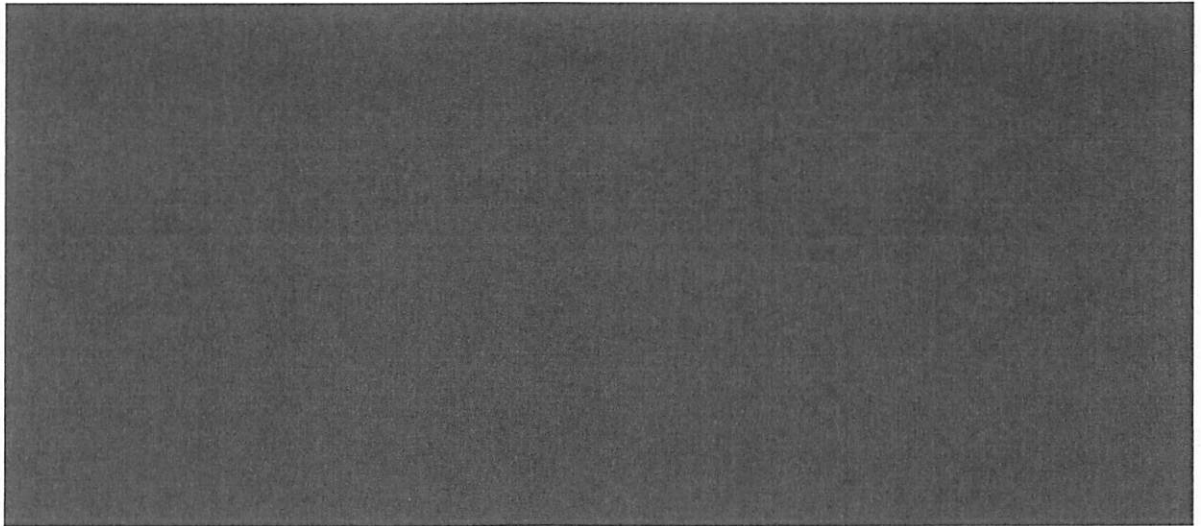
講 師 弁護士（第一東京弁護士会） 上 柳 敏 郎 氏

国際人権については、第54期まで、刑事弁護科目の講義の中で、主に自由権規約（B規約）のうち刑事手続関係規定を取り上げていたが、国際人権の重要性に鑑み、第55期以降は、全科目共通特別講義という形式に改めて国際人権全般にわたって講演を行ってきた。

第68期においても、同様の趣旨に基づき、講師が、国際人権が全科目共通講義となっている理由や、国際人権法の国内的・国際的实施等について、国際NGOの活動に関するロールプレイ及び講演を行った。

II 弁護共通

演習「弁護士倫理」



平成26年度(第68期)司法修習生

B班 集合修習日程予定表

(注) 本表は予定であって、確定日程ではない。
確定日程は、毎週最終登庁日に配布する。

月/日	曜	1限目 (9:50~11:40)	2限目 (12:40~14:30)	3限目 (14:45~16:35)	月/日	曜	1限目 (9:50~11:40)	2限目 (12:40~14:30)	3限目 (14:45~16:35)
19	月	民裁起家1講評			16	月	刑裁起家2講評		検察起家2講評
20	火	刑共演習(証拠開示・争点整理)			17	火	検察起家2講評	民弁起家2講評	
21	水	全共特別講義	刑共演習(争点整理)		18	水	自由研究日		
22	木	刑共演習(尋問)		刑共問題研究 (情状・量刑)	19	木	考試		
23	金	弁共演習 (弁護士倫理)	民共演習2(弁論準備手続期日)		20	金	考試		
26	月	刑弁起家1講評		民共問題研究(和解)	23	月	勤労感謝の日		
27	火	民裁起家2(即日)			24	火	考試		
28	水	刑弁問題研究 (情状弁護活動)	検察起家1講評		25	水	考試		
29	木	刑弁起家2(即日)			26	木	考試		
10/5	月	民裁講義		刑裁問題研究	11/2	月	検察問題研究 (被害者保護)	刑裁起家1講評	
6	火	民弁問題研究1			3	火	文化の日		
7	水	刑弁起家1(即日)			4	水	民弁起家2(即日)		
8	木	民弁演習1 (法律相談)	民共演習1準備		5	木	検察起家2(即日)		
9	金	民裁起家1(即日)			6	金	刑裁起家2(即日)		
12	月	体育の日			9	月	民共演習3(交互尋問)		
13	火	検察起家1(即日)			10	火	民裁演習(争点整理)	民弁演習2(通知書・和解条項)	
14	水	刑裁起家1(即日)			11	水	民裁演習(争点整理)		
15	木	民共演習1(口頭弁論期日)	民弁問題研究2		12	木	民裁起家2講評		
16	金	民弁起家1(即日)			13	金	民共演習4 (判決・講評)	刑弁起家2講評	

凡例

民裁・・・民事裁判	民共・・・民事共通
刑裁・・・刑事裁判	刑共・・・刑事共通
民弁・・・民事弁護	全共・・・全科共通
刑弁・・・刑事弁護	弁共・・・弁護共通
	(即日)・・・即日起家

第69期 修習日程

修習区分	A班			B班			
	修習期間		移動日	修習期間		移動日	
導入修習			27.11.27(金)～ 27.12.1(火)※5日			27.11.27(金)～ 27.12.1(火)※5日	
	開始日	27.12.2.(水)		開始日	27.12.2.(水)		
	終了日	27.12.22.(火)		終了日	27.12.22.(火)		
	実日数	15		実日数	15		
			27.12.23(水)～ 27.12.28(月)※6日			27.12.23(水)～ 27.12.28(月)※6日	
分野別実務修習	第1クール	開始日	28.1.4.(月)		開始日	28.1.4.(月)	
		終了日	28.2.28.(日)		終了日	28.2.28.(日)	
		実日数	38		実日数	38	
	第2クール	開始日	28.2.29.(月)		開始日	28.2.29.(月)	
		終了日	28.4.21.(木)		終了日	28.4.21.(木)	
		実日数	38		実日数	38	
	第3クール	開始日	28.4.22.(金)		開始日	28.4.22.(金)	
		終了日	28.6.20.(月)		終了日	28.6.20.(月)	
		実日数	38		実日数	38	
	第4クール	開始日	28.6.21.(火)		開始日	28.6.21.(火)	
		終了日	28.8.12.(金)		終了日	28.8.12.(金)	
		実日数	37		実日数	37	
	選択型実務修習及び集合修習			28.8.13(土)～ 28.8.15(月)※3日			
		集合修習 開始日	28.8.16.(火)		選択型修習 開始日	28.8.13.(土)	
		終了日	28.9.28.(水)		終了日	28.9.30.(金)	
		実日数	30		実日数	33	
		28.9.29(木)～ 28.10.2(日)※4日			28.10.1(土)～ 28.10.3(月)※3日		
選択型修習 開始日		28.10.3.(月)		集合修習 開始日	28.10.4.(火)		
終了日		28.11.16.(水)		終了日	28.11.16.(水)		
実日数		31		実日数	30		
自由研究日		28.11.17.(木)		自由研究日	28.11.17.(木)		

※ なお、A班の選択型実務修習及びB班の集合修習のカリキュラム終了後、5科目の筆記試験が行われる予定である。

(平成28・2・29)

第69期導入修習カリキュラムの概要

司法研修所

は し が き

導入修習は、修習開始段階で司法修習生に不足している実務基礎知識・能力に気付かせ、かつ、より効果的、効率的な分野別実務修習が円滑に行えるようにすることを目的としている。

第69期司法修習においても、この導入修習の目的に沿った教育効果を上げることを企図してカリキュラムを策定し、実施した。その概要は、本資料及び別添の「第69期導入修習日程予定表」のとおりである。

司法修習生指導担当者各位におかれては、分野別実務修習における司法修習生の指導に当たって本資料を参考にさせていただきたい。

第1 民事関係科目

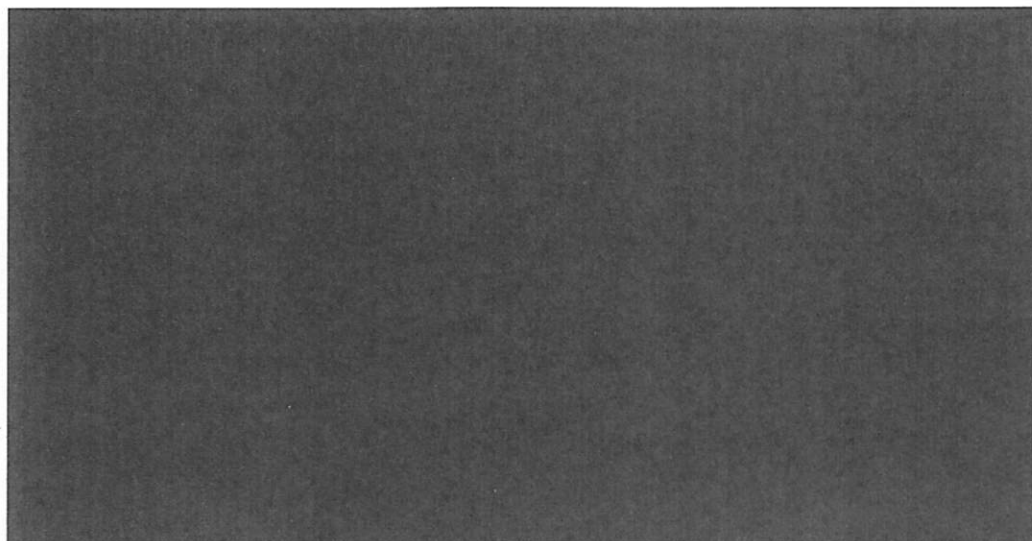
I 民事裁判

1 即日起案・解説

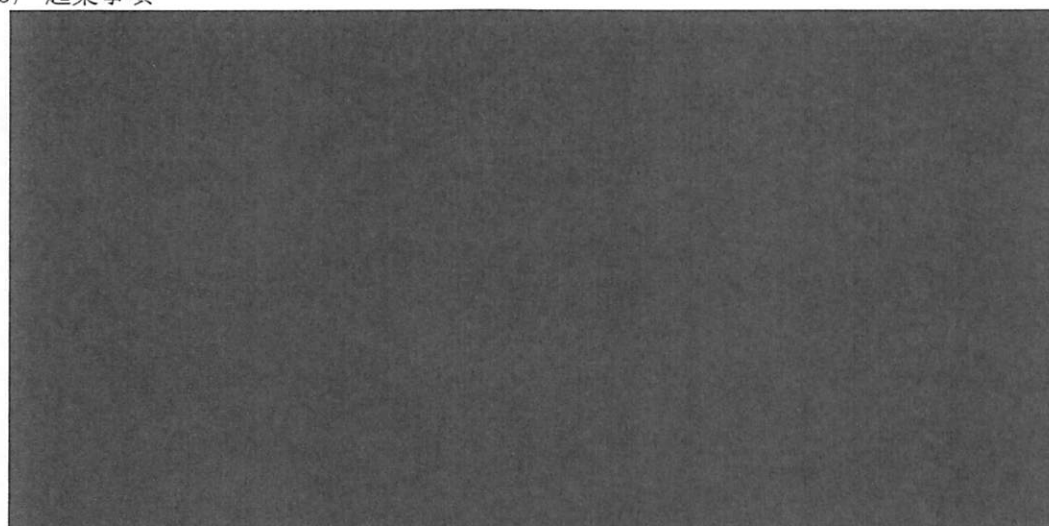
(1) 目的



(2) 事案の概要



(3) 起案事項

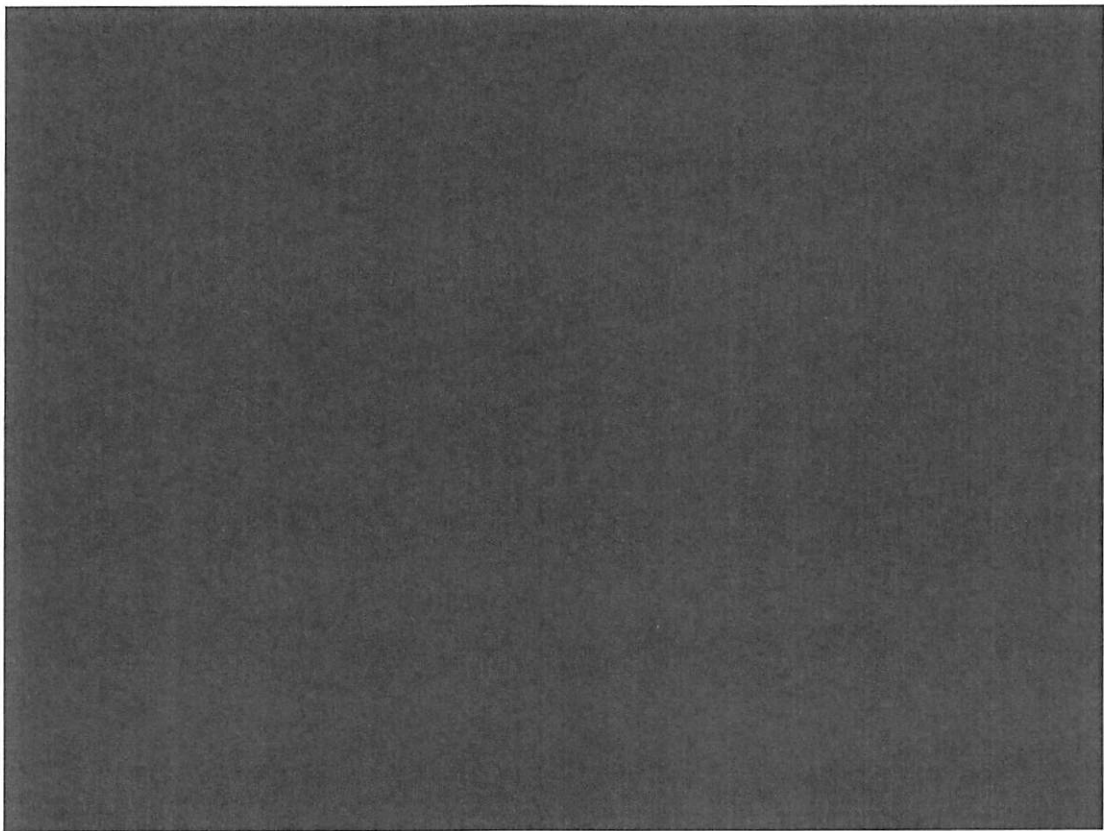


(4) 講評等

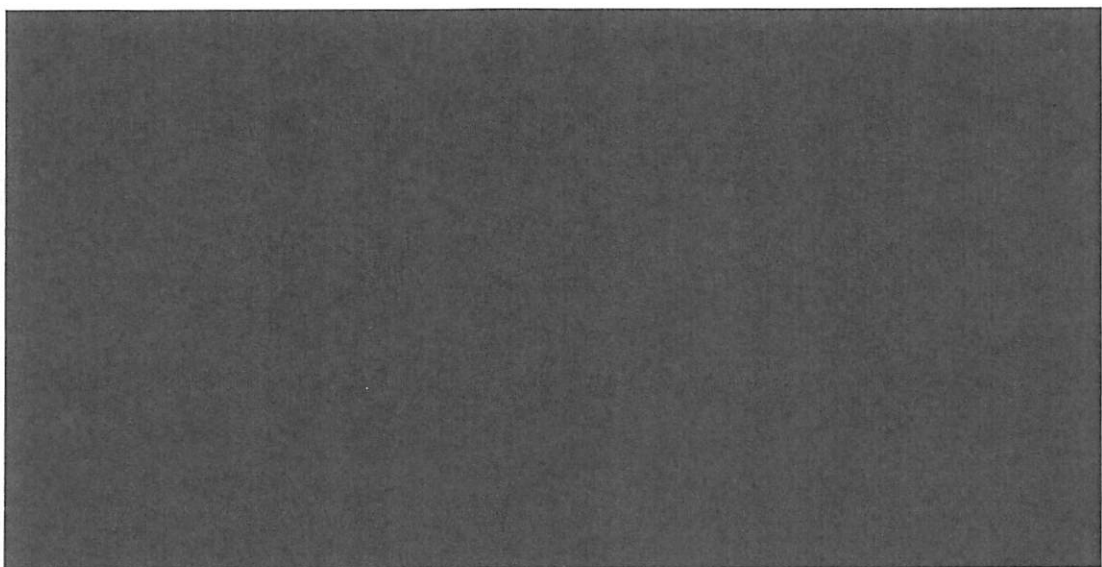


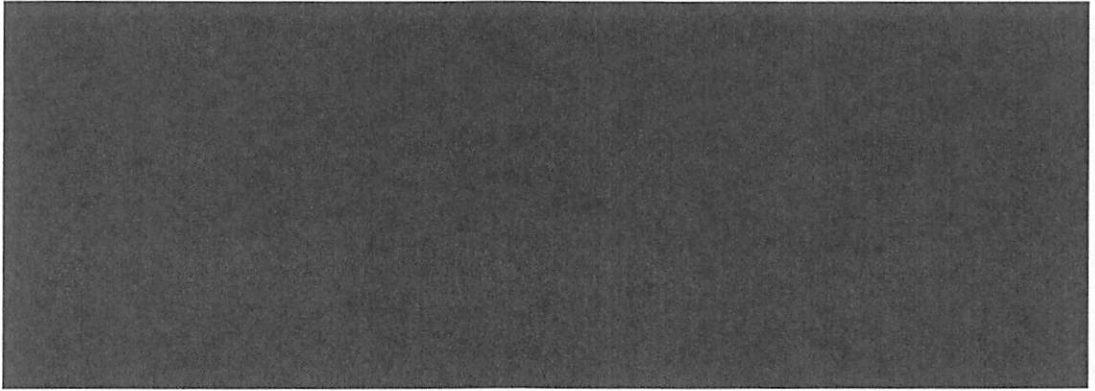


2 民事事実認定の手法と解説



3 裁判官の役割・職務，裁判修習のガイダンス（刑事裁判と共通）



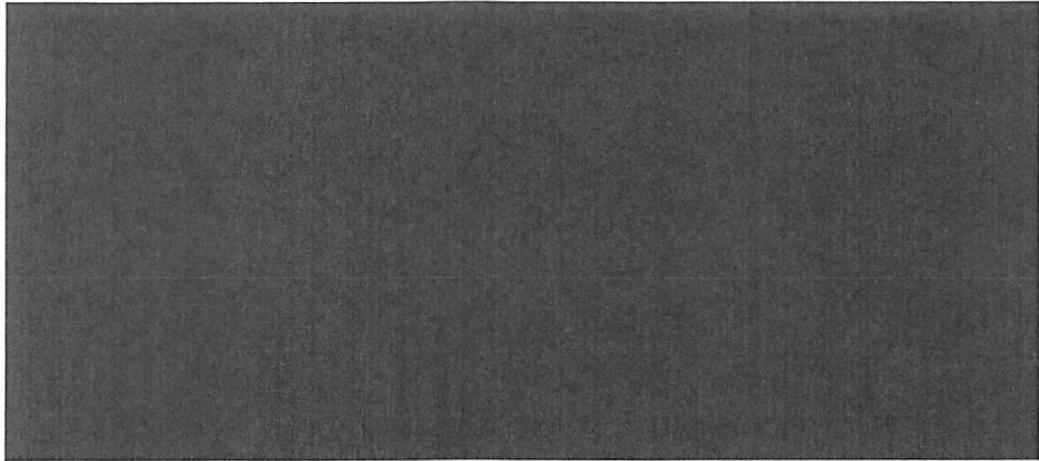


II 民事弁護

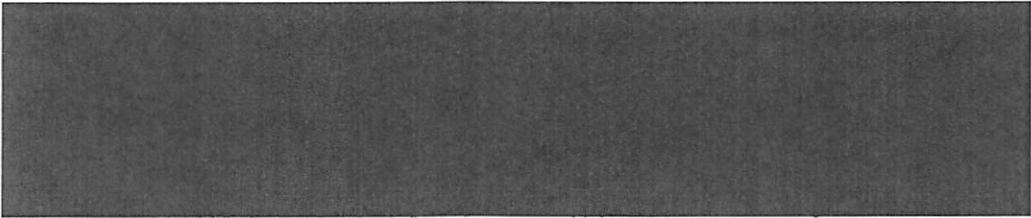
1 講義

(1) 講義 1 (民事保全・民事執行①)

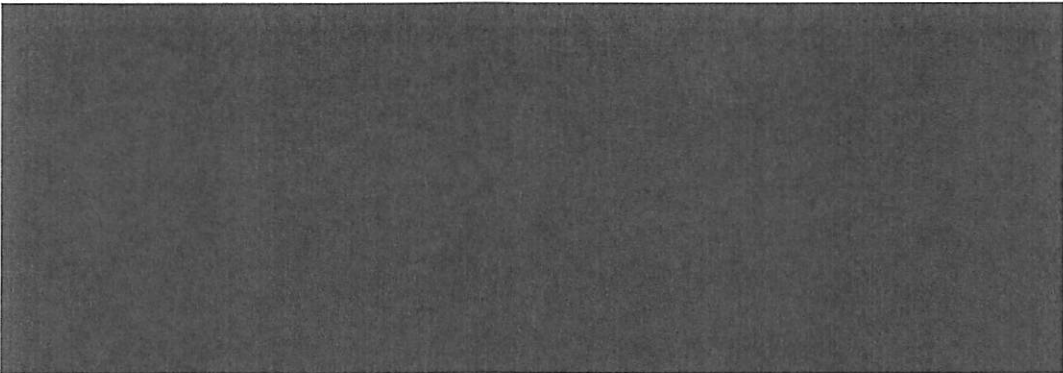
ア 実施の概要



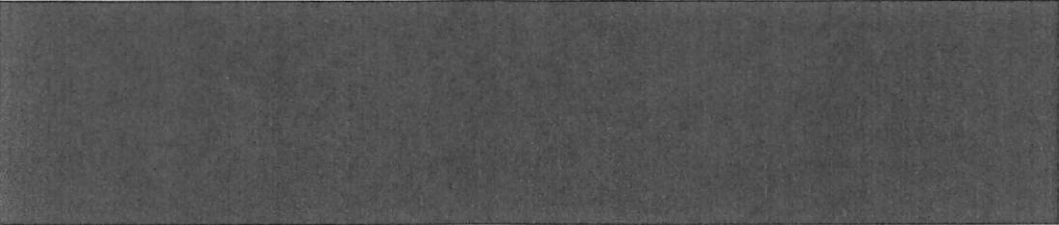
イ DVD教材の内容



ウ 設問内容

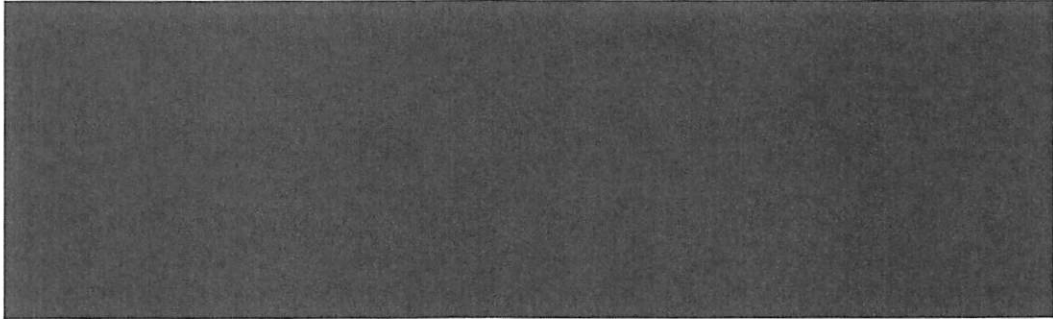


(2) 講義 2 (民事保全・民事執行②+弁護士の職責等)

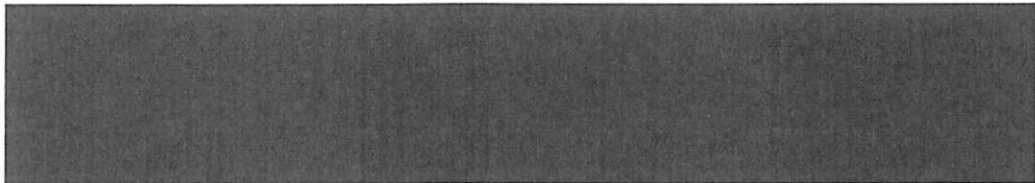


2 問題研究 (即日起案等)

(1) 目的



(2) 事案の概要



(3) 実施内容

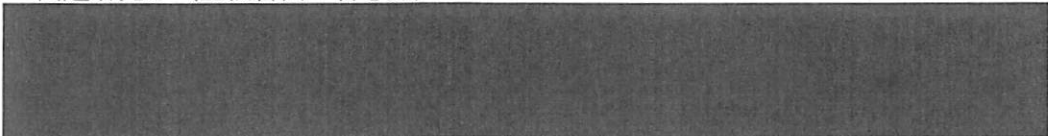
ア 問題研究 1 (事案分析・通知書作成)



イ 問題研究 2 (即日起案)



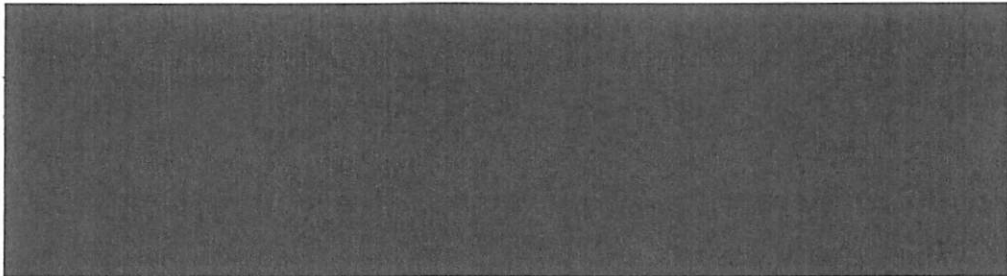
ウ 問題研究 3 (主張書面の書き方)



3 演習

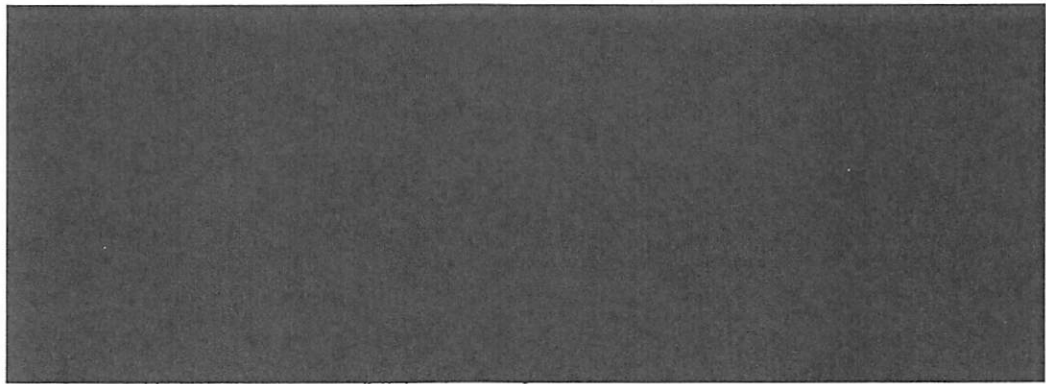
(1) 演習 1 (立証)

ア 実施の概要

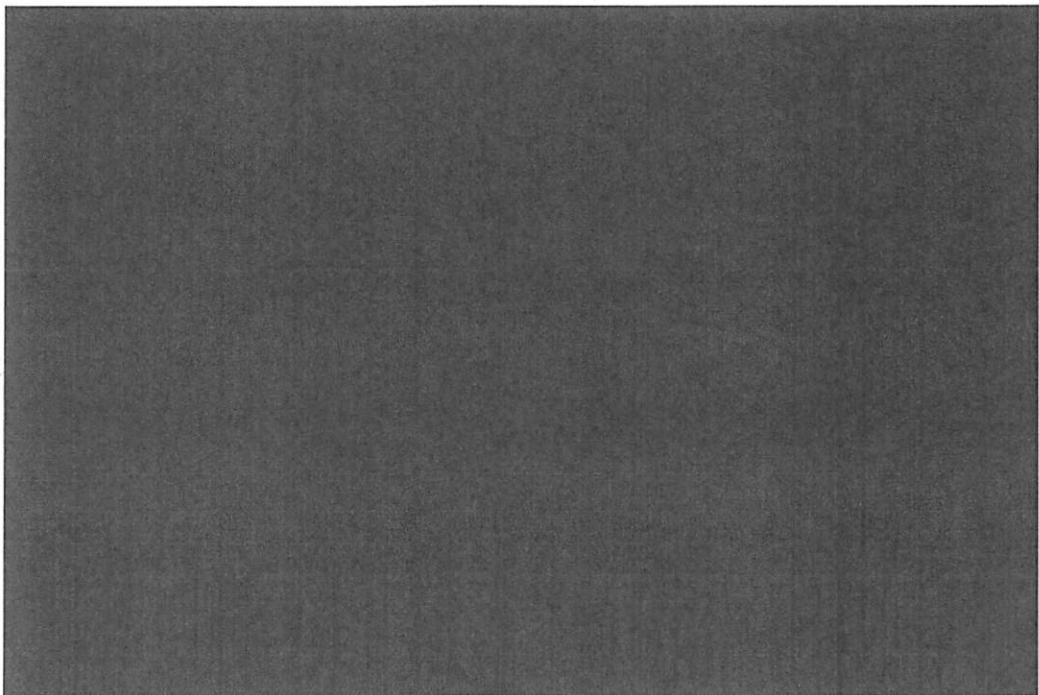


イ 題材事案の概要



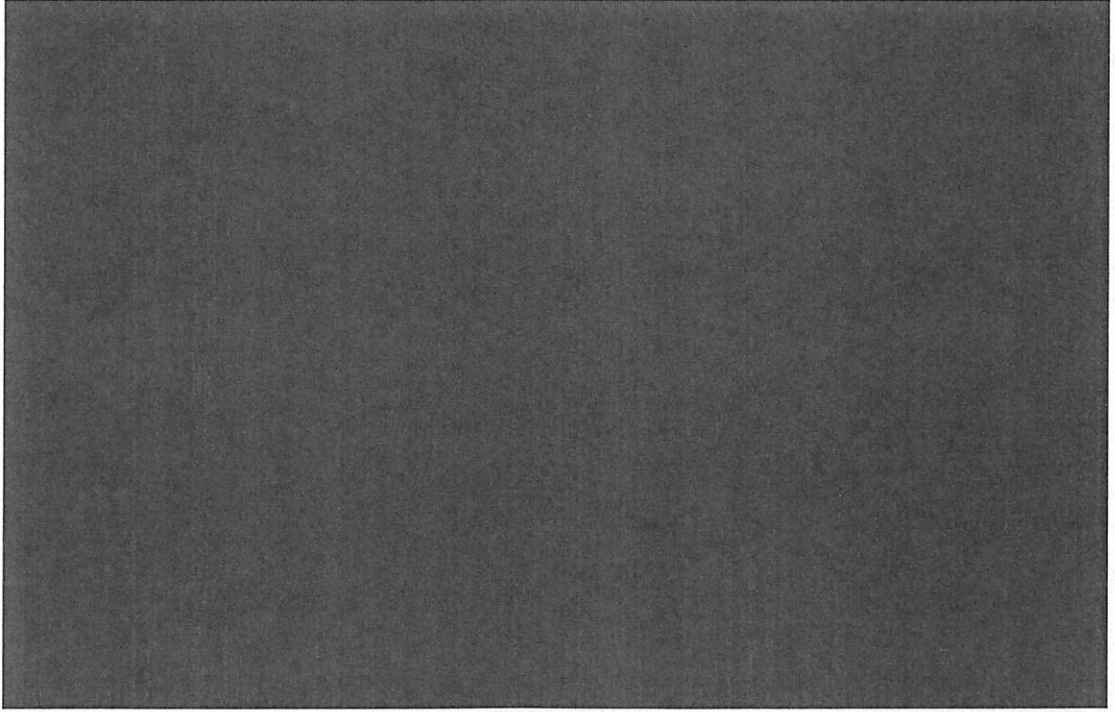


(2) 演習 2 (契約)

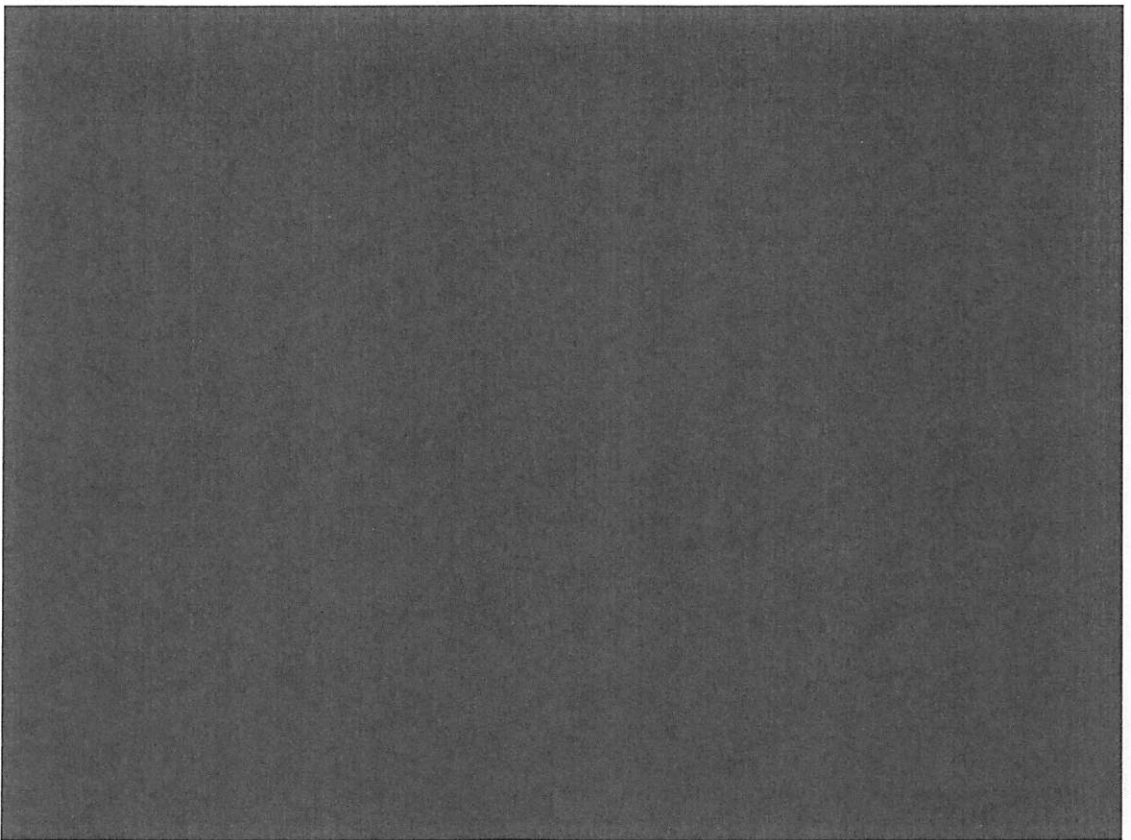


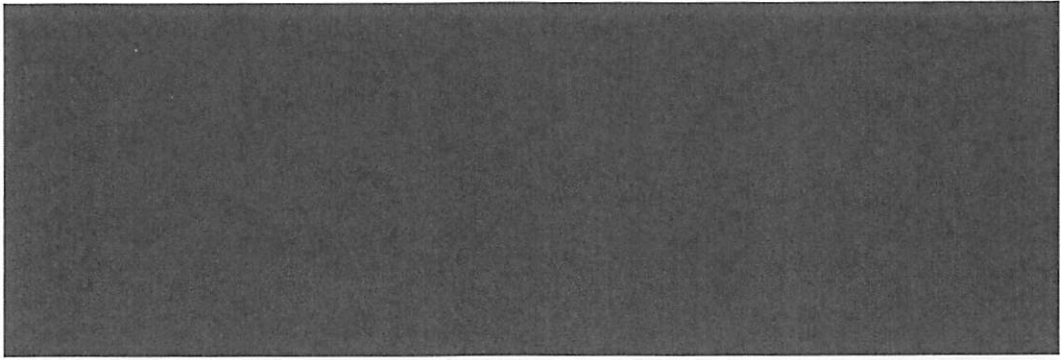
Ⅲ 民事共通

1 民事第一審手続の概説（講義）



2 民事総合1・2

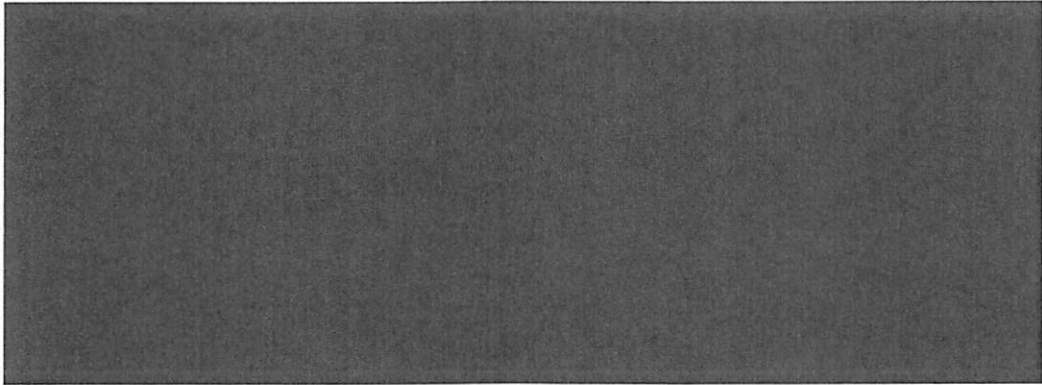




第2 刑事関係科目

I 刑事裁判

1 講義（事前課題解説等）



2 即日起案・事前課題の解説

(1) 即日起案

ア 目的



イ 事案の概要



ウ 起案事項

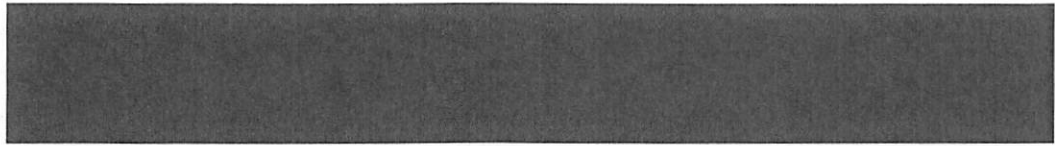


エ 解説



(2) 手続関係の事前課題

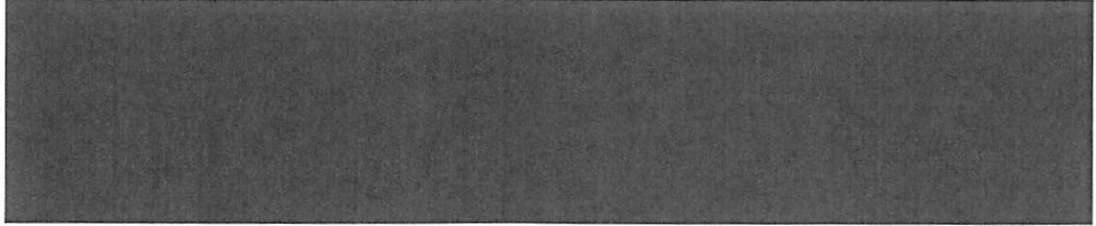




- 3 裁判官の役割・職務，裁判修習のガイダンス（民事裁判と共通）
民事裁判の項参照

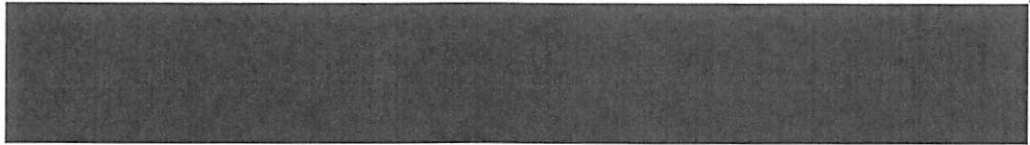
II 検察

1 導入講義

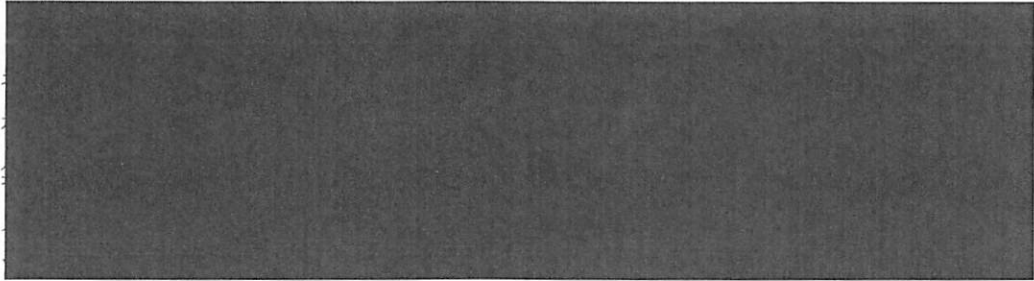


2 即日起案

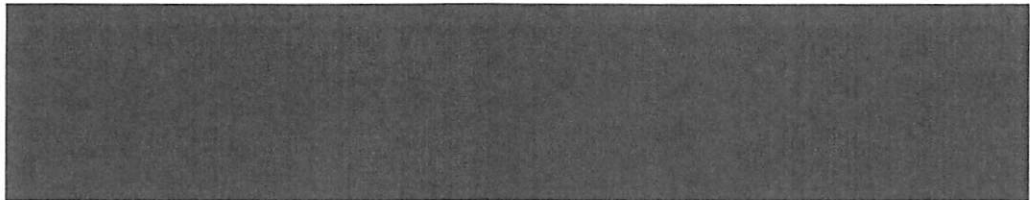
(1) 目的



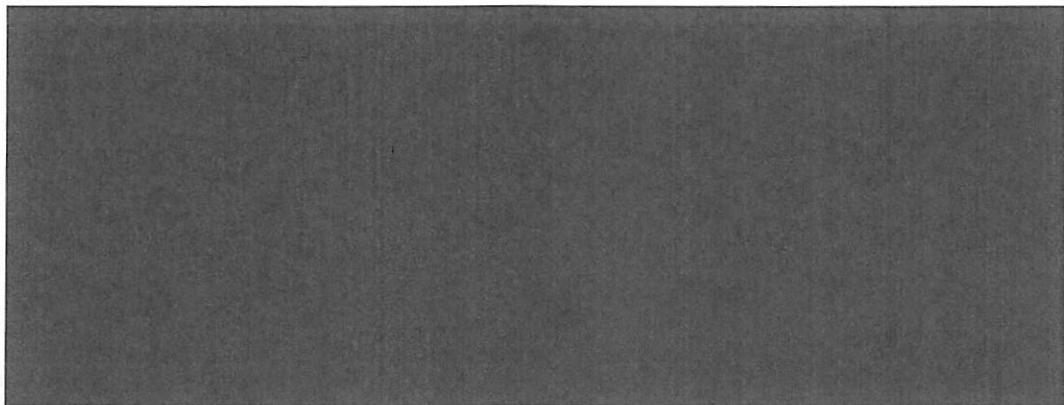
(2) 事案の概要



(3) 起案事項



3 捜査演習



4 即日起案講評+検察官の心構え等



Ⅲ 刑事弁護

1 講義1

(1) 目的

[Redacted text]

(2) 事案の概要

[Redacted text]

(3) 実施内容

[Redacted text]

2 即日起案の講評と問題研究

(1) 目的

[Redacted text]

(2) 事案の概要

[Redacted text]

(3) 起案事項

[Redacted text]

(4) 講評等

[Redacted text]

[Redacted]

3 講義 2

(1) 目的

[Redacted]

(2) 事案の概要

[Redacted]

(3) 実施内容

[Redacted]

IV 刑事共通

1 刑事基本問題研究

(1) 目的

[Redacted]

(2) 事案の概要

[Redacted]

(3) 実施内容

[Redacted]

2 刑事共通演習基礎（公判前整理手続）

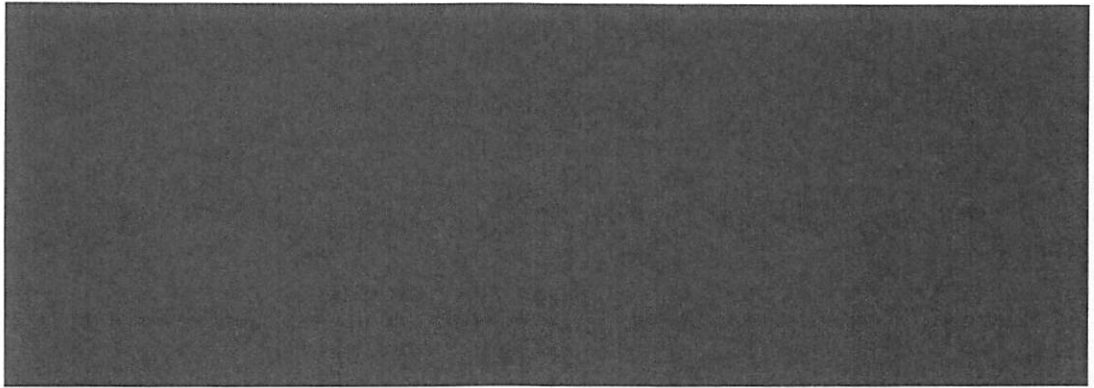
(1) 目的

充実した公判の審理を実現するためには、公判前整理手続において的確かつ迅速に争点整理を行うことが不可欠である。

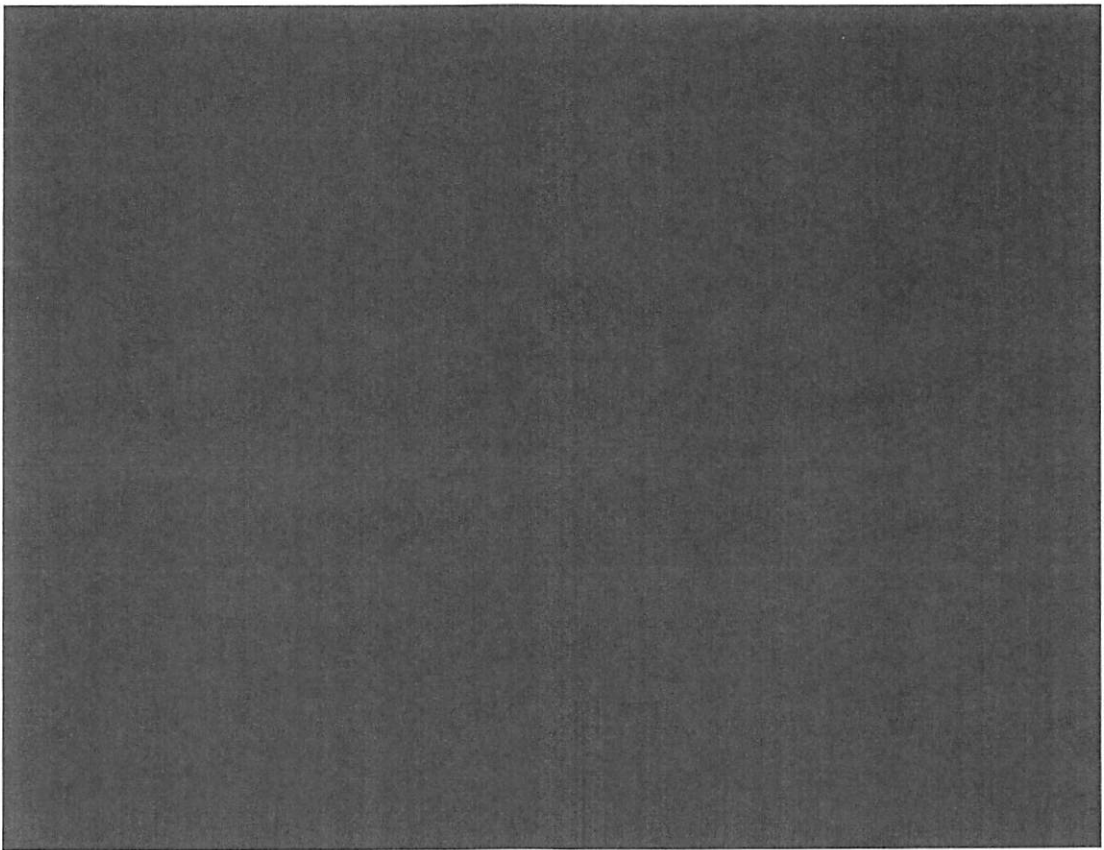
[Redacted]

(2) 事案の概要

[Redacted]



(3) 実施内容



第69期 導入修習日程予定表

月/日	曜	A班			B班			
12月2日	水	1限目(165分) (10:35~11:55, 12:45~14:10) 民事第1審手続の概説(講義) (民裁・民弁)		2限目(165分) (14:25~17:10) 民弁問題研究1(事案分析)		1限目(110分) (10:35~12:25) 刑裁講義(事前課題解説等)	2限目(110分) (13:15~15:05) 検察導入講義	3限目(110分) (15:20~17:10) 刑弁講義1
12月3日	木	1限目(110分) (10:05~11:55) 刑裁講義(事前課題解説等)	2限目(110分) (12:55~14:45) 検察導入講義	3限目(110分) (15:00~16:50) 刑弁講義1	1限目(165分) (10:05~11:55, 12:55~13:50) 民事第1審手続の概説(講義) (民裁・民弁)		2限目(165分) (14:05~16:50) 民弁問題研究1(事案分析)	
12月4日	金	1限目(180分) (9:50~12:50) 民裁即日起案		2限目(180分) (14:00~17:00) 検察即日起案		1限目(180分) (9:50~12:50) 民裁即日起案		2限目(180分) (14:00~17:00) 検察即日起案
12月7日	月	1限目(180分) (9:50~12:50) 民弁問題研究2(即日起案)		2限目(180分) (14:00~17:00) 刑裁即日起案		1限目(180分) (9:50~12:50) 民弁問題研究2(即日起案)		2限目(180分) (14:00~17:00) 刑裁即日起案
12月8日	火	1限目(85分) (9:50~11:15) 民事総合1 (民裁・民弁)	2限目(85分) (11:30~12:10, 13:10~13:55) 刑事基本問題研究 (刑裁・検察・刑弁)	3限目(180分) (14:10~17:10) 刑弁即日起案		1限目(85分) (9:50~11:15) 刑事基本問題研究 (刑裁・検察・刑弁)	2限目(85分) (11:30~12:10, 13:10~13:55) 民事総合1 (民裁・民弁)	3限目(180分) (14:10~17:10) 刑弁即日起案
12月9日	水	(9:50~11:50, 12:50~16:50) 民裁即日起案解説			(9:50~12:20, 13:20~16:50) 捜査演習 (検察)			
12月10日	木	1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40) 民弁問題研究3(主張書面)		2限目(170分) (14:00~16:50) 民弁演習1(立証)		(9:50~12:20, 13:20~16:50) 刑裁即日起案・事前課題の解説		
12月11日	金	1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40) 民事総合2 (民裁・民弁)		2限目(170分) (14:00~16:50) 民弁演習2(契約)		(9:50~11:50, 12:50~16:50) 即日起案の解説と問題研究 (刑弁)		
12月14日	月	1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40) 民事事案認定の手法と留意点 (民裁)		2限目(170分) (14:00~16:50) 民弁講義1(民事保全・民事執行①)		(9:50~11:50, 12:50~16:50) 刑事共通演習基礎(公判前整理手続) (刑裁・検察・刑弁)		
12月15日	火	(9:50~11:50, 12:50~16:50) 捜査演習 (検察)			(9:50~12:20, 13:20~16:50) 民裁即日起案解説			
12月16日	水	(9:50~12:20, 13:20~16:50) 刑裁即日起案・事前課題の解説			1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40) 民弁問題研究3(主張書面)		2限目(170分) (14:00~16:50) 民弁演習1(立証)	
12月17日	木	(9:50~12:20, 13:20~16:50) 即日起案の解説と問題研究 (刑弁)			1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40) 民事総合2 (民裁・民弁)		2限目(170分) (14:00~16:50) 民弁演習2(契約)	
12月18日	金	(9:50~12:20, 13:20~16:50) 刑事共通演習基礎(公判前整理手続) (刑裁・検察・刑弁)			1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40) 民事事案認定の手法と留意点 (民裁)		2限目(170分) (14:00~16:50) 民弁講義1(民事保全・民事執行①)	
12月21日	月	1限目(140分) (9:50~12:10) 刑弁講義2	2限目(60分) (13:10~14:10) 留意事項 事務局長	3限目(140分) (14:30~16:50) 民弁講義2(民事保全・民事執行②) 十弁護士の職責等	1限目(140分) (9:50~12:10) 民弁講義2(民事保全・民事執行②) 十弁護士の職責等	2限目(140分) (13:10~15:30) 刑弁講義2	3限目(60分) (15:50~16:50) 留意事項 事務局長	
12月22日	火	1限目(170分) (9:50~12:00, 13:00~13:40) 裁判官の役割・職務、裁判修習のガイダンス (民裁・刑裁)		2限目(170分) (14:00~16:50) 検察即日起案講評+検察官の心構え等		1限目(170分) (9:50~11:40, 12:40~13:40) 検察即日起案講評+検察官の心構え等		2限目(170分) (14:00~16:50) 裁判官の役割・職務、裁判修習のガイダンス (民裁・刑裁)

平成27年度(第69期)司法修習生

A班 集合修習日程予定表

(注) 本表は予定であって、確定日程ではない。
確定日程は、毎週最終登庁日に配布する。

月/日	曜	1限目 (9:50~11:40)	2限目 (12:40~14:30)	3限目 (14:45~16:35)	月/日	曜	1限目 (9:50~11:40)	2限目 (12:40~14:30)	3限目 (14:45~16:35)															
29	月	民裁起案1講評			26	月	刑弁起案2講評		刑裁起案2講評															
30	火	全共特別講義	刑弁起案1講評		27	火	刑裁起案2講評	検察起案2講評																
31	水	民共演習1(口頭弁論期日)		刑共演習(証拠開示等)	28	水	民共演習4 (判決・講評)	民弁起案2講評																
9/1	木	刑共演習(争点整理等)			 選択型実務修習 																			
2	金	刑共演習(尋問)																						
5	月	民裁起案2(即日)																						
6	火	刑共問題研究 (情状・量刑)	刑裁起案1講評																					
7	水	刑弁問題研究	民共演習2(弁論準備手続期日)																					
8	木	民共問題研究(和解)	検察起案1講評																					
9	金	刑弁起案2(即日)								11/18	金	考試												
12	月	検察問題研究 (被害者保護)	民弁起案1講評		21	月	考試																	
8/16	火	民裁講義		民弁講義(和解条項)	13	火	刑裁起案2(即日)																	
17	水	民弁問題研究1			14	水	民弁起案2(即日)																	
18	木	刑弁起案1(即日)			15	木	検察起案2(即日)																	
19	金	民裁起案1(即日)			16	金	民共演習3準備	民裁演習(争点整理)		25	金	考試												
22	月	刑裁起案1(即日)			19	月	敬老の日			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">凡例</div> <table style="margin: 5px auto;"> <tr> <td>民裁・・・民事裁判</td> <td>民共・・・民事共通</td> </tr> <tr> <td>刑裁・・・刑事裁判</td> <td>刑共・・・刑事共通</td> </tr> <tr> <td>民弁・・・民事弁護</td> <td>全共・・・全科共通</td> </tr> <tr> <td>刑弁・・・刑事弁護</td> <td>弁共・・・弁護共通</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(即日)・・・即日起家</td> </tr> </table>					民裁・・・民事裁判	民共・・・民事共通	刑裁・・・刑事裁判	刑共・・・刑事共通	民弁・・・民事弁護	全共・・・全科共通	刑弁・・・刑事弁護	弁共・・・弁護共通		(即日)・・・即日起家
民裁・・・民事裁判	民共・・・民事共通																							
刑裁・・・刑事裁判	刑共・・・刑事共通																							
民弁・・・民事弁護	全共・・・全科共通																							
刑弁・・・刑事弁護	弁共・・・弁護共通																							
	(即日)・・・即日起家																							
23	火	刑裁問題研究	民弁演習(法律相談)		20	火	民裁演習(争点整理)	弁共演習 (弁護士倫理)																
24	水	検察起案1(即日)			21	水	民裁起案2講評																	
25	木	民共演習1準備		民弁問題研究2	22	木	秋分の日																	
26	金	民弁起案1(即日)			23	金	民共演習3(交互尋問)																	

平成27年度(第69期)司法修習生

B班 集合修習日程予定表

(注) 本表は予定であって、確定日程ではない。
確定日程は、毎週最終登庁日に配布する。

月/日	曜	1限目 (9:50~11:40)	2限目 (12:40~14:30)	3限目 (14:45~16:35)	月/日	曜	1限目 (9:50~11:40)	2限目 (12:40~14:30)	3限目 (14:45~16:35)												
17	月	全共特別講義	刑弁起案1講評		14	月	刑弁起案2講評		検察起案2講評												
18	火	民裁起案1講評			15	火	検察起案2講評	刑裁起案2講評													
19	水	民共演習1(口頭弁論期日)		刑共演習(証拠開示等)	16	水	民共演習4 (判決・講評)	民弁起案2講評													
20	木	刑共演習(争点整理等)			17	木	自由研究日														
21	金	刑共演習(尋問)			18	金	考試														
24	月	民裁起案2(即日)			21	月	考試														
25	火	刑裁問題研究	検察起案1講評		22	火	考試														
26	水	刑弁問題研究	民共演習2(弁論準備手続期日)		23	水	勤労感謝の日														
27	木	民共問題研究(和解)	刑裁起案1講評		24	木	考試														
28	金	刑弁起案2(即日)			25	金	考試														
31	月	刑共問題研究 (情状・量刑)	民弁起案1講評		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民裁・・・民事裁判</td> <td>民共・・・民事共通</td> </tr> <tr> <td>刑裁・・・刑事裁判</td> <td>刑共・・・刑事共通</td> </tr> <tr> <td>民弁・・・民事弁護</td> <td>全共・・・全科共通</td> </tr> <tr> <td>刑弁・・・刑事弁護</td> <td>弁共・・・弁護共通</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(即日)・・・即日起家</td> </tr> </tbody> </table>					凡例		民裁・・・民事裁判	民共・・・民事共通	刑裁・・・刑事裁判	刑共・・・刑事共通	民弁・・・民事弁護	全共・・・全科共通	刑弁・・・刑事弁護	弁共・・・弁護共通		(即日)・・・即日起家
凡例																					
民裁・・・民事裁判	民共・・・民事共通																				
刑裁・・・刑事裁判	刑共・・・刑事共通																				
民弁・・・民事弁護	全共・・・全科共通																				
刑弁・・・刑事弁護	弁共・・・弁護共通																				
	(即日)・・・即日起家																				
10/4	火	民裁講義		民弁講義(和解条項)						11/1	火	検察起案2(即日)									
5	水	民弁問題研究1								2	水	民弁起案2(即日)									
6	木	刑弁起案1(即日)								3	木	文化の日									
7	金	民裁起案1(即日)								4	金	刑裁起案2(即日)									
10	月	体育の日								7	月	民共演習3準備	民弁演習(法律相談)								
11	火	検察起案1(即日)								8	火	検察問題研究 (被害者保護)	民裁演習(争点整理)								
12	水	刑裁起案1(即日)								9	水	民裁演習(争点整理)		弁共演習 (弁護士倫理)							
13	木	民共演習1準備		民弁問題研究2	10	木	民裁起案2講評														
14	金	民弁起案1(即日)			11	金	民共演習3(交互尋問)														

第68期司法修習生の貸与申請の状況

(平成27年11月27日現在)

1 貸与申請件数

1250件 (約70.9%)

2 貸与申請額の内訳

23万円：957件 (約76.6%)

25万5千円 (住居加算)：175件 (約14.0%)

25万5千円 (扶養加算)：36件 (約2.9%)

28万円：27件 (約2.1%)

18万円：55件 (約4.4%)

3 保証人の内訳

自然人：941人 (約75.3%)

機関保証：309人 (約24.7%)

以上

第69期司法修習生の貸与申請の状況

(平成28年3月28日現在)

1 貸与申請件数

1,263件(約70.6%)

2 貸与申請額の内訳

23万円:824件(約65.2%)

25万5千円(住居加算):324件(約25.7%)

25万5千円(扶養加算):29件(約2.3%)

28万円:34件(約2.7%)

18万円:52件(約4.1%)

3 保証人の内訳

自然人:937人(約74.2%)

機関保証:326人(約25.8%)

以上

第70期 修習日程

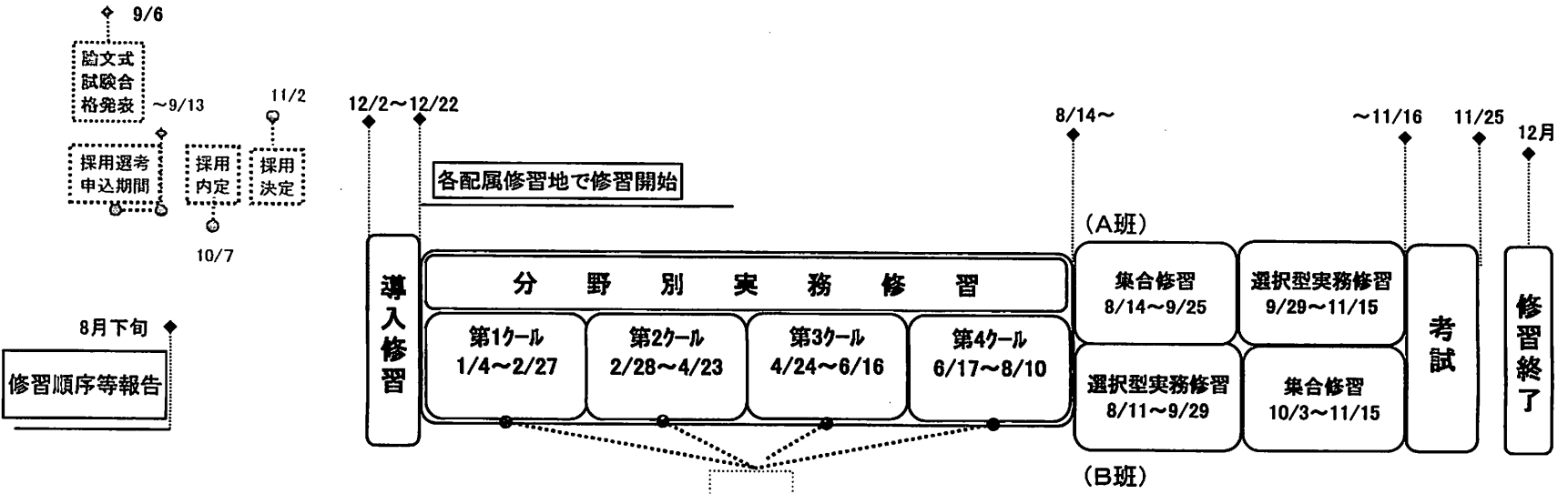
修習区分	A班			B班		
	修習期間		移動日	修習期間		移動日
導入修習			28. 11. 27(日)～ 28. 12. 1(木)※5日			28. 11. 27(日)～ 28. 12. 1(木)※5日
	開始日	28. 12. 2. (金)		開始日	28. 12. 2. (金)	
	終了日	28. 12. 22. (木)		終了日	28. 12. 22. (木)	
	実日数	15		実日数	15	
			28. 12. 23(金)～ 28. 12. 28(水)※6日			28. 12. 23(金)～ 28. 12. 28(水)※6日
分野別実務修習	第1クール	開始日	29. 1. 4. (水)		開始日	29. 1. 4. (水)
		終了日	29. 2. 27. (月)		終了日	29. 2. 27. (月)
		実日数	38		実日数	38
	第2クール	開始日	29. 2. 28. (火)		開始日	29. 2. 28. (火)
		終了日	29. 4. 23. (日)		終了日	29. 4. 23. (日)
		実日数	38		実日数	38
	第3クール	開始日	29. 4. 24. (月)		開始日	29. 4. 24. (月)
		終了日	29. 6. 16. (金)		終了日	29. 6. 16. (金)
		実日数	37		実日数	37
	第4クール	開始日	29. 6. 17. (土)		開始日	29. 6. 17. (土)
		終了日	29. 8. 10. (木)		終了日	29. 8. 10. (木)
		実日数	38		実日数	38
選択型実務修習及び集合修習			29. 8. 11(金)～ 29. 8. 13(日)※3日			
	集合修習 開始日	29. 8. 14. (月)		選択型修習 開始日	29. 8. 11. (金)	
	終了日	29. 9. 25. (月)		終了日	29. 9. 29. (金)	
	実日数	30		実日数	34	
			29. 9. 26(火)～ 29. 9. 28(木)※3日			29. 9. 30(土)～ 29. 10. 2(月)※3日
	選択型修習 開始日	29. 9. 29. (金)		集合修習 開始日	29. 10. 3. (火)	
	終了日	29. 11. 15. (水)		終了日	29. 11. 15. (水)	
	実日数	32		実日数	30	
自由研究日	29. 11. 16. (木)		自由研究日	29. 11. 16. (木)		

※ なお、A班の選択型実務修習及びB班の集合修習のカリキュラム終了後、5科目の筆記試験が行われる予定である。

第70期事務日程

H28 → H29

※ チャートの置き位置・日付等は、あくまでイメージであり、確定したものではない。



8月下旬
修習順序等報告

10/14頃
修習地・組番号・班通知（修習生あて）
配属予定者通知（配属庁あて）
教材等発送

問研起案

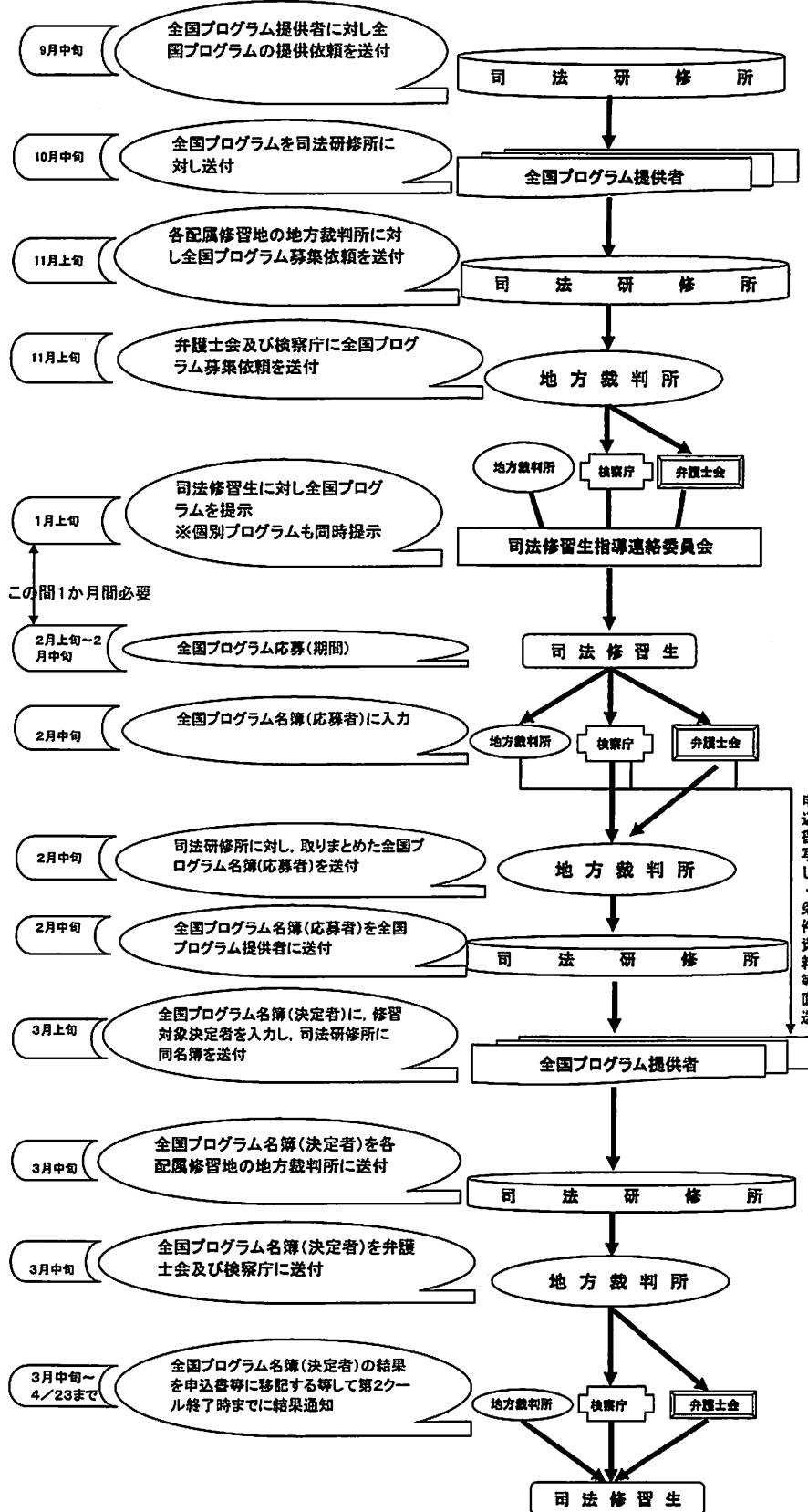
第70期における集合修習と選択型実務修習の順序

(A班) 東京(立川支部を含む。), 横浜, さいたま, 千葉, 大阪, 京都, 神戸, 奈良, 大津, 和歌山

(B班) 水戸, 宇都宮, 前橋, 静岡, 甲府, 長野, 新潟, 名古屋, 津, 岐阜, 福井, 金沢, 富山, 広島, 山口, 岡山, 鳥取, 松江, 福岡, 佐賀, 長崎, 大分, 熊本, 鹿児島, 宮崎, 那覇, 仙台, 福島, 山形, 盛岡, 秋田, 青森, 札幌, 函館, 旭川, 釧路, 高松, 徳島, 高知, 松山

選択型実務修習準備事務

全国プログラムの募集から決定まで(第70期)

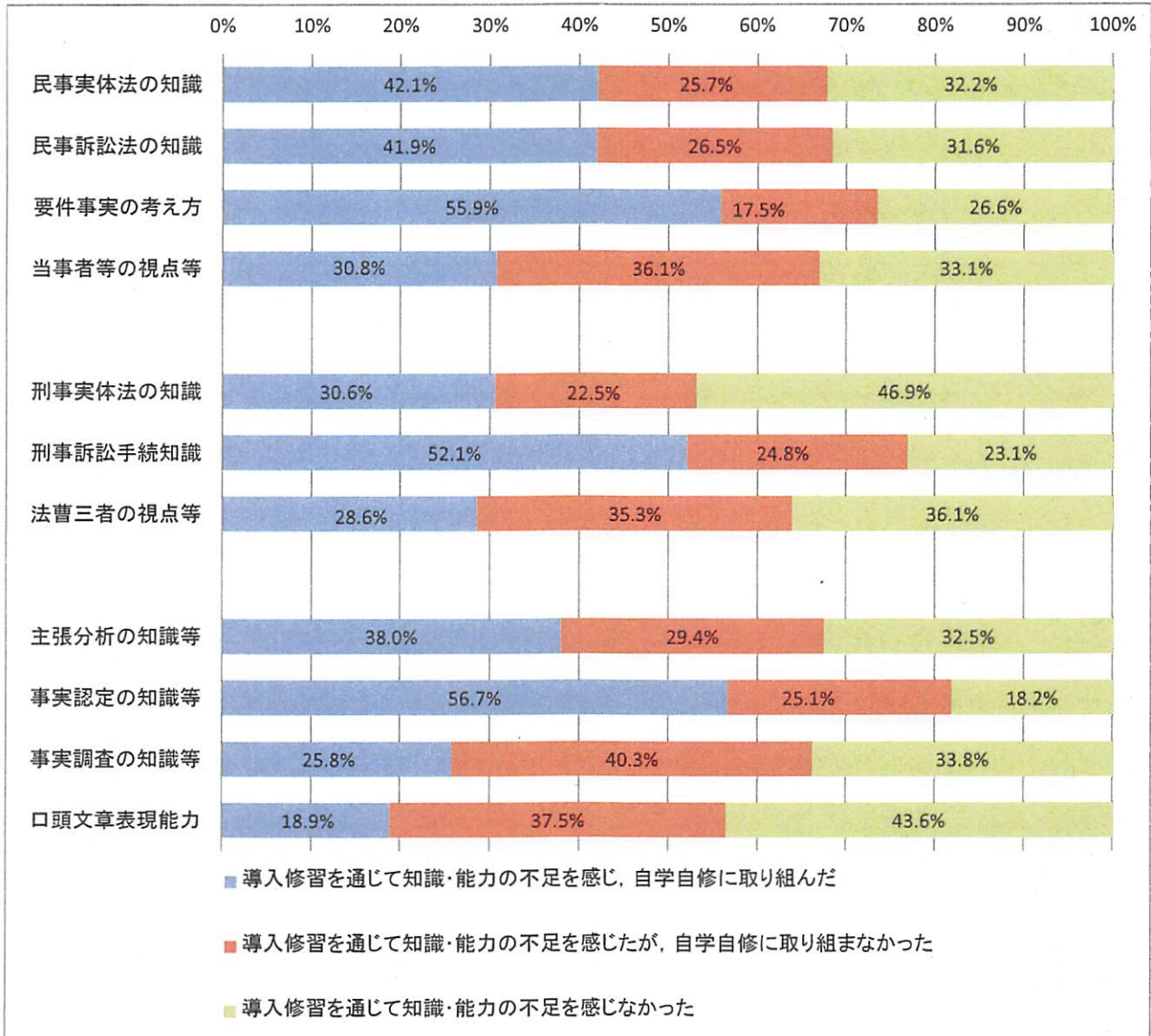


導入修習後の状況等に関するアンケート集計結果

○ 第68期の司法修習生に対し、集合修習開始時にアンケート調査を実施した。
司法修習生1756人中1678人が回答(回収率95.6%)。

○ 導入修習を通じて知識・能力の不足を感じた者と、分野別実務修習中に自学自修に取り組んだ者の割合

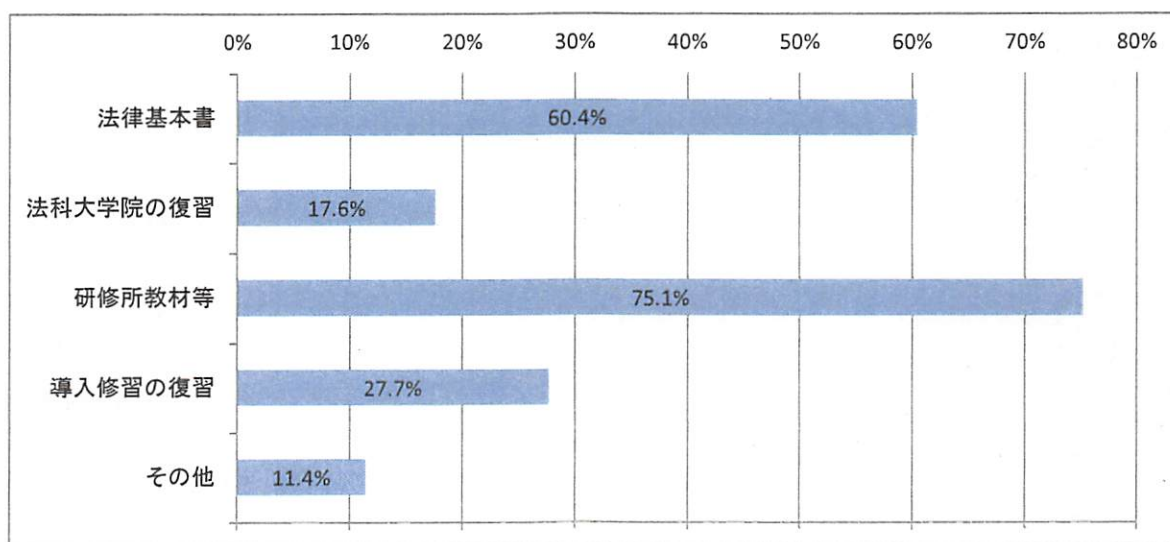
(図表1-1)



○ 自学自修の内容

(図表1-2)

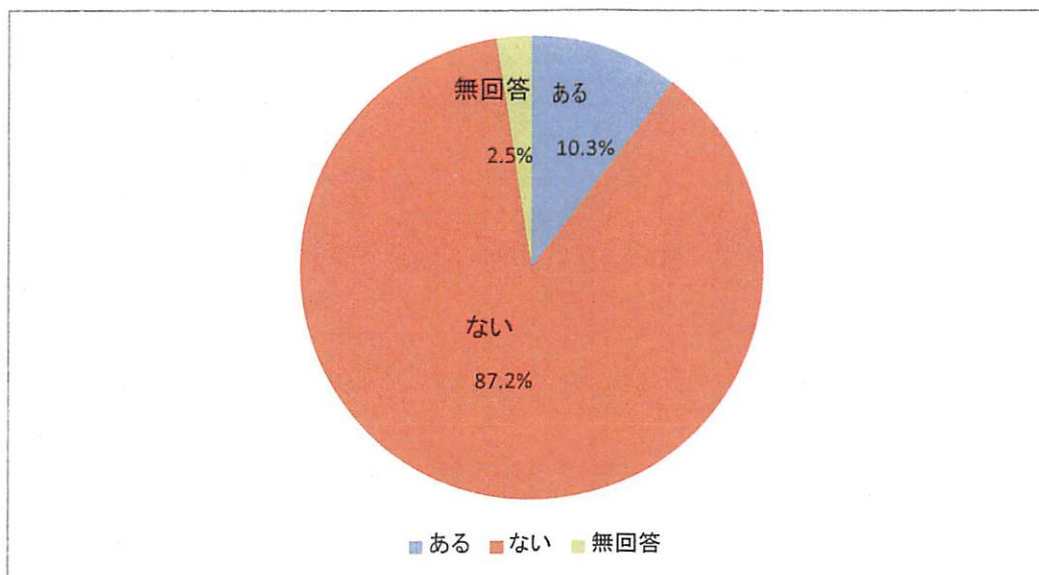
※ 自学自修の内容に係る各選択肢に1項目でもチェックを付けた人数の割合



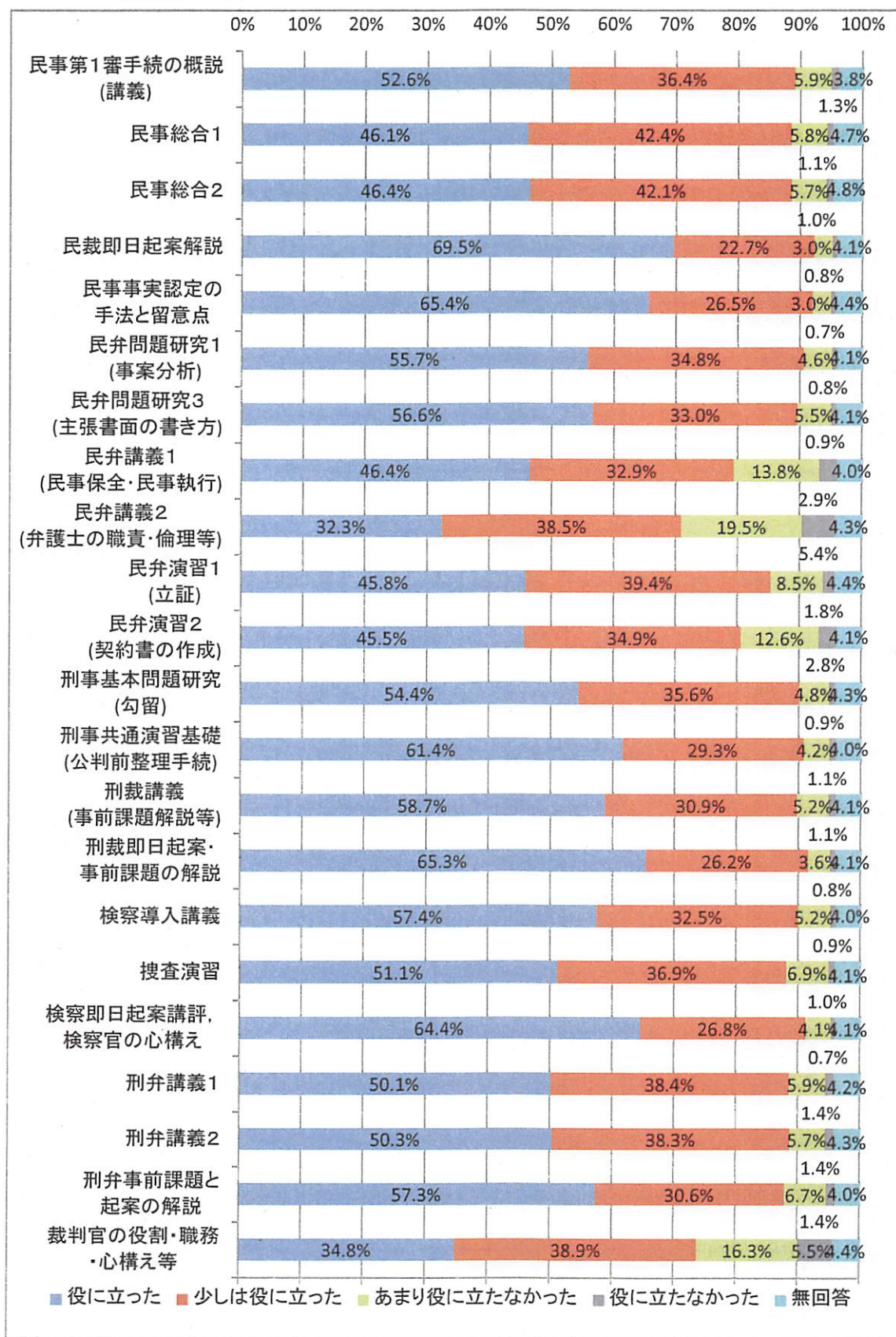
○ 導入修習のカリキュラムがどの程度役に立ったか【全体】

(図表2-1)

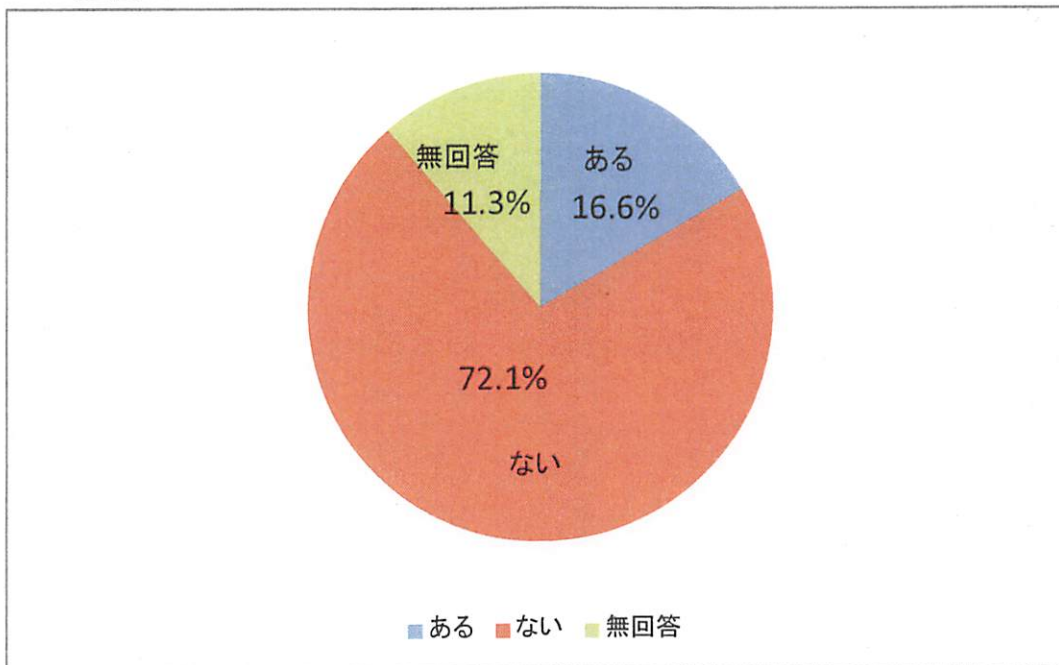
※ カリキュラムの中に「役に立たなかった」とあると答えた者の割合



○ 導入修習のカリキュラムがどの程度役に立ったか【項目別】
(図表2-2)



- 分野別実務修習を円滑に行うため、導入修習の段階で学んでおきたかったことはあるか
(図表3)



【自由記載欄の回答状況】

- ・ 「ある」と答えた者のうち、95.7%(278人中266人)が回答(全回答者中15.8%)
- ・ 回答数(延べ人数)が多かった項目
 - ① 起案の書き方・手法 54人
 - ② 事実認定 33人
 - ③ 倒産法の知識 32人
 - ④ 民事執行・保全法の知識 23人
 - ⑤ 訴訟手続一般 19人

平成28年4月

第68期導入修習の評価の概要

司法研修所

1 はじめに

導入修習は、修習開始段階で司法修習生（以下「修習生」という。）に不足している実務基礎知識・能力に気付かせ、かつ、より効果的・効率的な分野別実務修習が円滑に行えるようにすることを目的として、第68期司法修習から新たに実施された（カリキュラムの概要は別紙のとおり）。

司法研修所としては、第68期導入修習により上記の二つの目的がどの程度達成され、どのような課題があったかを把握した上で、その課題を克服してより充実した導入修習を実施するため、各教官室において、修習生に対するアンケートの結果、配属庁会の指導担当者や司法研修所教官の所感等も踏まえ、第68期導入修習についての評価を行った。

各教官室が行った評価の概要は、以下のとおりである。

2 分野別実務修習からみた導入修習の評価

(1) 導入修習時の第68期修習生の状況に関する教官の所感等

修習生は、導入修習に真摯に取り組む姿勢を見せ、クラスの他の修習生との連携を深めることができた。また、例えば、修習生が不慣れである、具体的事案の実体法・手続法の知識を応用した分析や事実認定に関して、修習生に不足している点を繰り返し指摘したり（民事裁判）、代理人の立場からの法的構成の検討や事実認定上の問題点及び立証の見通しの把握等に関して、自学自修の重要性を説く（民事弁護）などした。これらの結果、分野別実務修習における学修に向けた素地が整った。

(2) 修習生アンケートの結果

導入修習終了時に実施したアンケートでは、導入修習の各カリキュラムについて、一つでも「必要性を感じない」又は「内容や構成が不十分である」と回答した者が14%にとどまった。また、集合修習開始時に実施したアンケートでは、多くのカリキュラムで「役に立った」、「少しは役に立った」との肯定的な評価が約9割に達したほか、事実認定の知識や実体法の知識等の各項目について、5割ないし6割以上の者が導入修習を通じて不足を感じ、その多くの項目について不足を感じた修習生の6割から7割程度の者が分野別実務修習中に自学自修に取り組んだ。

(3) 配属庁会の指導担当者の所感等

配属庁会の指導担当者からは、「第67期までの修習生と比べて、記録の読み方や裁判官との意見交換の仕方など民裁実務修習でどのようなことをするのかのイメージを持っていた」、「主張整理の必要性やその要領を理解し、一定の自学自修をした上で臨んでいた」（民事裁判）、「開始当初から積極的に取り組んでいる者が多く、事実認定の着眼点、量刑

の基本的な考え方等を一通り学んでいることで、問題意識を持って傍聴がされるようになった」(刑事裁判)、「検察官の職務や検察修習でどのようなことをしなければならないかということについて、当初から大まかにイメージした上で実務修習に臨んでいた」、「犯人性、犯罪の客観的構成要件要素・主観的構成要件要素、違法性、責任、情状といった、基本となる論述構成が理解されていた」(検察)、「分野別実務修習の当初から、円滑かつ積極的に修習に臨む者が増加し、分野別実務修習の実が上がった」(民事弁護、刑事弁護)など、修習に対する姿勢や実務的知識等の点で肯定的な所感が多く見られた。また、分野別実務修習の期間が短縮された影響について、大きな弊害が生じているとの意見はなく、「各クール開始後早期に在宅事件を修習生に割り振って検討を始めさせることができ、身柄事件も余り時期をおかずに取り組ませたので、修習期間の短縮化による影響はなかった」(検察)との指摘もあった。

3 集合修習以降からみた導入修習の評価

司法研修所教官からは、集合修習において、「要件事実の基本的理解を全く欠く起案は相当程度少なくなり、また、事実認定についても動かし難い事実に着目し、認定すべき事実へ積極方向、消極方向それぞれに働く間接事実の双方に配慮し、事実認定を行う起案が増加した」(民事裁判)、「多くの修習生が争点整理の結果・当事者の主張を踏まえた事実認定を行うようになり、当事者間の実質的な争いを意識しない総花的な起案は減少した」、「事案のポイントを見だし、三者で共有することについての理解等が深まっており、争点整理の意義についての理解を欠くような起案が少なくなっている」(刑事裁判)、「集合修習中の起案やその講評時の質問や討議を通じて、供述証拠の信用性判断についてしっかりした見解を述べる者が目立った」(検察)、「第67期と比べて、積極的主体的に臨んだ者が多くなる等の改善が見られた」(民事弁護、刑事弁護)といった肯定的な所感が多くみられた。

上記の効果については、実務修習における指導等によるところも大きいと考えられるが、導入修習の実施により、問題意識を持って分野別実務修習に臨めた修習生が相当数いたことなどの影響もあったと思われる。

4 第68期導入修習の総括と今後の導入修習について

(1) 総括

いずれの教官室も、上記2及び3のとおり、導入修習は、その二つの目的に照らして一定の成果が認められたものと評価している。分野別実務修習に円滑に移行するために必要な事項はほぼカバーしていると考えられ、また、導入修習の期間が現状の規模であれば、分野別実務修習期間の短縮による格別の支障は生じていない。

(2) 個別カリキュラムにおける課題と第69期導入修習における見直し

各教官室において、第68期導入修習の実施状況を通じて確認された各カリキュラムの

課題を踏まえて、第69期導入修習におけるカリキュラム内容の一部見直しを行った。例えば、民事裁判では、法科大学院では経験していない争点整理手続に主眼を置いて、講義の内容にメリハリをつけるなどし、刑事裁判では、事前課題から導入修習を通じてステップを踏んだ学修ができるように工夫した。また、民事弁護では、よく理解できなかったという者も散見された保全・執行について他のカリキュラムとの時間配分を調整して時間を拡大し、より基礎的なところから実務的なところまで幅広い内容の講義を行った。刑事弁護では、否認事件について、取り扱う事案を1件に絞り、接見から最終弁論の準備までの弁護活動を段階的に体感させることとしたほか、修習生が分野別実務修習において数多く触れる量刑事件（量刑が争われる事件）についても取り上げた。

第69期におけるこれらの見直しの効果等も踏まえて、引き続きカリキュラム内容の検討を継続していくことが必要である。

(3) 今後の課題

導入修習に関して各教官室が挙げる今後の課題としては、次のものがあり、これらについて引き続き検討していく必要がある。

① 事前学修の充実

修習生がより主体的・積極的に導入修習のカリキュラムに取り組むための方策として、導入修習開始前の自学自修をサポートする教材を作成することなどにより、導入修習開始前の事前学修の充実を図る。

② 科目間の連携

限られたコマ数の中で有効なカリキュラムを作るために、刑事系3科目の連携の一層の強化、あるいは、コラボ講義の充実を検討する。

③ 指導担当弁護士との連携

導入修習の内容を踏まえた形で分野別実務修習が実施されるように、弁護教官室と各地の弁護士会の指導担当弁護士との連携を深める必要がある。

④ 法科大学院との連携

導入修習及びそれに続く分野別実務修習をより充実したものとするためには、司法研修所と法科大学院との連携を深めていくことも必要である。

以上

第68期導入修習カリキュラム一覧

1 民事系科目

科目	カリキュラム名	概要
民事裁判	民裁即日起案の解説	人証調べに入る前の段階の修習記録を用いた主張整理の起案・講評を通じて、実体法の知識・解釈やそれを踏まえた要件事実の基礎知識が具体的事件でどのように応用されるかを体感させるなどした。
	民事事実認定の手法と留意点	事前課題として記録教材を検討してレポートを提出させた上で、この記録教材を題材としたDVDの視聴や質疑応答等を通じ、事実認定の基本的な枠組みや手法を理解させた。
民事弁護	問題研究	依頼者からの聴取内容及び証拠資料からなる修習記録に基づき、当該依頼者の法的権利実現のための法的構成、事実認定上の問題点及び立証の見通し等を検討させた上で、原告(=当該依頼者)第1準備書面の起案・講評を行い、実務家に必要とされる能力等を理解させた。
	講義1(民事保全・民事執行)	典型的な保全・執行に関する事例の討論・解説及びDVD視聴を通じ、民事関係手続全般を動的に学修させるなどした。
	講義2(弁護士倫理・職責)	弁護士倫理について、実務に見られる具体的な事例を採り上げ、討論させた。また、DVDを視聴させ、弁護士の活動の視点と心構え、分野別実務修習の留意点等に関する講義を行った。
	演習1(証拠収集・立証活動)	当事者から依頼を受けた弁護士が行うべき証拠収集活動及び当事者の視点からの証拠評価等の検討・講評を行った。
民事共通	演習2(契約書の作成)	取引の相手方から契約書案を受領した依頼者から相談を受けた弁護士の立場で、その修正案等の検討・講評を行った。
	民事第1審手続の概説	民事第一審手続について、質疑応答や講義を通じて、実務的に重要な事項を確認するとともに、裁判官・弁護士のそれぞれの立場から、第一審手続にどのように関わっていくかを理解させた。
	民事総合	修習生を複数のグループに分けて、模擬争点整理手続を行わせ、質疑応答や講評を通じ、争点整理の重要性の理解を深めた。

2 刑事系科目

科目	カリキュラム名	概要
刑事裁判	刑裁講義	刑事訴訟手続(とりわけ公判前整理手続と公判の目的や在り方)の解説や手続関係の事前課題についてのグループ討論・解説を通じ、手続の持つ意義や機能等のイメージを持たせるなどした。
	刑裁即日起案・事前課題の解説	修習記録を用いた事実認定の起案・解説や、事前課題についてのグループ討論・講評を通じ、事実認定や量刑判断に関する基本的な考え方を確認するなどした。
検察	検察導入講義	事前課題の解説を通じて検察科目における犯人性や犯罪の成否に関する考え方を解説した。
	捜査演習	修習記録と被疑者取調べを再現したDVDを用い、①事実認定・法律適用上の問題点の検討、補充捜査事項の検討をさせ、②取調べを行う際の留意事項等を具体的に解説した。
	検察即日起案の解説、検察官の心構え等	起案の講評を通じて検察科目における事実認定の在り方を再確認させた。また、検察実務修習において検察官役を担う上での心構え等を解説した。
刑事弁護	刑弁講義1	起訴前の弁護活動、保釈請求、証拠調べを含む公判における弁護活動等の各場面における具体的な弁護活動の在り方について、討論・解説を行った。
	刑弁即日起案の解説	公判前整理手続における弁護活動に関する起案・講評や、事前課題(弁護要旨の起案)の解説を通じ、公判審理を見通す弁護を体感させたり、弁護人の証拠評価の視点等の理解を深めさせた。
	刑弁講義2	捜査段階における弁護活動として模擬接見を行うとともに、弁護人の役割・職務、心構えや分野別実務修習に当たって注意すべき事項等を解説した。
刑事共通	刑事基本問題研究	被疑者勾留に関する課題について、問題研究事例を用いて、グループ討論・全体討論や講評を行った。
	刑事共通演習基礎	公判前整理手続に関し、修習記録を用いて、手続の段階ごとに検討すべき論点について、グループ討論・全体討論や講評を行い、裁判官・検察官・弁護人としていかに手続に関与すべきかを理解させた。

3 その他

科目	カリキュラム名	概要
裁判教官室共通	裁判官の役割・職務・心構え、裁判修習のガイダンス	裁判官の役割や職務を概説するとともに、裁判所の組織や裁判実務修習における注意事項等についてガイダンスを行った。

第68期導入修習の評価について（民事裁判）

民事裁判教官室

1 導入修習の内容とその目的

民事訴訟実務において基本となる要件事実の考え方とこれに基づく主張整理能力及びそれを支える実体法・手続法に関する知識，さらには，主張整理を前提に，積極方向・消極方向の間接事実を整理し事実認定していく手法の重要性を理解させ，これらのうち，自らが不足している部分を自覚させ，司法修習生（以下「修習生」という。）の自学自修を促すとともに，分野別実務修習への円滑な移行を図ることを企図している。

(1) 民事裁判科目関連

ア 民事第1審手続の概説

【概要】民弁教官との共同による。「第3版 民事訴訟第1審手続の解説 別冊記録」を用い，民事訴訟手続全般について，裁判官・弁護士それぞれの立場から，実務的に重要な事項について，修習生との質疑応答や講義を通じて確認した。

【目的】手続面で不足している知識を自覚させ，主張整理から事実認定に至る訴訟手続の過程を再確認しつつ，修習生が分野別実務修習において留意すべき点を示す。

イ 民裁即日起案の解説

【概要】人証調べに入る前の段階の修習記録を用いて，主として主張整理について検討・起案をさせ，その後の講評において，質疑応答や講義を行った。

【目的】実体法の知識や解釈，それを踏まえた要件事実に関する基礎的な知識が，具体的な事件において，どのように応用され，主張整理が行われるのかについて，具体的な修習記録を通じて体感させ，要件事実を意識した記録検討が重要であること，その際，実体法の知識が不可欠であることを自覚させる。

ウ 民事事実認定の手法と留意点

【概要】「対話で考える民事事実認定—記録教材—」を用い，事前課題として，積極方向・消極方向の間接事実を挙げさせ，双方の事実を踏まえた結論とその理由を記載させたレポートを提出させ，講義では，同記録を題材としたDVD教材の視聴や質疑応答を通じ，事実認定の基本的な知識を確認しつつ，事実認定の基本的な枠組みや手法を修得させた。

【目的】事実認定の基礎的な事項についての理解を再確認させ，実際の記録における事実認定の基本的手法の一例を学修し，併せて，裁判官と修習生との議論を再現したDVD視聴を通じ，分野別実務修習において，民事裁判における事実認定について留意すべきこと，さらに修習への積極的な取組姿勢についても理解させる。

エ 民事総合

【概要】民弁教官との共同による。修習生をいくつかのグループに分け，修習記録を用いて，模擬争点整理手続を行わせ，その後，主な争点，考えられる間接事実と証拠を検討・発表させるなどし，質疑応答や講評を行った。

【目的】主張整理，さらに，それを前提とした間接事実と書証の整理の重要性を体感させ，争

点整理手続において注意すべき点の理解を深める。

(2) 裁判官の役割・職務・心構え、裁判修習のガイダンス

〔概要〕 刑裁教官との共同による。裁判官の役割や職務を概説すると共に、導入修習で学んだ主張整理・事実認定の基礎が、裁判実務修習においてどのように活用されるかを再確認し、さらに、裁判所の組織や裁判実務修習における注意事項についてガイダンスを行った。

〔目的〕 実務修習における自学自修を促すと共に、実務修習への円滑な移行を図る。

2 分野別実務修習からみた導入修習の評価

(1) 導入修習時の68期修習生の状況に関する教官の所感

修習生は、導入修習に真摯に取り組む姿勢を見せ、また、クラスの他の修習生との連携を深めることができた。導入修習段階では実体法や手続法の知識を応用して具体的事案を分析することに慣れておらず、事実認定についても基本的な知識等の理解にとどまっている者が多かったが、これに対し、不足している点を繰り返し指摘し、自学自修の重要性を説くことができた。これらにより、分野別実務修習における学修に向けた素地が整った。

(2) 修習生アンケートの結果

集合修習開始時における修習生に対するアンケート（第2次アンケート）の結果によれば、民裁カリキュラムについて約6割の者が分野別実務修習にとって「役に立った」としており、「少しは役に立った」と合わせて約9割の者が肯定的に評価した。また、自己の不足に気づき自学自修を促すという点については、第2次アンケートの結果によれば、民事実体法の知識・民事訴訟法の知識・要件事実の考え方については約7割、事実認定の知識については8割以上の者が導入修習を通じて知識・能力の不足を感じ、そのうちの6割から7割の者が分野別実務修習中に自学自修に取り組んだ。

(3) 実務庁の指導官の所感等

67期までの修習生と比べて、記録の読み方や裁判官との意見交換の仕方など民裁実務修習でどのようなことをするのかのイメージを持っており、分野別実務修習当初から、円滑かつ積極的に修習に臨む者が増加した。また、主張整理の必要性やその要領を理解し、一定の自学自修をした上で臨んでおり、事実認定の基本的枠組みを踏まえ、積極消極双方の事実に配慮する起案が増加した。

3 集合修習以降からみた導入修習の評価

相当数の修習生が、問題意識を持って分野別実務修習に臨んでいたこと、分野別実務修習中に教官が実務修習地に出張して実施した問題研究起案の講評や修習生との個別面談において、修習生の問題点を踏まえて指導を行ったことなどが相俟って、集合修習の段階では、要件事実の基本的理解を全く欠く起案は相当程度少なくなり、また、事実認定についても動かし難い事実に着目し、認定すべき事実に積極方向、消極方向それぞれに働く間接事実の双方に配慮し、事実認定を行う起案が増加した。

また、集合修習に対する取組姿勢も、導入修習が実施される前の期である67期と比べて、積極的主体的に臨んだ者が多くなる等の改善が見られた。実務修習における指導等によると

ころも大きいと思われるが、導入修習の実施により円滑に分野別実務修習に移行することができ、これに加えて、司法研修所で行う修習の重要性を認識し、修習生相互の連携が深まったことや、相当数の修習生が、問題意識を持って分野別実務修習に臨んでいたことなど、導入修習実施の影響もあったと思われる。

4 68期導入修習の総括と今後の導入修習について

(1) 導入修習のカリキュラムについて（総括）

上記2及び3で検討したように、導入修習の開始を一つの要因として、導入修習の二つの目的について一定の成果が認められ、その結果、司法修習の中核である分野別実務修習が従前よりも効果的に実施されるようになったと評価できる。第2次アンケートによっても、分野別実務修習に円滑に移行するために必要な事項は、ほぼカバーされていると見られる。なお、導入修習の期間が現状の規模であれば、分野別実務修習に格別の支障は生じていない。

(2) 個別カリキュラムにおける課題とその対策

69期導入修習において、「民事第1審手続の概説（講義）」では、内容にメリハリをつけて、法科大学院では経験していない争点整理手続に主眼を置き、「民事総合」における模擬争点整理につながるようにするなど、科目相互間の連携を意識した修正を行い、また、「裁判官の役割・職務、裁判修習のガイダンス」では、裁判実務修習の動機付けを行い、裁判実務修習に当たっての具体的な注意点を確認するなど、より一層円滑な裁判実務修習への移行を意識した修正を行った。

(3) 今後の課題

導入修習を更に十全なものとするためには、修習生がより主体的積極的に導入修習のカリキュラムに取り組むことが必要であり、そのための方策として、修習生に導入修習のイメージを事前により分かりやすく伝わるよう工夫し、また、導入修習開始前の自学自修をサポートする教材を作成することなどにより、導入修習開始前の事前学修の充実を図ることが考えられる。

また、個別カリキュラムの内容について、69期における見直しの効果等を踏まえて、検討を継続していくことが必要である。

さらに、導入修習における修習生各自の気づきに対し、自学自修を促すなど実務庁がどのように対応していくべきかという観点にも、今後、配慮していくことが必要である。

なお、導入修習及びそれに続く分野別実務修習をより充実したものとするためには、司法研修所と法科大学院との連携の取組を深めていくことも必要である。

以上

第68期導入修習の評価について（刑事裁判）

刑事裁判教官室

1 導入修習の内容とその目的

事実認定の基本的手法や公判前における争点整理の進め方等に触れ、これらに関する実務修習での視点を提供するとともに、その前提となる手続・実体法の知識の重要性を再認識させることにより、司法修習生（以下「修習生」という。）の自学自修を促し、分野別実務修習への円滑な移行を図ることを企図している。

(1) 刑裁講義（手続関係の事前課題解説等）

【概要】刑事訴訟手続（とりわけ公判前整理手続と公判の目的や在り方）の解説。手続関係の事前課題についてのグループ討論を行わせ、これを踏まえた解説を行った。

【目的】刑事手続の現状、公判前整理手続の意義や機能等についてイメージを持たせ、(3)の「刑事共通演習基礎」とともに、実務修習において手続の目的や在り方を考える上での視点を提供する。

(2) 刑裁即日起案・事前課題（事実認定関係）の解説

【概要】修習記録を用いた事実認定の起案をさせ、その解説を行った。また、事前課題のうち事実認定に関する部分についてグループ討論を行わせ、これを踏まえた解説を行うとともに、量刑に関する基本的な考え方についてもグループ討論を行わせ、解説を行うなどした。

【目的】事実認定における基本的な考え方を確認するほか、量刑判断の基礎となる考え方や判断プロセスについても大枠の視点を提供する。

(3) 刑事共通演習基礎（公判前整理手続）

【概要】検察教官・刑弁教官との共同による。争点整理に関する修習記録を用いて、段階的に、①証明予定事実及び請求証拠、②最重要証人の供述調書に関する類型証拠の開示請求、③予定主張として挙げるべき事実について、グループ討論、全体討論をさせた上で、講評を行った。

【目的】充実した公判の実現には、的確かつ迅速な争点整理が不可欠であると意識させ、三者としてそれぞれ手続にどのように関与すべきかを実践的に修得させる。刑裁教官からは、特に公判前整理手続においていかに的確に争点を把握して整理していくべきかについて解説した。

(4) 刑事基本問題研究（刑事弁護の1(2)と同じ）

(5) 裁判官の役割・職務・心構え、裁判修習のガイダンス（民事裁判の1(2)と同じ）

2 分野別実務修習からみた導入修習の評価

(1) 導入修習時の68期修習生の状況に関する教官の所感

修習生は、導入修習に真摯に取り組む姿勢を見せ、また、クラスの他の修習生との連携を深めることができた。これらにより、分野別実務修習における学修に向けた素地が整った。

(2) 修習生アンケートの結果

集合修習開始時における修習生に対するアンケート（第2次アンケート）の結果によれば、

刑裁カリキュラムについて約6割の者が分野別実務修習にとって「役に立った」としており、「少しは役に立った」と合わせて約9割の者が肯定的に評価した。また、事実認定の知識等や刑事訴訟手続の知識については7割から8割、刑事実体法の知識については5割以上の修習生が導入修習を通じて自己の知識・能力の不足を自覚し、そのうち6割から7割の者が自学自修に取り組んだ。

(3) 実務庁の指導官の所感等

【肯定的な所感】開始当初から積極的に取り組んでいる者が多く、事実認定の着眼点、量刑の基本的な考え方等を一通り学んでいることで、問題意識を持って傍聴がされるようになった。起案についても、基本的な判断枠組みを意識した起案が多くなった。

【問題点の指摘】一部には、事実認定に関する基本的な理解が依然不十分な者やマニュアル思考が強い者も見受けられた。

(4) 評価

教官の所感、修習生アンケートの結果、実務庁の指導官の所感等を踏まえれば、刑裁の導入修習カリキュラムは、その目的に照らし一定の成果を上げたと思われ得る。なお、分野別実務修習期間が短縮したことについては、少なくとも大きな弊害は生じていない。

3 集合修習以降からみた導入修習の評価

実務修習における指導等によるところも大きく、影響は一定限度にとどまると思われるが、集合修習以降の状況からも以下のような評価が可能である。

(1) 事実認定について

【教官の所感】多くの修習生が争点整理の結果・当事者の主張を踏まえた事実認定を行うようになり、当事者間の実質的な争いを意識しない総花的な起案は減少した。認定すべき間接事実の存否とそれらの意味合いの分析を区別して論じるようになった。

【評価】1(2)の起案講評や事前課題の解説等において事実認定に関する基本的手法等を提示したことにより、基本的な能力を修得する上で一定の効果が得られたと思われる。

(2) 争点整理等について

【教官の所感】事案のポイントを見だし、三者で共有することについての理解等が深まっており、争点整理の意義についての理解を欠くような起案が少なくなっている。

【評価】1(3)の刑事共通演習基礎及び1(1)の刑裁講義の目的については、かなりの程度成果を上げたと考えられる。

(3) 刑事訴訟手続の知識について

【評価】1(3)の刑事共通演習基礎を実施したことで、修習生に訴訟手続の知識の不足を自覚させ、自学自修を促すことに一定の成果があったと考えられる。

(4) 刑事実体法の知識について

【評価】事実認定や争点整理の前提となる刑事実体法の知識についても、知識等の不足を自覚させ自学自修を促す上で、一定の成果がみられる。ただし、知識等の不足を感じた者の割合は相対的に低い。

4 68期導入修習の総括と今後の導入修習について

(1) 総括

68期の導入修習は、その目的に照らし一定の成果を上げていると評価できるところであり、今後とも検証を重ね、事前学修の充実化、カリキュラム内容の改善を図っていくことが相当と考えられる。

(2) 事実認定についての課題と今後

[課題]一部の者ではあるが、争点に対する判断を論ずべき刑事起案で、争点以外も網羅的に検討したものが見られる。事実認定の基本的手法の指導方法等については、一層の改善の余地がある。

[69期における見直しと今後]ステップを踏んだ学修ができるように工夫した。すなわち、①事前課題による自修、②「**刑事講義**」における基本的な手法の解説、③**即日起案**における①とは別の具体的な事案での実践、④「**即日起案の解説**」で事案に即した判断の解説（事実認定が事案ごとの個別的な作用であることの意識付け）を行った。

今後、「**事実認定ガイド**」について更なる改訂を検討中である。また、手続の段階や三者の立場に応じた事実認定手法の違いという点から考えれば、刑事系3科目の連携を一層高めるべきと思われる。

(3) 争点整理等手続面についての課題と今後

[課題]修習生の争点整理に対する理解が、なお形式的、表層的なものに留まっていないかという視点も持ちながら、更なる改善を検討する必要がある。1(1)のカリキュラムについては、教官ないし修習生の中には、やや消化不良を来したとの印象もあったようである。

[69期における見直しと今後]事前に争点整理に重点を置いた新教材を読んでもらうように指示し、講義の中でそのDVDの一部を上映したほか、刑事系三教官室の連携によって、**刑事のみならず、検察や刑弁の単独のカリキュラムにおいても証明予定事実記載書面等について説明することで、三者が立体的に講義するという形をとった。**今後ともカリキュラムの工夫を検討すべきである。

(4) 刑事訴訟法・実体法の知識についての課題と今後

[課題]知識不足を感じたにも関わらず自学自修に取り組まなかったという者が約25パーセントいる。教官からも、集合修習における**刑事共通演習**において、**伝聞証拠の取扱い**に関してなお的外れなやりとりがみられたとか、**起案**において**実体法的概念**についての基本的な理解が不十分であるとみざるを得ない起案が一部見られたとの感想が述べられている。

[69期における見直しと今後]講義や演習において、**訴訟法・実体法に関する根本的な理解が重要であることを強調した。**

今後、**訴訟手続**について、「**プラクティス刑事裁判**」の事案に基づいて、より基本的な**刑事訴訟手続**の内容を解説した**自学自修用の教材**を作成することを検討している。また、とりわけ**実体法**は**法科大学院**で修得されるべきものであることからすれば、**法科大学院**における**教育との連携**を一層意識していくことも必要である。

以上

第68期導入修習の評価について（検察）

検察教官室

1 導入修習の目的と検察科目における重点

導入修習は、①修習開始段階で司法修習生に不足している実務基礎知識・能力に気付かせ（以下「目的1」と略称）、かつ、②より効果的・効率的な分野別実務修習が円滑に行えるようにする（以下「目的2」と略称）ことを目的としているところ、検察における実務修習が司法修習生に具体的事件の捜査を直接体験させる実践的色彩が強い性格を有するため、検察科目にあつては、二つある目的のうち目的2に重点があるといえる。

2 導入修習の内容とその目的

(1) 検察導入講義

【概要】事前課題として、証拠構造が比較的単純でありながら被疑者が犯人性を否認する窃盗事件の検討を課していたため、この課題の解説を通じて、検察科目における犯人性や犯罪の成否に関する考え方を教示した。

【目的】実務修習においては、具体的事件について、検察官として起訴・不起訴の終局処分を決することを体験することになることから、法科大学院で学修した実体法・手続法の知識を前提として、検察官として行う犯人性や犯罪の成否に関する事実認定の基本的素養を身に付けさせる。目的1と目的2の双方を念頭に置いたカリキュラムである。

(2) 検察即日起案

【概要】犯人性を否認する恐喝未遂事件について即日起案を課し、客観証拠に着眼しつつ、被疑者の犯人性を認定するのに有益な間接事実を抽出させることを体得させた。

【目的】「検察導入講義」の定着度を測定するとともに、即日起案の方法を体験させることで具体的事件記録を一定の時間内に検討する能力を身に付けさせる。目的1と目的2の双方を念頭に置いたカリキュラムである。

(3) 捜査演習

【概要】被疑者が失火である旨弁解する現住建造物等放火事件の記録と同事件の被疑者取調べを再現したDVDを用い、①事実認定上ないし法律適用上の問題点の検討、補充捜査事項の検討をさせるとともに、②取調べを行う際の留意事項等を具体的に解説した。

【目的】①については法科大学院で学修した事実認定の基礎を踏まえつつ、時々刻々証拠関係が変化するという捜査段階特有の状況下で行う事実認定（いわゆる「動的事実認定」）の技法を学ばせ、②については司法修習生が検察実務修習において必ず体験することとなる取調べの技法や留意点を学ばせる。動的事実認定や取調べ技法は、法科大学院において必ずしも十分な教育がされているとは限らない分野であり、目的2に重点を置いたカリキュラムである。

(4) 検察即日起案講評+検察官の心構え等

【概要】「検察即日起案講評」は、検察即日起案の解説であり、検察科目における事実認定の在り方を再確認させるとともに、多くの司法修習生が共通して不十分であった点に力点

を置いて講評を行った。「検察官の心構え等」は、検察実務修習において検察官役を担う上での留意点を説示するものであり、検察実務修習の心構えといった内容であった。

【目的】「検察即日起案講評」は、事実認定の基礎を繰り返し教示し、実務家として必要な素養を身に付けさせることを目的としており、目的1と目的2の双方を念頭に置いたカリキュラムである。「検察官の心構え等」は、「捜査演習」と相まって、呼出し、取調べ、事件決裁といった体験型実務修習のために必要な知識と心構えを教示することを目的としており、目的2に重点を置いたカリキュラムである。

(5) 刑事共通演習基礎

【概要】 刑事裁判の1(3)【概要】と同じ。

【目的】 同上【目的】の前段に加え、検察については、特に全面的な立証責任を負担する立場からの適切な対応の重要性について理解させる。

(6) 刑事基本問題研究（刑事弁護の1(2)と同じ）

3 分野別実務修習からみた導入修習の評価

(1) 司法修習生の反応（修習生アンケートの結果）

ア 第1次アンケート

司法修習生を対象に導入修習終了時に実施したアンケート（第1次アンケート）結果の図表1～4からは、刑事系科目全体について司法修習生が導入修習につき一定の効果を認めていることが見て取れる。図表5では、全カリキュラムにつき、一つでも「必要性を感じない」、「内容や構成が不十分である」と回答した者が14%にとどまっており、検察科目を含めてカリキュラムの構成や進行は好評であったと考えている。

イ 第2次アンケート

司法修習生を対象に集合修習開始時に実施したアンケート（第2次アンケート）結果の図表1-1～2からは、第1次アンケートと同様、刑事系科目全体について司法修習生が導入修習につき一定の効果を認めていることが見て取れる。同アンケート結果の図表2-1～2では、検察科目の全カリキュラムにつき、「役に立った」が50%を超え、逆に「役に立たなかった」は0.7%～1.0%にとどまっており、司法修習生において導入修習が目的2に見合ったものであったと評価していると思われる。

ウ 小括

司法修習生に対する2回のアンケートからは、導入修習における検察科目のカリキュラムの構成や進行は、その目的に沿った適切なものであったと考えられる。

(2) 実務庁の反応

ア 実務庁の指導官の所感

導入修習についての実務庁の指導官の所感は、次に挙げるような好意的・肯定的なものが大勢を占めた。すなわち、①導入修習の成果として、「検察官の職務や検察修習でどのようなことをしなければならないかということについて、当初から大まかにイメージした上で実務修習に臨んでいた。」、「犯人性、犯罪の客観的構成要件要素・主観的構成要件要素、違法性、責任、情状といった、基本となる論述構成が理解されていた。」といった所感が、②分野別実務修習が短縮された影響として、「各クール開始後早期に在宅事件

を修習生に割り振って検討を始めさせることができ、身柄事件も余り時期をおかずに取り組ませたので、修習期間の短縮化による影響はなかった。」といった所感が示された。

イ 実務修習カリキュラムの分析

実務庁から送付される実務修習日程（カリキュラム）からは、導入修習が開始されたことに伴う変化として、①いわゆる座学を減少させ、臨床的学修に専念させることができた、②取調べ等の留意事項は導入修習で終わらせてあるので、今までやりたくてもできなかった今日的課題に関する講義やより高度なテーマに関する講義に時間を割けるようになった、③導入修習によって実務修習開始直後から取調べ等の直接体験型修習を実施することが可能となった、といった点が見て取れる。

ウ 小括

検察実務修習を実施している実務庁としても、導入修習のカリキュラムは適切なものであったと評価しており、導入修習の目的は十分に果たしているものと考えられる。

4 集合修習以降からみた導入修習の評価

68期集合修習を担当した教官の感想としては以下のようなものがある。

(1) 供述証拠の信用性判断の深化

充実した実務修習を経た司法修習生は、供述録取の困難さとともに、その信用性判断の難しさを実感しているはずであるところ、集合修習中の起案やその講評時の質問や討議を通じて、この点についてしっかりした見解を述べる者が目立った。いわゆる座学の減少等により、実務修習の深度が高まったことによる可能性がある。

(2) 刑共演習への積極的な取組

刑共演習に積極的に取り組む司法修習生が増加した。前同様、座学の減少や質的な充実化に伴い、検察官の職務に対する理解が進んだりこれまで余り時間が取れなかった公判修習が充実化したりしたことに伴う現象との評価が可能かもしれない。

5 68期導入修習の総括と今後の導入修習について

(1) 総括

これまでの検討結果からも明らかなように、検察科目に関する限り、司法修習生にとっても実務庁にとっても、導入修習の有用性が肯定されるものと思料される。

(2) 今後の課題

ア 更なるカリキュラムの工夫

限られたコマ数の中で、導入修習の二つの目的により合致するようなカリキュラムになるよう、司法修習生や実務庁の意見を参考に、更なる工夫をしていきたい。

イ コラボ講義

限られたコマ数の中で有効なカリキュラムを作るため、刑事系3教官室によるコラボ講義の充実も検討課題であろう。生の事実から証拠構造を把握し適切な訴因選定をさせることに主眼を置く検察科目固有の指導理念を堅持しつつ、他教官室のカリキュラムとの連続性・整合性を教示し得るコラボ講義についても検討の余地があるものと思われる。

以上

第68期導入修習の評価について（民事弁護）

民事弁護教官室

1 導入修習の内容とその目的

司法修習生（以下「修習生」という。）が、これまで修得してきた民事実体法及び手続法に関する理論的・体系的知識を基礎にして、さらに実務基礎知識を前提にした実務能力の修得が必要であることを理解して自学自修の必要性を感得することのほか、特に民事弁護においては当事者の視点から事案を見ることが重要であることを認識するなど、分野別実務修習がより円滑に行えるようにすることを目的とする。

(1) 民事弁護科目

ア 問題研究

【概要】問題研究1として、依頼者からの聴取内容及び証拠資料からなる記録に基づき、法的構成の検討、その取捨選択、事実認定上の問題点及び立証の見通し等の検討を行わせ、問題研究2として、問題研究1で用いた事件について、追加の証拠資料等を配布し、原告第1準備書面の即日起案を行わせ、これらにつきそれぞれ講評を実施した。

【目的】法律実務家として、混沌とした事実を基に、適切な法律構成を選択し、争点を見つけ、その立証活動や戦略的な法律文書（通知書、訴状、準備書面等）を作成するためには、法的分析能力、要件事実の理解、事実認定能力が必要不可欠であることを理解させ、併せて初動の重要性を喚起する。

イ 講義1（保全・執行）

【概要】典型的な保全・執行に関する設問事例を事前に検討させ、講義においては、この設問事例の討論及び解説を実施した。また、設問事例の一つに類似した保全及び執行手続に関する視聴覚教材（DVD）を視聴させて、動的に民事関係手続全般を学修させた。

【目的】修習生は、修習を終了するまでに、法的権利の保護及び実現のために必須である保全・執行について基本的な事案類型における基礎的知識の修得、保全・執行の申立時に検討すべき事項の理解、各効力に関する法的知識を修得していることが望まれる。そこで、これらの総論の講義を行った上で、典型的な事例を検討することを通じて、修習生の理解を徹底させ、分野別実務修習において学修すべき事項を指摘し、自学自修を促す。

ウ 講義2（弁護士倫理・職責）

【概要】

(7) 弁護士倫理：実務に見られる具体的な事例を採り上げ、討論させた。

(1) 職責：新人弁護士が初めて取り組む分野の案件に試行錯誤しながら解決に辿りつく姿を描いた視聴覚教材（DVD）を視聴させ、弁護士の活動の視点と心構え、分野別実務修習の留意点等に関する講義を行った。

【目的】分野別実務修習への円滑な移行を図る。

エ 演習1（証拠収集・立証活動）

【概要】賃貸建物を巡る紛争及び火災事件に関して当事者から依頼を受けた弁護士が行うべき

証拠収集活動及び当事者の視点からの証拠評価等の検討を行わせ、講評を実施した。

【目的】修習生に、立証の基本を修得させるとともに、「初回の相談や事情聴取で仮説的法律構成や複数の可能性を考えながらも、まずは事実を調査し、証拠を収集し、その過程で事案に沿う法律構成を考えていく」という弁護士の活動を修習生に体感させる。

オ 演習2（契約）

【概要】取引の相手方から契約書案を受領した依頼者から相談を受けた弁護士の立場で、その分析及び修正案の検討をさせ、講評を実施した。

【目的】法廷実務以外の弁護士の業務において、契約書の作成、契約条項の交渉及び契約の締結は、極めて基本的かつ重要なものであるところ、分野別実務修習において学修を心がけるべき分野として、契約書作成の基本を示し、具体的条項の作成・変更を体感させる。

(2) 民事弁護・民事裁判共同科目

ア 民事第1審手続の概説

【概要】民事裁判の1(1)ア【概要】と同じ。

【目的】民事訴訟を通じて公正妥当な紛争解決を図るという共通の目標の下に、裁判官、弁護士がそれぞれの立場で第一審手続にどのように関わっていくかを理解させる。

イ 民事総合

【概要】民事裁判の1(2)イ【概要】と同じ。

【目的】争点整理手続は、当事者双方（代理人弁護士）が、その主張立証に基づいて、裁判所と協議、議論することによって、争点に対する共通認識を形成していくという動的な過程であることを実感させる。

2 分野別実務修習からみた導入修習の評価

(1) 導入修習時の68期修習生の状況に関する教官の所感

修習生は、具体的事案について、一方当事者側の代理人として、法的構成の検討、その取捨選択、事実認定上の問題点及び立証の見通しの把握等を行い、準備書面等を作成することや、契約書を作成・検討することに慣れておらず、保全・執行については、基本的な知識等の理解についての差が大きく、これについて学修したことがほとんどないと思われる者も見受けられた。これらのことに関して、基礎的な講義を行い、自学自修の重要性とそのポイントを説いたが、修習生は、これらに真摯に取り組んでいた。また、クラスの他の修習生との連携を深めることができた。

(2) 修習生アンケートの結果

集合修習開始時における修習生に対するアンケート（第2次アンケート）によれば、民弁の各カリキュラムについて、7～8割以上の者が積極的な評価をしており、消極的な評価が比較的多かった講義2（弁護士倫理・職責）を含めて「役に立たなかった」との回答は多くとも5%程度と僅少であり、決定的に役に立たなかったとするものは存しないと評価できる。

また、自己の不足に気付き自学自修を促すという点については、「民事実体法の知識」「民事訴訟法の知識」「当事者等の視点等」に関して知識・能力の不足を感じた修習生の割合が、導入修習終了時におけるアンケート（第1次アンケート）では5～6割程度、第2次アンケートでは6～7割程度となっており、導入修習は、不足を気付かせるとの点で成果を上げて

いると考えられる。

(3) 分野別実務修習の指導担当弁護士の所感等

導入修習において、分野別実務修習で意識して見てくるべき点について指導を受けていたこと、同じ修習地の他の修習生と連携を深めてきたことによって、67期までの修習生と比べて、分野別実務修習の当初から、円滑かつ積極的に修習に臨む者が増加し、分野別実務修習の実が上がったなどの指摘があった。また、導入修習によって、弁護士業務全般について具体的イメージを持って実務修習に臨んでいたとの指摘もあった。

3 集合修習以降からみた導入修習の評価

集合修習時の修習生の状況に関する教官の所感としては、その取組姿勢は、導入修習が実施される前の期である67期と比べて、積極的主体的に臨んだ者が多くなる等の改善が見られた。一方、導入修習が実施されたことにより、法律知識が高まったとか、生の事実関係から大事な事実を拾い法律構成を的確にできるようになったとか、訴状や準備書面等の法律文書をきちんと書けるようになったといった中身の面で変化があったとまでは確認することができなかった。

4 68期導入修習の総括と今後の導入修習について

(1) 導入修習のカリキュラムについて（総括）

上記2及び3で検討したように、導入修習の実施を一つの要因として、導入修習の二つの目的について一定の成果が認められ、その結果、司法修習の中核である分野別実務修習が従前よりも効果的に実施されるようになったと評価できる。なお、民事弁護については、分野別実務修習の期間が短くなったことについて、導入修習が実施される前の状況と比較して、格別の支障は生じていない。

(2) 個別カリキュラムにおける課題とその対策

導入修習において、民事弁護のカリキュラムは、広範な内容をカバーすることから、修習生は全般的に消化不良を起こしていたのではないかと思われる。特に、法科大学院で履修していない者もいる保全・執行については、よく理解できなかったという者も散見されたため、69期においては、法科大学院で全員が学修している弁護士倫理の講義時間を保全・執行に振り替えて時間を拡大し、より基礎的なところから実務的なところまで幅広い内容の講義を行い、自学自修を促すとともに、分野別実務修習への移行を意識した修正を行った。

(3) 今後の課題

導入修習を更にその目的に沿ったものとするためには、修習生がより主体的積極的に導入修習のカリキュラムに取り組むことが必要であり、そのための方策として、修習生に導入修習のイメージが事前により分かりやすく伝わるよう工夫し、また、導入修習開始前の自学自修をサポートする適切な分量の教材（事前課題）を作成することなどにより、導入修習開始前の事前学修の充実を図ることが考えられる。また、個別カリキュラムの内容について、69期における見直しの効果等を踏まえて、検討を継続していくことが必要である。さらに、導入修習及びそれに続く分野別実務修習をより充実したものとするためには、各配属修習地の弁護士会の指導担当弁護士との連携を深めることも必要である。

以上

平成28年4月

第68期導入修習の評価について（刑事弁護）

刑事弁護教官室

1 導入修習の内容とその目的

起訴前弁護から第一審判決に至るまでの刑事弁護活動の概要、接見の重要性及び弁護人が行う証拠評価の視点・方法等に触れさせるとともに、その前提となる実体・手続法の基礎知識を確認することにより、司法修習生（以下「修習生」という。）の自学自修を促し、分野別実務修習への円滑な移行を図ることを企図している。

(1) 刑弁講義 1

【概要】起訴前の弁護活動、保釈請求、証拠調べを含む公判における弁護活動等の各場面における具体的な弁護活動の在り方について、修習生に討論をさせるとともに解説を行った。

【目的】刑事訴訟に関する制度や条文等の知識を前提に、刑事弁護活動として見た場合におけるそのような制度等の具体的な現れ方について理解を深める。

(2) 刑事基本問題研究

【概要】刑裁教官・検察教官との共同による。問題研究事例を用いて、弁護人が、被疑者との初回接見後、身体拘束の解放を求める活動に際しての課題を与え、グループ討論、全体討論をさせた上で、講評を行った。

【目的】勾留に関する課題を検討・報告させ、刑裁教官・検察教官・刑弁教官による解説を行うことを通じて、手続の進展を意識させつつ勾留の要件について理解を深める。

(3) 刑弁即日起案・解説

【概要】修習記録を用いて、公判前整理手続における弁護活動に関する起案をさせ、その解説を行うとともに、事前課題（修習記録を用いた弁論要旨の起案）について講評を行った。

【目的】即日起案の起案・解説を通じて公判の審理を見通す弁護を体感させるとともに、事前課題の起案・講評を通じて弁護人が行う証拠評価の視点、方法等について理解を深める。

(4) 刑事共通演習基礎

【概要】刑事裁判の1(3)【概要】と同じ。

【目的】充実した公判の実現には、的確かつ迅速な争点整理が不可欠であると意識させ、三者としてそれぞれ手続にどのように関与すべきかを実践的に修得させる。刑事弁護については、特に公判前整理手続においてケース・セオリー（求める結論が正しいことを説得する論拠）を確立することの重要性について理解させる。

(5) 刑弁講義 2

【概要】捜査段階における弁護活動として模擬接見を実施し、講評を行うとともに、弁護人の役割・職務、心構えや分野別実務修習に当たって注意すべき事項等を解説した。

【目的】接見の重要性を体感させ、捜査段階の弁護活動に関する理解を深めるとともに、分野別実務修習に当たっての注意事項等を解説し、分野別実務修習への円滑な移行を図る。

2 分野別実務修習からみた導入修習の評価

(1) 導入修習時の68期修習生の状況に関する教官の所感

修習生は、導入修習に真摯に取り組む姿勢を見せ、クラスの他の修習生との連携を深めることができ、これらにより、分野別実務修習における学修に向けた素地が整った。他方、刑事弁護においては、取り扱う事案がカリキュラムごとに全て異なっており、短期間に集中して行われる導入修習のカリキュラムとしては修習生の負担が重く、効率性に欠けるとの意見があった。

(2) 修習生アンケートの結果

集合修習開始時における修習生に対するアンケート(第2次アンケート)の結果によれば、刑弁のカリキュラムのいずれについても、約5割の者が分野別実務修習を行うに当たって「役に立った」と回答しており、「少しは役に立った」と合わせると約9割の者が肯定的に評価した。

(3) 分野別実務修習の指導担当弁護士の所感等

導入修習において、分野別実務修習で意識して見てくるべき点について指導を受け、また、同じ修習地の他の修習生と連携を深めてきたことによって、67期までの修習生と比べて、分野別実務修習の当初から、円滑かつ積極的に修習に臨む者が増加し、分野別実務修習の実が上がったなどの指摘があった。

3 集合修習以降からみた導入修習の評価

集合修習時の修習生の状況に関する教官の所感としては、実務修習における指導等によることも大きいと思われるが、集合修習に対する取組姿勢は、導入修習が実施される前の期である67期と比べて、積極的主体的に臨んだ者が多くなる等の改善が見られた。他方、一部の教官からは、集合修習時の修習生の状況を把握する中で、修習生が分野別実務修習において数多く触れる量刑事件(量刑が争われる事件)の弁護活動に関する学修を深めるためには、量刑事件についても導入修習の段階において取り扱った方がより効果的であるとの意見があった。

4 68期導入修習の総括と今後の導入修習について

(1) 68期導入修習の総括

68期の導入修習は、上記のとおり、一定の成果を上げた評価することができるが、上記2及び3の導入修習の評価等を踏まえて、導入修習の目的をより具体的に検討し、カリキュラムの内容を改善していく必要があると考えた。

(2) 69期導入修習における見直し

69期の導入修習においては、分野別実務修習において刑事弁護活動を見る視点を与えることにより、修習生の自学自修を促すとともに、分野別実務修習への円滑な移行を図ることを企図し、そのために、在るべき優れた刑事弁護の具体例を示すカリキュラムを実施することとした。また、量刑事件の重要性に鑑み、否認事件に加えて量刑事件をも取り扱うこととした。

否認事件については、正当防衛の成否が問題となる傷害事件を素材として、段階的に弁護活動を体感させるカリキュラムとし、①刑弁講義1において、模擬接見(初回接見における

事情聴取事項及び取調べを受けるに当たっての助言内容の検討)を、②刑事基本問題研究(刑事共通)において、身体拘束からの解放に向けた弁護活動を、③刑弁即日起案・解説において、公判前整理手続における弁護活動(類型証拠開示請求、証拠意見、証拠調べ請求、予定主張及び主張関連証拠開示請求等)を、④刑弁問題研究において、主尋問・反対尋問の基礎、最終弁論の準備をそれぞれ扱った。

量刑事件については、事実関係に争いのない強盗致傷事件(裁判員裁判対象事件)を素材として、段階的に弁護活動を体感させるカリキュラムとし、①導入修習開始前の自学自修を促すための事前課題において、公判前整理手続における弁護活動を、②刑弁講義2において、量刑分布グラフを活用し、行為責任を基礎とする量刑判断に沿う証拠調べ請求及び弁論の検討をそれぞれ扱った。

(3) 今後の導入修習の課題

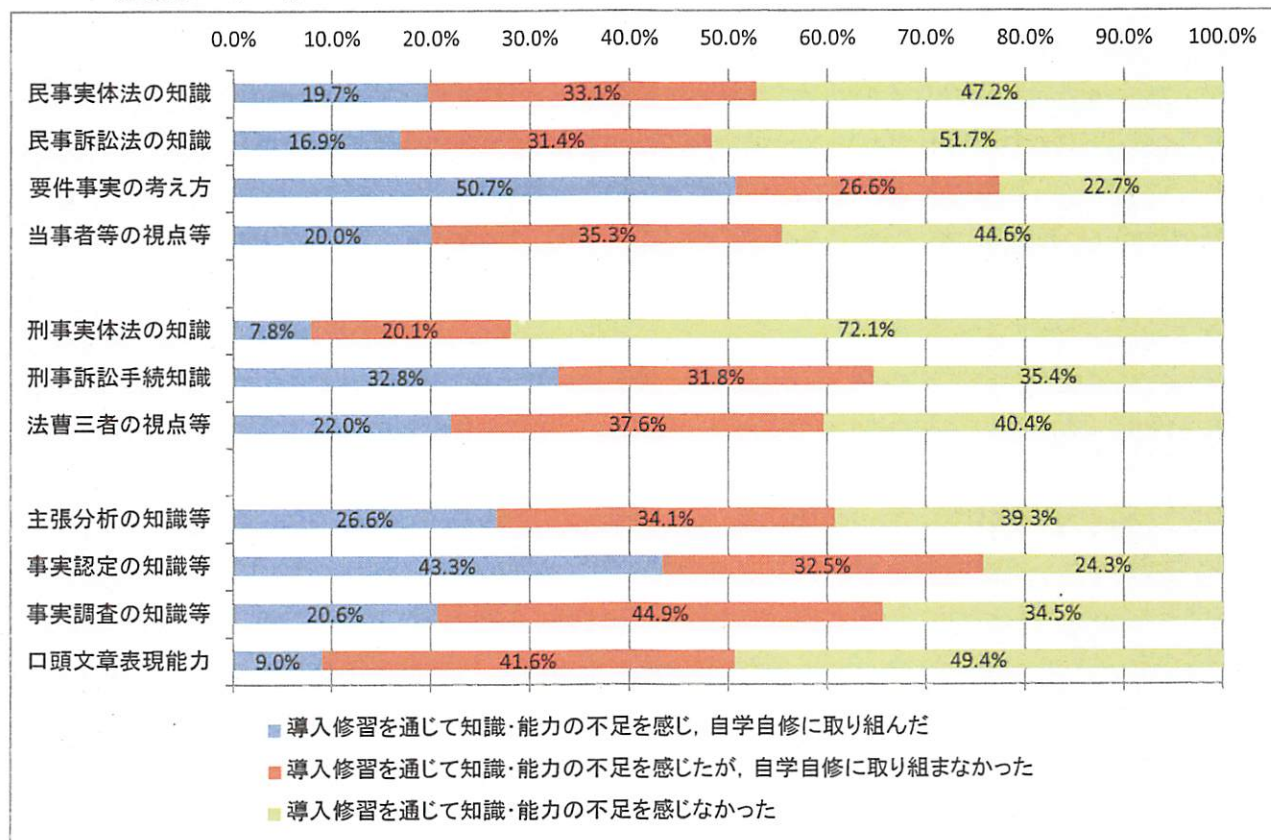
上記の69期導入修習のカリキュラムの見直しについては、修習生の評価もよく、①否認事件と量刑事件を1事例ずつ取り上げ、あるべき優れた刑事弁護の具体例を示すカリキュラムを実施すること、②否認事件については、ケース・セオリーを確立した弁護活動を初回接見から公判までの弁護活動を通じて体感させること、③量刑事件については、行為責任を基礎とした量刑の考え方の理解を深め、弁護人が行うべき量刑弁護活動を体感させることは、今後も継続していくべきと考えている。

さらに、修習生が主体的に導入修習のカリキュラムに取り組むことができるようにするためには、司法研修所と法科大学院との連携を深める必要があるほか、刑事弁護教官室において導入修習開始前の自学自修をサポートする教材の作成を検討する必要がある。また、導入修習の内容を踏まえた分野別実務修習を行うためには、刑事弁護教官室と各地の弁護士会との連携を深める必要がある。

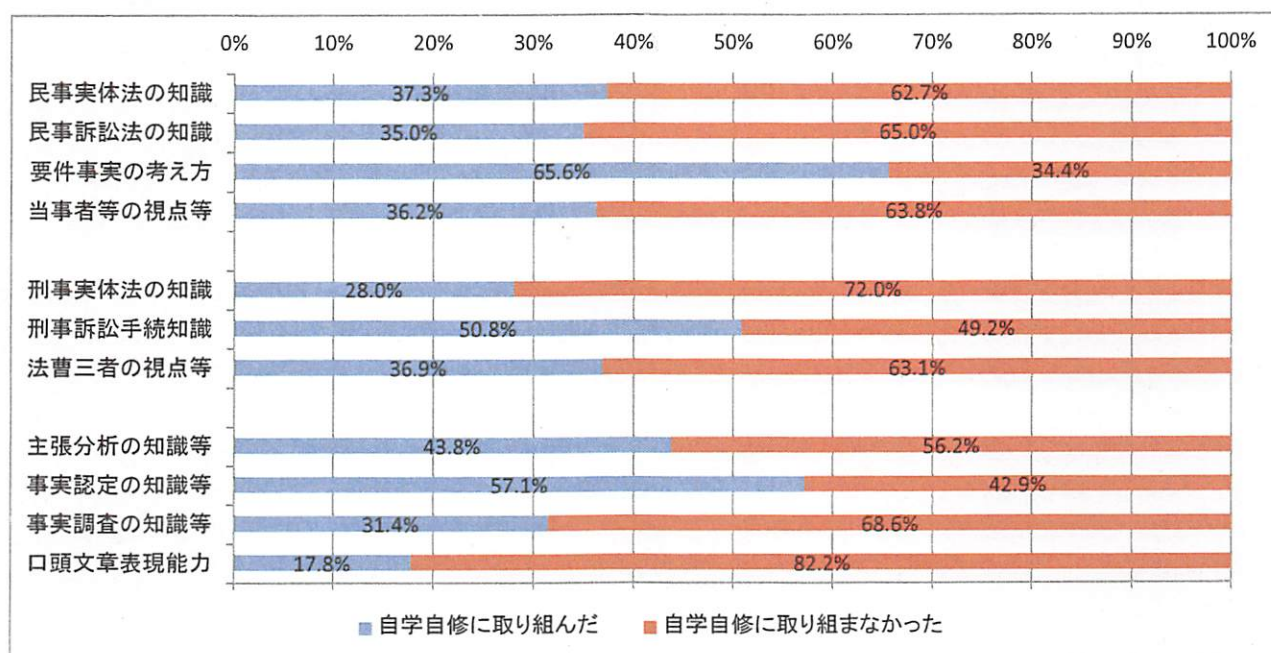
以上

第69期導入修習に関するアンケート集計結果

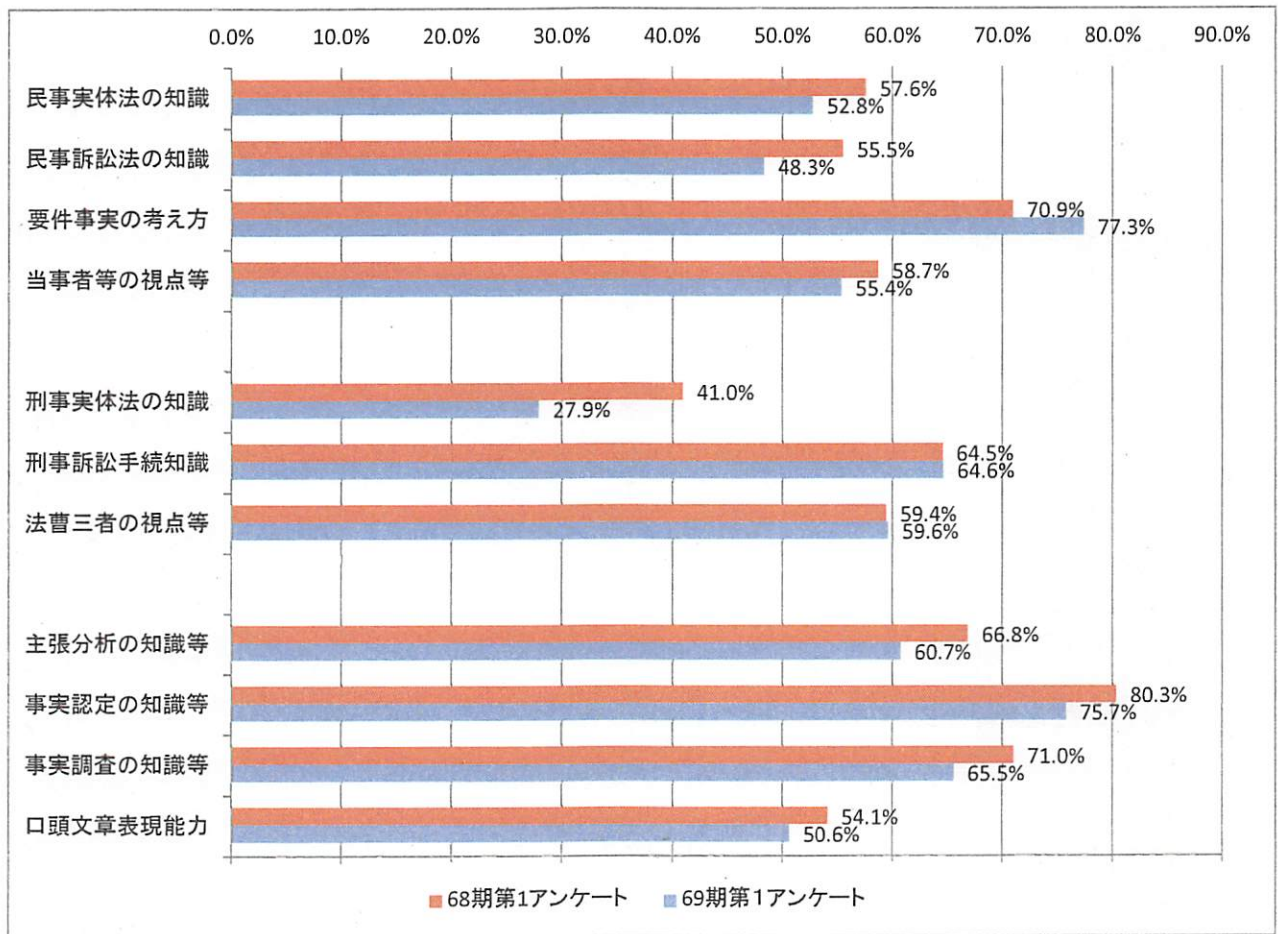
- 第69期の司法修習生に対し、導入修習終了時にアンケート調査を実施した。
司法修習生1786人中1611人が回答(回収率90.2%)。
- 導入修習を通じて知識・能力の不足を感じた者、自学自修に取り組んだ者の割合
(図表1-1-1)



(図表1-1-2) ※母数:知識・能力の不足を感じた者

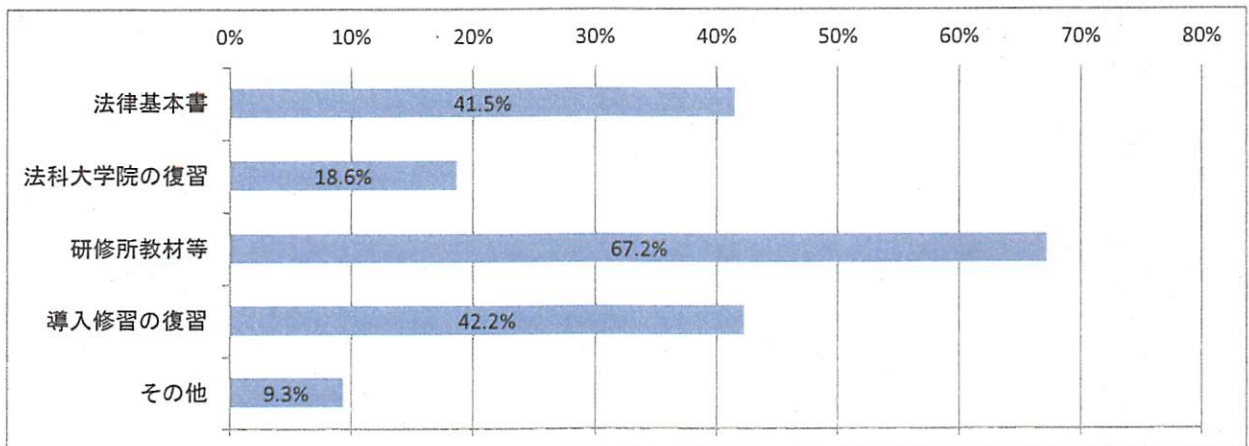


○ 導入修習を通じて不足を感じた者の割合(68期第1アンケートと69期第1アンケートの比較)
(図表1-1-3)

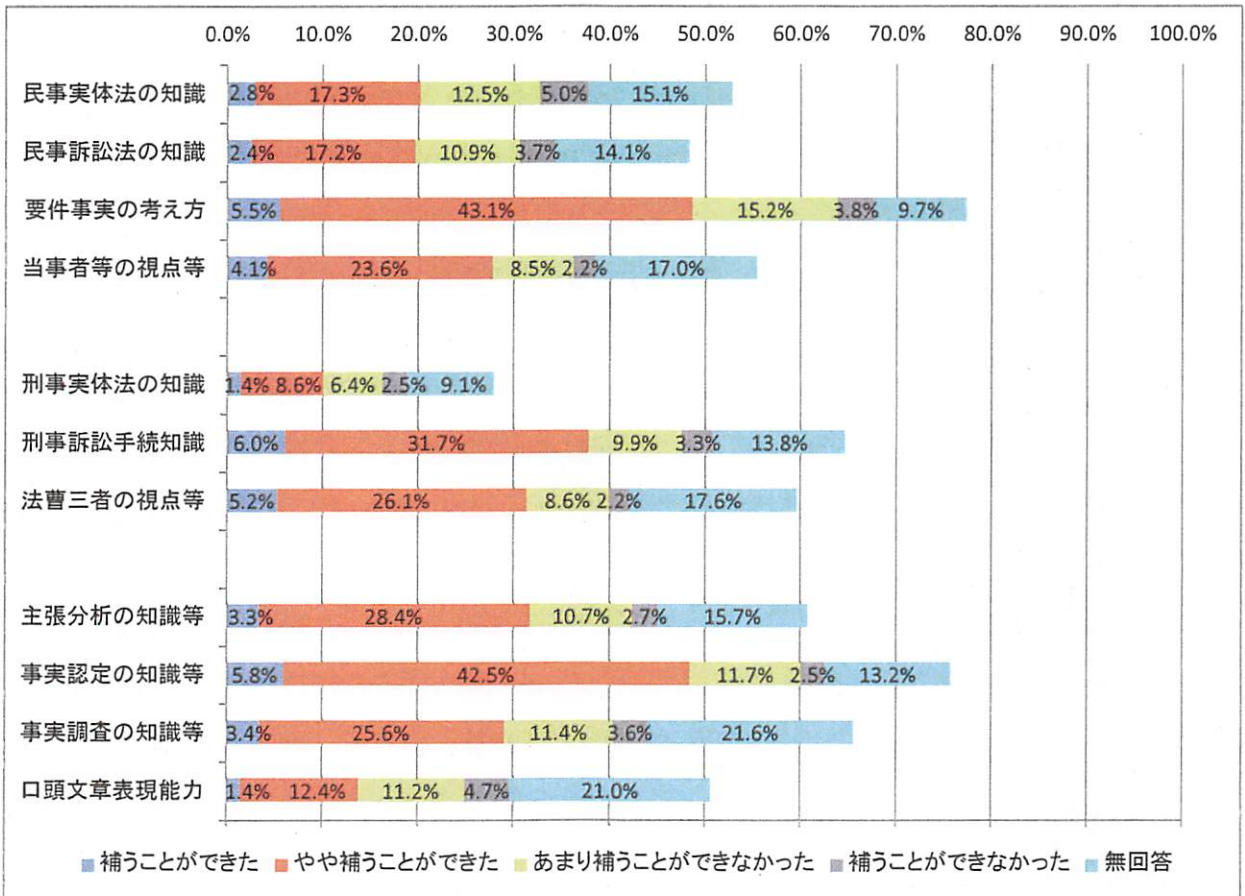


○ 自学自修の内容
(図表1-2)

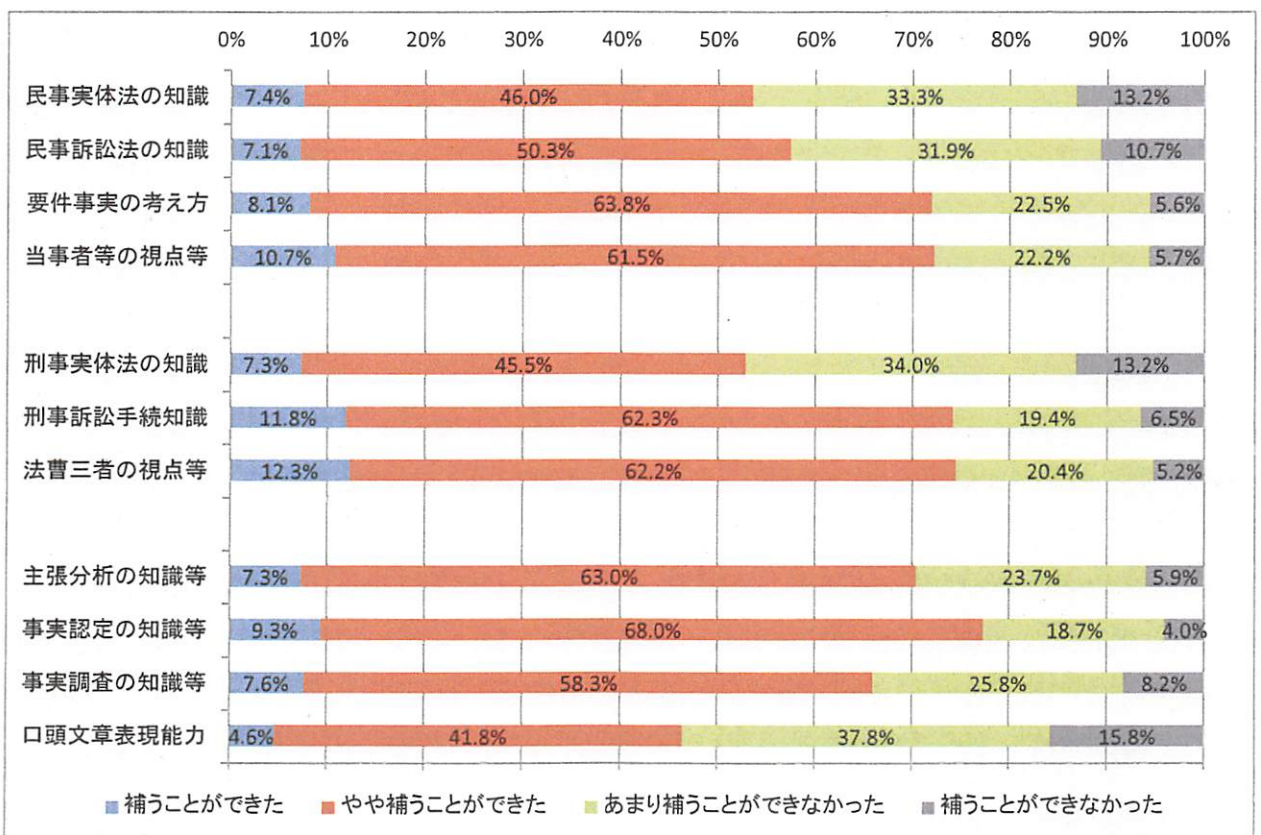
※ 自学自修の内容に係る各選択肢に1項目でもチェックを付けた人数の割合



○ 導入修習を通じて不足していた知識・能力をどの程度補うことができたか
 (図表1-3-1)



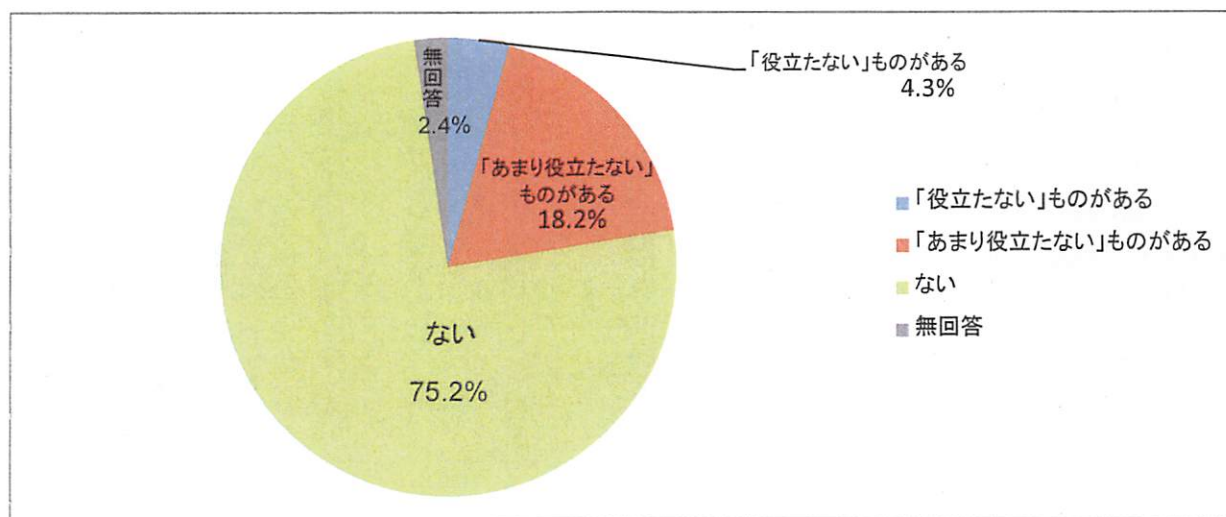
(図表1-3-2) ※母数:知識・能力の不足を感じた者のうち、不足を補うことができたかとの問いに無回答の者を除いた人数



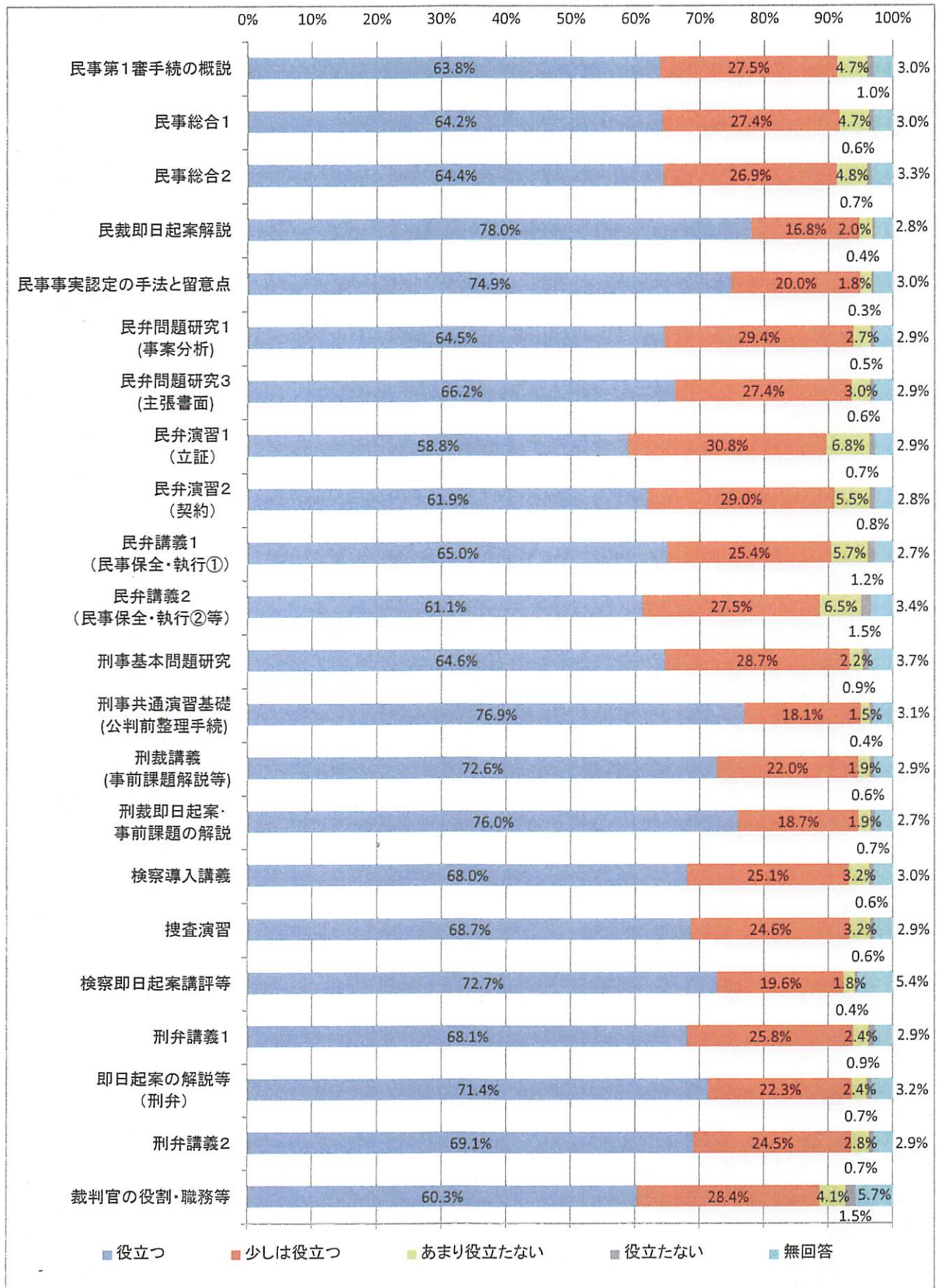
○ 導入修習のカリキュラムがどの程度役立つと思うか【全体】

(図表2-1)

※ カリキュラムの中に「役立つ」又は「あまり役立つ」ものがあると答えた者の割合



○ 導入修習のカリキュラムがどの程度役立つと思うか【項目別】
(図表2-2)



平成27年2月27日
司法修習委員会幹事会
ワーキンググループ

幹事会ワーキンググループにおける検討結果

1 分野別実務修習について

【総論】

第67期司法修習生の第1クール（平成25年11月27日～平成26年1月31日※）実務修習結果簿に基づき、民事裁判・刑事裁判・検察・弁護の各分野の修習の実情を分析し、分野別実務修習ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の趣旨に沿った実施や各分野別実務修習を更に充実させるための具体的な工夫を検討した。

※ ガイドラインの発出時期との関係については、民事裁判は発出後であるが、刑事裁判は発出直後、検察・弁護は発出前である。

【各論】

① 民事裁判修習

【実情の分析】

- ほとんどの司法修習生が、事実認定が問題となるもの2件を含む、4件以上を起案。
- 非訟事件のうち破産事件について、東京・大阪等では、分野別実務修習中に取り上げられておらず、選択型実務修習においても、募集人数との関係で、希望しても履修できない司法修習生が多数存在。

【充実のための工夫】

- 起案の件数のみならず、ガイドラインの他の項目を含め質的な面での充実も更に図っていくため、司法修習生指導担当者協議会（指担協）等を活用して、実務庁への働き掛けを行う。
- 東京・大阪において、破産事件について、選択型実務修習での提供プログラムの一層の充実を図る（後述）。

② 刑事裁判修習

【実情の分析】

- ほとんどの司法修習生が、事実認定起案について2件以上を起案。起案総数については、4件以上を起案した者が約6割。

【充実のための工夫】

- 指担協などを通じて更なる実情の把握に努め、刑事裁判修習の充実の観

点からガイドラインの記載の明確化なども含めて検討した上で、その趣旨・目的に即した修習が実現できるよう、実務庁への働き掛けを行う。

③ 検察修習

【実情の分析】

- 捜査実務修習については、8割以上の司法修習生が3件以上の事件を担当。
- 公判実務修習が十分に行われていない司法修習生が一部に見られた。

【充実のための工夫】

- 指担協の場等で、ガイドラインの周知徹底を図り、ガイドラインに沿った検察修習の実現を目指す。
- 公判実務修習において、公判手続の傍聴に止まらず、証拠の整理や、冒頭陳述、論告等の起案をさせるといった取組が進められている。

④ 弁護士修習

【実情の分析】

- 修習の内容や法律相談・起案等の件数にかなりバラツキが生じていた。
- 民事弁護について、法律相談を6件以上、起案（裁判所提出の主張書面以外の文書を含む。）を3件以上した司法修習生がそれぞれ約8割いた一方、法律相談・起案件数が0～1件に止まる者も一部に見られた。
- 刑事弁護について、弁論要旨等の起案の経験のない司法修習生が相当数見られた。

【充実のための工夫】

- 各指導担当弁護士にガイドラインの趣旨・目的が十分に理解されるよう、弁護実務修習指導に関する連絡協議会や指担協などにおいて、ガイドラインの周知徹底を図っていく。
- 規模や業態等の異なる弁護士事務所に所属する指導担当弁護士であっても、ガイドラインに沿った修習が実施できるようにするため、複数の指導担当弁護士間で協力したり、修習期間中に修習の実施状況を共有するなどの工夫例等を紹介する文書を発出し、各弁護士会に周知した。

2 実務修習結果簿の書式の改訂

ガイドラインに即した実務修習の実現を促すことにつなげ、実務修習の状況を的確に把握することもできるようにするため、書式を改めた。

3 選択型実務修習について

更なる充実を図るため、以下のような取組につき、三者それぞれにおいて、検

討を進めることになった。

① 全国プログラムの拡充

- 法務行政プログラムの受入人数を拡大する。
- 国の機関におけるプログラムを新設する。
- 自治体、企業、福祉の各分野について、受入先を拡大する。
- 過疎地域の公設事務所等における修習について、受入人数や受入先の拡大を図る。

② 個別修習プログラムの拡充

【裁判所提供プログラム】

- 東京・大阪において、新たな破産コースを設ける。
- 大規模庁において、専門部・特殊部におけるプログラムの増設や受入人数の拡大を図る。
- 司法修習生の多様なニーズに対応し、選択の幅を広げるため、比較的短期間のプログラムを設ける。
- 中小規模庁において、民事・刑事・家事・少年といった異なる分野にまたがる総合的なプログラムを設ける。

【弁護士会提供プログラム】

- プログラム提供数の少ない弁護士会において、その実情に応じて、プログラム提供数を増やす。

【裁判所・検察庁・弁護士会間での調整】

- 各地の裁判所・検察庁・弁護士会がそれぞれ提供する個別修習プログラムのうち、応募者等の多いもの等について、実施時期をずらすなどして、応募可能プログラムを増やす。

以 上

日弁連法1第254号
2015年（平成27年）12月16日

弁護士会会長 殿

日本弁護士連合会
会長 村 越 進
(公印省略)

「弁護実務修習ガイドライン」の配布及びこれに沿った修習
の実施について（依頼）

日頃より、当連合会の活動に御理解いただき、誠にありがとうございます。
また、司法修習生に対する指導等につきましては、御尽力を賜り、心から御礼
申し上げます。

さて、御承知のとおり、弁護実務修習に関し、平成26年3月に当連合会が理
事会の承認により「弁護実務修習に関するガイドライン」を策定し、別紙のと
おり各弁護士会にお送りして、各個別指導担当弁護士（以下「担当弁護士」とい
います。）に配布いただくよう、お願いしているところです。

このガイドラインは、司法修習生指導要綱（甲）において司法修習の目的と
して示されている「幅広い法曹の活動に共通して必要とされる法的问题の解決のた
めの基本的かつ汎用的な技法と思考方法」の修得のために、各担当弁護士に対し
て指導方法としての指針を示すもので、短期間ではあるものの弁護実務修習の更
なる充実を図るとともに、各司法修習生によって受ける指導に大きな格差が生じ
ないようにするため、できる限りこのガイドラインに沿った個別指導に努めてい
ただきたい、というものです。

しかしながら、担当弁護士によって抱えている事件も異なり、単独でこのガイ
ドラインに沿った個別指導が困難な場合もあろうかと思われます。したがって、
各弁護士会におかれましては、修習の実施について各担当弁護士との情報共有や
連携を強化していただき、適切な事件を担当している他の弁護士を紹介する等の
バックアップ体制を整えていただきたく、お願い申し上げます。また、各担当弁
護士の皆様には、このガイドラインがそのような位置付けのものであることを御
説明いただいて、配布していただければ幸いです。

第69期司法修習生の修習は平成27年12月2日に開始しており、平成28

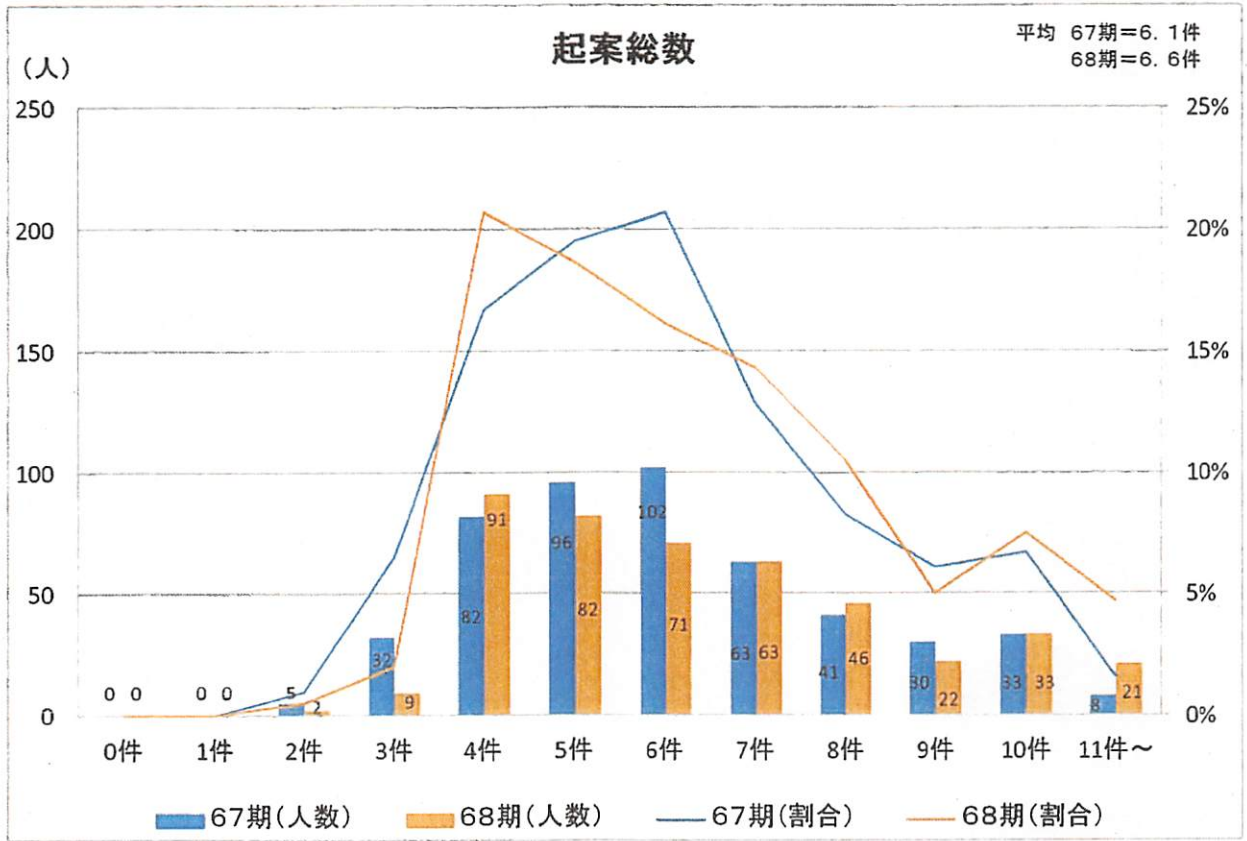
年1月4日には分野別実務修習が始まります。司法修習の開始に当たり、司法研修所から各司法修習生に「司法修習ハンドブック」が配布されますが、第69期司法修習生への配布分から「弁護実務修習ガイドライン」を含む全ての実務修習ガイドラインが掲載されております。したがって、今後は、司法修習生が「弁護実務修習ガイドライン」の内容を把握しているものと考えられますので、その点も御考慮いただき、御協力のほど、何卒よろしくお願いいたします。

添付資料

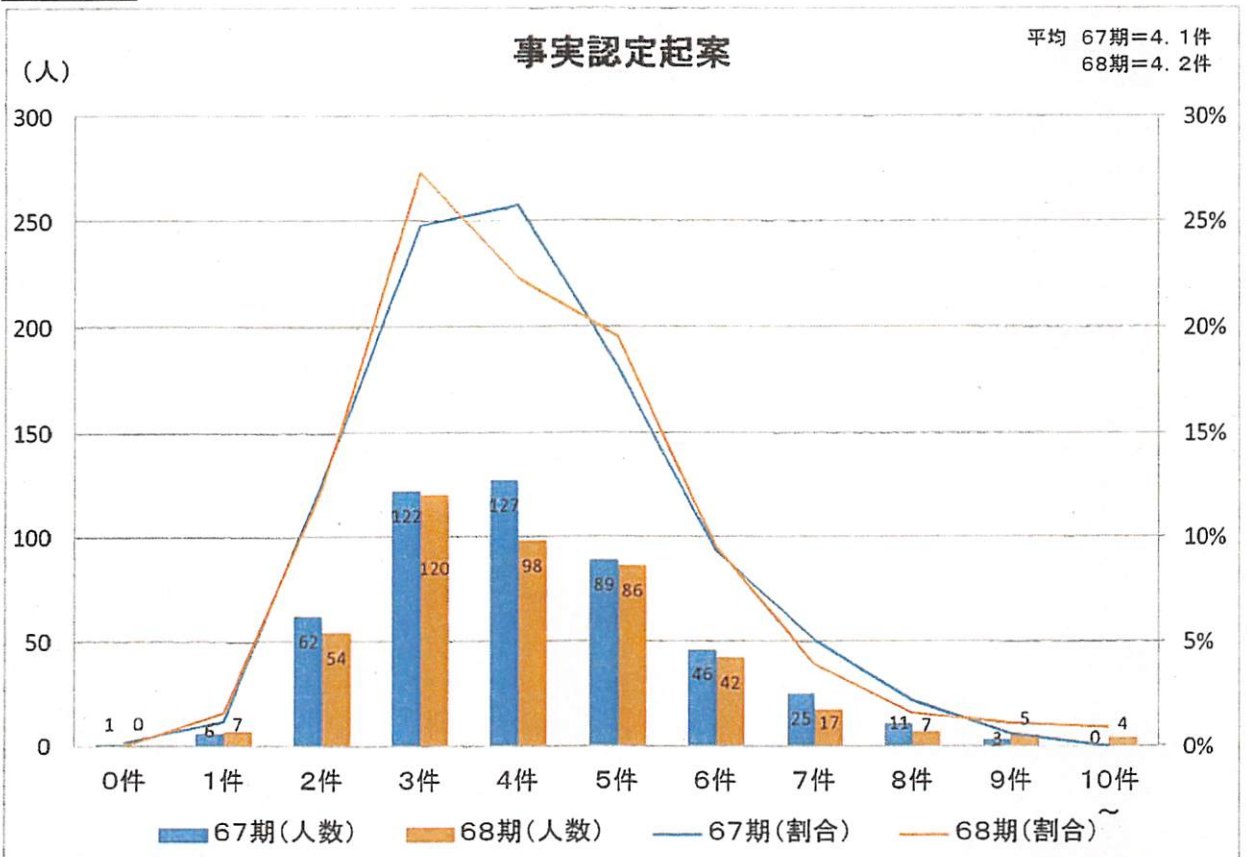
2014年3月6日付け「弁護実務修習ガイドラインの送付について」

【比較版(67期, 68期)】 修習結果簿(民事裁判修習:第1クール)集計結果

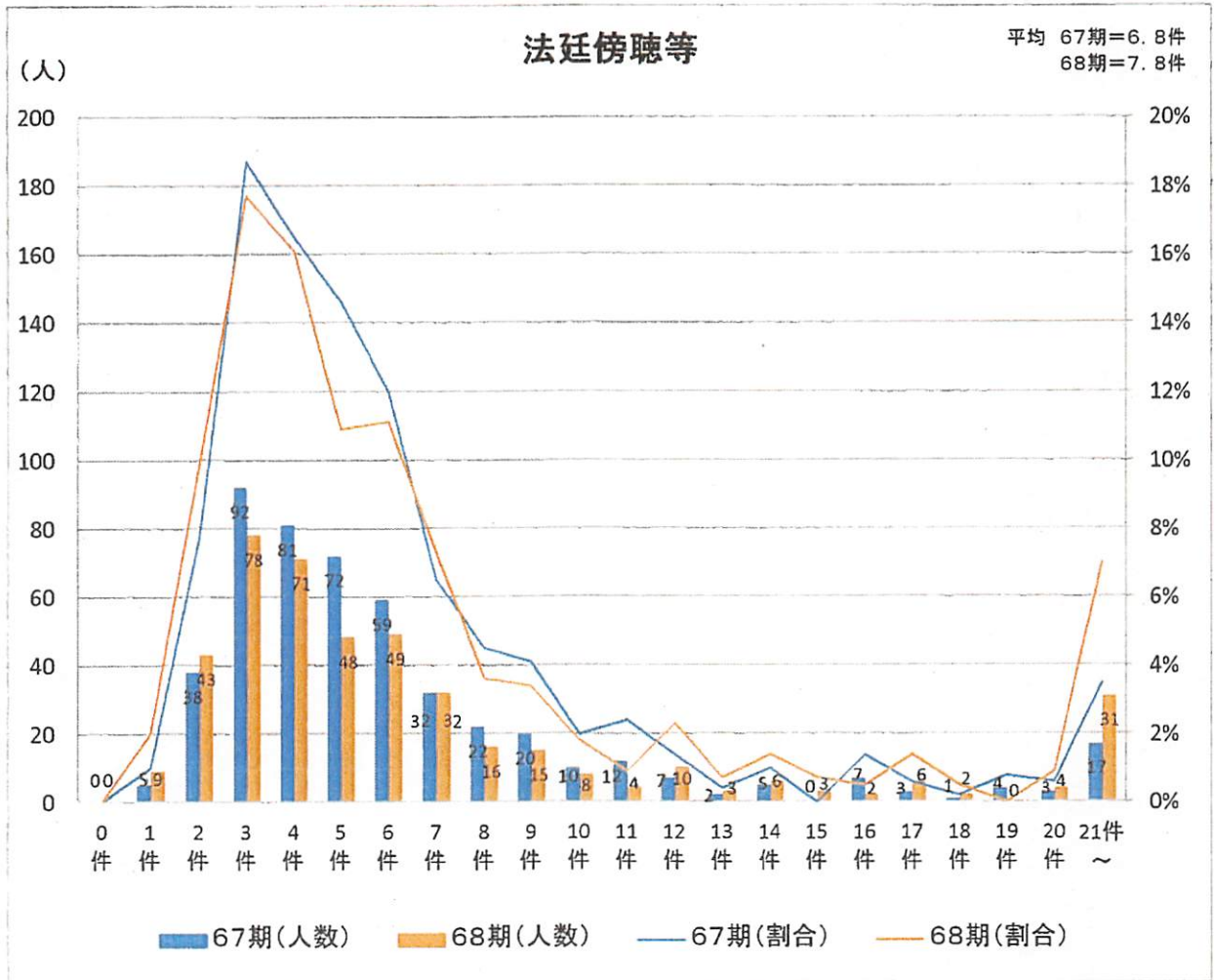
グラフ1



グラフ2

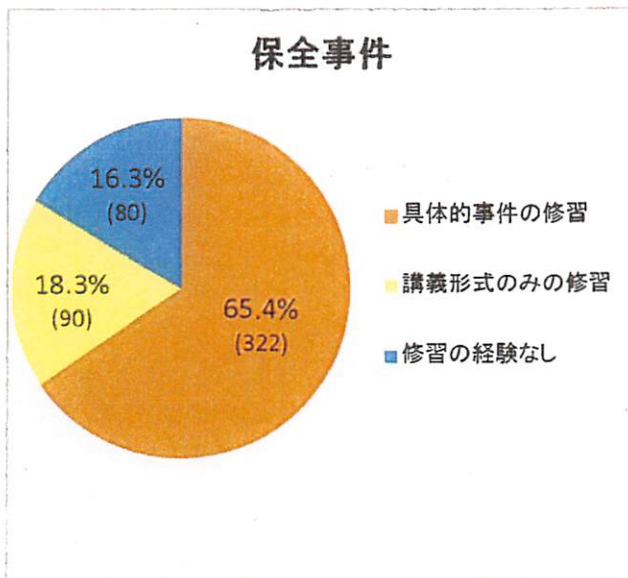


グラフ3

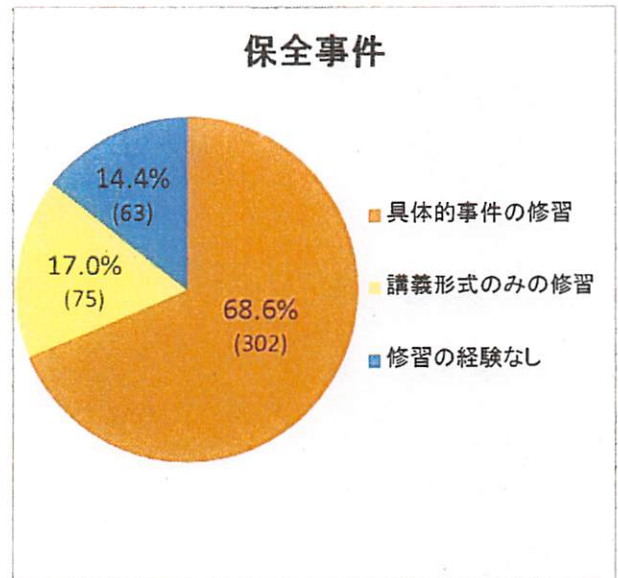


グラフ4

【67期】

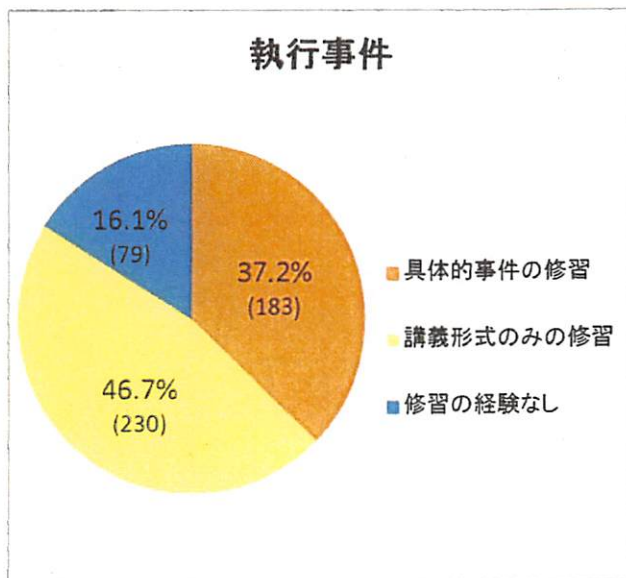


【68期】

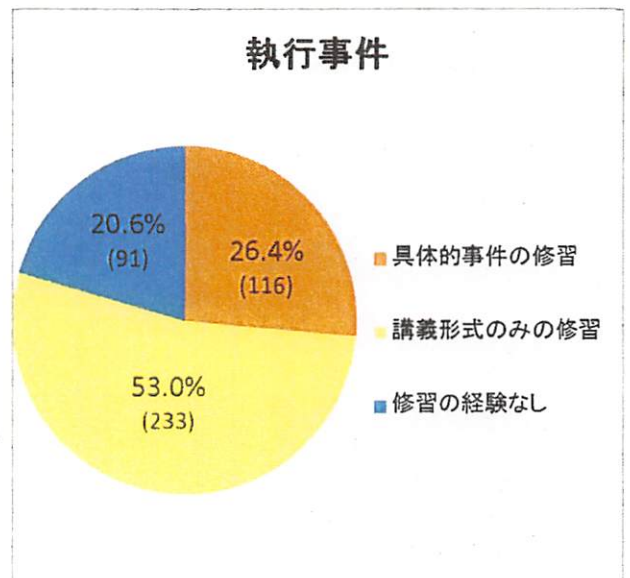


グラフ5

【67期】

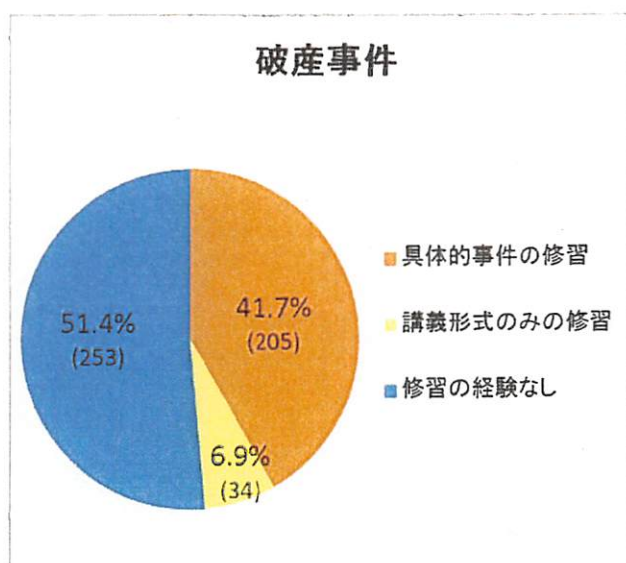


【68期】

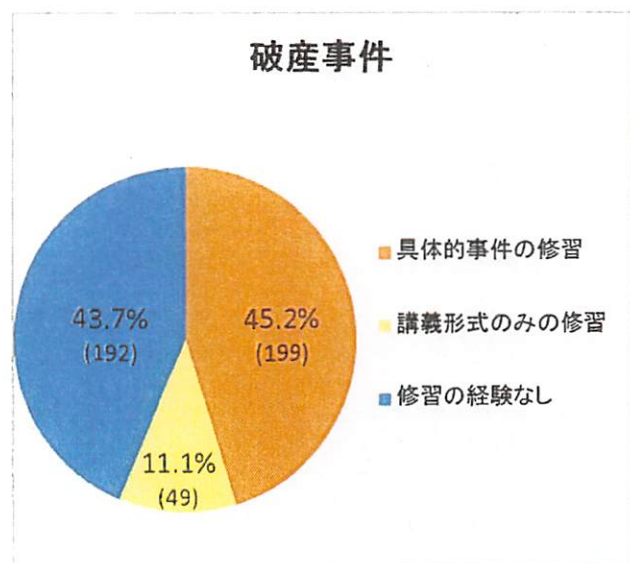


グラフ6

【67期】

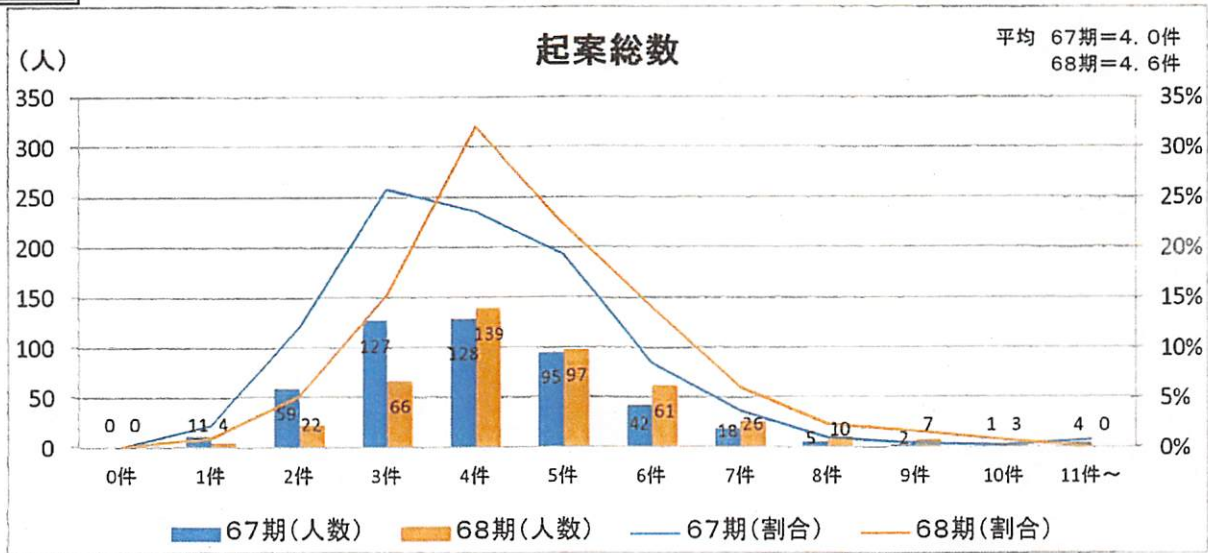


【68期】

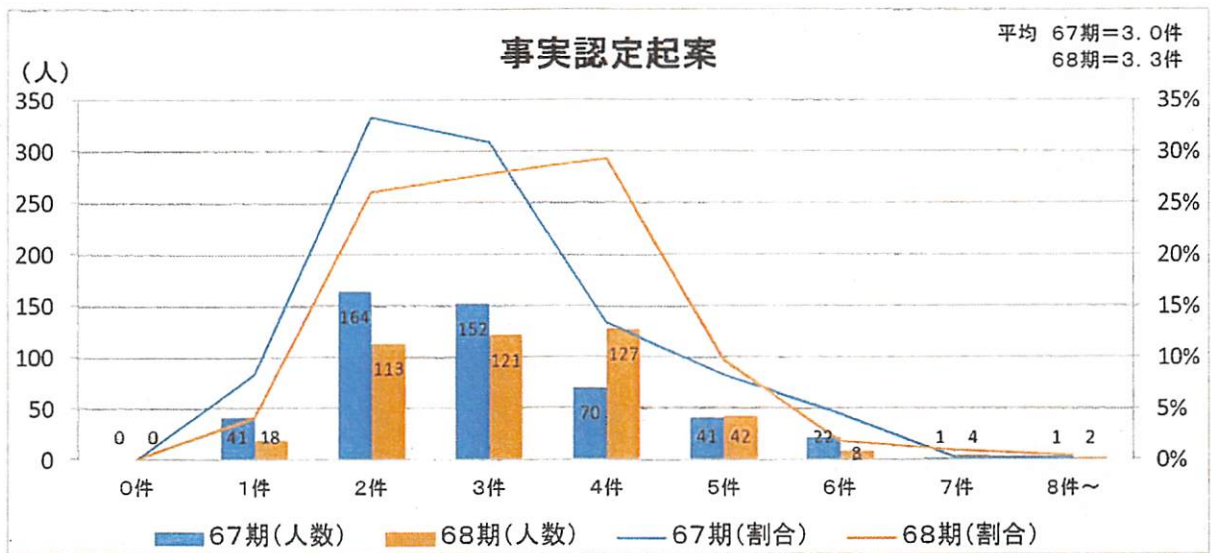


【比較版(67期, 68期)】 修習結果簿(第1クール: 刑事裁判修習) 集計結果

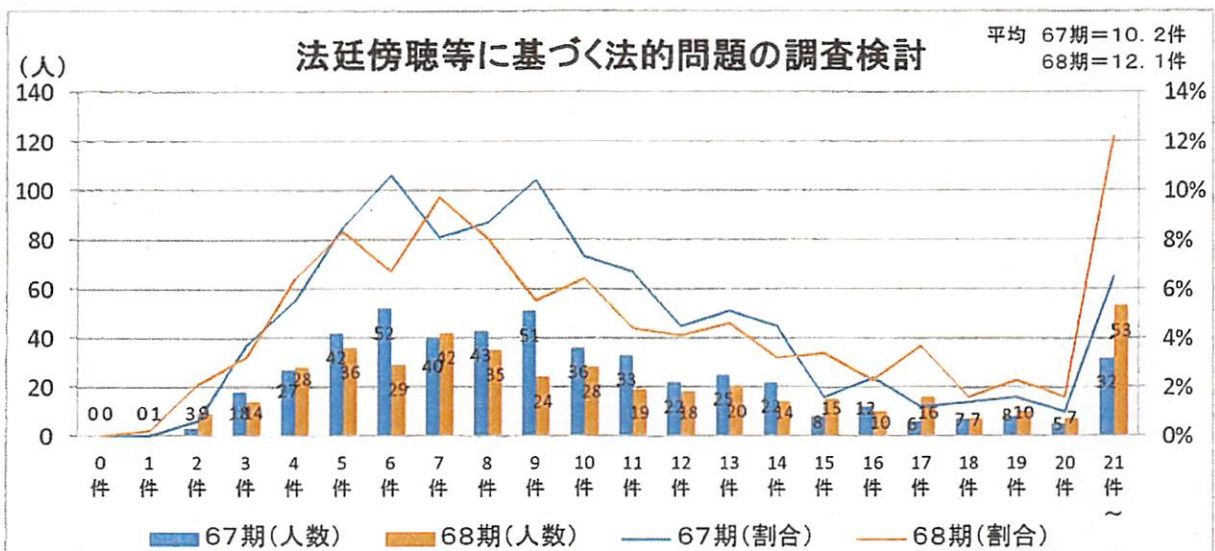
グラフ1



グラフ2

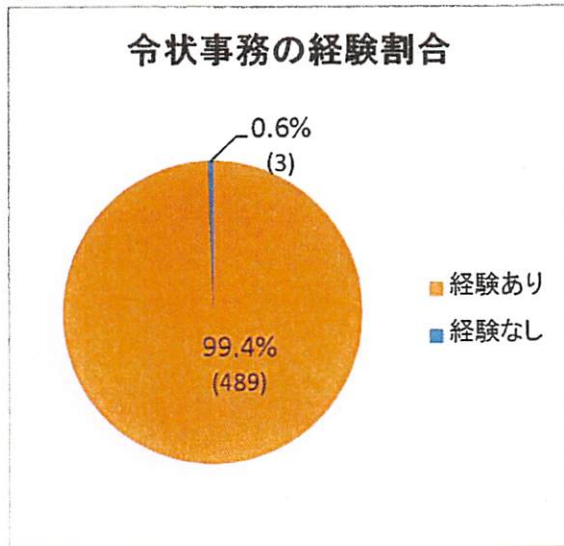


グラフ3

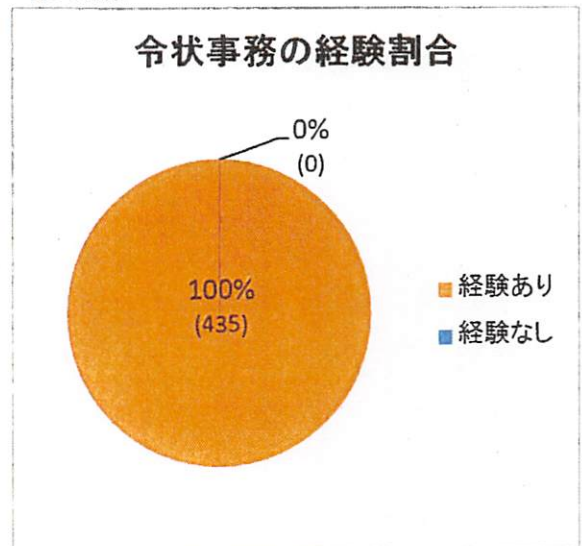


グラフ4

【67期】

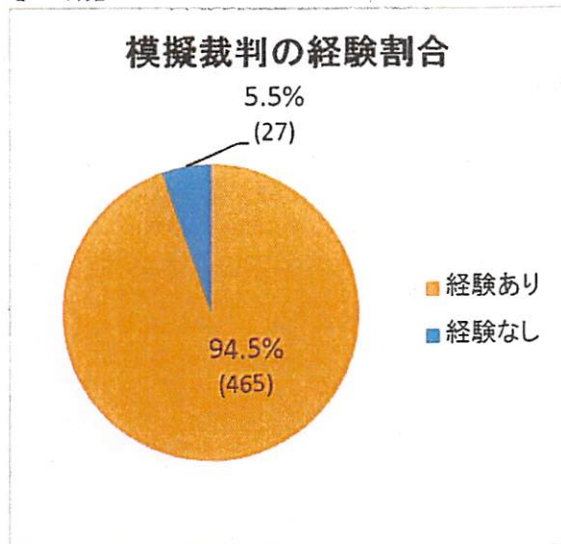


【68期】

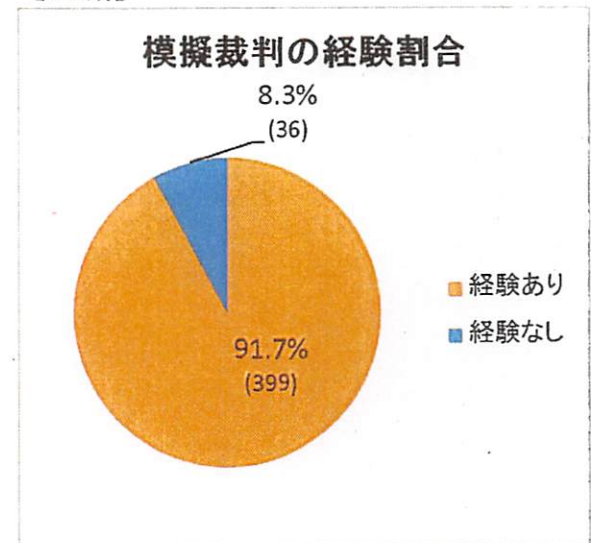


グラフ5

【67期】



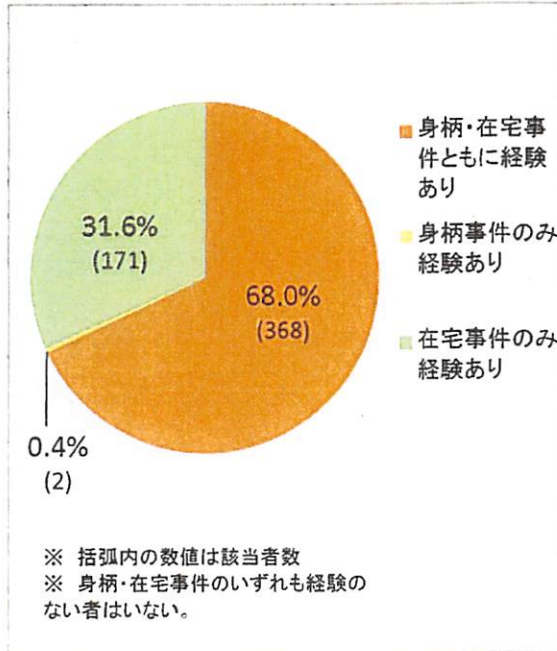
【68期】



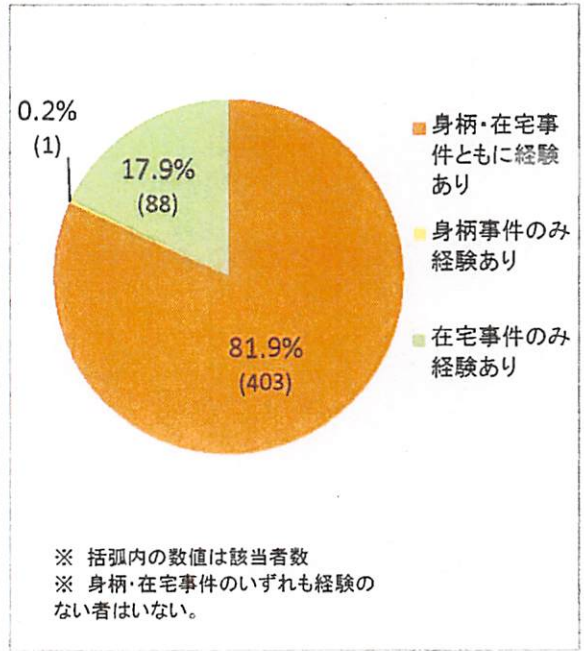
【比較版(67期, 68期)】 修習結果簿(第1クール: 検察修習)集計結果

グラフ1 捜査実務修習(身柄・在宅事件の経験割合)

【67期】

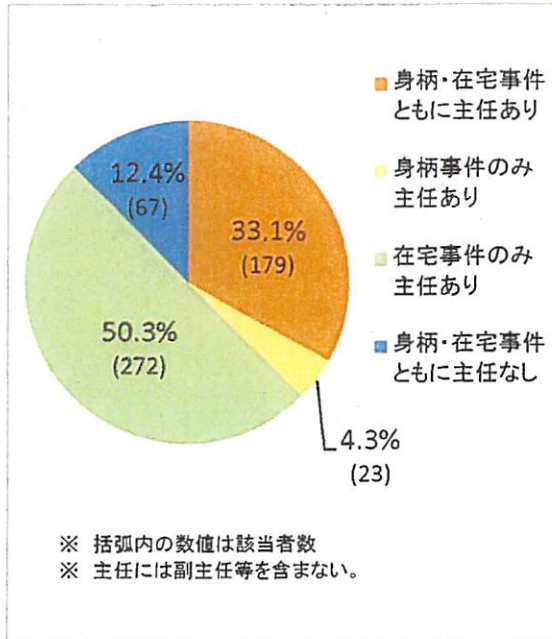


【68期】

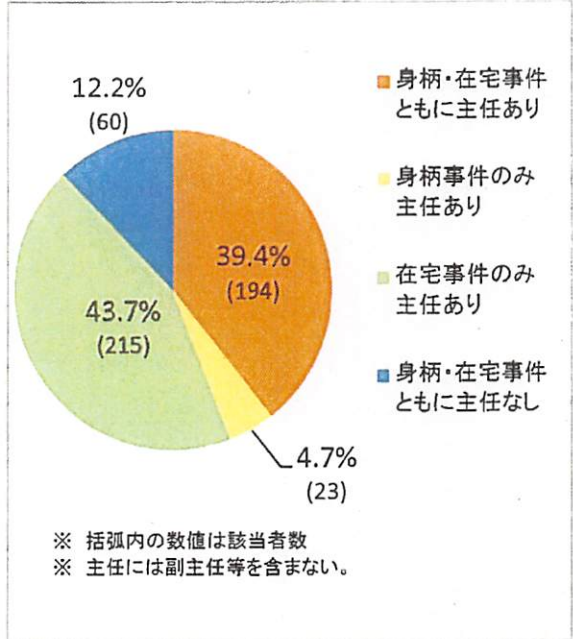


グラフ2 捜査実務修習(主任の経験割合)

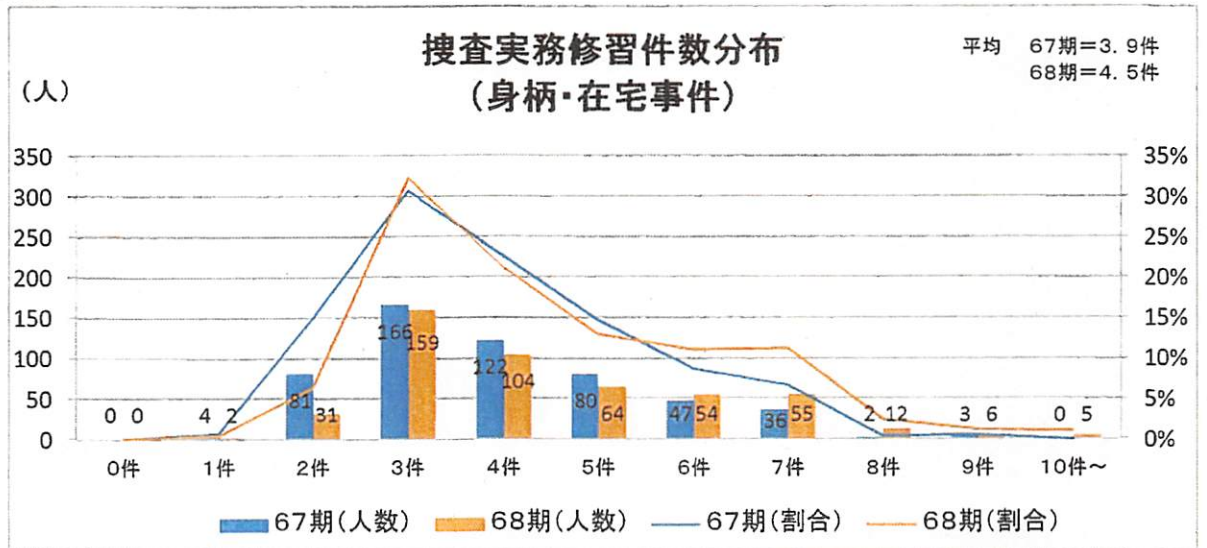
【67期】



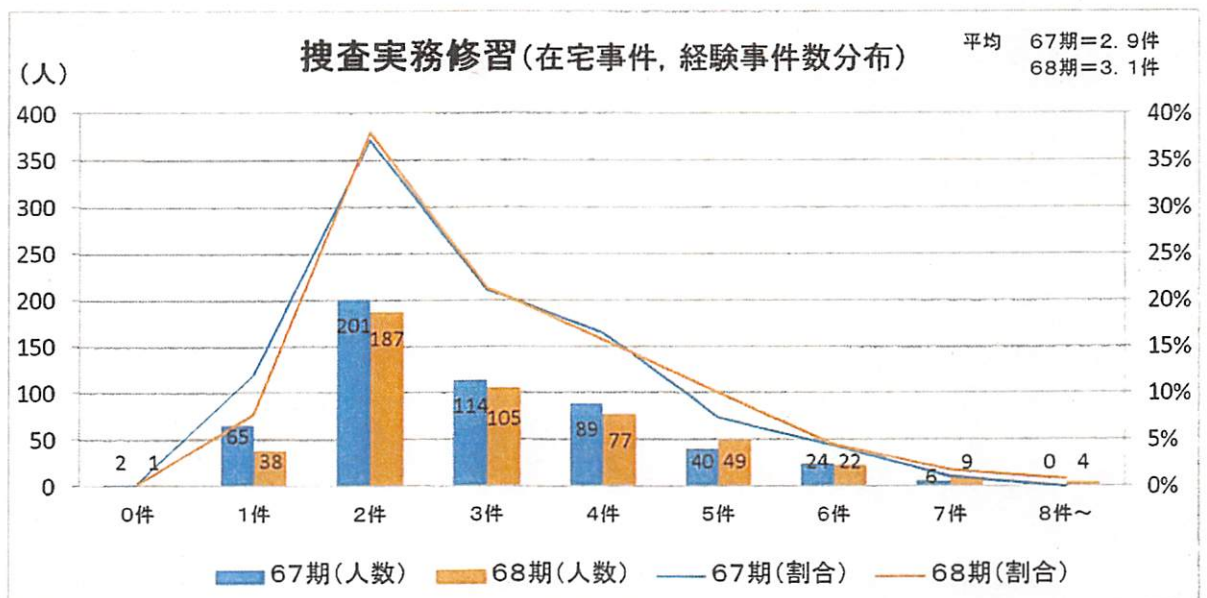
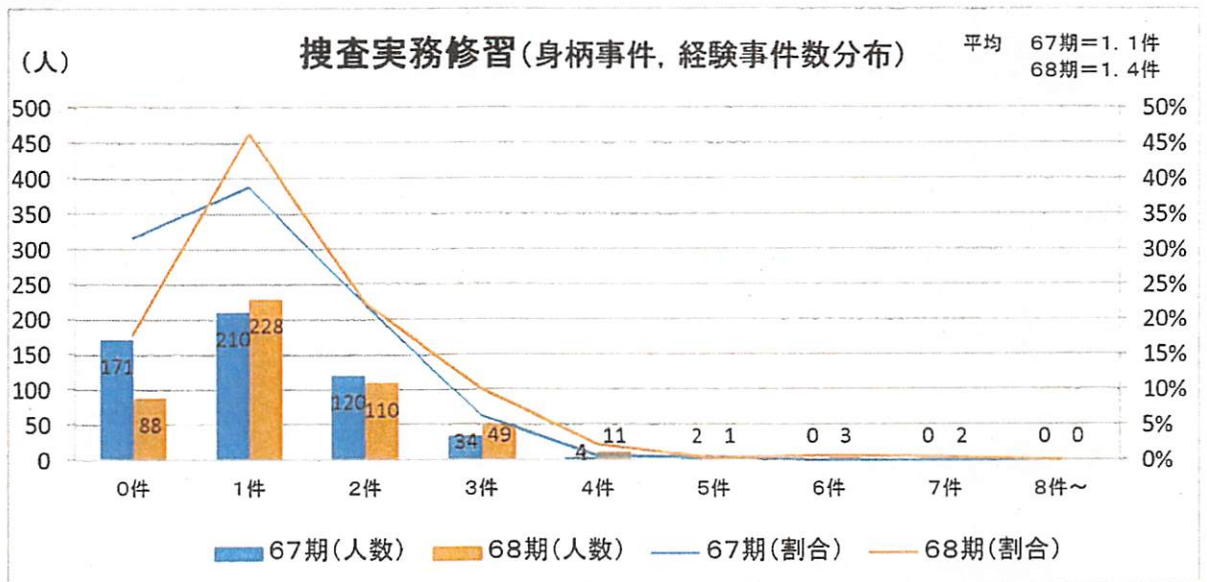
【68期】



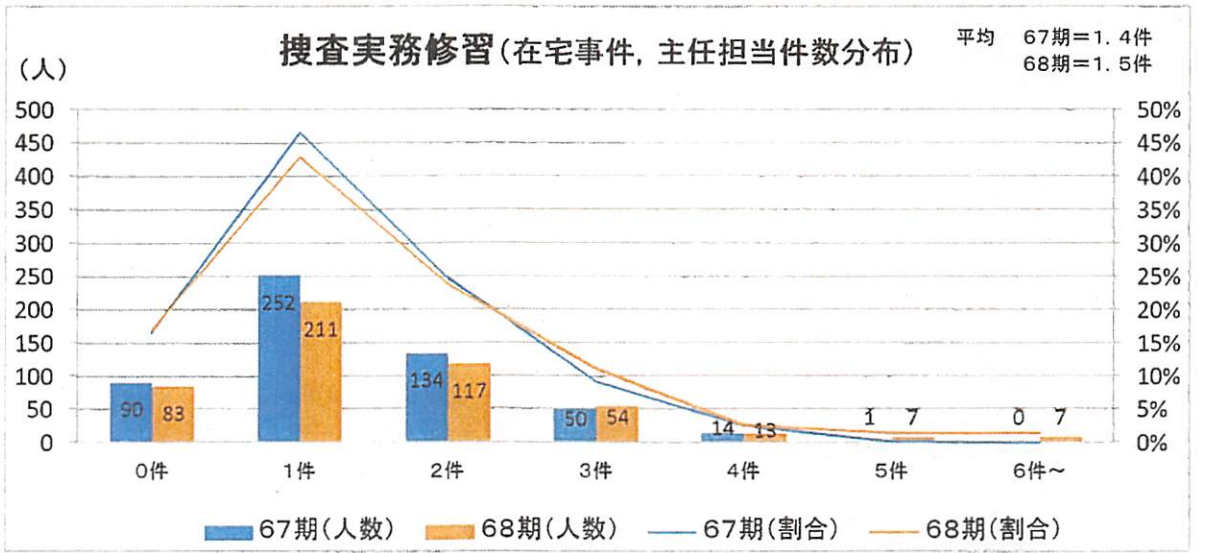
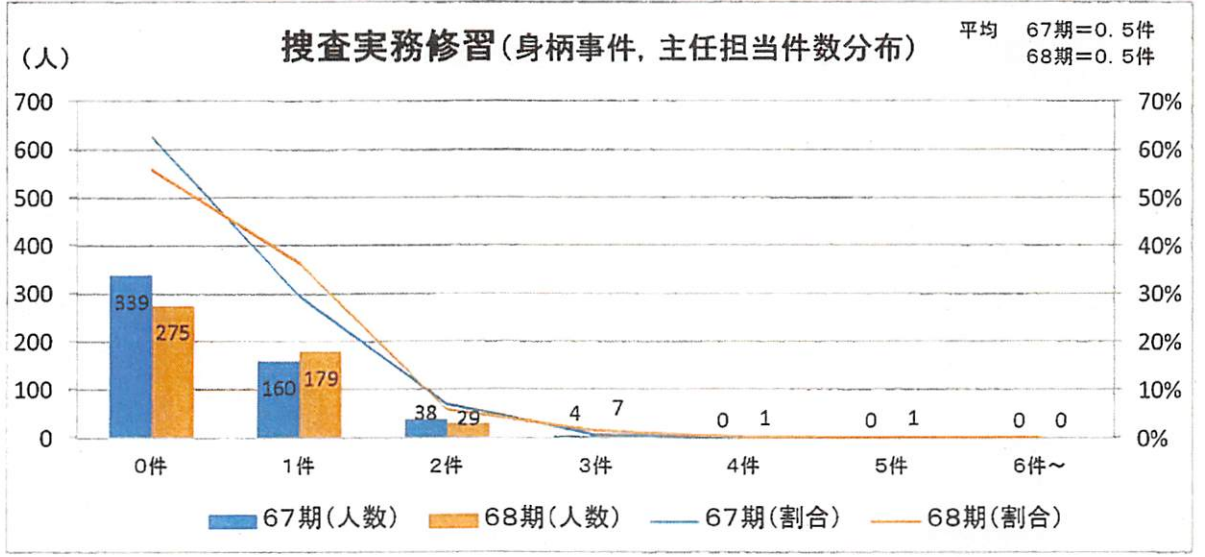
グラフ3



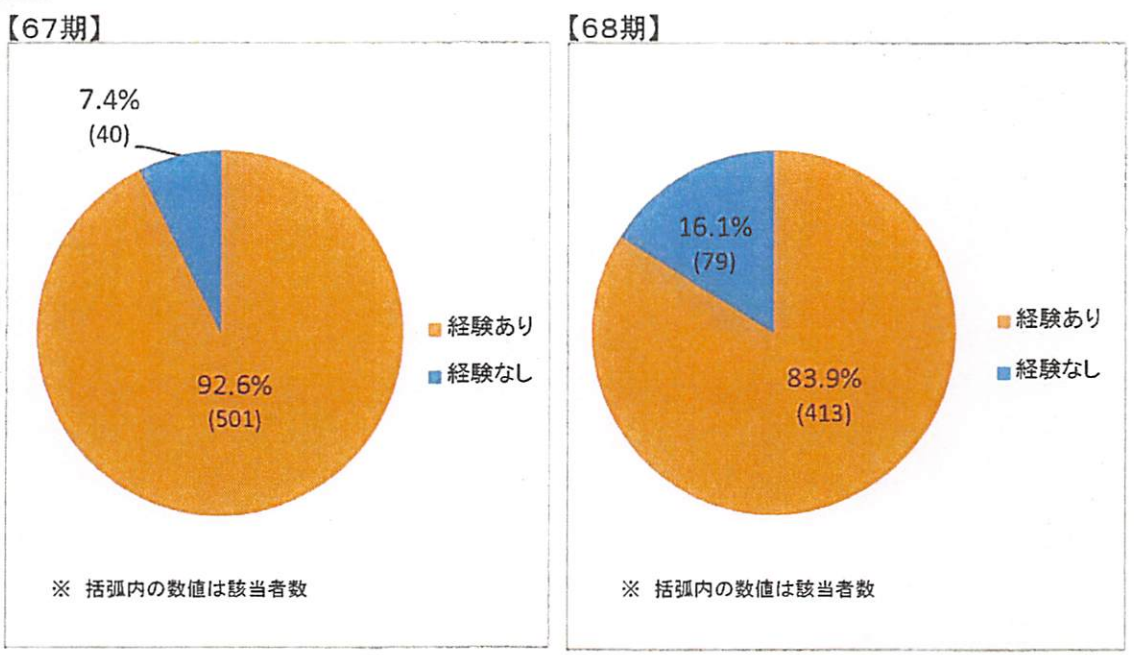
グラフ4



グラフ5

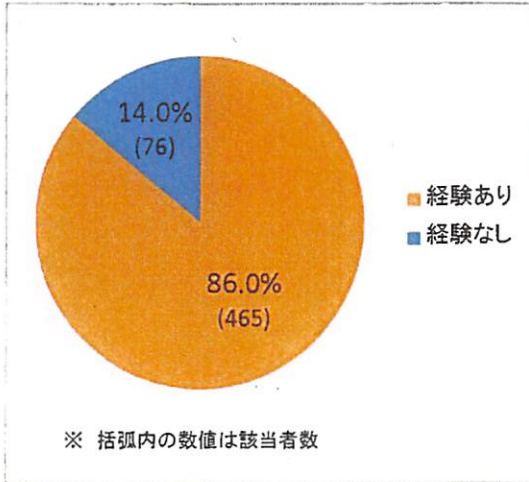


グラフ6 取調べ傍聴

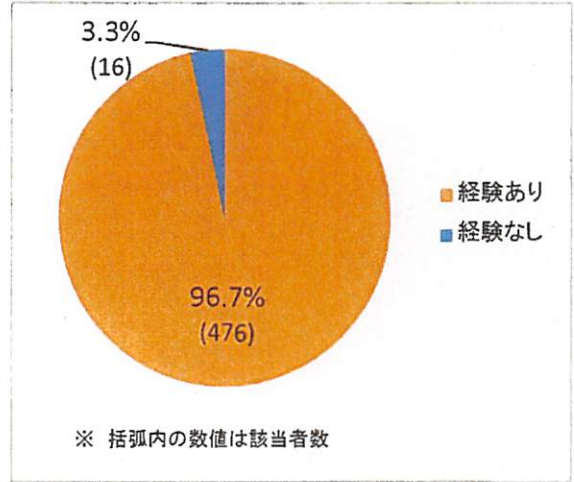


グラフ7 公判実務修習の経験

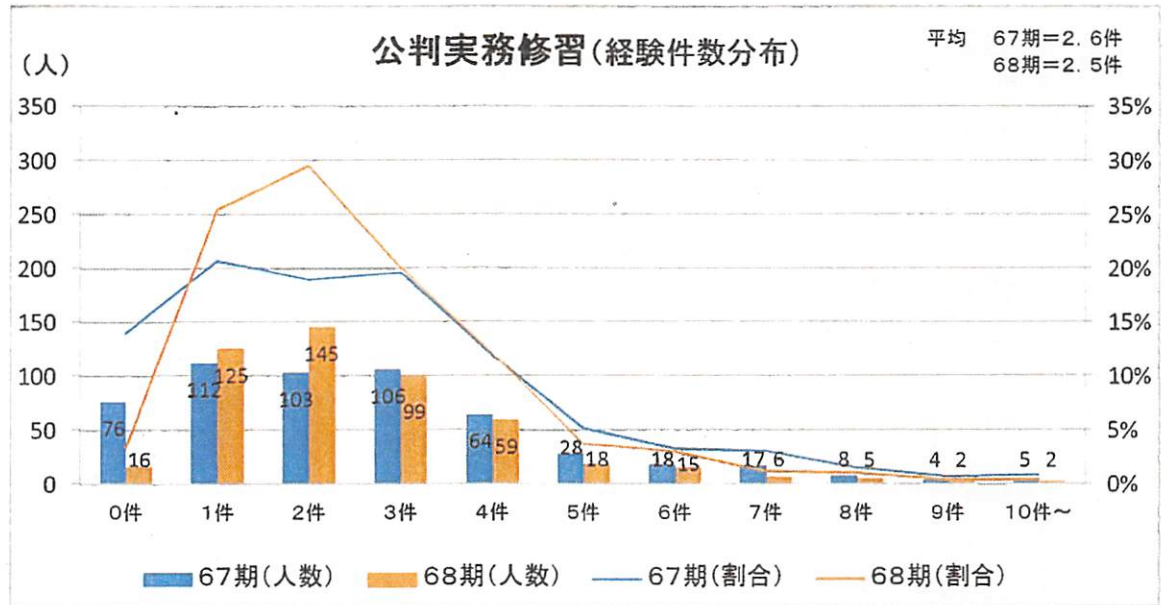
【67期】



【68期】

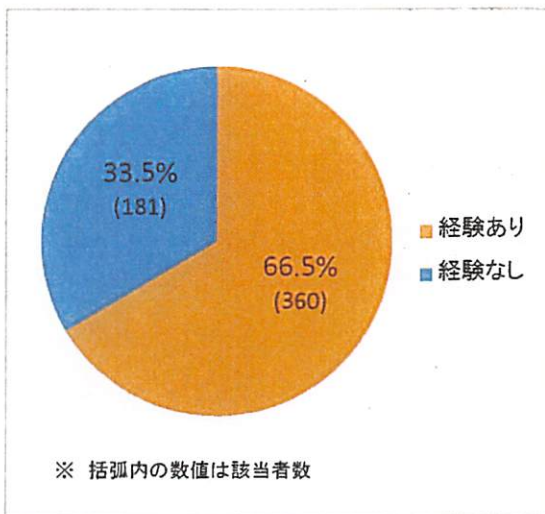


グラフ8

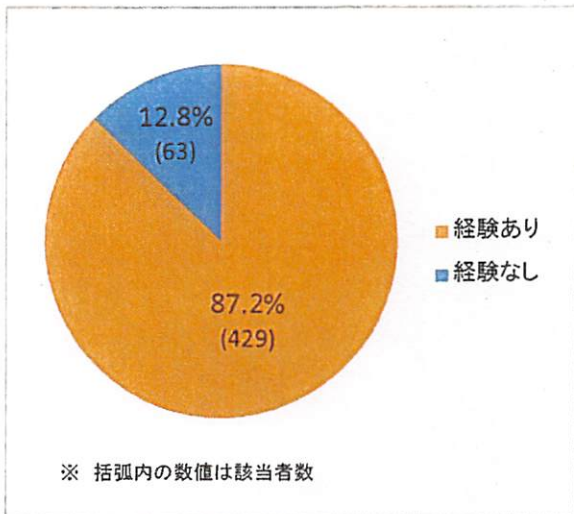


グラフ9 公判実務修習(起案の経験)

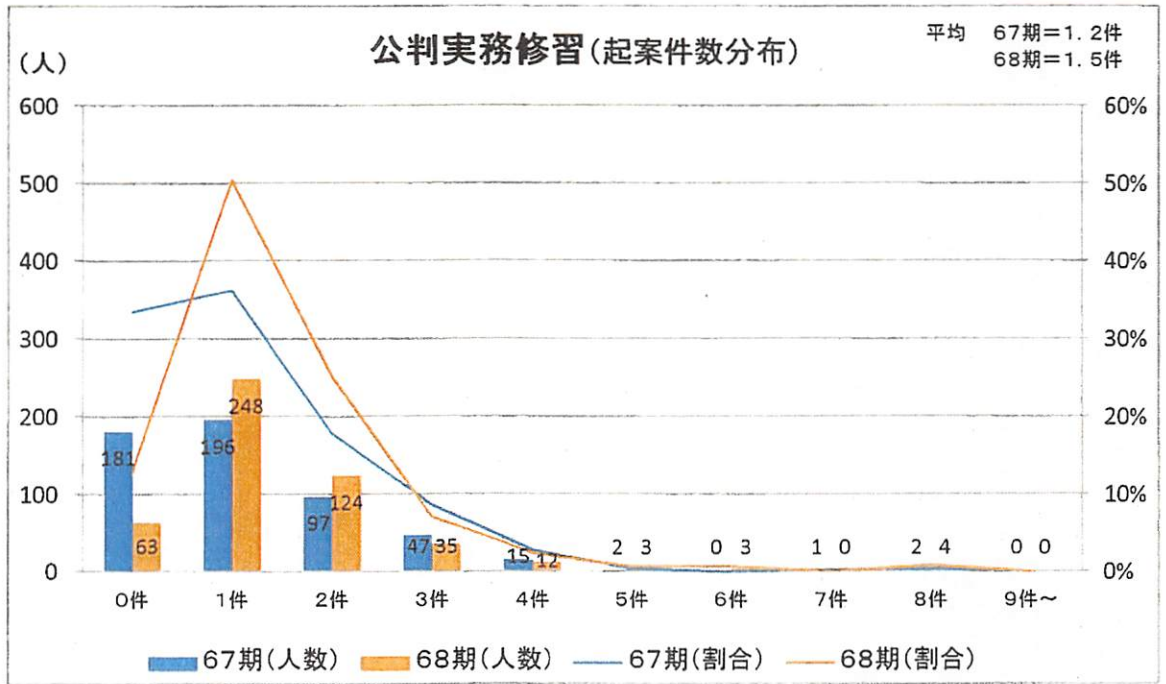
【67期】



【68期】

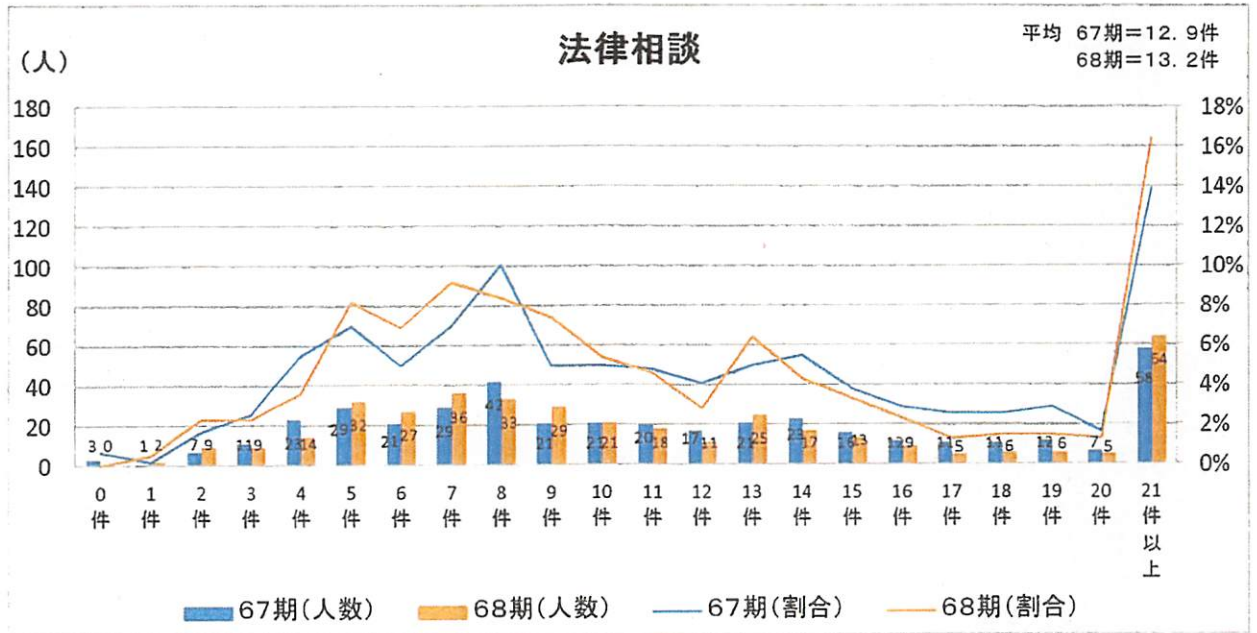


グラフ10



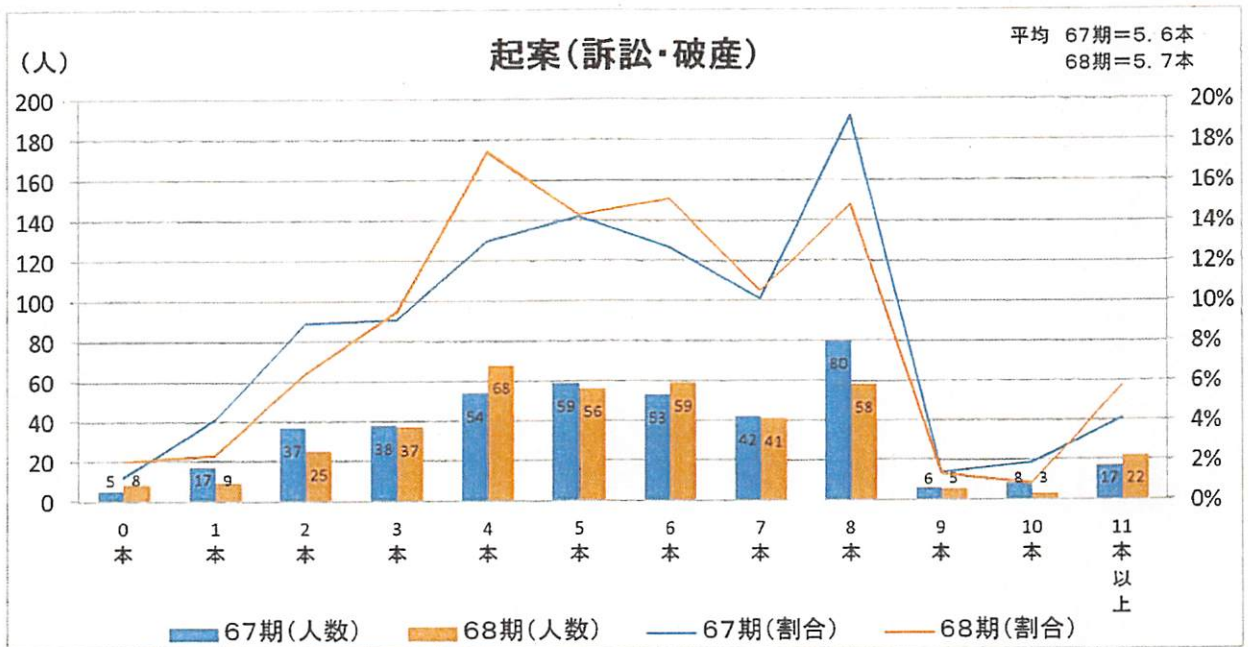
【比較版(67期, 68期)】 修習結果簿(第1クール: 弁護修習) 集計結果

グラフ1



※ 法律相談, 交渉, 当事者・関係者からの事情聴取, 受任, 立会傍聴等

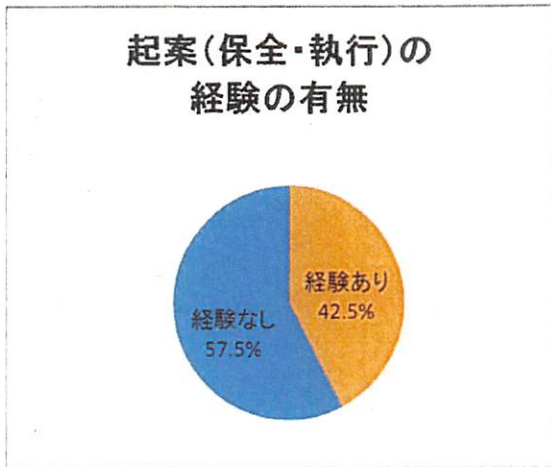
グラフ2



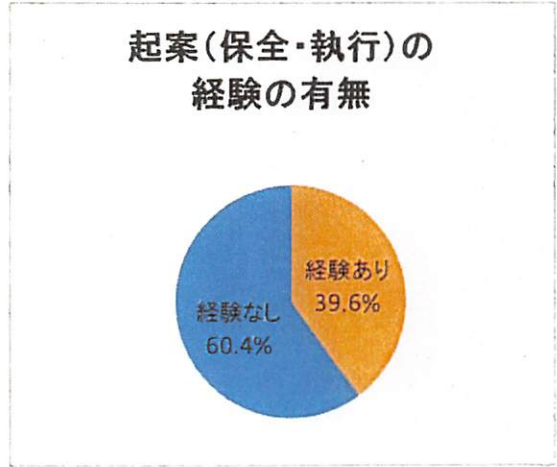
※ 訴訟, 調停, 非訟, 破産その他の財産管理事件, ADR等における訴状, 申立書, 準備書面, 陳述書等の起案

グラフ3

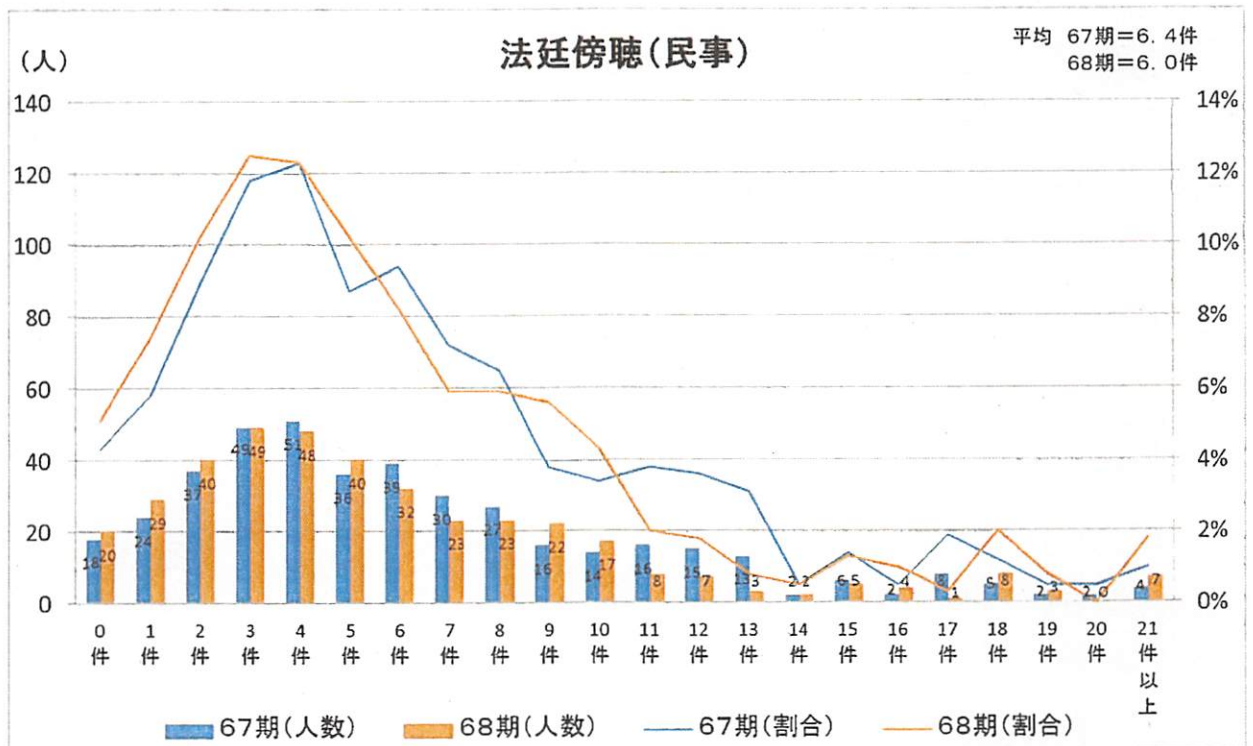
【67期】



【68期】

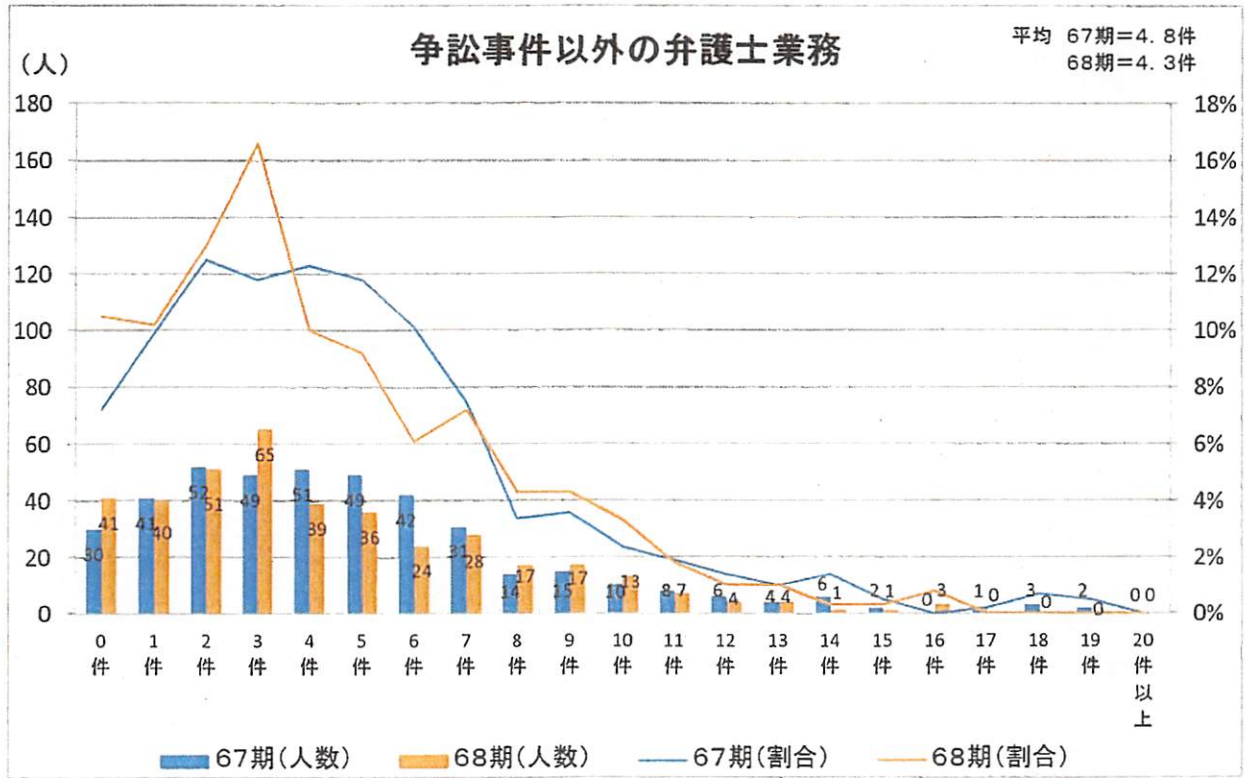


グラフ4



※ 口頭弁論, 弁論準備, 和解, 審尋, 裁判官面接等の傍聴, 立証等準備活動(証拠収集, 現場調査, 文献調査等)

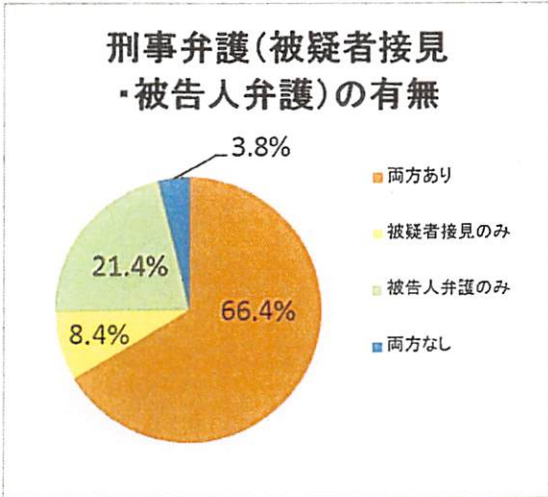
グラフ5



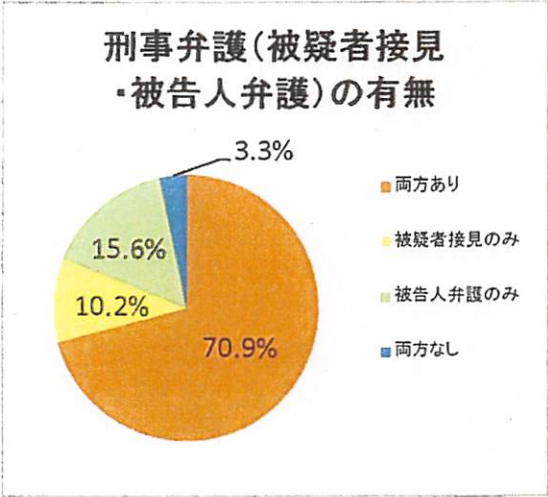
※ 契約書, 意見書等の起案等, 株主総会等の立会傍聴, 事務職員の業務

グラフ6

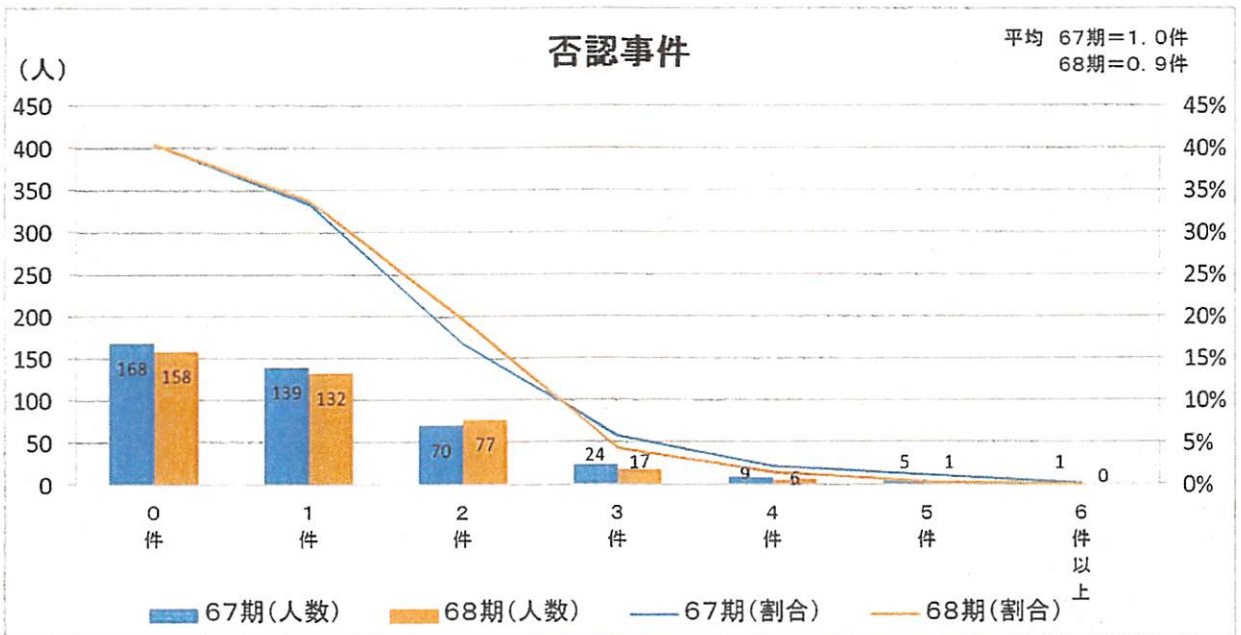
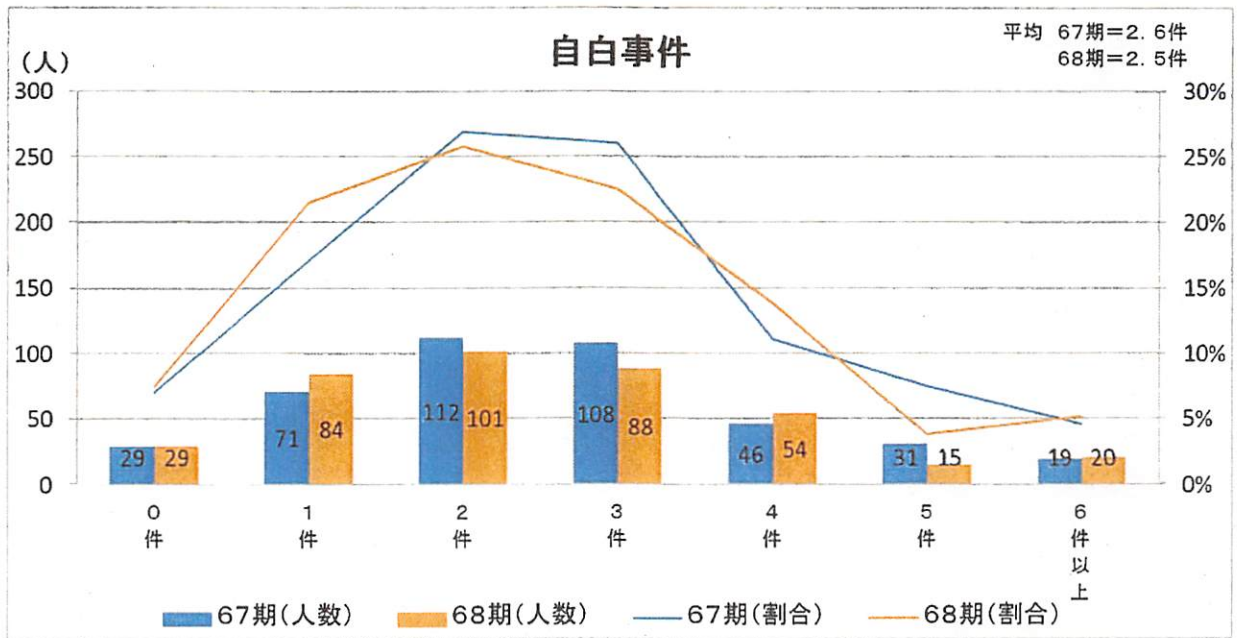
【67期】



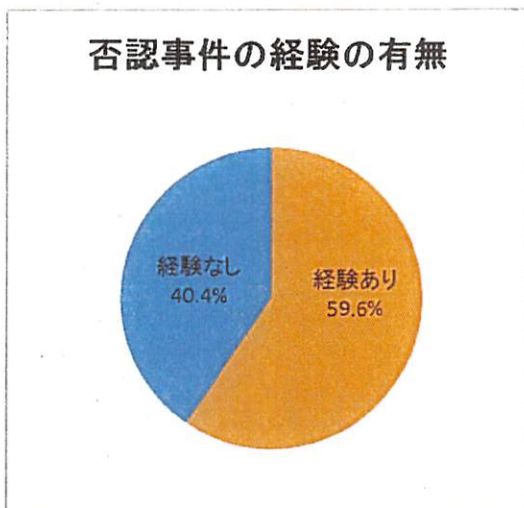
【68期】



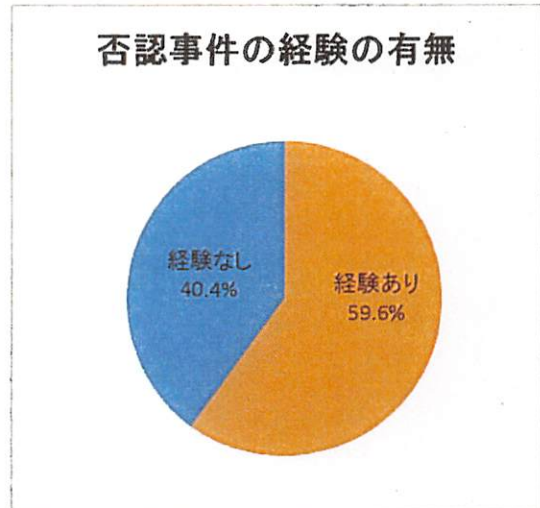
グラフ



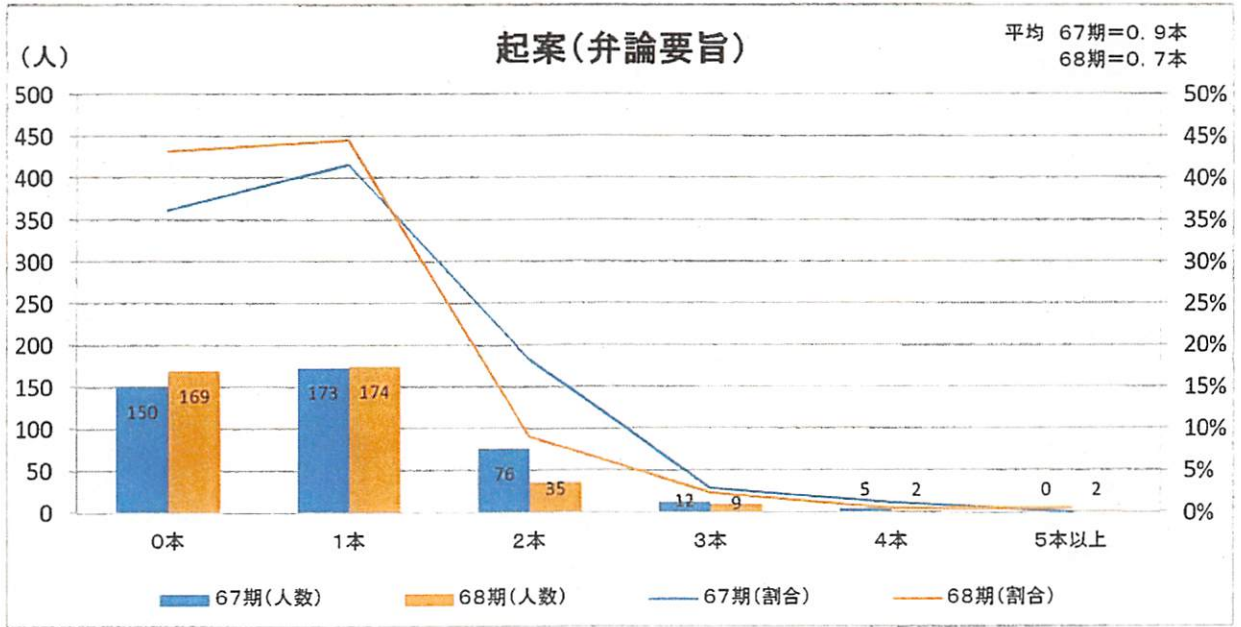
【67期】



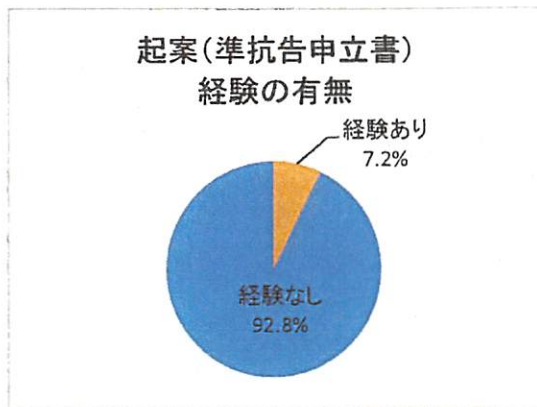
【68期】



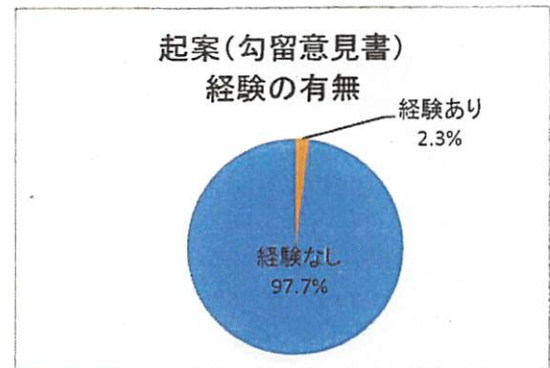
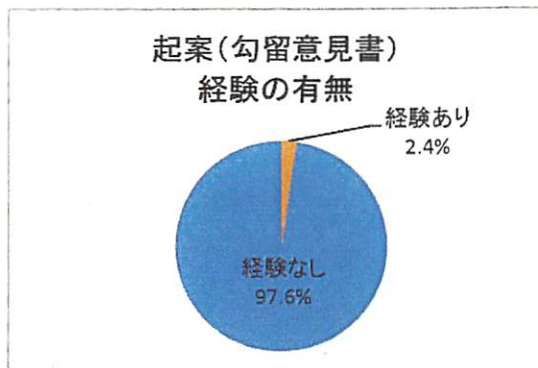
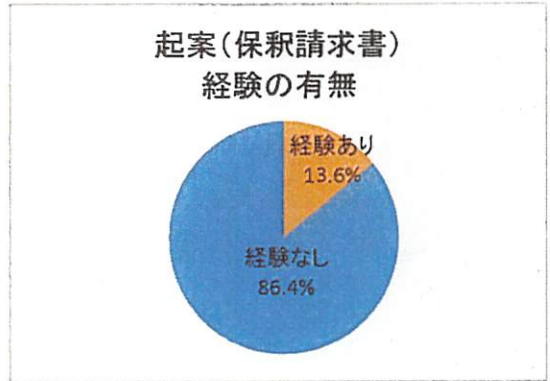
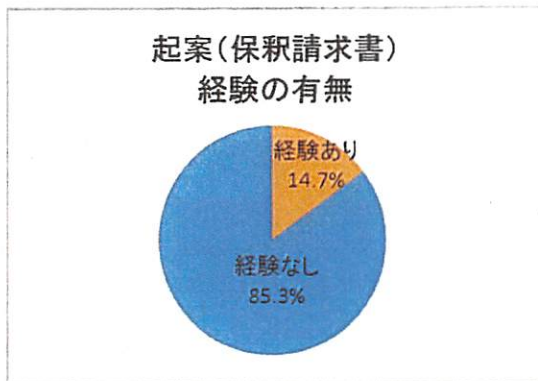
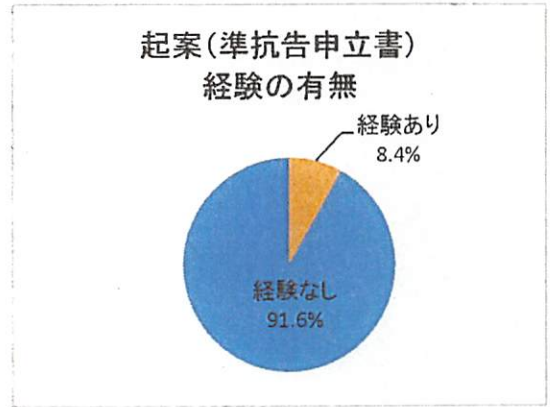
グラフ8



【67期】



【68期】



座学等集計表(第66期・第68期・第69期の比較)

		民事裁判			刑事裁判			検察			弁護		
		66期	68期	69期	66期	68期	69期	66期	68期	69期	66期	68期	69期
東京	第1クール	58:05	21:55	21:55	64:55	23:45	23:45	91:50	63:55	46:00	41:25	24:25	24:30
	第2クール	39:05	21:40		45:55	23:30		67:00	63:05		23:55	24:25	
	第3クール	29:40	21:55		36:30	23:45		72:00	64:35		27:55	24:25	
	第4クール	24:10	21:55		31:00	23:45		70:40	42:05		22:25	24:25	
	合計	151:00	87:25		178:20	94:45		301:30	233:40		115:40	97:40	
大阪	第1クール	42:20	8:40	8:40	44:20	10:40	11:00	120:30	85:20	89:20	53:35	19:00	19:00
	第2クール	23:20	8:40		25:20	10:30		83:00	77:50		34:35	19:00	
	第3クール	14:10	8:40		16:10	11:00		93:30	77:50		40:05	19:00	
	第4クール	8:40	8:40		10:40	11:00		87:00	75:20		34:35	19:00	
	合計	88:30	34:40		96:30	43:10		384:00	316:20		162:50	76:00	
名古屋	第1クール	60:25	16:40	15:40	48:55	12:45	11:45	119:10	65:15	56:00	32:30	14:00	16:00
	第2クール	41:25	16:40		27:55	12:45		96:40	60:35		15:00	13:30	
	第3クール	32:00	17:10		21:00	13:25		101:55	69:05		18:00	13:30	
	第4クール	26:30	17:10		15:30	13:25		104:10	58:50		12:30	11:30	
	合計	160:20	67:40		113:20	52:20		421:55	253:45		78:00	52:30	
横浜	第1クール	54:20	15:40	15:40	47:40	11:30	11:30	68:20	41:05	45:40	26:30	7:30	7:30
	第2クール	35:10	15:40		28:40	11:30		56:50	48:20		7:30	7:30	
	第3クール	24:40	14:40		18:30	10:30		65:35	49:30		13:00	7:30	
	第4クール	19:10	14:40		13:00	10:30		61:50	49:10		7:30	7:30	
	合計	133:20	60:40		107:50	44:00		252:35	188:05		54:30	30:00	
福岡	第1クール	49:20	19:40	16:40	57:40	15:30	12:45	56:05	33:35	30:10	39:45	26:30	20:15
	第2クール	36:35	19:40		39:10	14:20		39:05	34:25		27:00	20:15	
	第3クール	27:25	25:55		26:30	15:30		43:50	27:50		19:15	13:45	
	第4クール	15:40	19:05		22:45	15:30		40:50	34:40		7:30	7:30	
	合計	129:00	84:20		146:05	60:50		179:50	130:30		93:30	68:00	
奈良	第1クール	61:50	12:40	12:40	70:40	32:00	28:20	56:50	36:25	30:55	29:00	10:00	8:30
	第2クール	38:50	12:40		40:40	24:00		31:50	35:25		2:00	2:00	
	第3クール	26:40	15:10		39:00	33:00		34:50	32:45		15:30	10:00	
	第4クール	21:10	15:10		29:00	22:00		34:50	34:45		2:00	2:00	
	合計	148:30	55:40		179:20	111:00		158:20	139:20		48:30	24:00	

(単位:時間)

※ 日程表に修習開始・終了時間の記載のないものについては、1日を6時間30分(午前が9:30~12:00の2時間30分、午後が13:00~17:00の4時間)として算出した。

第69期の選択型実務修習(全国プログラム)拡充の取組

新規プログラムの開拓

- ① 国の機関(3機関)
衆議院法制局, 参議院法制局, 消費者庁
⇒合計4プログラムで募集人数5名
- ② 地方自治体(5機関)
新潟市, 栃木市, 松阪市, 大津市, 明石市
⇒合計10プログラムで募集人数10名
- ③ 福祉機関(5機関)
山形市, 練馬区, 立川市, 豊中市, 高知市の各社会福祉協議会
⇒合計10プログラムで募集人数12名
- ④ 民間企業(8社)
(株)七十七銀行(仙台), (株)小松製作所(東京), (株)三井住友銀行(東京),
ヤフー(株)(東京), 小林製薬(株)(大阪), パナソニック(株)(大阪),
両備ホールディングス(株)(岡山), 九州旅客鉄道(株)(福岡)
⇒合計16プログラムで募集人数16名
- ⑤ 公設法律事務所(5か所)
釜石(岩手), 気仙沼(宮城), 相馬(福島), 下田(静岡), 奄美(鹿児島)の
各公設法律事務所
⇒合計10プログラムで募集人数10名

既存プログラムにおける募集人数の拡大

法務行政の募集人数が40名から60名に拡大(20名分)

日弁連法1第291号
2016年(平成28年)1月20日

弁護士会会長 殿

日本弁護士連合会
事務総長 春 名 一 典
(公印省略)

選択型実務修習における全国プログラムへの修習生の応募推
進について(依頼)

日頃より、当連合会の活動に御理解いただき、誠にありがとうございます。
また、司法修習生に対する指導等につきましては、御尽力を賜り、心から御礼
申し上げます。

さて、御承知のとおり、本年度も司法研修所より、選択型実務修習における全
国プログラムへの募集案内がありました。

本年は衆・参議院法制局及び消費者庁といった国の機関をはじめ、地方自治体、
福祉機関、民間企業及び公設事務所でも新規の受入先がございます。

つきましては、修習生にとって大変有意義な機会となりますので、貴会におか
れましても、修習生が是非積極的にプログラムへ応募するよう、御指導いただ
ければ幸いです。

また、全国プログラムについては、法曹有資格者の活動領域拡大等の視点から
も、例年、司法研修所においてその受入先拡充に尽力しています。今後もさらに
受入先を拡充していくために、協力をしていただいている受入先への応募が足
りないという状況は避けなければなりません。その点も御考慮いただき、御協力の
ほど、何卒よろしく願いいたします。

選択型実務修習 全国プログラム集計(第69期)

庁 会	実施庁会	プログラム名	プログラム数	募集人数	応募人数	
既存プログラム	裁判所	東京地裁	知 財	4	80	91
		大阪地裁	知 財	4	32	20
	検察庁	法務省	法務行政	2	60	155
	弁護士会	東京三会	大規模事務所	7	20	20
			渉 外	5	5	4
			知 財	2	4	5
			企業法務	2	2	2
		大 阪	渉 外	20	30	24
			知 財	11	13	6
	法テラス			69	100	149
	外務省			1	1	8
	UNHCR			2	4	12
	IOM			1	1	1
	JICA			2	4	22
日弁連国際室			2	2	8	
計			134	358	527	

新規プログラム	国		4	5	62
	地方自治体		10	10	43
	福祉機関		10	12	66
	民間企業		16	16	264
	公設事務所		10	10	41
	計		50	53	476

合計			184	411	1003
----	--	--	-----	-----	------

〔注〕人数はA班とB班の合計

法曹養成制度改革の更なる推進について

〔平成27年6月30日
法曹養成制度改革推進会議決定〕

司法制度改革において、質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度が創設されたが、約10年が経過した今、法科大学院全体としての司法試験合格率や、弁護士を含む法曹有資格者の活動の場の拡がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるものとなり、法曹志望者の減少を招来する事態に陥っている。本推進会議は、こうした事態を真摯に受け止め、法曹志望者数を回復させ、新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくため、国民の理解を得ながら、以下の各施策を進めることとし、関係者に対しても、現状認識を共有して必要な協力を行うことを期待する。

第1 法曹有資格者の活動領域の在り方

1 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する基本的な考え方

法曹有資格者の活動領域の在り方については、法務省に設置した「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」並びにその下に日本弁護士連合会との共催により設置された「国・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」の各分野に関する分科会において、法曹有資格者の活動領域の更なる拡大を図る方策等を検討するとともに試行的な取組を行ってきた。その結果、これまで、各分野において法曹有資格者の専門性を活用する機会は増加してきたところであるが、このような流れを加速させるためには、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要である。

2 具体的方策

法務省は、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、企業等の中で共有され、前記各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、そのための環境を整備する。

日本弁護士連合会及び各地の弁護士会においては、こうした取組と併せて、前記各分野における法曹有資格者の専門性を活用することの有用性や具体的な実績等を自治体、福祉機関、企業等との間で共有すること並びに関係機関と連携して、前記各分野において活動する弁護士を始めとする法曹有資格者の養成及び確保に向けた取組を推進することが期待される。

最高裁判所においては、司法修習生が前記各分野を法曹有資格者の活躍の場として認識する機会を得ることにも資するという観点から、実務修習（選択型実務修習）の内容の充実を図ることが期待される。

第2 今後の法曹人口の在り方

新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。すなわち、引き続き法科大学院を中核とする法曹養成制度の改革を推進するとともに、法曹ないし法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの容易化等に必要な取組を進め、より多くの有為な人材が法曹を志望し、多くの質の高い法曹が、前記司法制度改革の理念に沿って社会の様々な分野で活躍する状況になることを目指すべきである。

なお、新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの指針は、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。

法務省は、文部科学省等関係機関・団体の協力を得ながら、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分応えることのできる法曹の輩出規模について、引き続き検証を行うこととする。

第3 法科大学院

1 法科大学院改革に関する基本的な考え方

○ 平成27年度から平成30年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度（※）が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指す。

※ 地域配置や夜間開講による教育実績等に留意しつつ、各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率が概ね7割以上。

○ 法科大学院生に対する経済的支援の更なる充実や優秀な学生を対象とした在学期間の短縮により、法科大学院課程修了までに要する経済的・時間的負担の縮減を図る。

2 具体的方策

(1) 法科大学院の組織見直し

○ 平成27年度から、文部科学省及び法務省が実施している公的支援の見直し強化策及び教員派遣見直し方策は、法科大学院の組織見直しの進捗状況を踏まえつつ、平成28年度以降においても継続的に実施する。また、最高裁判所においても教員派遣見直し方策の実施が継続されることが期待される。

- 文部科学省は、司法試験合格率（目安として平均の50%未満）、定員充足率（目安として50%未満）、入試競争倍率（目安として2倍未満）などの客観的指標を活用して認証評価の厳格化等を図るべく、平成27年3月31日改正に係る「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」に基づき、認証評価機関における平成27年度中の評価基準改正及び平成28年度からの認証評価における積極的な運用を促進する。

文部科学省は、認証評価結果又はその他の事情から客観的指標に照らして課題があるものと認められる法科大学院に対し、教育の実施状況等を速やかに調査することとし、その結果、法令違反に該当する状況が認められる場合は、直ちに是正を求め、それでもなお改善が図られないときは、学校教育法第15条に基づき、当該法科大学院に対し、改善勧告、変更命令、組織閉鎖命令の各措置を段階的に実施するものとする。また、文部科学省は、前記調査の実効性を確保するため、客観的指標の水準を下回る法科大学院に対して教育状況の報告又は資料の提出を適時に求めることができる体制及び手続を平成27年度中に検討し、速やかに整備する。

- 文部科学省は、前記取組の状況を適時精査・検討し、その結果、司法試験の合格状況の低迷が著しいなど課題が深刻な状況について何ら改善が見られないにもかかわらず、しかるべき措置が講じられないなど、前記取組の十分な効果を認めることができない場合には、例えば、課題が深刻な法科大学院について客観的指標も活用しつつ適切な措置が講じられるよう、司法試験の合格状況などの教育活動の成果と関連性の高い基準について、専門職大学院設置基準の見直さないし解釈の明確化を平成30年度までの間に検討し、速やかに措置を講じる。
- 前記の各措置の実施に当たっては、法曹を志す者の誰もが法科大学院で学ぶことができるよう、法科大学院の所在する地域の状況や夜間開講状況、ICT（情報通信技術）を活用した授業の実施状況などの事情を適切に考慮するものとする。

(2) 教育の質の向上

- 平成27年度以降、文部科学省は、以下の取組を加速する。
 - ・ 法科大学院を修了した実務家教員等を積極的に活用した指導の充実を促進する。
 - ・ 法学未修者に対する法律基本科目の単位数増加など教育課程の抜本的見直し及び学習支援などを促進する。
 - ・ その他、我が国におけるあるべき法曹像を踏まえ、海外展開や国、地方自治体、企業などの組織内法務、福祉分野等への対応をはじめ、社会のニーズに応じて様々な分野で活躍できる法曹の養成に有意義と認められる先導的な取組を支援する。
- 文部科学省は、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定等を行う仕組である共通到達度確認試験（仮称）（以下「確認試験」という。）について、平成

30年度を目途に本格実施に移すべく、法科大学院関係者を中核としつつ、法曹三者の理解と協力を得ながら、試行を毎年度行い、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図るとともに、その試行対象者を法学未修者から法学既修者に順次拡大することとする。

また、文部科学省は、将来的に確認試験の結果に応じて司法試験短答式試験を免除することを想定し、前記試行と並行して、法務省の協力も得ながら確認試験の試行データと受験者の司法試験短答式試験合格状況との相関関係を検証・分析し、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図ることとする。

その状況に応じて、文部科学省及び法務省は、確認試験実施の安定性及び確認試験結果の客観的・社会的信頼性等を踏まえ、確認試験がその結果を国家試験たる司法試験短答式試験の免除と関連させるに足る実態を有すると認められることを前提に、確認試験の目的、司法試験短答式試験免除に必要な合格水準、確認試験の実施主体、実施体制等、必要な制度設計を具体的に検討する。

- 文部科学省は、確認試験の定着状況に応じて、当該確認試験と法科大学院統一適性試験や法学既修者認定試験の在り方について検討する。

(3) 経済的・時間的負担の軽減

- 文部科学省は、経済的負担の軽減に向けて、意欲と能力のある学生が経済状況にかかわらず進学等の機会を得られるよう、平成28年1月からの社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入を前提に、平成29年度以降の大学等進学者を対象に、返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた対応を加速するとともに、総務省と連携して地方公共団体と地元産業界が協力して地元就職する学生の奨学金返還支援のための基金の造成に対する支援及び優先枠（地方創生枠）を設けて無利子奨学金の貸与を行うなど奨学金制度や、授業料減免制度など、給付型支援を含めた経済的支援の充実を推進する。

- 文部科学省は、質の確保を前提として、学校教育法上定められた大学院への早期卒業・飛び入学制度を活用して優秀な学生が学部段階で3年間在学した後に法科大学院の2年の既修者コースに進学できる仕組みの確立及び充実を推進する。

- 文部科学省は、地理的・時間的制約がある地方在住者や社会人等に対するICT（情報通信技術）を活用した法科大学院教育の実施について、平成28年度までの間に実証的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、平成30年度を目途に、法科大学院における本格的な普及を促進する。

3 法科大学院集中改革期間の成果の検証等

文部科学省は、前記2記載の平成30年度までの法科大学院集中改革期間の成果については、その期間経過後速やかに法科大学院生の司法試験の累積合格率その他教育活動の成果に関する客観的状況を踏まえて分析・検討し、必要な改革を進める。

第4 司法試験

1 予備試験

予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものであるところ、出願時の申告によれば、毎年の予備試験の受験者の過半数を占める無職、会社員、公務員等といった者については、法科大学院に進学できない者あるいは法科大学院を経由しない者である可能性が認められ、予備試験が、これらの者に法曹資格取得のための途を確保するという本来の制度趣旨に沿った機能を果たしていると考えられる。他方で、予備試験受験者の半数近くを法科大学院生や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者や大学在学中の者であり、しかも、その人数が予備試験合格者の約8割を占めるまでに年々増加し、法科大学院教育に重大な影響を及ぼしていることが指摘されている。このことから、予備試験制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離している点に鑑み、本来の趣旨を踏まえて予備試験制度の在り方を早急に検討し、その結果に基づき所要の方策を講ずるべきとの指摘がされている。

これらを踏まえ、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を堅持する観点から、法科大学院が期待されている当初の役割を果たせるようにするため、前記のとおり、平成30年度までに、文部科学省において、法科大学院の改革を集中的に進めるものとする。他方、法務省において、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者について、試験科目の枠にとらわれない多様な学修を実施する法科大学院教育を経ていないことによる弊害が生じるおそれがあることに鑑み、予備試験の結果の推移等や法科大学院修了との同等性等を引き続き検証するとともに、その結果も踏まえつつ予備試験の試験科目の見直しや運用面の改善なども含め必要な方策を検討し、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者の法曹としての質の維持に努めるものとする。また、司法試験委員会に対しては、予備試験の実態を踏まえ、予備試験の合格判定に当たり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないように配慮することを期待する。さらに、平成30年度までに行われる法科大学院の集中的改革の進捗状況に合わせて、法務省において、予備試験の本来の趣旨に沿った者の受験を制約することなく、かつ、予備試験が法曹養成制度の理念を阻害することがないように、必要な制度的措置を講ずることを検討する。

2 司法試験選択科目の廃止

司法試験論文式試験の選択科目の廃止については、司法試験受験者の負担軽減に資するとともに、司法試験においては法律基本科目の基礎的理解力を重視すべきであるという観点から、これを積極的に評価する見解がある一方で、選択科目の廃止は、法律科目に限らない幅広い知識、教養をもつ多様な人材の育成という法曹養成の理念に沿わないといった指摘や法科大学院生の学修意欲を低下させることにつながるという

懸念もあることから、法務省において、文部科学省と連携しながら、引き続き、法科大学院での履修状況等を見つつ、選択科目の廃止の是非を検討することとする。

3 司法試験の具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方

司法試験の具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験法の改正等を踏まえ、試験時間等に一定の変更が加えられたものであるが、今後においても、司法試験委員会において、継続的な検証を可能とする体制を整備することとしたことから、検証を通じ、より一層適切な運用がなされることを期待する。

第5 司法修習

最高裁判所において、第68期司法修習生（平成26年11月修習開始）から導入修習が実施されたのに加え、分野別実務修習のガイドラインの策定・周知及び選択型実務修習における修習プログラムの拡充のための検討がそれぞれ行われたところ、法曹として活動を開始するに当たって必要な能力等を修得させるという司法修習の役割が果たされるよう、こうした施策を着実に実施し、今後も司法修習内容の更なる充実に努めることが期待される。また、法務省は、最高裁判所等との連携・協力の下、司法修習の実態、司法修習終了後相当期間を経た法曹の収入等の経済状況、司法制度全体に対する合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討するものとする。

第6 今後の検討について

法務省及び文部科学省は、連絡協議等の環境を整備し、法曹養成制度改革を速やかに、かつ、着実に推進するため、先に掲げた両省が行うべき取組及び関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握しつつ、これを踏まえて、両省が連携し、関係機関・団体の必要な協力も得て、両省における前記各取組を進める。

さらに、グローバル化の進展、超高齢社会、個人や企業の社会経済活動の多様化・複雑化等の社会的状況等を踏まえ、新たな課題に対応し、有為な人材が法曹を志望し、質・量ともに豊かな法曹が輩出されるよう、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の充実に図る抜本的な方策を検討し、必要な措置を講じる。

法曹養成制度改革のための連絡協議体制について

法務省・文部科学省

1 目的

法務省及び文部科学省は、「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定）の「第6 今後の検討について」を踏まえ、法曹養成制度改革を速やかに、かつ、着実に推進し、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の充実を図るため、両省が行うべき取組並びに関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握するとともに、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うための体制を下記のとおり定める。

2 連携体制

法務省大臣官房司法法制部及び文部科学省高等教育局は、両部局からなる法曹養成制度改革連携チーム（以下「連携チーム」という。）を構成し、前記推進会議決定における両省が行うべき取組を進めるため、政府内における必要な連携を図ることとする。

3 法曹養成制度改革連絡協議会の開催

法務省及び文部科学省は、前記の目的を達成するため、最高裁判所及び日本弁護士連合会の参集を得て、法曹養成制度改革連絡協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

協議会は、議事に応じて必要がある場合は、関係府省庁その他の関係機関・団体に出席を求めることができる。

4 協議会の庶務

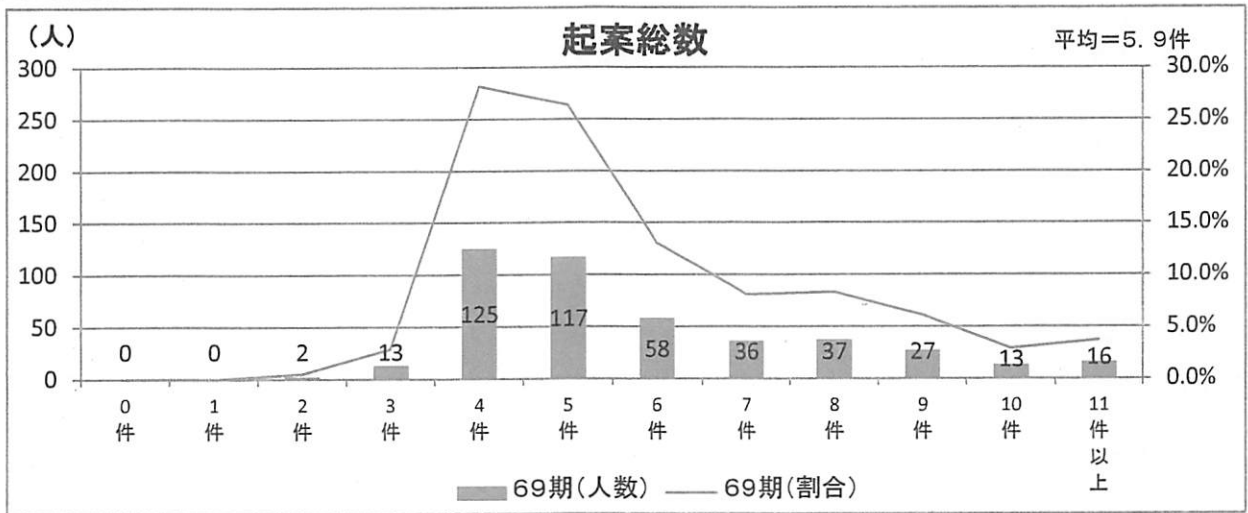
協議会の庶務は、連携チームにおいて処理する。

5 その他

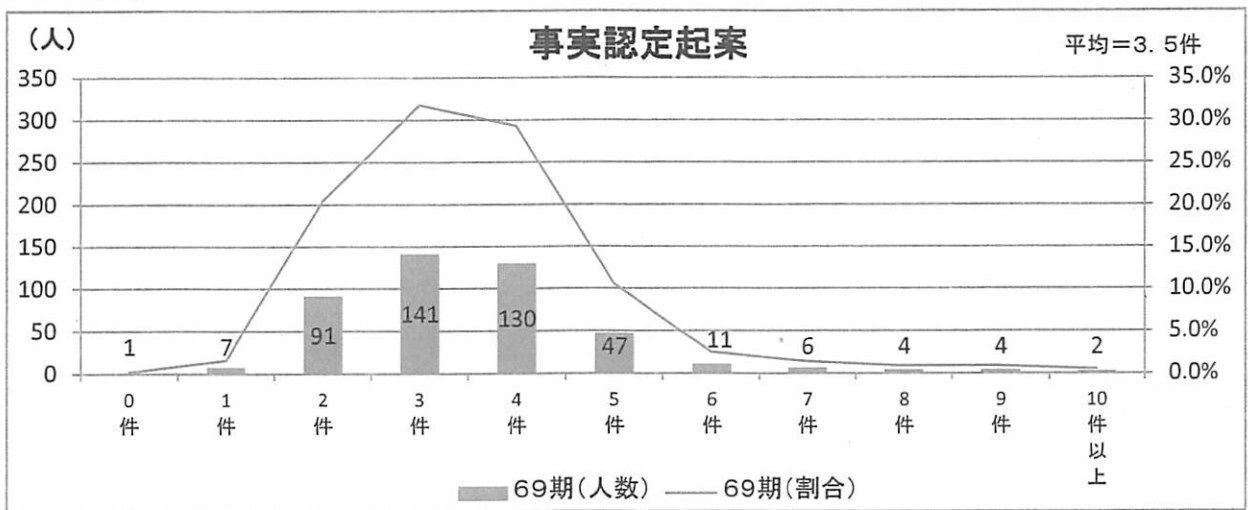
前各項に定めるもののほか、連携チーム及び協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、法務省大臣官房司法法制部及び文部科学省高等教育局が協議の上定める。

第69期 修習結果簿集計結果(民事裁判修習:第1クール)

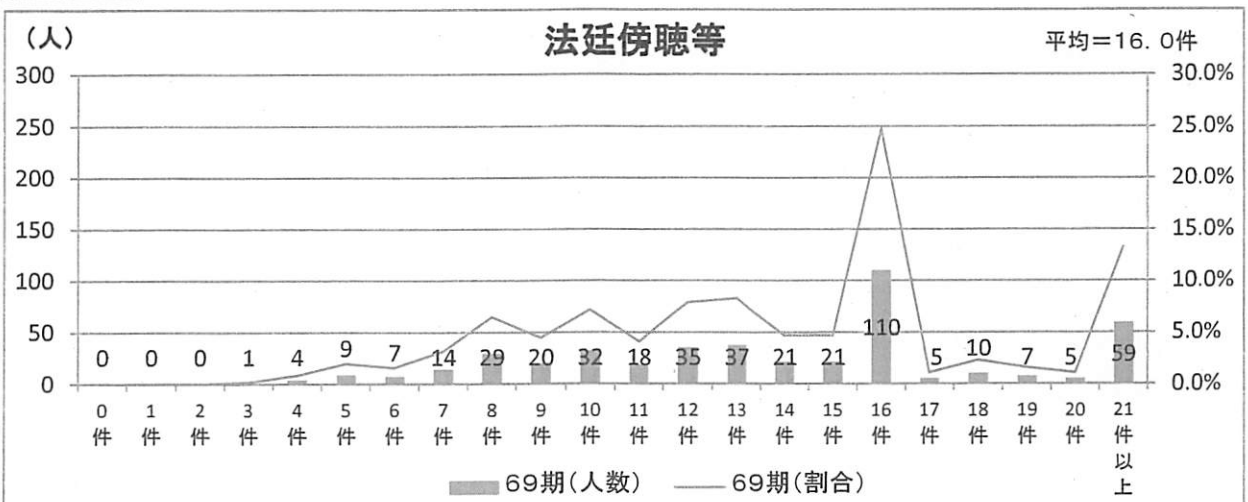
グラフ1



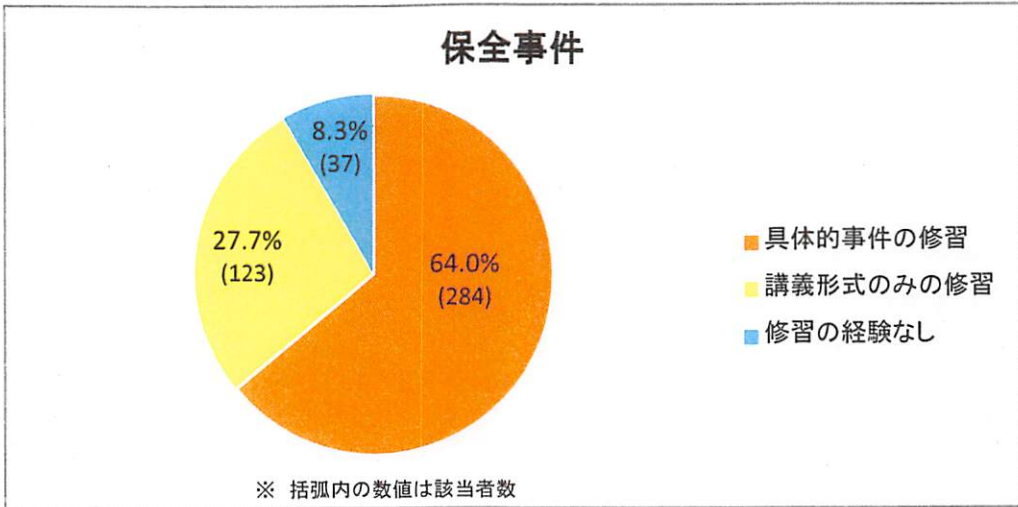
グラフ2



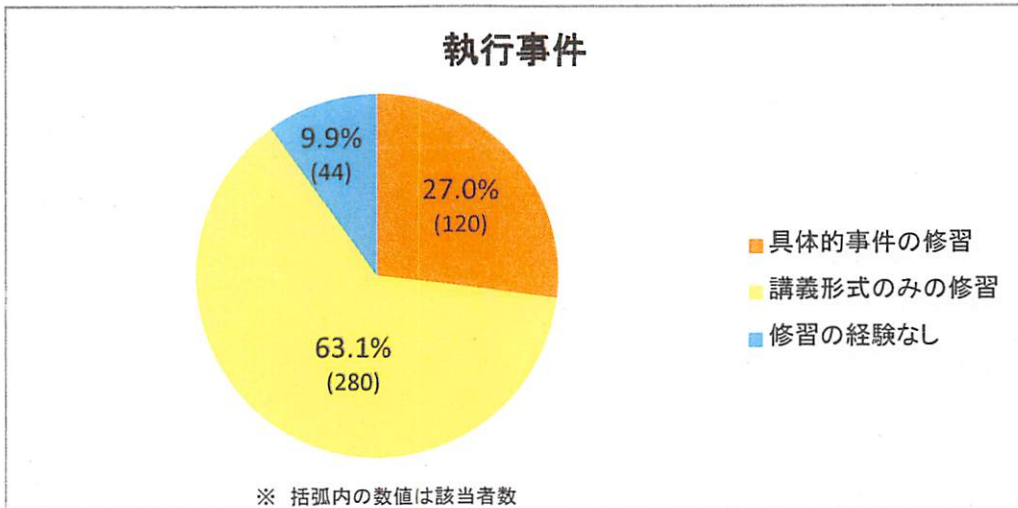
グラフ3



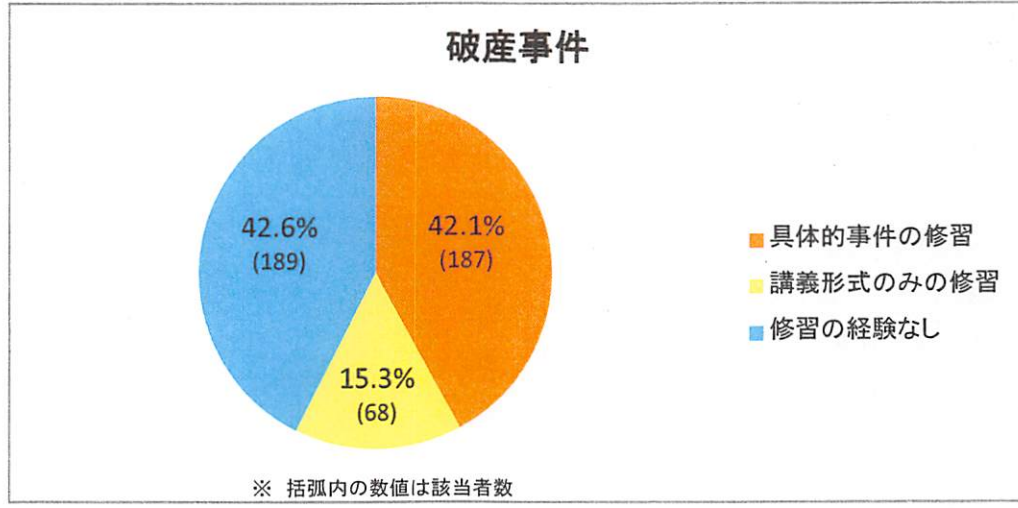
グラフ4



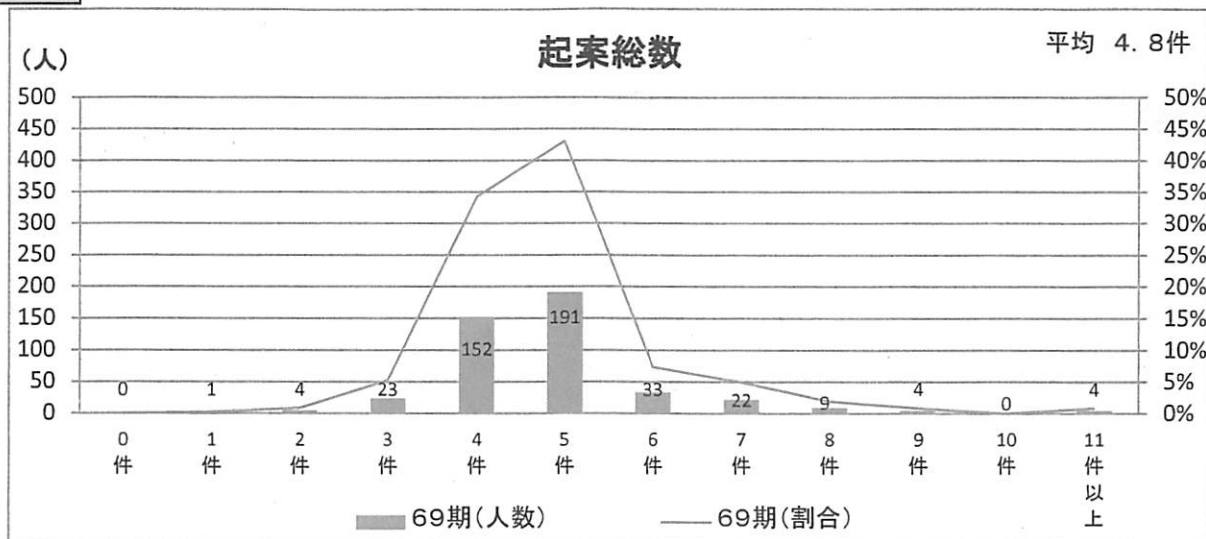
グラフ5



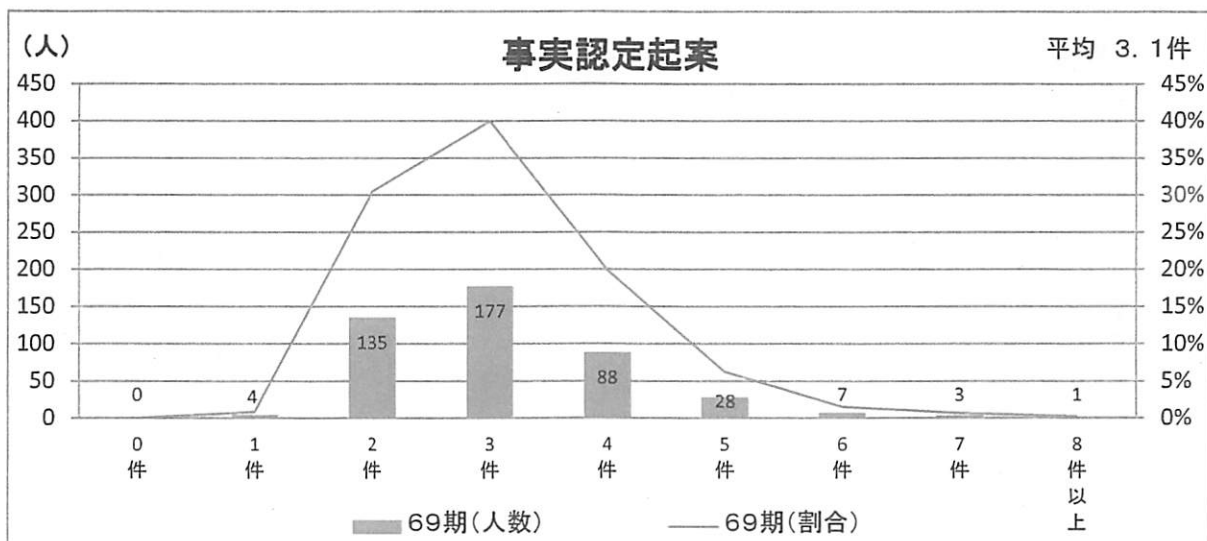
グラフ6



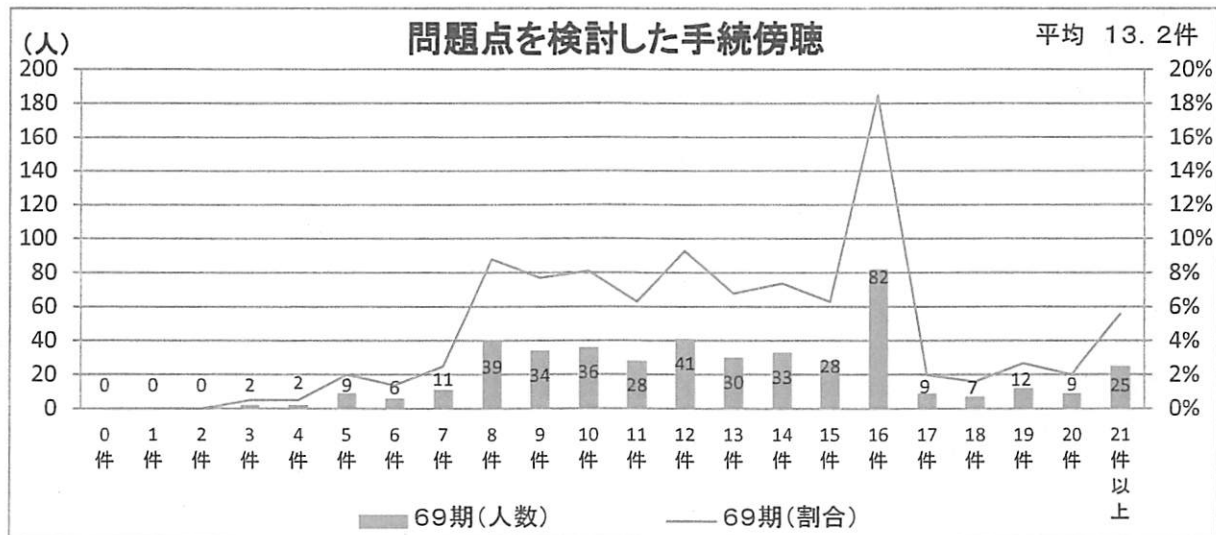
グラフ1



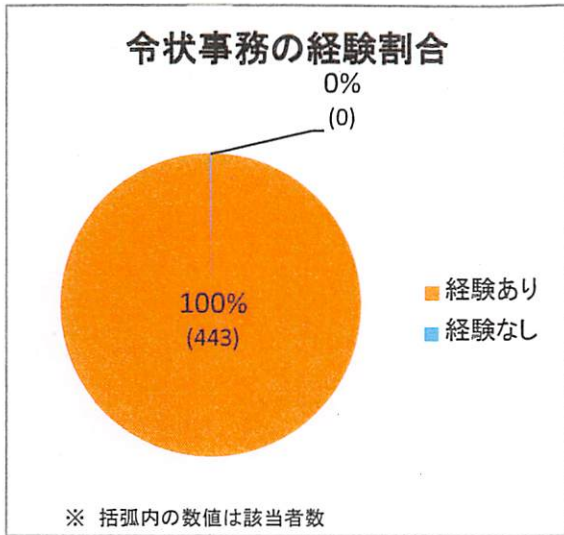
グラフ2



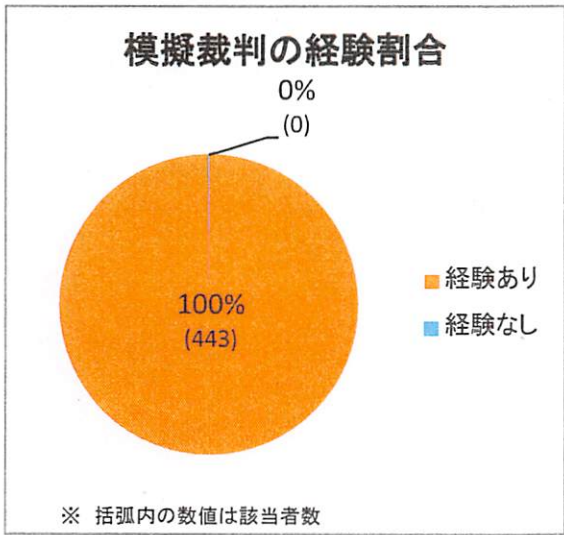
グラフ3



グラフ4

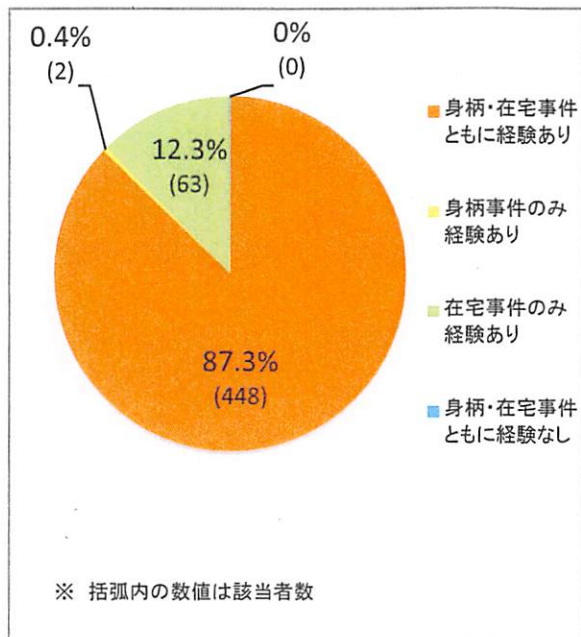


グラフ5

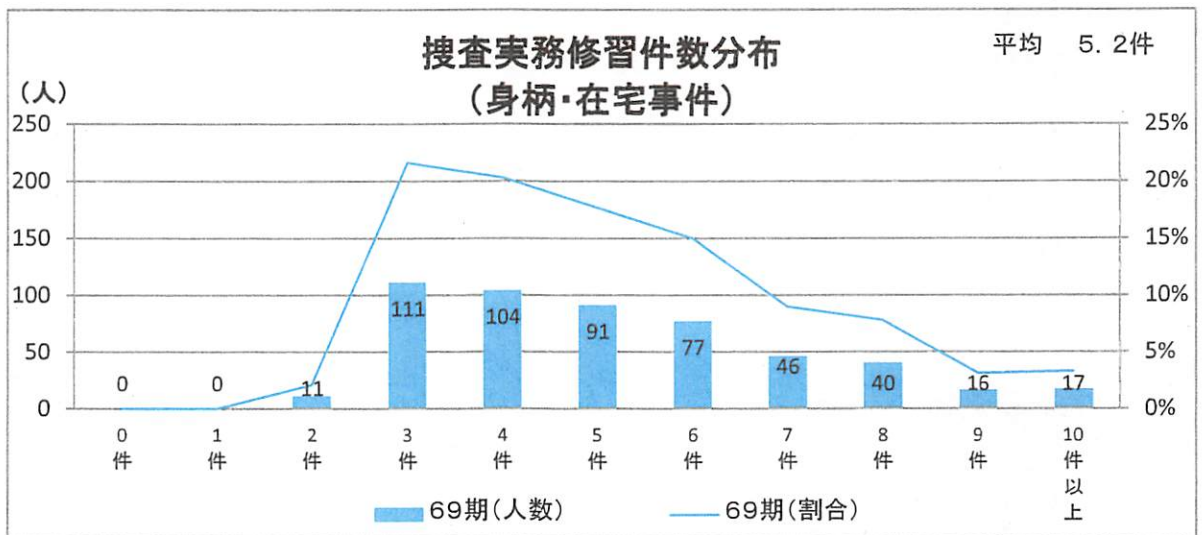


【69期】 修習結果簿(第1クール: 検察修習)集計結果

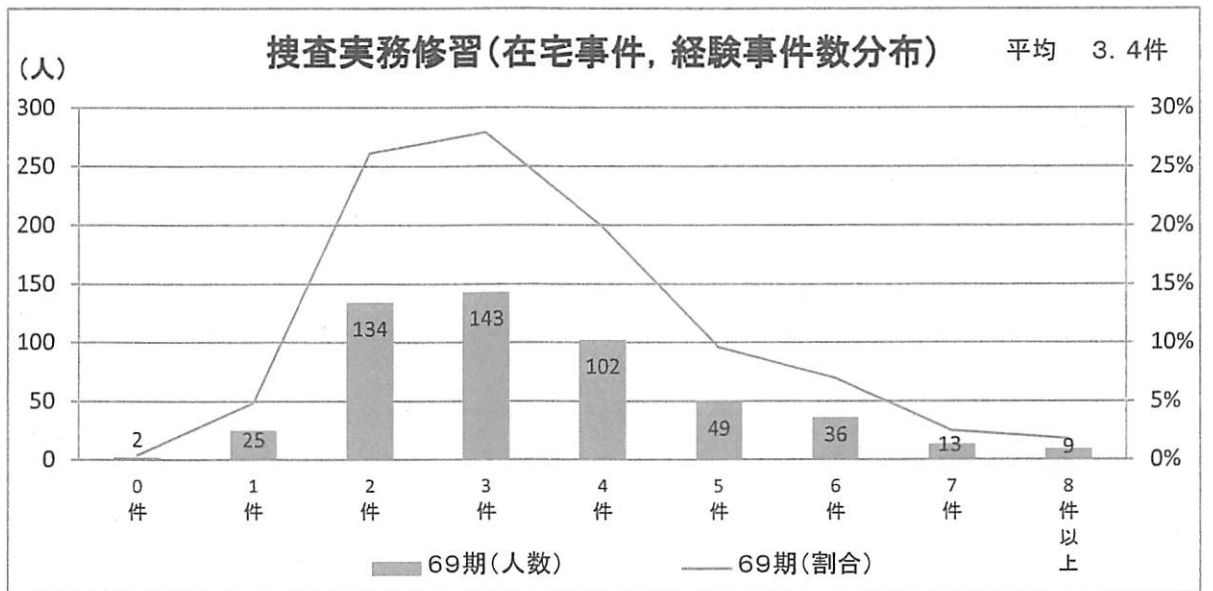
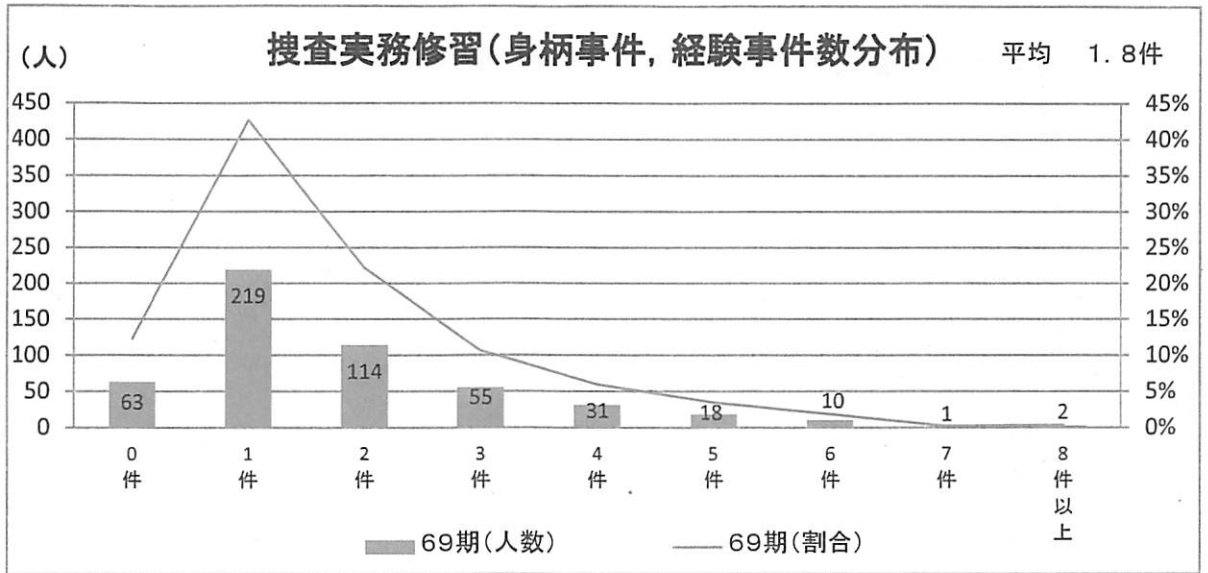
グラフ1 捜査実務修習(身柄・在宅事件の経験割合)



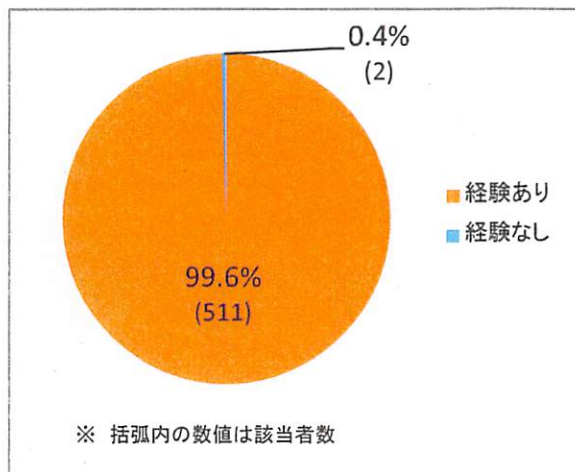
グラフ2



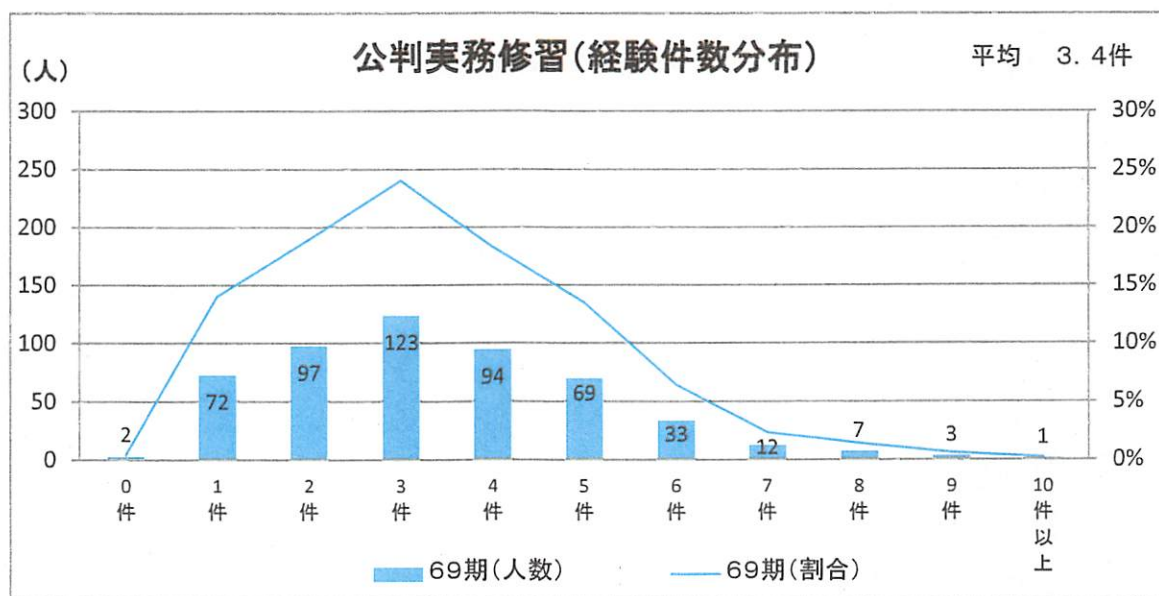
グラフ3



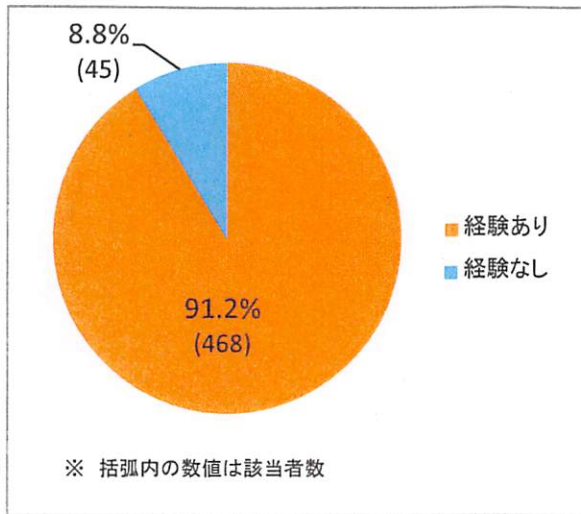
グラフ4 公判実務修習の経験



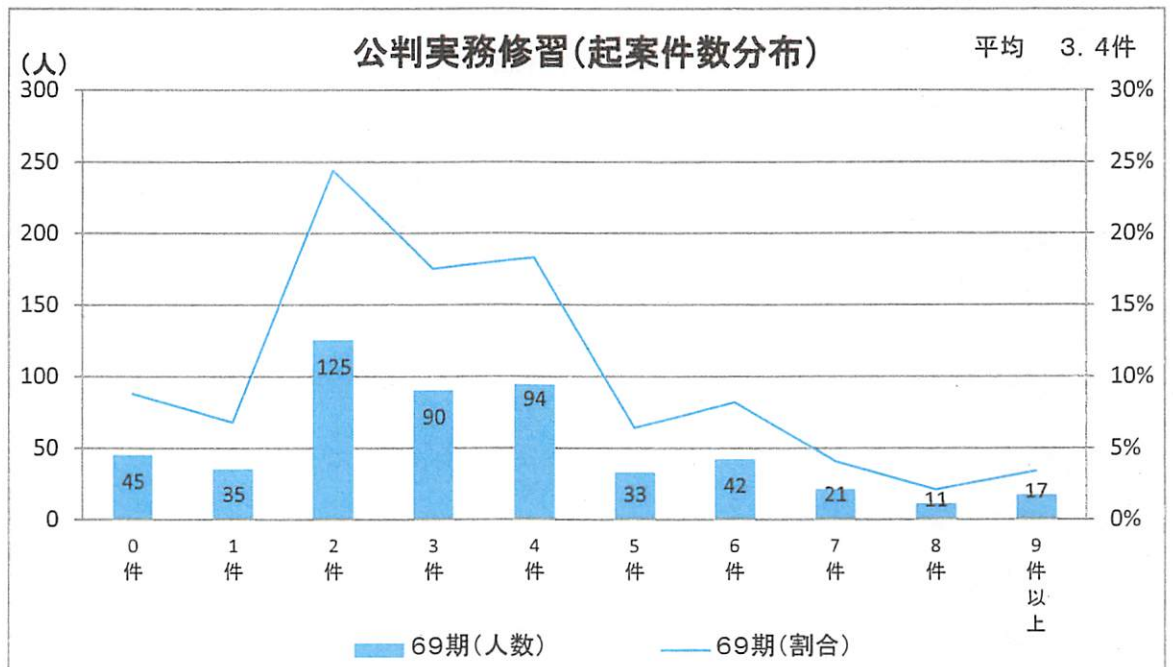
グラフ5



グラフ6 公判実務修習(起案の経験)

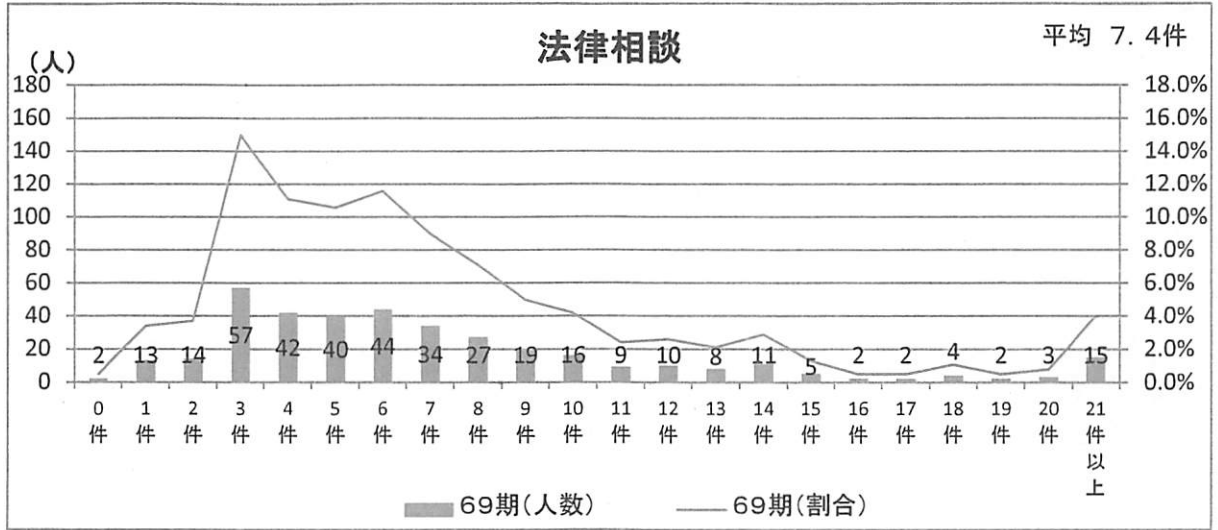


グラフ7



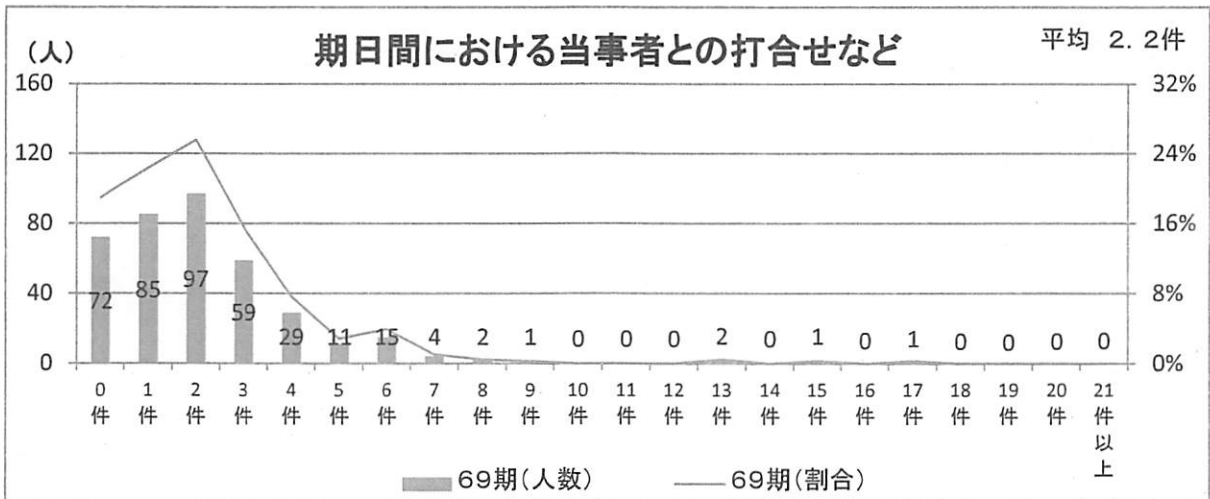
【69期】修習結果簿(第1クール:弁護修習)集計結果

グラフ1-1

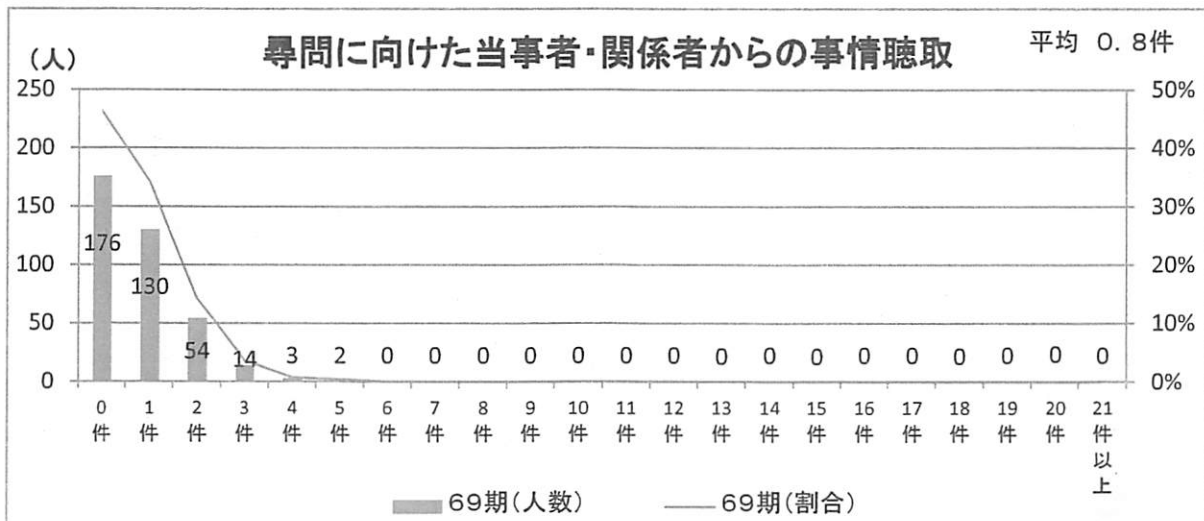


※ 法律相談(弁護士会、自治体及び事務所等におけるもの)、交渉、受任等の立会傍聴

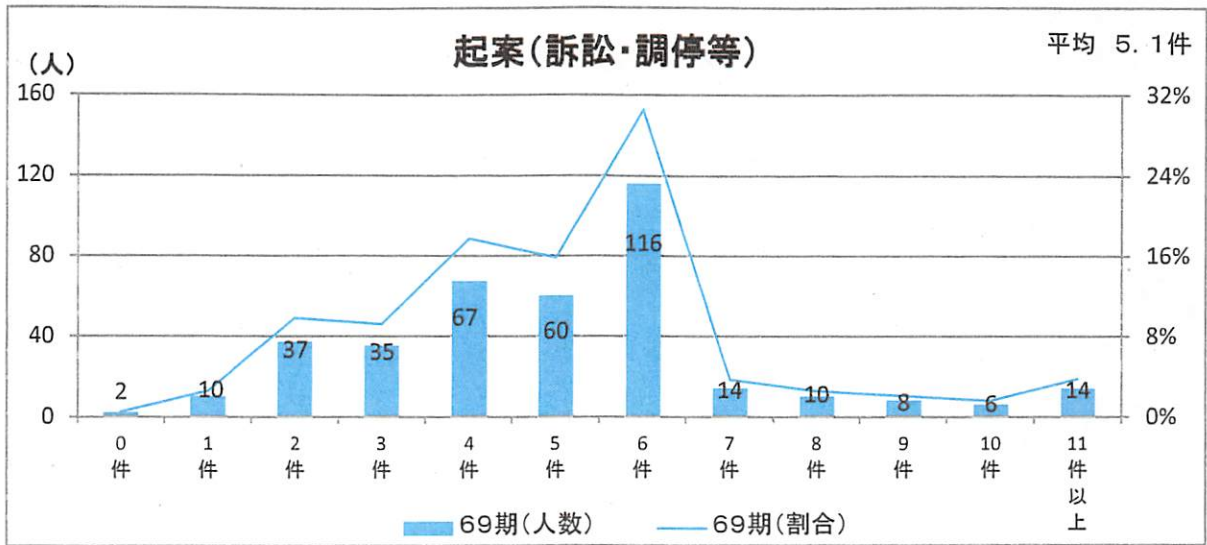
グラフ1-2



グラフ1-3

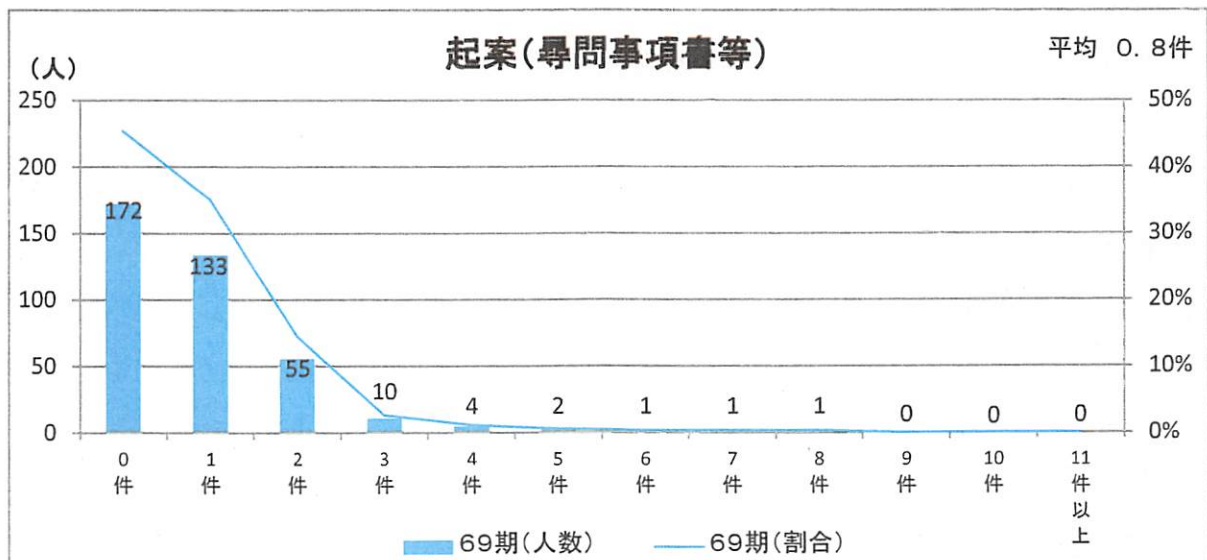


グラフ2-1



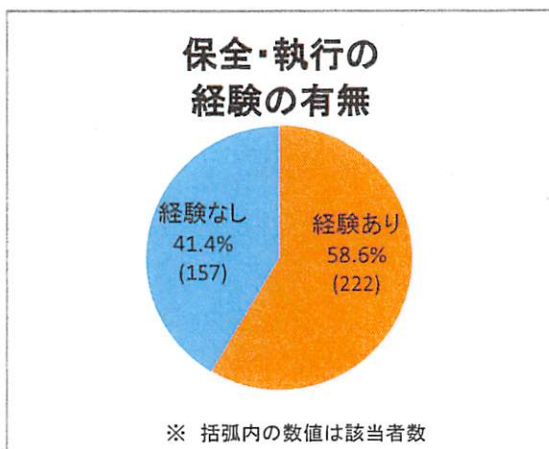
※ 訴訟、調停[民事・家事]、ADR等の訴状、申立書、準備書面、内容証明等の起案

グラフ2-2

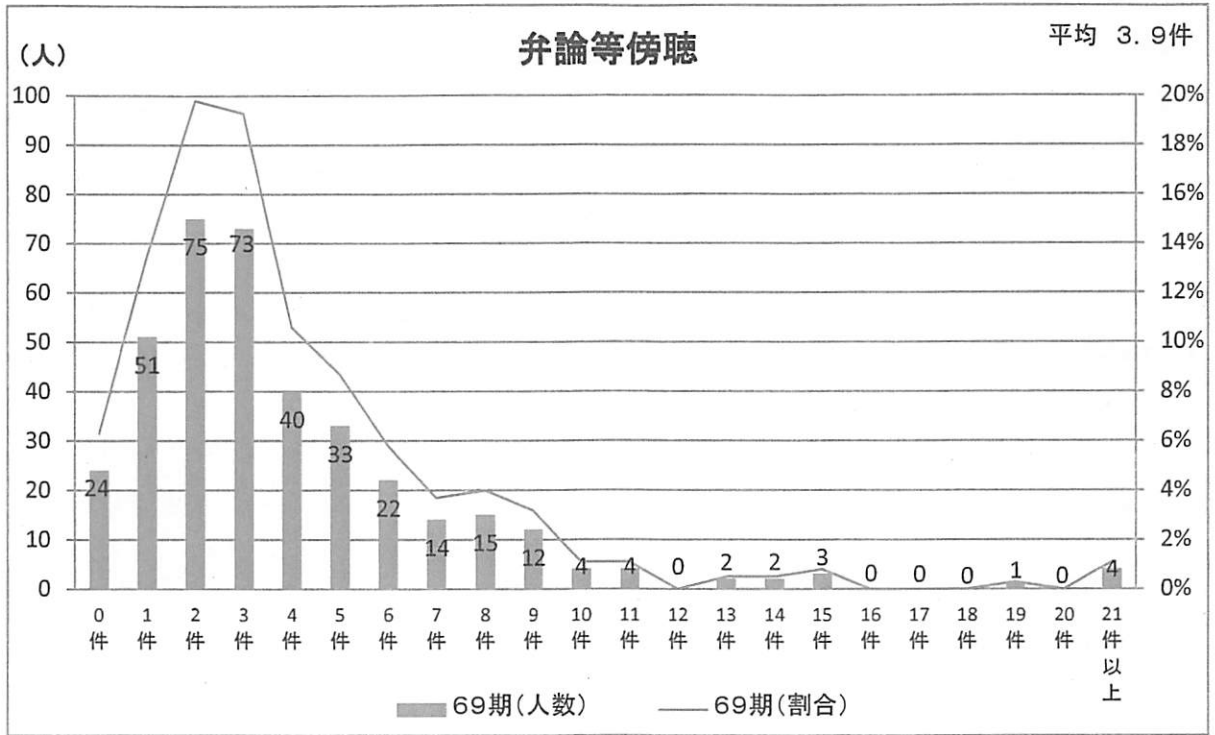


※ 尋問事項書・陳述書等の起案

グラフ3

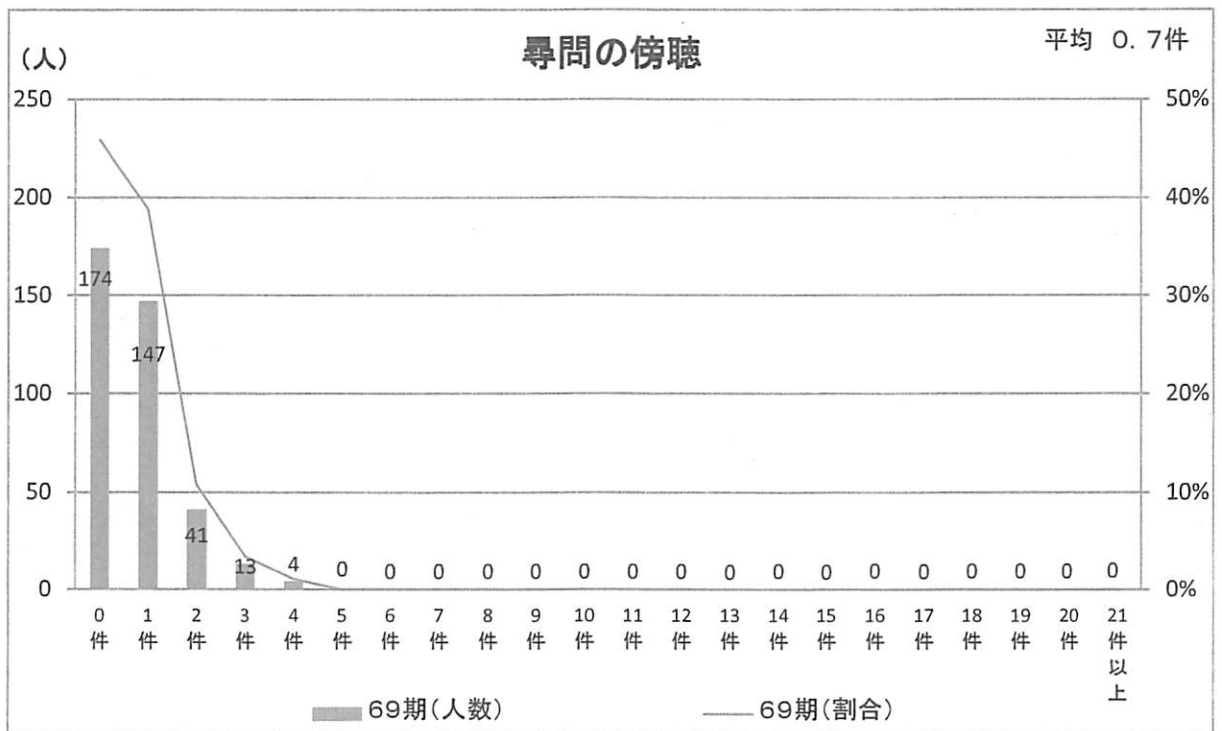


グラフ4-1

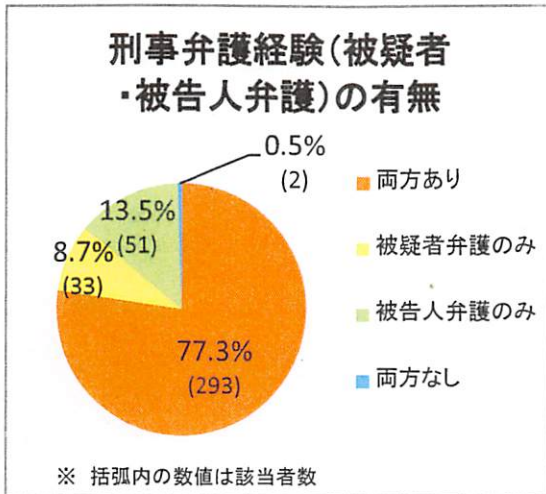


※ 口頭弁論, 弁論準備, 和解, 調停, 審判, 審尋, 裁判官面接等

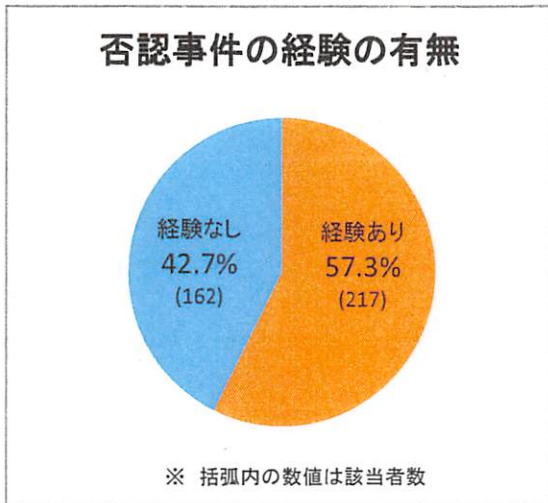
グラフ4-2



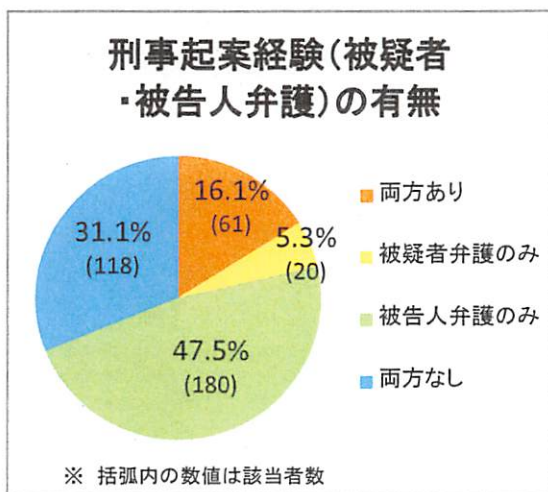
グラフ5



グラフ6



グラフ7



H 2 8 指担協・民事裁判分科会

配布資料一覧

- 1 新司法修習における分野別実務修習（民事裁判）について【H 2 0】
- 2 分野別実務修習（民事裁判）について－補足－【H 2 2】
- 3 分野別実務修習における指導のガイドライン【H 2 6. 8改訂】
- 4 民事裁判教官室からのガイダンス（事前課題付き）【H 2 7】
- 5 第69期導入修習カリキュラムの概要（民裁関係全7頁）
- 6 分野別実務修習のイメージ（図）
- 7 集合修習のイメージ（図）
- 8 実務修習結果簿民事裁判用（全7頁）

平成20年5月

新司法修習における分野別実務修習（民事裁判）について

民事裁判教官室

1 指導の理念・目標

新しい法曹養成制度においては、基本的な法理論や実務の基礎的素養を修得させる法科大学院教育、これを生の事実や証拠に基づいた具体的事案に応用する臨床教育としての実務修習、これらの成果を確認し、理論的、体系的に整理、深化させる集合修習、法曹三者それぞれに特有の専門的知識・技法を修得、発展させる法曹資格取得後の継続教育が、相互に連携して、プロセスによる法曹養成を行うものとされ、法科大学院が法曹養成制度の中核と位置付けられて、前期修習が廃止され、修習期間も短縮された。また、法曹養成数の大幅な増加が図られ、その多くが弁護士になるとともに、活動領域が法廷に限らず幅広く拡大していくことが想定されている。

したがって、司法修習においては、他のプロセスとの役割分担を明確に意識するとともに、法曹活動の多様化をも念頭においた指導をしていく必要があり、専門的知識・技法自体の修得というより、法曹としての基盤となる基礎的な能力の修得が指導の目標となるものである。分野別実務修習の裁判修習においても、従前のような「裁判官を疑似体験する修習」という発想を改めて、裁判の場を通じた指導ではあるものの、その指導目標は、法廷実務に限らない法律実務家に共通して必要とされる基本的・汎用的な能力を修得させることにあることを十分に理解することが重要であり、法的問題の解決のための基本的な実務的知識・技法と、法曹としての思考方法、倫理観、心構え、見識等のかん養に重点を絞った指導を行うのが相当である。

また、上記のように、法科大学院を法曹養成制度の中核と位置付けた上で、これに続く司法修習、継続教育というプロセスによる法曹養成を行い、多様で多数

の法曹を生み出すことになった新しい法曹養成制度の趣旨からすると、司法修習における指導の目標は、法科大学院での教育を前提にした標準的な修習生を念頭に置いて、実務のミニマムスタンダードを修得させることにあるというべきである。

2 指導の基本的方向性

(1) 法科大学院教育を踏まえた指導

法科大学院における教育は実体法、手続法に関する法理論教育が中心であり、実務基礎教育は、その法理論が具体的な問題解決の場面でどのような意義、機能を有しているかを認識させ、これによって理論と実務の架橋を図りつつ、法制度の体系的な理解を一層深めさせることを目指すものであって、現行修習の前期修習と同様の実務教育が目的とされているものではない。要件事実や事実認定に関する教育も、実体法と手続法の交錯する実務の場面で法理論が実際にどのように展開されているかを認識させて、その法理論の立体的な理解を得させることに主眼があり、基本的な事柄の教育が予定されているにすぎない。したがって、司法修習の冒頭に実施される分野別実務修習での指導の内容、方法は、そのような法科大学院教育の内容、程度を踏まえて検討されるべきであり、現行修習の前期修習を経た後の実務修習とは異なる配慮、工夫が必要となる。

(2) 法曹資格取得後の継続教育との役割分担

法曹資格取得後の継続教育との役割分担に照らすと、分野別実務修習の裁判修習においては、法律実務家として最低限備えておくべき実務の基本的考え方を修得させることに重点を置いた指導を行うのが相当であり、裁判実務における技術的、形式的事項については、法曹として理解しておくべき基本的事項にとどめるのが相当である。

(3) 修習生の増加、修習期間短縮への対応

修習生が増加し、更には修習期間が短縮された中で、従前と同様の質を維持した司法修習を実現するためには、指導上の工夫が不可欠で、形式より実質に

重点を置いた指導への移行が肝要である。また、修習生の意欲と能力に応じてメリハリのきいた指導を行うことも大切である。

(4) 集合修習との連携

司法修習は、法科大学院における法理論教育を前提に、それを生の紛争に適用して具体的事案に応用する能力を養成する課程であり、生の紛争に直接接する実務修習を中心とするものであるが、その実務修習での指導を補完し、これを体系的に整理するとともに、標準的な知識・技法の教育を受ける機会を保証するものとして司法研修所における集合修習が行われる。したがって、司法修習は、実務修習と集合修習とが有機的に結びついてより効果を上げるものであって、両者間には密接な連携と一体的な継続性が求められており、換言すれば、実務修習は集合修習を見すえ、集合修習は実務修習を踏まえたものでなければならないといえよう。

3 指導の内容・方法

(1) 指導の内容

以上を踏まえると、民事裁判の分野別実務修習においては、実務上比較的多く見受けられる事件を選択して、次のような点を中心に指導し、これらの指導を通じて書面や口頭による表現能力のかん養をも図るのが相当である。

ア 主張分析に関する基本的能力

当事者の提示した具体的な請求や訴訟物を的確に把握し、実体法の解釈を踏まえて、当事者の主張の中から法的に意味のある主張を分析、抽出した上、主張立証責任の所在を前提に的確に主張を整理する基本を修得させる。

特に、混沌とした事実関係の中から、裁判官が当事者とともに法的な争点整理を行う過程を学ばせることが重要である。

なお、要件事実とは、当事者の主張を整理し、争点及び証拠を整理するためのツールにすぎず、それ自体が独立の指導目標となるものではない。また、類型的事案における典型的主張の要件事実を覚えるよりも、実務上の様々な

事件の主張分析を通して いかなる事案においても、実体法の解釈を踏まえて自分で要件事実を考える思考力、応用力を養うことが重要である。

※集合修習や考試においては、個々の修習生の応用力の到達度を検証する観点から、基本的なもののほか応用力を試すにふさわしいものも含んだ事案の主張分析を課題としているが、考試において不合格となる答案は基本法の理解が不十分なために最低限求められる基本的な主張分析すらできていないものであるから、民事裁判の分野別実務修習における主張分析の指導としては、前記のような法科大学院における実務教育の程度をも踏まえて、実務上の基本的な事件における主張分析を確実に理解させることで十分である。

イ 事実認定に関する基本的能力

争点に関する判断枠組みを踏まえた上で、具体的な証拠に基づいて間接事実を認定し、その各認定事実の意味合いを意識しながら総合的に考察して的確な判断を導き、更にこれを論理的、分析的に説明する基本を修得させる。

事実認定能力が、法律実務家にとって最も基礎的で不可欠な能力であり、これを実践的、効果的に養えるのが生きた事件を扱う実務修習であることは言うまでもない。

※集合修習における修習記録を用いた指導ではおのずと限界もあることから、事実認定能力を養うためには、実務修習においてできるだけ多くの事件、記録に接し、裁判官や他の修習生と議論をすることが最良であると修習生に指導している。

ウ 紛争解決に関する基本的能力

個々の紛争における争点や証拠、その背景事情等を踏まえて、事案に沿った妥当な紛争解決策を考え、そのための適切な手順を考える基本を修得させる。

多種多様な事件と様々な代理人に接する民事裁判の実務修習は、紛争解決の在り方や代理人としての活動の当否を考えさせる絶好の機会である。また、民事裁判の実務修習において直接体験することになる訴訟運営の技法や思考

方法は、単に訴訟技術にとどまるものでなく、訴訟以外の方法で紛争解決を図る場合にも有用であって、法的紛争の解決に携わる法曹全般に汎用的で不可欠なものである。

※様々な事件や代理人に接する民事裁判の実務修習は、弁護士になる者にとっても極めて有益な修習であり、得がたい機会であることから、その自覚を持って積極的に修習に取り組むよう修習生に指導している。

※裁判官が、主体的、能動的に熱意を持って適切な紛争解決に取り組む姿を示すことは、裁判官の職務を正しく理解させる意味でも大切である。

(2) 指導の方法

具体的な指導方法については、上記の観点を踏まえ、次のような点に特に留意すべきである。

ア 個々の修習生の理解度を確認しながら効果的に修習の実を上げるためには、かつてのように書面作成とその指導に重点を置くのではなく、記録検討や法廷傍聴等において現れる実体法、手続法上の問題点について、裁判官が折にふれて修習生と質疑応答したり、同一の事件について複数の修習生にそれぞれ並行して起案をさせ、又は共同して起案させた上、これを題材にして修習生に討論させて指導するなどの工夫が肝要である。事件によっては、修習生に事前の検討をさせた上で裁判官の合議を傍聴させることも効果的である。

イ 口頭弁論期日等の傍聴については、全件傍聴を原則とせず、修習生毎に事件を選択して傍聴させるなどの工夫が必要である。

ウ 書面作成については、基本的に判決全文起案はさせず、部分起案や、判断の要点を記載したサマリーペーパー、事件に現れた実体法・訴訟法上の問題点について、その調査、検討結果を記載したりサーチペーパーの作成を中心とすべきである。

エ 民事裁判修習の冒頭に、指導官により、修習に当たっての心構えや注意事項のほか、起案方法を含めた民事裁判修習の一般的な説明を行うのが相当で

ある。その際、司法研修所が各庁に配布したDVD教材「民事訴訟第一審手続の解説」を用いて、民事訴訟第一審手続の流れを再認識させることは、その後の修習をスムーズに進めるために有用である。

4 集合修習における指導の変容

最近の集合修習における民事裁判の指導は、上記の新修習における指導目標等を踏まえて、次のような点で変容しているので、民事裁判の分野別実務修習においてもこれを念頭に置いた指導を考慮すべきである。

- (1) 司法研修所における民事裁判の指導において、かつては主張整理の指導に重点を置きすぎるくらいがあったが、法律実務家にとって、主張分析能力とともに、的確に事実を認定し、事案に沿った適切な紛争解決を図る能力もまた同じく重要な基本的・汎用的能力であることから、集合修習においても事実認定や紛争解決の在り方に関する指導のウエイトを大幅に高めている。
- (2) 事実認定の指導においては、事実認定用の修習記録を主張整理用記録とは別の記録とし、実在の事件にできるだけ近似した記録を作成して、より実務に即した指導をしている。起案事項としては、特定の争点について、どのような点を中心に判断すべきか（判断の枠組み）を記述させた上、証拠に基づいて認定できる間接事実やその事実の有する意味（経験則）を記載させ、さらにそれらを踏まえてどのような結論になるのか、その判断過程を記載させており、判決書の形にはこだわらず、自由に論述させて実質面を重視した指導をしている。
- (3) 主張分析の指導に関しても、起案において従前のような判決書の実事摘示の形を用いず、各主張の主要事実を簡潔に記載させた上、その主張の実体法上の効果や訴訟上の意味を記載させることとして、形式よりも、実体法の定める要件、効果の確実な理解という実質面に重点を置いた指導をしている。
- (4) 主張の分析としては、混沌とした事実関係、雑然とした主張の中から、実体法の理解に基づいて適切に法的主張を構成し、必要な事実を抽出する能力が法律実務家として基本的・汎用的な能力であることから、修習記録上にあえて法

的に意味のない主張や誤った法的見解に基づく主張を混在させて、かかる能力のかん養を図っている。

- (5) 要件事実に関しては、その意義、目的を十分に理解させた上、結論よりも結論に至る理由（それはすなわち実体法の解釈である。）が重要であることを強調し、要件事実の知識を問うのではなく、それを考える道筋に重点を置いて指導している。また、講義においては修習生に求められる標準的なレベルの解説を中心として、細かく技巧的な点や難解な点は大きく取り上げないこととしている。

※集合修習における起案の内容、方式については、司法研修所民事裁判教官室において「民裁起案のガイド」を作成して修習生に配布し、即日起案や考試に際してもこれを参照させている。

平成22年10月28日

分野別実務修習（民事裁判）について－補足－

民事裁判教官室

1 本書面の趣旨

新しい法曹養成制度のもとでは、法理論及び実務基礎の修得を中心とした法科大学院教育、それを具体的な事案に応用する臨床教育としての実務修習、その成果を確認し、理論的体系的に深化させる集合修習、その後の継続教育が相互に連携してプロセスによる法曹養成を行うものとされている。そして、司法修習生の多くが弁護士となり、法廷実務のみならず、幅広い分野で活動することが予定されていることから、分野別実務修習における指導目標も、法廷実務に限らない法律実務家に共通して必要とされる基本的・汎用的な能力を修得させることにあることは、平成20年5月に配布した「新司法修習における分野別実務修習（民事裁判）について」において既に確認されているところである。本書面は、法律実務家に共通して必要とされる基本的・汎用的な能力の修得という点に関し、今後の民事裁判修習のより一層の充実を図る観点から、集合修習も含めた指導の在り方等を踏まえて、その内容を補足するものである。

2 民裁修習における指導の内容等

民裁修習における指導目標は、主張分析（争点整理）に関する基本的能力、事実認定に関する基本的能力、紛争解決に関する基本的能力の修得にあるところ、特に、前二者については次のように考えている。

(1) 主張分析（争点整理）

当事者の主張の中から法的に意味のある主張を分析、抽出した上、主張立証責任の所在を前提に的確に主張及び争点を整理するための基本的な能力の修得を求めているところである。とりわけ、社会の幅広い分野で活動する法律実務家としては、錯綜する事実関係に適用されるべき法規範を選択した上、これに当てはまる具体的事実を的確に抽出することができる能力を修得させ

ることが肝要であり、今後は、このような点に重点をおいて指導していく必要がある。このように、的確に事実を分析、抽出した上で、証拠を踏まえて紛争の実態を早期に把握し、真の争点を解明していくという主張分析、争点整理の能力は、法廷における訴訟活動のみならず、社会に生起する様々な法的課題の解決や紛争の予防等の側面においても不可欠な汎用的な能力である。

集合修習では、これまで以上に、実務的によく見られる事案をもとに、事実の分析、抽出、当てはめに力を入れた汎用性の高い主張分析（争点整理）能力の修得に努めていく必要がある。このような観点から、分野別実務修習においても、集合修習を見据えて同様な能力を養うことが肝要である。

- * なお、新第64期からは、形式にこだわらず、起案の実質的な内容をより充実させるように指導する観点から、「民裁起案のガイド」を修習生に配布しない扱いとする。

(2) 事実認定

事実認定能力は、法律実務家として最も基礎的で不可欠な能力であり、これを実践的に養えるのが実務修習であることは従前から指摘されているところである。

集合修習では、新第64期以降は、一層、事実認定能力の修得に力を傾注し、事実認定用の修習記録にはできる限り現代的な社会の実相を反映した内容のものを取り上げた上で、記録に表れた事実を多角的な視点から分析して検討を加え、必要な事実を認定して判断するという思考過程を身に付けさせることにより、当該事案に限定されない、汎用性のある能力を修得させるようにしている。そのような観点から、事実認定の対象は、一定の事実の存否に限らず、法規範に対して適切に事実を当てはめる能力を前提に、規範的な要件や評価を基礎付ける事実なども取り上げ、より幅広く応用的なものも盛り込んでいる。

分野別実務修習においても、集合修習を見据えて、実務修習ならではの生

きた素材を活かして、事実認定能力の涵養に重点を置く必要がある。

- * 集合修習における事実認定起案では、要証事実を認定判断する際にポイントとなる事実は何かという観点から、個々の事実の重要性を意識させながら認定事実やその有する意味（経験則）を記載させ、その上で、重要な事実相互の関係も考慮しながら判断過程を説得的に論述させるようにしている。なお、どのような点を中心に判断すべきか（判断の枠組み）については、事案に応じて記載すれば足りるものとしている。

平成23年5月

平成26年8月改訂

分野別実務修習における指導のガイドライン

司法研修所民事裁判教官室

1 趣旨

本文書は、当教官室作成にかかる「新司法修習における分野別実務修習（民事裁判）について」（平成20年5月）及び「分野別実務修習（民事裁判）について－補足－」（平成22年10月28日）に記載された指導理念に基づき、各庁において司法修習生の指導をするに当たって、特に留意していただきたい事項を記載したものである。

2 具体的指導における留意点

(1) 指導の態勢

- ア 各修習生が、修習期間内に部総括を含む複数の裁判官の期日に立ち会えるよう、裁判官と修習生の組合せに配慮していただきたい。
- イ 原則として、期日の全件を傍聴させるのではなく、修習生ごとに適切な事件を選択し、当該事件の記録を検討させて立会させていただきたい（ただし、修習の当初は、期日全体の流れを理解させるため、全件を傍聴させることも考えられる。）。
- ウ 記録の検討や法廷傍聴などにおいて現れる実体法・手続法上の問題点について、修習生と質疑応答・解説の機会を設けていただきたい。質疑応答・解説に際しては、訴訟手続の進行や事件の見込み等を意識した指導となるよう配慮していただきたい。また、各庁に配布済みの「民事訴訟手続に関する司法修習生への質問事項集」の活用も有益である。
- エ 起案については、判決全文起案（判決書の形式で全文の起案を求めるもの）を中心とせず、部分起案やサマリーペーパーを中心としていただきたい。件数については、修習生の能力や意欲等も踏まえて対応することとし、主張分析と事実認定のバランスにも配慮した上で、事実認定について少なくとも2件、リサーチペーパー等も含めて全体で少なくとも4件の起案をさせていただきたい。
- オ 複数の修習生に同一の記録に基づく起案をさせ、その修習生らに討論をさせて指導する方法も有益である（裁判官も交えた討論により、起案の講評に代えることも考えられる。）。
- カ 各庁の実情に応じて、証拠保全、保全、執行等の特殊事件の修習を適宜実施していただきたい（ただし、より深化した修習は選択型実務修習に委ねることになる

う。)

(2) 主張分析 (争点整理)

主張分析に関しては、要件事実の考え方についての基本的理解を前提として、適用されるべき法規範を選択し、これに当てはまる具体的事実を的確に抽出した上で、適切な争点整理を行う能力を修得させることに十分に意を用いていただきたい。その際には、争点整理が終わった段階の主張整理だけでなく、争点が定まっていない事件をどのように審理していくかという争点整理の過程にも重点を置いた指導をお願いしたい。

【指導方法の具体例】

- ア 訴状審査 (訴状物が特定されているか、訴訟要件や請求原因が足りているか等を検討させ、主たる争点は何かを考えさせながら、今後の訴訟進行を検討させる。)
- イ 期日における求釈明事項の検討 (裁判官が期日でどのような求釈明をし、どう訴訟を進行させていくかを考えさせる。)
- ウ 立証計画の検討 (争点は何かを踏まえて、どの人証から何を聴くかを検討させる。)
- エ リサーチペーパーの作成 (事件に現れた実体法・訴訟法上の問題点について、調査をさせ、その検討結果を記載させる。)
- オ 主張分析 (争点整理) についての起案
- カ 争点整理DVD (民事訴訟における争点整理—ある損害賠償請求事件を題材として—) の視聴及びそれに基づく議論 (上記DVDを視聴させ、その内容について裁判官と修習生が議論をする機会をできるだけ設けていただきたい。また、民裁クールの中間あたりまでに上記DVDを視聴させるようお願いしたい。)

(3) 事実認定

事実認定に関しては、処分証書や重要な報告文書の成立が争われている事件のみならず、できる限り、証拠構造や証拠評価が問題となるものや現代的な社会の実相を反映した内容のものを取り上げ、記録に表れた事実を多角的な視点から分析させることに重点を置いた指導をお願いしたい。

【指導方法の具体例】

事実認定についての起案 (適切な記録がない場合には、事件全体ではなく特定の争点についてだけ起案をさせたり、確定記録をコピーしておいて起案をさせるなどの工夫も有益である。)

(4) 紛争解決

紛争解決に関しては、和解手続や和解条項に関する知識だけでなく、当該事案に適した紛争解決方法を的確に見通せる能力を修得させられるような指導をお願いしたい。

【指導方法の具体例】

弁論準備手続終結段階や証拠調べ終了段階での和解案の検討（結論の見通しや、紛争の背景事情等を踏まえて、適切な落ち着きどころはどこかを検討させる。）

(5) 合同修習

ア 講義

- (ア) 民裁修習の冒頭に、各庁の実情に応じ、指導官により、分野別実務修習に当たっての心構えや注意事項等に関する講義を行っていただきたい。その際は、実務修習の位置付けや内容・方法など一般的な説明も行うこととする。
- (イ) 書記官事務に関する講義等を行うかは各庁の実情に委ねるが、弁護士になった際に書記官事務の意義、重要性を正しく理解できるよう、その意識の涵養に努めていただきたい。

イ 問題研究

- (ア) 各クールに一度、民裁修習中の者を対象に、全国統一的な即日起案方式による問題研究を行うこととする。この問題研究は、各実務修習庁が主催し、司法研修所教官がこれに協力するもので、基本的な手順は次のとおりである。
 - ① 司法研修所民事裁判教官室が修習記録及び起案要領を作成して各庁に送付し、全国同一日、同一時刻に、各庁において、3時間程度の即日起案を行う。
 - ② 司法研修所教官は、各庁から起案の送付を受け、担当修習生の起案を検討した上、起案受領から2週間後を目途に各庁に出張し、起案の講評を行う。
- (イ) 上記の問題研究のほかに、各庁独自の問題研究（主張分析起案、事実認定起案等）を実施するかは、各庁の実情に委ねる。

ウ その他

意欲のある修習生を対象に、判事補を活用するなどして、任意参加の勉強会を定期的に実施することも考えられる。

民事裁判教官室からのガイダンス

1 民事裁判修習の目的

民事裁判修習では、主張分析（争点整理）能力と事実認定能力を体系的に修得するとともに、紛争解決能力を修得することを目的として、2に記載するような内容の修習を行います。

2 民事裁判修習の流れ

(1) 導入修習

導入修習では、法科大学院で修得した要件事実及び事実認定の基礎についての理解を確認するとともに、分野別実務修習の効果を高めるため、以下のカリキュラムを実施します。

最初に、「第3版 民事訴訟第一審手続の解説」及び「同別冊記録」を用いて民事訴訟第一審手続の要点について解説する講義（民事第一審手続の概説）を行います。その後、修習記録を用いた即日起案とその講評、主張と証拠を分析し争点を整理する演習（民事総合1, 2）、「対話で考える民事事実認定—教材記録—」を用いた民事事実認定の手法について理解を深めるための講義（民事事実認定の手法と留意点）を行います。最後に、分野別実務修習に向けて、裁判官の役割、職務、心構えや、裁判実務修習の留意点等についてのガイダンスを行います。

(2) 分野別実務修習

ア 一般

修習生は、地方裁判所民事部のいずれかの裁判部に配属されます。配属された裁判部の裁判官室において、訴訟記録を検討し、合議等に立ち会うほか、法廷等において、口頭弁論、弁論準備手続、和解等を傍聴します。また、訴

訟記録に基づいて、主張分析や事実認定に関する書面の起案をしたり、実体法・手続法上の問題点の調査・検討結果をまとめた書面の起案等をしたりします。修習に当たっては、裁判官に対して質問したり、意見を述べたり、修習生同士で討論したりするなど、積極的、主体的な取組が求められます。

イ 問研起案

各配属庁での民事裁判修習における合同修習の一環として「問研起案」が実施されます。「問研起案」は、事実認定についての基本的な考え方を修得することなどを目的としており、修習記録を用いて、午後半日をかけて行うことが予定されています。

起案の講評は、司法研修所教官が各配属庁に出張するなど適宜の方法で行います。

(3) 選択型実務修習

配属庁において、民事裁判の分野別実務修習の深化と補完を図るためのカリキュラムが用意されており、修習生の主体的な選択により、その修習を行うことができます。

(4) 集合修習

集合修習は、分野別実務修習の成果を確認するとともに、これを深化・発展させることを目的としています。集合修習では、修習記録を用いて、主張分析や事実認定に関する起案を行うほか、争点整理や交互尋問等の演習を行います。

3 修習開始に備えての準備

(1) 民事実体法及び手続法についての理解

主張分析（争点整理）能力、事実認定能力及び紛争解決能力を修得するには、民事実体法及び手続法についての十分な理解が必要です。各種カリキュラムは、修習生が、民事実体法及び手続法について、法科大学院の課程を経て既に実務を意識した体系的な理解をしているものとして、作成されています。したがって、再度、実務を意識しながら体系的な教科書等を熟読し、更にその理解を深

めておくようにしてください。

(2) 民事訴訟実務の基本的理解

民事裁判修習に当たっては、法科大学院における民事訴訟実務の基礎で修得した要件事実、事実認定及び民事訴訟手続についても十分に理解しておくことが必要です。したがって、修習開始前に、これらについても、よく復習をしておいてください。また、後述する事前課題にしっかり取り組んでおいてください。

なお、配布教材のうち、「新問題研究要件事実」は要件事実についての基本的な考え方を、「事例で考える民事事実認定」は、事実認定の基礎的知識の理解を確認するとともに、民事事実認定に関する一般的かつ基本的な手法を修得するための思考方法や検討の視点などを、それぞれ提示したものであり、「第3版 民事訴訟第一審手続の解説」及び「同別冊記録」は、争点整理及び集中証拠調べを基軸とする民事訴訟手続に関して解説を加えたものです。民事訴訟実務の基礎の復習をする際にはこれらの教材をよく読み、理解を確かなものにしてください。また、「10訂 民事判決起案の手引」は、民事の判決書を作成する際の必要事項を網羅的に解説したもので、民事裁判実務を理解する上で参考になりますから、目を通しておいてください。

4 事前課題

3の準備を前提とし、別紙第2-2「民事裁判事前課題」の冒頭の指示に従って、各設問についてそれぞれ検討するとともに、指示された起案をしてください。起案の作成方法や提出方法については、別紙第1の指示に従ってください。

また、前述のとおり、導入修習の最初のカリキュラムとして、「第3版 民事訴訟第一審手続の解説」及び「同別冊記録」を用いた講義（民事第一審手続の概説）が予定されていますので、導入修習開始前に、これらを熟読しておいてください。

配布教材のうちの「民事総合資料」と「実施要領」は、民事総合1、2で使用

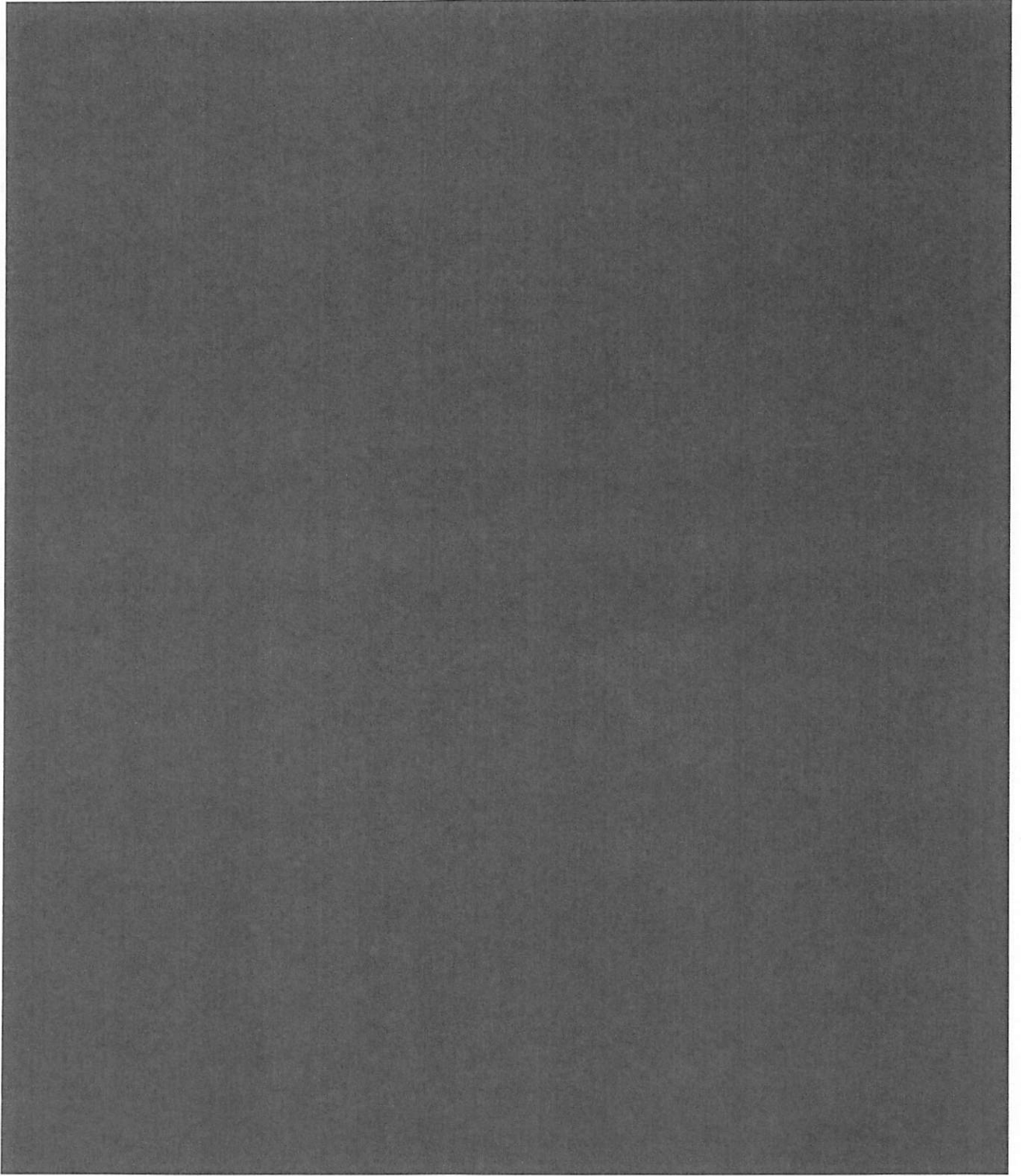
するものです。あらかじめよく読んでおいてください。

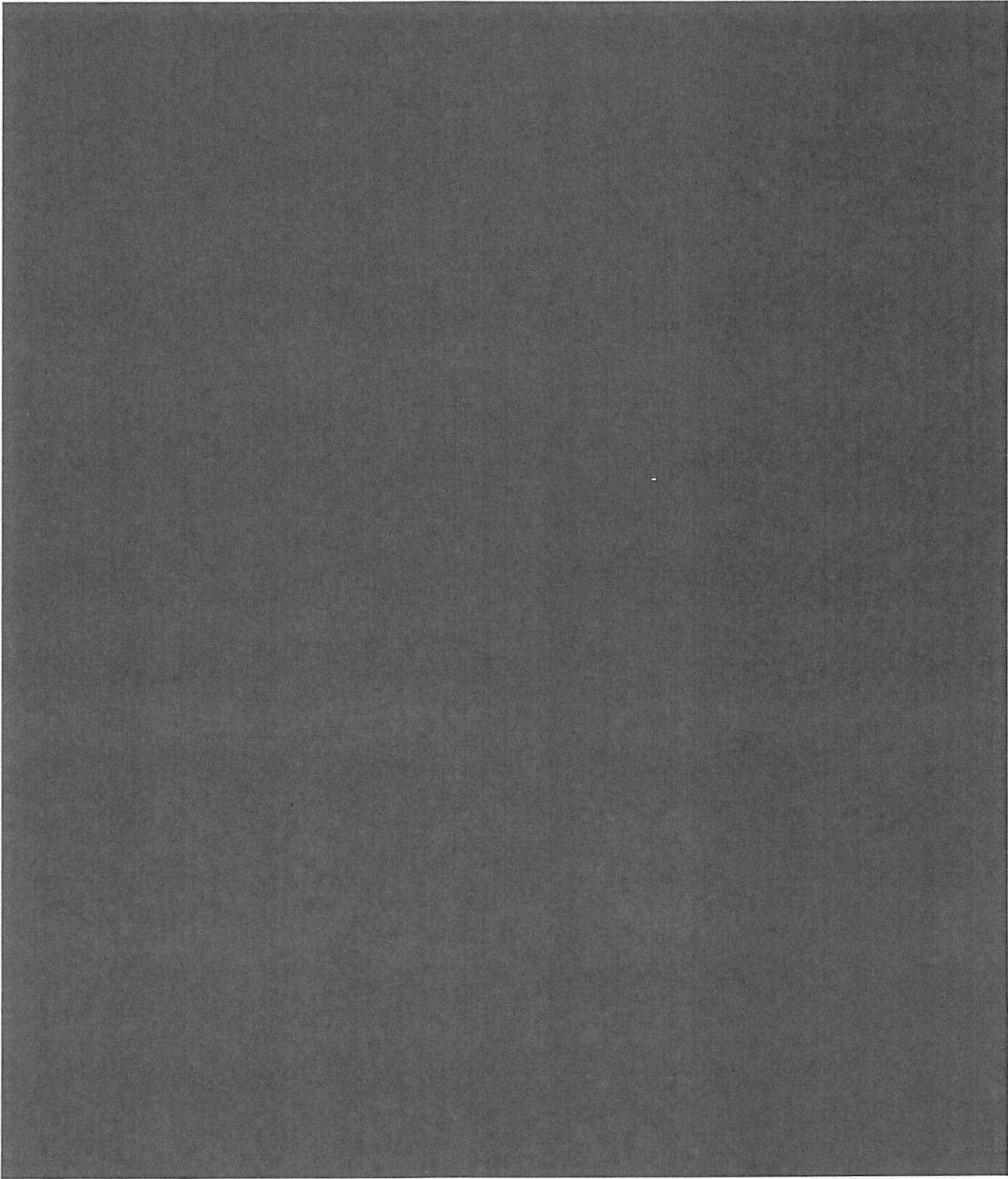
5 アンケート用紙への記入と提出

法科大学院における民事実務の基礎科目の履修状況等について、アンケートを実施します。本冊子末尾に綴じ込まれている民事裁判アンケート用紙に所要の事項を記入して、別紙第1の指示に従って提出してください（予備試験を経て司法試験に合格した人は、「■予備試験」にチェックをして提出してください。その上で、法科大学院で同科目を履修している場合は、アンケートに回答してください。）。

以 上

民事裁判事前課題





資料5

(平成28・2・29)

第69期導入修習カリキュラムの概要

司法研修所

は し が き

導入修習は、修習開始段階で司法修習生に不足している実務基礎知識・能力に気付かせ、かつ、より効果的、効率的な分野別実務修習が円滑に行えるようにすることを目的としている。

第69期司法修習においても、この導入修習の目的に沿った教育効果を上げることを企図してカリキュラムを策定し、実施した。その概要は、本資料及び別添の「第69期導入修習日程予定表」のとおりである。

司法修習生指導担当者各位におかれては、分野別実務修習における司法修習生の指導に当たって本資料を参考にさせていただきたい。

第1 民事関係科目

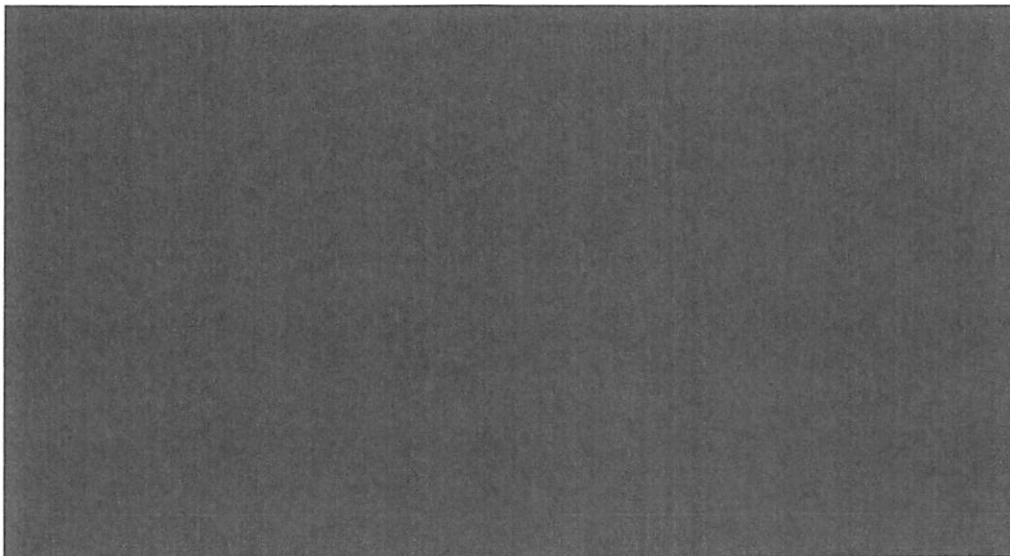
I 民事裁判

1 即日起案・解説

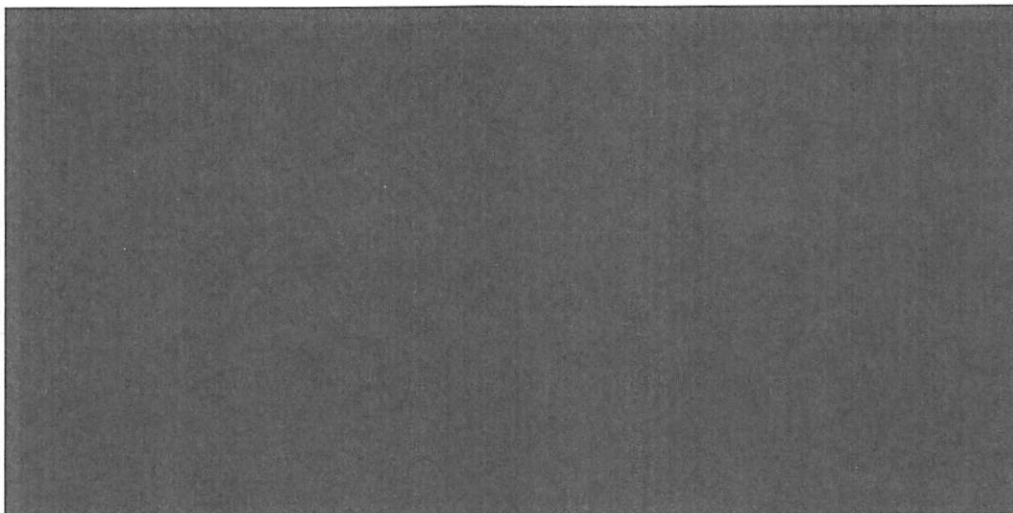
(1) 目的



(2) 事案の概要



(3) 起案事項

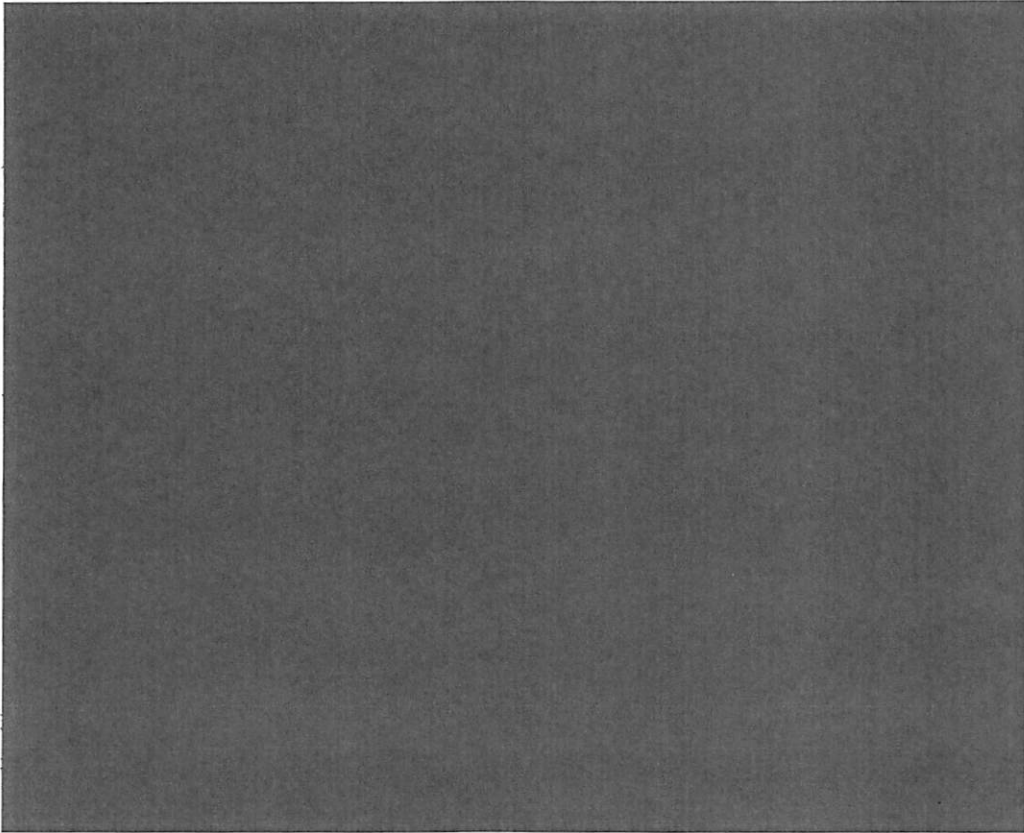


(4) 講評等

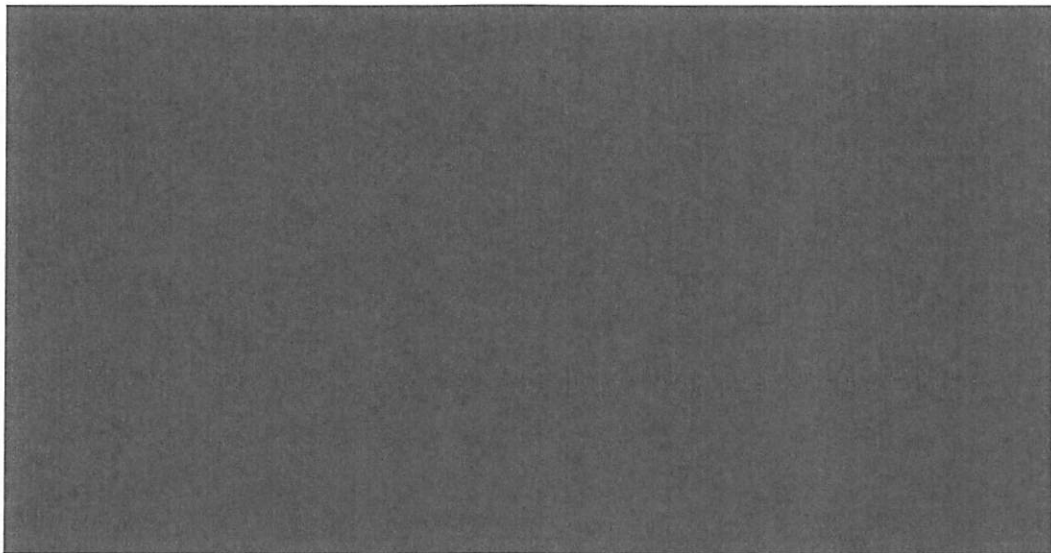


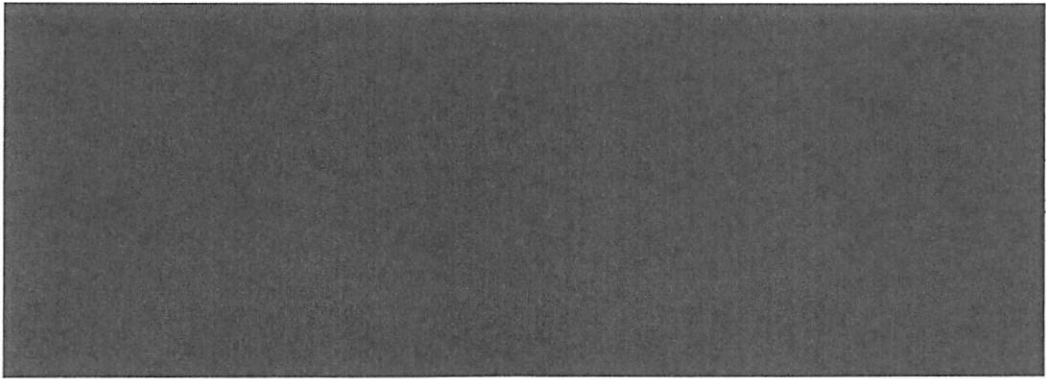


2 民事事実認定の手法と解説



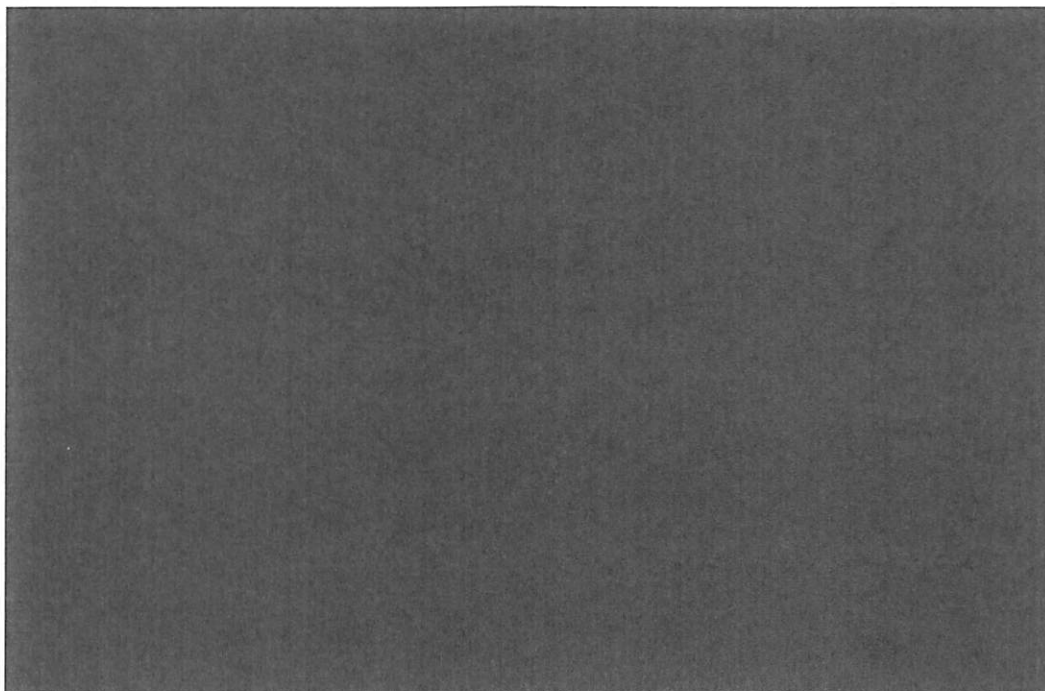
3 裁判官の役割・職務，裁判修習のガイダンス（刑事裁判と共通）



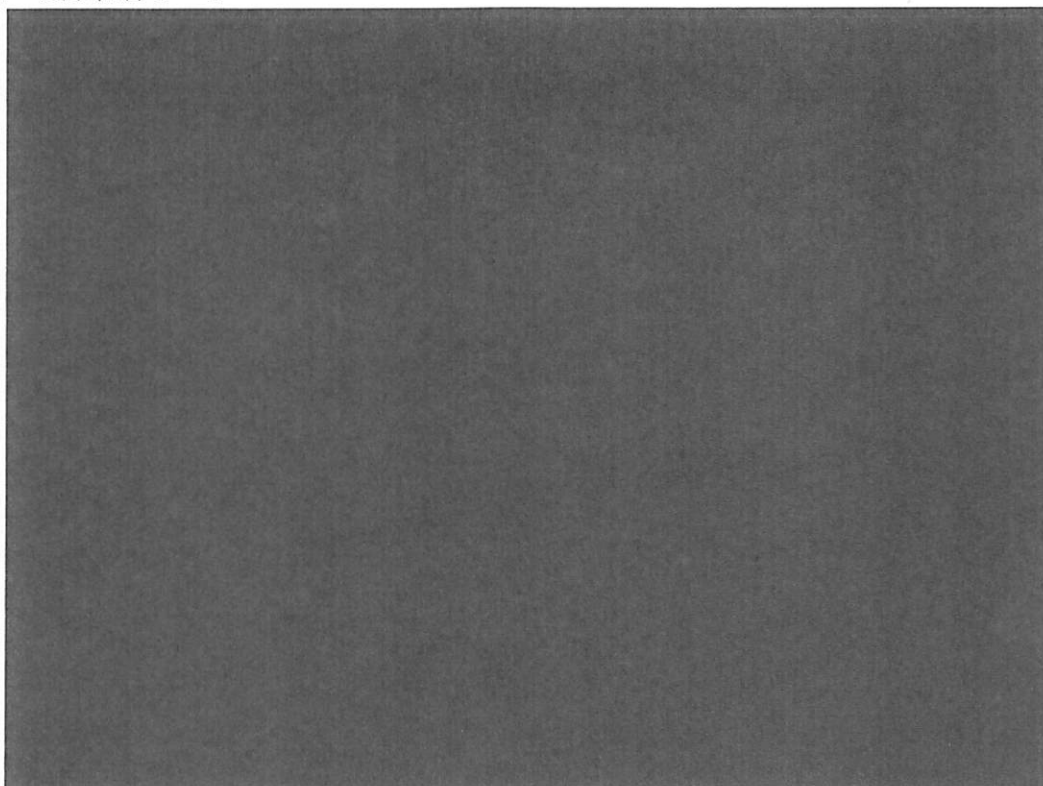


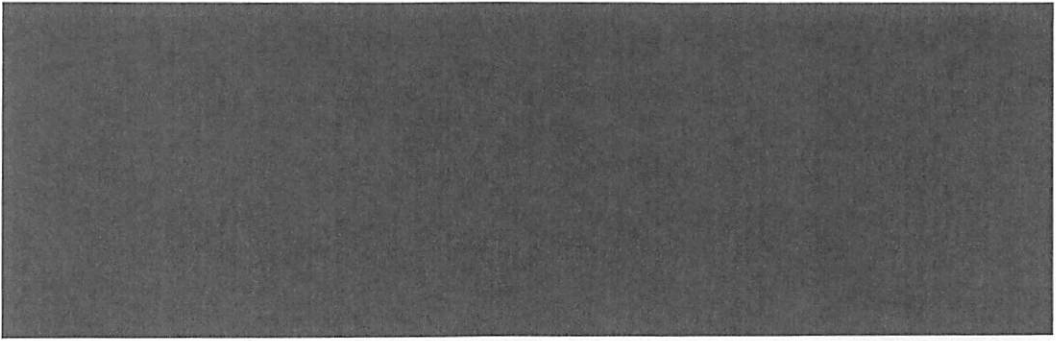
Ⅲ 民事共通

1 民事第一審手続の概説（講義）



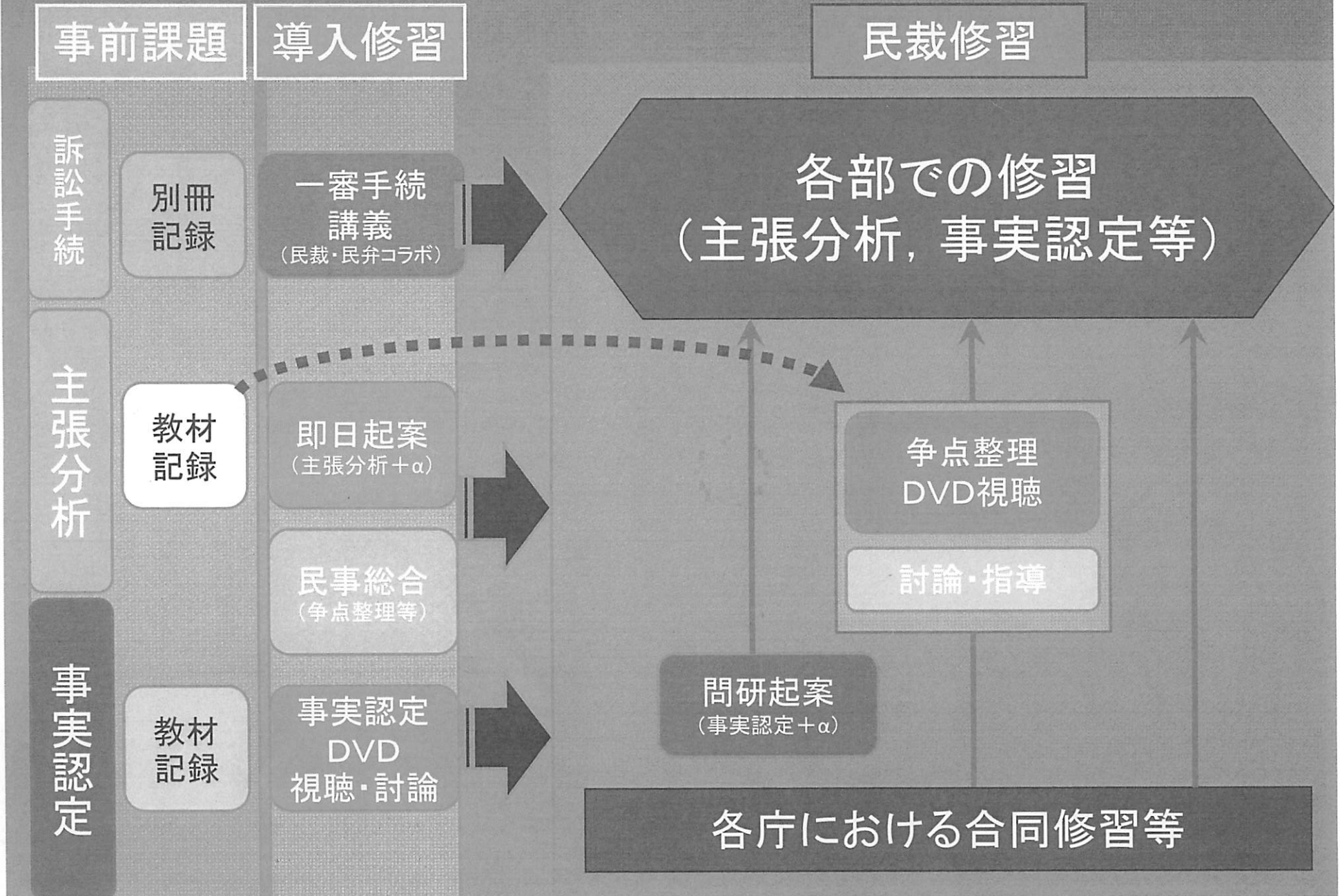
2 民事総合1・2

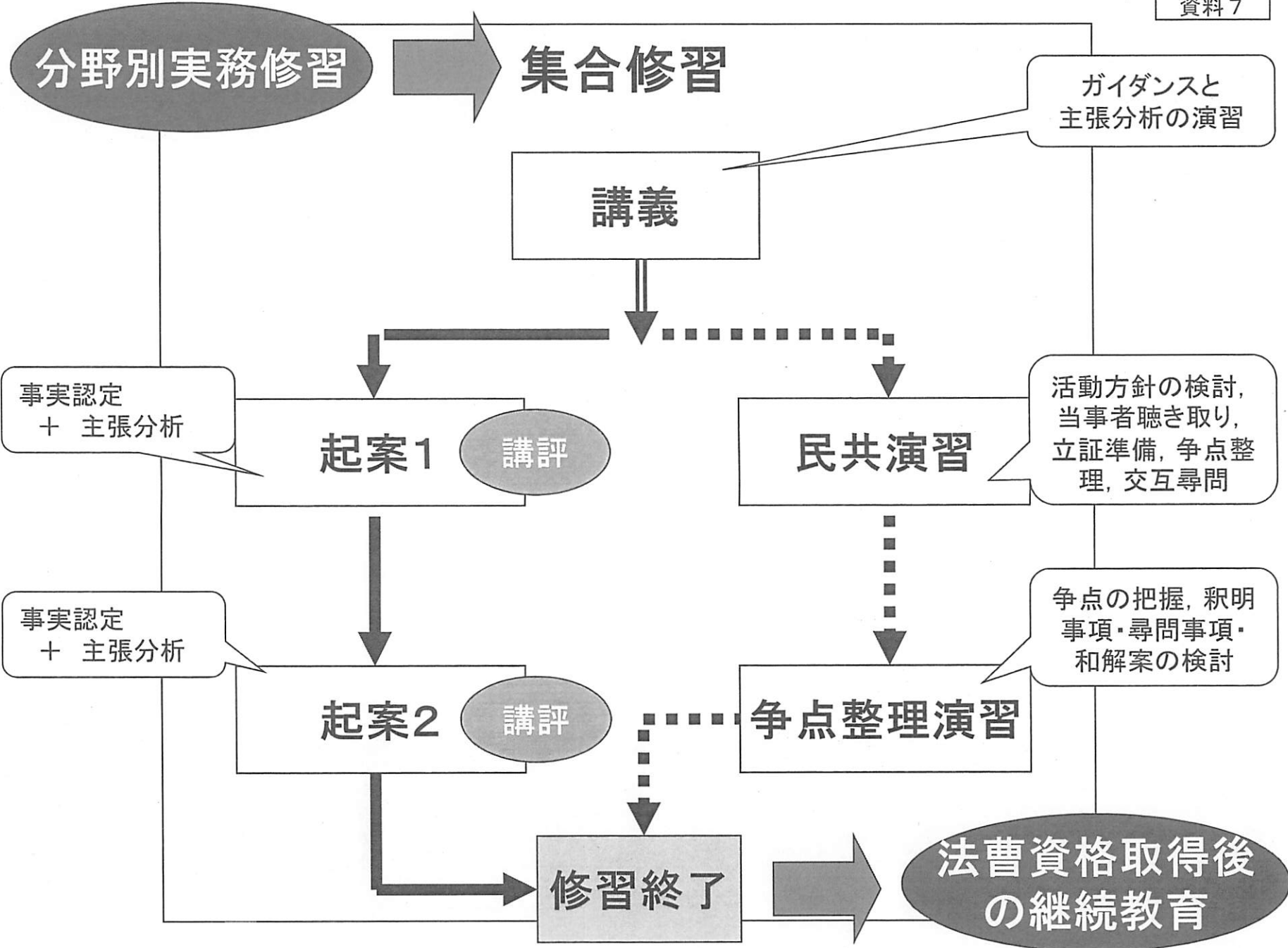




分野別実務修習のイメージ

資料6





民事裁判修習

配属部 指導担当 裁判官 検印	
--------------------------	--

修習期間	欠席日数
平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	日
配属部 指導担当 裁判官 氏名	

1 起案

番号	事件名/起案の種類	検討事項及びその結果概要
1	事件名:	検討事項:
	<input type="checkbox"/> サマリー・ライティング <input type="checkbox"/> 争点整理 <input type="checkbox"/> 和解条項 <input type="checkbox"/> リサーチ・ペーパー <input type="checkbox"/> 判決起案 (<input type="checkbox"/> 対席/ <input type="checkbox"/> 欠席/ <input type="checkbox"/> 公示送達) (<input type="checkbox"/> 全文/ <input type="checkbox"/> 一部[]) <input type="checkbox"/> 既済記録・修習記録を使用	検討結果:

	事件名：	検討事項：
	<input type="checkbox"/> サマリー・ライティング <input type="checkbox"/> 争点整理 <input type="checkbox"/> 和解条項 <input type="checkbox"/> リサーチ・ペーパー <input type="checkbox"/> 判決起案 (<input type="checkbox"/> 対席/ <input type="checkbox"/> 欠席/ <input type="checkbox"/> 公示送達) (<input type="checkbox"/> 全文/ <input type="checkbox"/> 一部[]) <input type="checkbox"/> 既済記録・修習記録を使用	検討結果：
	事件名：	検討事項：
	<input type="checkbox"/> サマリー・ライティング <input type="checkbox"/> 争点整理 <input type="checkbox"/> 和解条項 <input type="checkbox"/> リサーチ・ペーパー <input type="checkbox"/> 判決起案 (<input type="checkbox"/> 対席/ <input type="checkbox"/> 欠席/ <input type="checkbox"/> 公示送達) (<input type="checkbox"/> 全文/ <input type="checkbox"/> 一部[]) <input type="checkbox"/> 既済記録・修習記録を使用	検討結果：
	事件名：	検討事項：
	<input type="checkbox"/> サマリー・ライティング <input type="checkbox"/> 争点整理 <input type="checkbox"/> 和解条項 <input type="checkbox"/> リサーチ・ペーパー <input type="checkbox"/> 判決起案 (<input type="checkbox"/> 対席/ <input type="checkbox"/> 欠席/ <input type="checkbox"/> 公示送達) (<input type="checkbox"/> 全文/ <input type="checkbox"/> 一部[]) <input type="checkbox"/> 既済記録・修習記録を使用	検討結果：
	事件名：	検討事項：
	<input type="checkbox"/> サマリー・ライティング <input type="checkbox"/> 争点整理 <input type="checkbox"/> 和解条項 <input type="checkbox"/> リサーチ・ペーパー <input type="checkbox"/> 判決起案 (<input type="checkbox"/> 対席/ <input type="checkbox"/> 欠席/ <input type="checkbox"/> 公示送達) (<input type="checkbox"/> 全文/ <input type="checkbox"/> 一部[]) <input type="checkbox"/> 既済記録・修習記録を使用	検討結果：

(注) 問研起案は、その旨を事件名のところに明記すること。

2 法廷傍聴等

番号	手続	検討事項	検討結果等
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

(注) 法廷での訴訟指揮、当事者の訴訟活動や、争点及び証拠の整理手続や和解等において問題となった事項について、検討結果や指導担当裁判官から指導された内容等を記入する。

3 特殊事件・特殊手続等

(1) 保全・執行・倒産

① 保全

<input type="checkbox"/> 講義 <input type="checkbox"/> 事件 (件)	講義・修習した事件の内容・検討結果等
---	--------------------

② 執行

<input type="checkbox"/> 講義 <input type="checkbox"/> 事件 (件)	講義・修習した事件の内容・検討結果等
---	--------------------

③ 倒産

<input type="checkbox"/> 講義 <input type="checkbox"/> 事件 (件)	講義・修習した事件の内容・検討結果等
---	--------------------

(2) 特殊事件 (行政, 労働, 商事, 手形, 知的財産権等)

事件の種類	検討事項及び検討結果等

(3) 特殊手続 (検証, 裁判外での証人尋問, 証拠保全, 書記官事務等)

手続の種類	検討事項及び検討結果等

4 研究, 講義, 見学等

項 目	検討事項及び検討結果等

5 その他

項 目	修習内容等

(注) 項目欄には、修習先を記入し、修習内容等の欄には、具体的な修習内容、感想等を記入する。

平成28年〇月

分野別実務修習（刑事裁判）における指導のガイドライン修正案

司法研修所刑事裁判教官室

1 ガイドラインの趣旨等

刑事裁判実務修習（以下「刑裁修習」という。）については、各庁において、指導態勢や事件の係属状況等を踏まえて、一定水準の指導を行うための工夫等がされているところであるが、各庁の実情に応じた指導上の工夫等をする前提として、司法修習生（以下「修習生」という。）に対する指導の内容・方法に関する指針を明確化しておくことが必要であると考えられる。

本ガイドラインは、各庁の刑事裁判実務修習において修習生を指導するに当たって、特に留意していただきたい事項を記載したものである。

本ガイドラインの内容は、部総括裁判官だけではなく、修習生の指導に当たる陪席裁判官にも周知していただきたい。

2 指導の方針

「法廷実務に限らない法律実務家に共通して必要とされる基本的・汎用的な能力を修得させる」との指導目標を踏まえ、法曹資格取得後の継続教育との役割分担も考慮して、指導の内容を吟味していただきたい。特に、技術的・形式的事項については、司法修習段階における指導内容として適切かという観点から、指導の是非を吟味していただきたい。

また、司法修習は、法科大学院において修得した基本的な法理論や実務の基礎的素養（これらが不十分な修習生には、自学自修を促していただきたい。）を生の事実や証拠に基づいた具体的事案に応用する実践的教育であるから、できる限り具体的事件に即して実践的かつ動的な思考力を涵養することに意を用いていただきたい。

3 具体的指導における留意点

(1) オリエンテーション

刑裁修習の冒頭に、指導官から、修習に当たっての心構えや注意事項（評議の傍聴に関するものを含む。）等に関するオリエンテーションを行っていただきたい。その際、後記(2)イを踏まえた公判前整理手続に関する修習の視点を伝えることも考えられる。

(2) 公判前整理手続及び公判手続（評議を含む。）

ア 全般

公判前整理手続や公判審理を傍聴させる場合は、その前後の適宜の時期に、当該事件に即した手続進行上の問題点について、修習生と質疑応答の機会を設けたり、レポートを課したりしていただきたい（他の場面にも応用できる汎用的能力を修得

させる観点から、基本的な手続の根底にある考え方にも目を向けた指導を行うことも考えられる。)。その際、手続の進展など動態的な観点を意識するとともに、当事者の活動にも留意した指導を行っていただきたい。

イ 公判前整理手続

公判前整理手続（法曹三者による打合せを含む。）については、適切な事件を選択して積極的に傍聴させていただきたい。

基本的な条文や手続の流れに関する知識・理解を前提として、争点整理の意義と目的を、具体的事件に即して理解させることに意を用いていただきたい。その際、事件毎の手続進行段階に応じた指導も行っていいただきたい。なお、自白事件の公判前整理手続についても、これを指導の題材として、量刑判断の構造を意識した指導を行うことが考えられる。

【指導方法の具体例】

- i 公判前整理手続期日（初回の打合せ等を含む。）を傍聴させ、当該事件に即して、当該期日の意義・目的やそこで行うべき事項を理解させるとともに、今後の当事者の活動（どの時点までに行うべきかという点を含む。）を具体的に考えさせる。
- ii 手続が相当程度進行している事件については、修習生に、証明予定事実記載書、予定主張記載書面等を段階的に交付し、交付する毎に課題を与えてレポートを作成させるなどして、手続の進行を主体的に考えさせる（適切な事件がない場合に備え、公判前整理手続の指導用に事件記録をコピーしておくなどの工夫も考えられる。）。
- iii 裁判員裁判が終了した後、その審理等を傍聴した修習生と質疑応答をする際、当該事件の公判前整理手続の在り方にも立ち返った指導を行う。
（このほか、ミニ模擬裁判等の簡易な模擬裁判において、公判前整理手続についても準備・実演をさせ、この点も含めて裁判官が講評することも考えられる。）

ウ 公判手続（評議を含む。)

公判審理の傍聴については、漫然と全件を傍聴させるのではなく、事件の種類や争点を意識して適切な事件を選択し、計画的に傍聴させ、公判手続の流れの通覧的理解はもちろん、段階ごとの手続の意義・目的、証拠法の実務、的確な心証形成のための証拠調べの在り方（尋問や異議の在り方を含む。）等についての理解を深めさせていただきたい。その際、可能な範囲で、各修習生が、裁判員裁判の審理及び評議を傍聴する機会が得られるよう配慮していただきたい。なお、傍聴に先立ち、各修習生に対し、評議の傍聴に関する注意を徹底していただきたい。

傍聴させた場合には、適宜の時期に事実認定や手続進行上の問題点に関する質疑応答やレポート課題を課すなどするほか、特に裁判員裁判においては、当事者の訴訟活動が裁判員にどのように受け止められたかという観点からの質疑応答もしていただきたい。

(3) 起案

ア 起案については、サマリーペーパーを中心としていただきたい。起案の件数は、

各修習生の能力や意欲等も踏まえて対応することとしていただければよいが、文章による表現能力の醸成の観点から、事実認定について少なくとも2件、具体的事件に現れた手続上の問題点や量刑について検討した結果をまとめたレポートなど（ただし、適条表など法令の適用に関する起案を除く。）も含め、全体で少なくとも4件の起案をさせていただきたい（適切な事件がない場合に備え、事件記録をコピーしておくなどの工夫も考えられる。）。

また、同一の事件について、複数の修習生にそれぞれ並行して起案をさせた上、その修習生らに討論をさせながら、裁判官が指導することも考えられる（これにより起案の講評に代えることができる。）。

イ 事実認定起案については、争点が法律概念にかかわるもので、実務上比較的多く見られる事案も取り上げていただきたい（複数の争点がある事件については、争点の内容等を考慮し、一部の争点についてだけ起案をさせることも考えられる。）。

ウ 起案の講評等においては、起案が、①争点判断のポイントをとらえたものになっているか（事実や証拠の重要性についての意識が乏しく、総花的な検討をただけのものになっていないか）、②認定事実と要証事実との結び付きについて、論理的かつ説得的な論述ができているか、③供述の信用性判断については、必要な限度で、かつ、判断指標の意味合いを理解して論述しているか（判断指標を機械的・総花的に検討しただけのものになっていないか）、という観点も意識して指導を行っていただきたい。

(4) 簡易な模擬裁判

配属部毎に実施する簡易な模擬裁判については、実施時期等は各庁の実情に委ねるが、特段の事情がない限り、これを実施して指導を行っていただきたい。

(5) その他

ア 問題研究等

・ 合同修習として問題研究等を実施するかは、各庁の実情に委ねるが、これを実施する場合は、法科大学院教育を経た上での刑裁修習における指導内容に相応しいものかという観点から、課題等を吟味していただきたい。

イ 令状等

令状や保釈について、実際の事件を題材とした指導を行っていただきたい。

ウ 書記官事務

書記官事務に関する講義等を行うかは各庁の実情に委ねる（講義等を行う場合は、過度に細目的・技術的な事項にわたらないよう留意が必要である。）が、修習生が書記官事務の意義、重要性を正しく理解できるよう、その意識の涵養に努めていただきたい。

エ その他

修習生の自学自修を支援するため、修習生が自主的に行う勉強会に左陪席裁判官等が協力することも考えられる。

分野別実務修習（刑事裁判）における指導のガイドライン修正案

司法研修所刑事裁判教官室

1 ガイドラインの趣旨等

刑事裁判実務修習（以下「刑裁修習」という。）については、各庁において、指導態勢や事件の係属状況等を踏まえて、一定水準の指導を行うための工夫等がされているところであるが、各庁の実情に応じた指導上の工夫等をする前提として、司法修習生（以下「修習生」という。）に対する指導の内容・方法に関する指針を明確化しておくことが必要であると考えられる。

本ガイドラインは、当教官室作成の「新司法修習における分野別実務修習（刑事裁判）について」（平成20年5月）（以下「刑裁ペーパー」という。）に記載された指導理念を踏まえるとともに、刑裁ペーパー配付後に生じた集合修習における指導内容の変更等をも考慮し、各庁の刑事裁判実務修習において修習生を指導するに当たって、特に留意していただきたい事項を記載したものである。

本ガイドラインの内容は、部総括裁判官だけではなく、修習生の指導に当たる陪席裁判官にも周知していただきたい。

2 指導の方針

「法廷実務に限らない法律実務家に共通して必要とされる基本的・汎用的な能力を修得させる」との指導目標（刑裁ペーパー1頁）を踏まえ、法曹資格取得後の継続教育との役割分担も考慮して、指導の内容を吟味していただきたい。特に、技術的・形式的事項については、司法修習段階における指導内容として適切かという観点から、指導の是非を吟味していただきたい。

また、司法修習は、法科大学院において修得した基本的な法理論や実務の基礎的素養（これらが不十分な修習生には、自学自修を促していただきたい。）を生の事実や証拠に基づいた具体的事案に応用する実践的臨床教育であるから、できる限り具体的事件に即して実践的かつ動的な思考力を涵養することに意を用いていただきたい。

3 具体的指導における留意点

(1) オリエンテーション

刑裁修習の冒頭に、指導官から、修習に当たっての心構えや注意事項（評議の傍聴に関するものを含む。）等に関するオリエンテーションを行っていただきたい。その際、後記(2)イを踏まえた公判前整理手続に関する修習の視点を伝えることも考えられる。

(2) 公判前整理手続及び公判手続（評議を含む。）

ア 全般

公判前整理手続や公判審理を傍聴させる場合は、その前後の適宜の時期に、当該事件に即した実体法・手続法進行上の問題点について、修習生と質疑応答の機会を設けたり、レポートを課したりしていただきたい（他の場面にも応用できる汎用的能力を修得させる観点から、基本的な手続の根底にある考え方にも目を向けた指導を行うことも考えられる。）。その際、手続の進展など動態的な観点を意識するとともに、当事者の活動にも留意した指導を行っていただきたい。

イ 公判前整理手続

公判前整理手続（法曹三者による打合せを含む。）については、適切な事件を選択して積極的に傍聴させていただきたい。

基本的な条文や手続の流れに関する知識・理解を前提として、争点整理の意義と目的を、具体的事件に即して理解させることに意を用いていただきたい。その際、事件毎の手続進行段階に応じた指導も行っていいただきたい。なお、自白事件の公判前整理手続についても、これを指導の題材として、量刑判断の構造を意識した指導を行うことが考えられる。

【指導方法の具体例】

- i 公判前整理手続期日（初回の打合せ等を含む。）を傍聴させ、当該事件に即して、当該期日の意義・目的やそこで行うべき事項を理解させるとともに、今後の当事者の活動（どの時点までに行うべきかという点を含む。）を具体的に考えさせる。
- ii 手続が相当程度進行している事件については、修習生に、証明予定事実記載書、予定主張記載書面等を段階的に交付し、交付する毎に課題を与えてレポートを作成させるなどして、手続の進行を主体的に考えさせる（適切な事件がない場合に備え、公判前整理手続の指導用に事件記録をコピーしておくなどの工夫も考えられる。）。
- iii 裁判員裁判が終了した後、その審理等を傍聴した修習生と質疑応答をする際、当該事件の公判前整理手続の在り方にも立ち返った指導を行う。
（このほか、ミニ模擬裁判等の簡易な模擬裁判において、公判前整理手続についても準備・実演をさせ、この点も含めて裁判官が講評することも考えられる。）

ウ 公判手続（評議を含む。）

公判審理の傍聴については、漫然と全件を傍聴させるのではなく、事件の種類や争点を意識して適切な事件を選択し、計画的に傍聴させ、公判手続の流れの通覧的理解はもちろん、段階ごとの手続の意義・目的、証拠法の実務、的確な心証形成のための証拠調べの在り方（尋問や異議の在り方を含む。）等についての理解を深めさせていただきたい。その際、可能な範囲で、各修習生が、裁判員裁判の審理及び評議を傍聴する機会が得られるよう配慮していただきたい。なお、傍聴に先立ち、各修習生に対し、評議の傍聴に関する注意を徹底していただきたい。

裁判員裁判の審理（及び評議）を傍聴させた場合には、適宜の時期に事実認定や手続進行上の問題点に関する質疑応答やレポート課題を課すなど等をするほか、特に裁判員裁判においては、当事者の訴訟活動が裁判員にどのように受け止められたかという観点からの質疑応答もしていただきたい。

(3) 起案

ア 起案については、サマリーペーパーを中心としていただきたい。起案の件数は、各修習生の能力や意欲等も踏まえて対応することとしていただければよいが、文章による表現能力のかん養の観点から、事実認定について少なくとも2件、具体的事件に現れた実体法及び訴訟法手続上の問題点や量刑について調査研究検討した結果をまとめたレポートなど（ただし、適条表など法令の適用に関する起案を除く。）も含め、全体で少なくとも4件の起案をさせていただきたい（適切な事件がない場合に備え、事件記録をコピーしておくなどの工夫も考えられる。）。

また、同一の事件について、複数の修習生にそれぞれ並行して起案をさせた上、その修習生らに討論をさせながら、裁判官が指導することも考えられる（これにより起案の講評に代えることができる。）。

イ 事実認定起案については、争点が法律概念にかかわるもので、実務上比較的多く見られる事案も取り上げていただきたい（複数の争点がある事件については、争点の内容等を考慮し、一部の争点についてだけ起案をさせることも考えられる。）。

ウ 起案の講評等においては、起案が、①争点判断のポイントをとらえたものになっているか（事実や証拠の重要性についての意識が乏しく、総花的な検討をただけのものになっていないか）、②認定事実と要証事実との結び付きについて、論理的かつ説得的な論述ができているか、③供述の信用性判断については、必要な限度で、かつ、判断指標の意味合いを理解して論述しているか（判断指標を機械的・総花的に検討しただけのものになっていないか）、という観点も意識して指導を行っていただきたい。

(4) 簡易な模擬裁判

配属部毎に実施する簡易な模擬裁判については、実施時期等は各庁の実情に委ねるが、特段の事情がない限り、これを実施して指導を行っていただきたい。

(5) その他

ア 問題研究等

合同修習として問題研究等を実施するかは、各庁の実情に委ねるが、これを実施する場合は、法科大学院教育を経た上での刑裁修習における指導内容に相応しいものかという観点から、課題等を吟味していただきたい。

イ 令状等

令状や保釈について、実際の事件を題材とした指導を行っていただきたい。

ウ 書記官事務

書記官事務に関する講義等を行うかは各庁の実情に委ねる（講義等を行う場合は、書式変更過度に細目的・技術的な事項にわたらないよう留意が必要である。）が、修習生が書記官事務の意義、重要性を正しく理解できるよう、その意識の涵養に努めていただきたい。

エ その他

修習生の自学自修を支援するため、修習生が自主的に行う勉強会に左陪席裁判官
等が協力することも考えられる。

書式変更

平成27年度 (第69期)		
配属地	修習順序 ~ ~ ~	
氏名	研修所	組 番

実務修習結果簿

記入及び取扱いの注意

- 1 事前に、表紙に担当教官の氏名・自己の組・番号・氏名・配属地・修習順序を漏れなく記入しておくこと。
 - 2 指導担当官(者)への提出時期は各配属庁会の修習の終了時であるから、記入すべき事項は平素から整理しておくことが望ましい。
 - 3 各配属庁会の修習終了時に、修習生各自で指導担当官(者)に提出して検印をもらい、回収すること(指導担当官(者)の氏名欄も、修習生各自が記入する。)
 - 4 民事裁判修習期間中に刑裁起案を行った場合など本来の配属庁会での修習期間中に、他の実務修習をした場合は、本来の配属庁会に係る結果簿の該当の欄にその結果を記載すること。
 - 5 記入に当たって不明の点があれば、指導担当官(者)又は担当教官に質問すること。
 - 6 この結果簿は、司法研修所における集合修習開始日に回収する。
 - 7 余白がなくなったときは、適宜A4の紙(コピー用紙等)を追加して記載すること。その際には、枝番を付したページ番号を記載し(例:10-1, 10-2)、ページの連続性を明らかにすること。
- ※ この結果簿は、担当教官の閲覧を受けた後、各自に返還される。
 なお、記載された内容は、司法修習の在り方等を検討するために使用する場合がある。

司法研修所	民事裁判	刑事裁判	検 察	民事弁護	刑事弁護
教官氏名					

刑 事 裁 判 修 習

配 属 部 指 導 担 当 裁 判 官 検 査 印		令 状 事 務 指 導 担 当 裁 判 官 検 査 印	
------------------------------------	--	--------------------------------------	--

修習期間	欠席日数
平成 年 月 日 から	日
平成 年 月 日 まで	
配 属 部 指 導 担 当 裁 判 官 氏 名	
令 状 事 務 指 導 担 当 氏 名	

1 起案

番号	事件名等	検討事項及びその結果概要
1	事件名： <input type="checkbox"/> 既済記録を使用	検討事項 <input type="checkbox"/> 事実認定上の問題 <input type="checkbox"/> 量刑の問題 <input type="checkbox"/> 手続上の問題 <input type="checkbox"/> その他 検討結果：

3 令状事務

項 目	検討事項及びその結果概要

- ※ 項目欄には、「令状事務に関する講義」「勾留請求記録の検討及び勾留質問手続の傍聴〇件」などと、修習の種類を具体的に記入する。ただし、勾留質問手続の傍聴については、記録を読んだ上で問題点を検討して傍聴に臨んだものや傍聴後手続等の問題点について検討したものに限りその件数を記入する。
- ※ 令状事務に関して起案を行った場合には1に記入する。

4 模擬裁判

事件名／手続の種類	役割及び問題となった事項の概要
事件名： <input type="checkbox"/> 公判前整理 <input type="checkbox"/> 公判 <input type="checkbox"/> 評議 <input type="checkbox"/> 判決	<input type="checkbox"/> 検察官 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 裁判官 <input type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 被告人 <input type="checkbox"/> その他 問題となった事項：
事件名： <input type="checkbox"/> 公判前整理 <input type="checkbox"/> 公判 <input type="checkbox"/> 評議 <input type="checkbox"/> 判決	<input type="checkbox"/> 検察官 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 裁判官 <input type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 被告人 <input type="checkbox"/> その他 問題となった事項：

- ※ 該当する□をすべてチェックすること。
- ※ 選択型修習における模擬裁判プログラムはここに記入しないこと。

5 その他

項 目	検討事項及びその結果概要

- ※ 項目欄には、「問題研究」「書記官事務に関する講義」など、修習の内容が分かるように記入する。
- ※ 修習生が自主的に行う勉強会において裁判官から協力・指導等を得た場合には、その旨が分かるように記入する。

分野別実務修習のガイドライン

1 検察の分野別実務修習における指導目標・指導方法

- (1) 司法修習においては、法曹として活動を開始するに当たり必要な事実調査能力、法的分析能力、事実認定能力、書面や口頭による説得的な表現能力等を修得させることに重点をおいて指導するものとされ（司法修習生指導要綱（甲）第1章第2）、検察の分野別実務修習の指導目標は、具体的事件の取扱いについて検察官の立場で修習することを通じて、法曹として必要な基本的知識や技法を修得させるとともに、検察官の使命と役割、検察官として必要な心構え及び検察の実務を理解させることとされている（同第2章第1・4(2)ア）。
- (2) 検察の分野別実務修習における指導方法は、事件の捜査については、事案の真相を解明するための犯罪捜査の在り方、証拠収集及び取調べの要領を中心に指導し、事件の処理については、事案の真相の把握、見通しの体得、証拠の価値判断、事件報告の要領、起訴・不起訴処分決定の在り方等を重点として指導し、法曹として必要とされる的確な判断力を養成することを主眼とし、公判の立会については、検察官の公判立会を傍聴させるほか、立証方針の策定、提出証拠の整理、裁判所に提出する書面の作成、尋問技術など、公判立会の要領を指導すること等とされている（司法修習生指導要綱（甲）第2章第1・4(2)イ、分野別実務修習における各分野の指導準則第2・2(2)ないし(6)）。

2 捜査実務修習について

- (1) 司法修習生に対し、少なくとも3件の具体的な事件について、捜査実務修習を行わせるように努める。
 - ア 前記1(1)の指導目標を達成するには、できるだけ多くの実際の事件に基づいて、流動的な証拠関係を前提とした捜査方針の策定、証拠収集及びその結果を踏まえた事実認定上・法律上の問題点の検討等を体験的に学ばせることが、効果的である。

そのため、司法修習生に対し、少なくとも3件の具体的な事件について、捜査実務修習を行わせるように努める。
 - イ 修習生には、進行中の事件（在宅、身柄を問わない）の取扱いを可能な限り体験させるよう努めることとするが、各庁の実情に応じて、以下の(ウ)又は(イ)の方法で指導することにより、具体的な事件についての捜査実務修習を行うことができる。
 - (ウ) 同一の事件につき、複数の修習生に合同で捜査実務修習を行わせる方法
 - (イ) 確定事件の記録を用いる方法（例えば、手続の各段階における捜査方針の検討、事実認定上・法律上の問題点の検討、模擬取調べを実務に即して行わせるなど。）
- (2) 捜査実務修習における指導の内容として、司法修習生に対し、具体的な事件

について、以下の点に留意しつつ、事案の真相解明のための捜査方針（証拠収集及び取調要領）の検討、捜査（証拠収集、取調べ）の体験、終局処分の在り方（事案の真相の把握、予想される争点を見越した証拠の評価・事実認定、法令の適用、事件報告、起訴・不起訴処分の決定等）の検討等を行わせる。

ア 前記1(1)記載の指導目標に照らして、当該事件で実施するのが相当と考えられる事項について指導を行う（各事件につき全ての事項の指導を行う必要はない。）。

イ 身柄事件について捜査実務修習を行わせる場合は、被疑者の逮捕・勾留をめぐる問題点等、身柄事件に伴う捜査上の留意点についても検討等をさせるように配慮する。

ウ 修習生に、少なくとも1回は、指導係検事等の指導の下、進行中の事件の被疑者又は参考人の取調べにおいて、取調事項の全部又は一部について、自ら発問を行うことを体験させるように努める。

エ 各庁の実情に応じ可能であれば、指導係検事又はいわゆる里親検事が行う捜査に立ち合わせ、その指導を受けさせるように努める。

3 公判実務修習について

(1) 各司法修習生に対し、少なくとも1件の具体的な事件について、公判実務修習を行わせる。

ア 前記1(1)の指導目標を達成するには、実際の事件に基づいて、公判における争点に即した立証方針の策定、証拠整理・証拠開示、証人尋問の準備等の公判準備、冒頭陳述・論告等の主張検討等を体験的に学ばせることが、効果的である。

そのため、司法修習生に対し、少なくとも1件の具体的な事件について、公判実務修習を行わせるように努める。

イ 修習生には、公判係属中の事件の取扱いを可能な限り体験させるように努めることとするが、各庁の実情に応じて、以下の(ア)又は(イ)の方法で指導することにより、具体的な事件についての公判実務修習を行うことができる。

(ア) 同一の事件につき、複数の修習生に合同で公判実務修習を行わせる方法

(イ) 確定事件の記録を用いる方法

(2) 公判実務修習における指導内容として、司法修習生に対し、具体的な事件について、証拠整理・証拠開示、裁判所提出書面（証拠等関係カード、証明予定事実記載書面、冒頭陳述、論告等）の起案、公判準備（裁判員裁判の公判リハーサル、証人テスト等）への立会い、公判前整理手続、公判手続の傍聴、控訴審査等への立会い等を行わせる。

なお、捜査実務修習の指導の場合と同様、前記1(1)記載の指導目標に照らして、当該事件で実施するのが相当と考えられる事項について指導を行う（各事件につき全ての事項の指導を行う必要はない。）。

平成27年度（第69期）	
配属地	修習順序 ~ ~ ~
氏名	研修所 組 番

実務修習結果簿

記入及び取扱いの注意

- 1 事前に、表紙に担当教官の氏名・自己の組・番号・氏名・配属地・修習順序を漏れなく記入しておくこと。
 - 2 指導担当官（者）への提出時期は各配属庁会の修習の終了時であるから、記入すべき事項は平素から整理しておくことが望ましい。
 - 3 各配属庁会の修習終了時に、修習生各自で指導担当官（者）に提出して検印をもらい、回収すること（指導担当官（者）の氏名欄も、修習生各自が記入する。）。
 - 4 民事裁判修習期間中に刑裁起案を行った場合など本来の配属庁会での修習期間中に、他の実務修習をした場合は、本来の配属庁会に係る結果簿の該当の欄にその結果を記載すること。
 - 5 記入に当たって不明の点があれば、指導担当官（者）又は担当教官に質問すること。
 - 6 この結果簿は、司法研修所における集合修習開始日に回収する。
 - 7 余白がなくなったときは、適宜A4の紙（コピー用紙等）を追加して記載すること。その際には、枝番を付したページ番号を記載し（例：10-1, 10-2）、ページの連続性を明らかにすること。
- ※ この結果簿は、担当教官の閲覧を受けた後、各自に返還される。
 なお、記載された内容は、司法修習の在り方等を検討するために使用する場合があります。

司法研修所 教官氏名	民事裁判	刑事裁判	検 察	民事弁護	刑事弁護

検 察 修 習

指導官	
検 印	

修習期間	欠席日数
平成 年 月 日 から	日
平成 年 月 日 まで	
指 導 官	
氏 名	

1 検察実務導入教育

講義・談話、演習(注)、取調べ傍聴、その他

事 項	時 間 数	修 習 内 容 等
(例) 講義 (事件受理時の留意点等)	○ 時間	警察から送致を受けた事件について、検察官として留意すべき事項、補充捜査の在り方等についての講義。
(例) 模擬取調べ演習	○ 時間	確定事件記録 (自動車窃盗で犯人性を否認していた事案) を用いて、修習生がA役・P役に分かれ、模擬取調べを実施。

事 項	時 間 数	修 習 内 容 等

(注) 処理済みの事件記録(確定した事件や不起訴処分とした事件の記録を含む。以下同じ。)等を用いた演習等のうち、導入教育として実施されたものを記入する。

2 捜査実務演習

(1) 捜査及び事件処理等

	罪 名	被疑者数	身柄区分	処分内容	関与形態
例	強 盗	2	勾 留	公判請求	修習生2名共同捜査
	事案の概要及び問題点 2人組により連続路上強盗事件(3件)。 強取金額合計15万円。 強盗と恐喝の区別が問題になった。		修習の内容 強盗と恐喝の区別につき裁判例を調査し、事件検討メモの作成と起訴状の起案。 Vのうち1名の取調べを担当。		
例	強盗殺人	1	勾 留	公判請求	確定事件記録を用いた演習
	事案の概要及び問題点 コンビニで万引きをしたAが、これに気づき捕まえようとした店員を、所持のナイフで刺殺した事案。 殺意の有無が問題となった。		修習の内容 確定記録のうち、送致段階の記録の配布を受け、争点の把握、補充捜査事項等を検討し、その後、追送された記録の配布を受け、殺意等についての事件検討メモ、起訴状を作成。		
1	罪 名	被疑者数	身柄区分	処分内容	関与形態
	事案の概要及び問題点		修習の内容		

2	罪 名	被疑者数	身柄区分	処分内容	関与形態
	事案の概要及び問題点		修習の内容		
3	罪 名	被疑者数	身柄区分	処分内容	関与形態
	事案の概要及び問題点		修習の内容		
4	罪 名	被疑者数	身柄区分	処分内容	関与形態
	事案の概要及び問題点		修習の内容		
5	罪 名	被疑者数	身柄区分	処分内容	関与形態
	事案の概要及び問題点		修習の内容		
6	罪 名	被疑者数	身柄区分	処分内容	関与形態
	事案の概要及び問題点		修習の内容		

7	罪 名	被疑者数	身柄区分	処分内容	関与形態
	事案の概要及び問題点			修習の内容	
8	罪 名	被疑者数	身柄区分	処分内容	関与形態
	事案の概要及び問題点			修習の内容	

- (注) 1 処分内容欄には、起訴の場合、公判請求、即決裁判手続、略式請求の別等を、不起訴の場合、裁定主文を記入する。
- 2 関与形態欄には、「単独」、「修習生〇名の共同捜査」等と記入する。
- 3 修習の内容欄には、当該事案に関して行った捜査方針の検討、取調べその他の証拠収集活動、終局処分の検討、起訴状や決裁メモの起案等について記入する。
- 4 修習の内容欄に、取調べについて記入する場合、取調べの対象者（被疑者、被害者等）が分かるように記入する。また、取調べについては、発問全てを行った場合に限らず、発問の一部を行った場合であっても、修習の内容欄に記入して差し支えない。
- 5 処理済みの事件記録等を用いた演習について記載する場合には、関与形態欄に「確定事件記録を用いた演習」などと記入する。

(2) その他

事 項	修習日数	修 習 内 容 等

- (注) この欄には、捜査実務に関する修習のうち、2(1)に該当しないもの、例えば、検察演習問題等の検討・討論、各修習生が処理した事件についての発表会のほか、捜索・差押え、検証、実況見分、検視、司法解剖等の各立会い等について記入する。

3 公判実務修習

罪名及び事案の概要	修習・起案の内容
<p>(例) 覚せい剤取締法違反 暴力団員である被告人が、覚せい剤を営利目的で輸入した事案。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・証拠整理、証拠等関係カードの起案 ・冒頭陳述要旨の起案 ・譲受人の証人テストの立会い及び尋問事項書の起案 ・裁判員裁判のリハーサルへの参加（発問等） ・事件記録を検討し、当該事件の公判前整理手続/公判手続を傍聴

(注) 処理済みの事件記録等を用いた演習について記載する場合には、罪名及び事案の概要欄の罪名に続けて「(確定事件記録を用いた演習)」などと記入する。

4 講義・講話・見学・研究会等

事項	修習日数	修習内容等

(注) この欄には、1に該当しない講義、講話、見学、研究会等が実施された場合に記入する。

【弁護実務修習ガイドライン】

1 弁護実務修習のねらい及び目標

分野別実務修習の眼目は、司法修習生が、多数の様々な関係者が絡み合う「生の紛争」に対峙し、指導担当弁護士の指導下ではあるが、プロを目指す者としての自覚と困難さを意識しつつ、当該事案を分析し、紛争解決の糸口を探り、依頼当事者の正当な利益を最大限生かすべく、最終的な解決に至るための方策を選択していくといった体験を通じ、弁護士に求められる基礎的な能力と技術を習得させることにある。また、「生の事案」に適応する契約書や意見書の作成作業を通じ、弁護士に求められる予防司法面での基礎的な能力と技術を修得させるべきである。

そして、そのためには、単に多数・多種の事案に触れるだけでなく、一つ一つの事案に丁寧に取り組ませるとともに、修習生が、指導担当弁護士の指導の下で、自ら弁護士業務の一端を担っていると感じられるくらいの気概をもって、主体的、積極的に弁護修習に取り組ませることにより、当事者法曹としての基礎を身につけさせるよう指導していくことが重要である。

このような観点から、この分野別弁護修習のガイドラインは、事件の数や種類を求めるのではなく、司法修習生に指導担当弁護士の業務を通じて、弁護実務を体得させるための方法を示すものである。

なお、このガイドラインは、弁護実務修習の方法を例示的に示すものであり、上記目標を達成できる他の手法を実践することを何ら拒むものではない。

2 指導方法についてのガイドライン

指導担当弁護士は、刑事、民事ともに、以下の(1)～(7)の各項目を、偏ることなく、少なくとも1件ずつ行うよう努めるものとする。

(1) 事実調査と証拠収集

法律相談、事情聴取（契約締結等の訴訟外業務における事実調査を含む。）、被疑者・被告人との接見等に立ち合わせる際には、聴取すべき事項、収集すべき証拠等について事前に検討させるなどする。

なお、修習生に発問させる場合には、指導担当弁護士が立ち会い、その指導のもとで発問をさせるなどして、修習生の発問を契機とするトラブルが発生しないよう心がけるべきである。

(2) 事実整理と法的分析等に関する意見交換

法律相談等で聴取した内容を整理させ、法的分析（要件事実に基づく法的構成）、立証上の問題点（現状での事実認定及び不足証拠の把握等）及び被聴取者

が訴える背景事情，解決手段の選択，解決の見込み等について，最初に意見を述べさせた上で，指導担当弁護士と意見交換を行う。

(3) 裁判所提出書類の起案

訴訟手続を行う場合には，主張書面，陳述書，弁論要旨等の法律文書を起案させ，指導担当弁護士が添削し，添削理由等について修習生と意見交換をすることにより指導する。なお，その際の意見交換は，最初に司法修習生に，自らが作成した起案について発表させてから行う。この場合，指導担当弁護士が所属する事務所が複数の弁護士で構成されている場合には，事務所内打ち合わせの際に当該事件を担当する弁護士全員の前で発表させ，各弁護士と意見交換をさせることはより効果的である。

指導は，民事の場合であれば，ことに要件事実の構成，簡潔明瞭な間接事実の記載によるストーリーの展開，主張する事実と証拠との関連性を明らかにすることに重点を置いた内容とする。その後，可能な限り，司法修習生に，指導担当弁護士とともに依頼者への確認作業や依頼者の要望等を踏まえた修正を行って起案を完成させるプロセスも経験させる。指導担当弁護士は，司法修習生の修習意欲を高める観点から，裁判所に提出する書面の作成に際し，司法修習生の作成した起案を参考にするといった工夫も考えられる。

なお，係属事件の状況により裁判所提出書類を起案する機会がない場合は，修習生が弁護修習中に立ち会った法律相談をもとにする訴状，答弁書等の起案や，既済事件の記録に基づく準備書面，弁論要旨等の起案をさせることが考えられる。

(4) 尋問事項書の起案と証拠取調べの傍聴

記録の精査，及び可能であれば指導担当弁護士の指導のもと依頼者からの聞き取りを行わせるなどして，尋問事項書を起案させ，指導担当弁護士が添削し，意見交換を行う。このときも，まずは司法修習生から説明をさせる。

なお，指導に際しては，尋問事項と要証事実との関係を明確にさせ，不利益な証拠の評価や反対尋問を予測した内容の尋問事項書になるよう意識させ，完成させる。指導担当弁護士は，修習生が完成した尋問事項書を，可能であれば活かして尋問し，これを傍聴する司法修習生に自己が考えた尋問事項が法廷でどのような形で利用されるのかを経験させる。その後，再び，この尋問を巡って意見交換を行う。

(5) 契約書類等訴訟外法律文書の起案

法律相談に基づき請求書，回答書，示談書，契約書等の法律文書案を起案させる。指導担当弁護士は，修習生の起案を添削し，記載内容が当該事案に適切

に対応しているかどうかや条項の過不足、訴訟になった場合の条項の効力や機能を意識した意見交換を行う。その上で、司法修習生は起案を完成させ、指導担当弁護士は、これについて最終チェックを行う。司法修習生の修習意欲を高める観点から、自己が実際に使用する文書の作成に際し、可能であれば司法修習生の起案を参考にし、完成した起案を司法修習生に示すことが考えられる。

(6) 刑事弁護実務修習についての指導方法

刑事事件については、最低1件（可能であれば起訴前、起訴後とも各1件以上）体験させるよう努めるものとし、指導担当弁護士の立会い及び指導の下、手続きの進行段階に応じた弁護活動の技術・能力・マインドを、適宜の起案等を行わせ、意見交換を行うなどして修得させる。

なお、起訴前弁護においては、被疑者の身柄を解放すべく、勾留に関する意見書や準抗告申立書を原則起案させ、同起案を元に、身体拘束の重大さ及びその解放の重要性を理解させるよう意見交換する。

因みに、指導担当弁護士が受任の機会を持っていない場合に備え、他の弁護士との協力体制を構築し、他の弁護士が受任する刑事弁護についてその指導を受けながら修習することができるようにする。ただし、この場合は、守秘義務について問題が発生しないよう十分に留意して修習させる必要がある。

(7) その他の事件

例えば、民事保全、執行、倒産事件、家事事件、少年事件など弁護士の基礎能力として重要なケースについても、新件あるいは係属中のものについては、上記(1)から(4)の方法で参加させ、体得させる。新件あるいは係属中の事案が無い場合は、既済記録に基づき修習生に申立書等の起案をさせ、それを元に意見交換する。なお、他の弁護士との協力体制を構築し、他の弁護士が受任している「生の事件」を修習させる方法もありうる。ただし、この場合は、守秘義務について問題が発生しないよう十分に留意して修習させる必要がある。

以上

平成27年度 (第69期)	
配属地	修習順序 ~ ~ ~
氏名	研修所 組 番

実務修習結果簿

記入及び取扱いの注意

- 1 事前に、表紙に担当教官の氏名・自己の組・番号・氏名・配属地・修習順序を漏れなく記入しておくこと。
 - 2 指導担当官(者)への提出時期は各配属庁会の修習の終了時であるから、記入すべき事項は平素から整理しておくことが望ましい。
 - 3 各配属庁会の修習終了時に、修習生各自で指導担当官(者)に提出して検印をもらい、回収すること(指導担当官(者)の氏名欄も、修習生各自が記入する。)
 - 4 民事裁判修習期間中に刑裁起案を行った場合など本来の配属庁会での修習期間中に、他の実務修習をした場合は、本来の配属庁会に係る結果簿の該当の欄にその結果を記載すること。
 - 5 記入に当たって不明の点があれば、指導担当官(者)又は担当教官に質問すること。
 - 6 この結果簿は、司法研修所における集合修習開始日に回収する。
 - 7 余白がなくなったときは、適宜A4の紙(コピー用紙等)を追加して記載すること。その際には、枝番を付したページ番号を記載し(例:10-1, 10-2)、ページの連続性を明らかにすること。
- ※ この結果簿は、担当教官の閲覧を受けた後、各自に返還される。
 なお、記載された内容は、司法修習の在り方等を検討するために使用する場合があります。

司法研修所	民事裁判	刑事裁判	検 察	民事弁護	刑事弁護
教官氏名					

弁 護 修 習

指導担当 弁護士検印	
---------------	--

修習期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	欠席日数 日
指導担当 弁 護 士 氏 名	

1 民事弁護

(1) 法律相談（弁護士会、自治体及び事務所等におけるもの）、交渉、受任等の立会傍聴

番号	相談内容等の概要	問題点とその検討結果

番号	相談内容等の概要	問題点とその検討結果

- (注) 1 番号欄には番号を付し、事案の内容により適宜各欄の大きさを定め、1件ごとに横線により区切りを設ける。
- 2 1件ごとに、予想される問題点及び聴取技術・弁護士倫理上考慮した点等について留意し、それらについて事前・事後に検討した結果を記入する。
- 3 訴訟手続の期日間における、当事者等との打合せは、(2)③に記入する。

(2) 争訟事案

① 起案（訴訟・調停[民事・家事]・ADR等の訴状・申立書・準備書面、内容証明等）

1	事件名	実体法上・手続法上の問題点
	手続・審級	
	起案の種類	
	事案の概要	問題点についての検討結果、起案上留意した点
2	事件名	実体法上・手続法上の問題点
	手続・審級	
	起案の種類	
	事案の概要	問題点についての検討結果、起案上留意した点

3	事件名	実体法上・手続法上の問題点
	手続・審級	
	起案の種類	
	事案の概要	問題点についての検討結果, 起案上留意した点
4	事件名	実体法上・手続法上の問題点
	手続・審級	
	起案の種類	
	事案の概要	問題点についての検討結果, 起案上留意した点
5	事件名	実体法上・手続法上の問題点
	手続・審級	
	起案の種類	
	事案の概要	問題点についての検討結果, 起案上留意した点
6	事件名	実体法上・手続法上の問題点
	手続・審級	
	起案の種類	
	事案の概要	問題点についての検討結果, 起案上留意した点

② 弁論等傍聴（口頭弁論，弁論準備，和解，調停，審判，審尋，裁判官面接等）

番号	事件名	手続	問題点	検討結果等

- (注) 1 担当弁護士から指導を受け、あるいは事件の記録を十分検討するなど手続進行について修習生が準備を行った場合に記入し、単に法廷傍聴をただけの場合は、この表に記入する必要はない。
- 2 尋問を傍聴した場合には⑤に記載する。
- 3 1件ごとに、横線により区切りを設ける。

③ 期日間における当事者との打合せなど

番号	打ち合わせた内容等	問題点とその検討結果

④ 尋問等に向けた準備活動

- ・ 当事者・関係者からの事情聴取

事件名	聴取対象者	事案の概要・聴取内容	問題点とその検討結果等

(注) 「問題点とその検討結果等」では、事情聴取に際して事前に検討していた問題点や、事後的に検討した問題点、聴取に当たっての留意点等について記入する。

- ・ 起案（尋問事項書・陳述書等）

事件名	起案の種類	事案の概要・起案内容	問題点及びその検討結果等

⑤ 尋問の傍聴

事件名	争点	事前に準備した事項	傍聴結果等

(注) 尋問の傍聴に際し事前に準備した事項と、それを踏まえての傍聴結果、感想等を記入する。

⑥ 保全・執行・倒産等

・ 保全

事件名	手続	内容	問題点及びその検討結果等	起案

(注) 保全事件（仮差押、仮処分、保全異議、保全取消）について、相談への立会い、申立書等の起案、裁判官との面談への立会い、担保金関係業務等を経験した場合には、ここに記入する。

・ 執行

事件名	手続	内容	問題点及びその検討結果等	起案

(注) 執行事件について、相談への立会い、申立書等の起案、執行官による執行の立会い等を経験した場合には、ここに記入する。

・ 倒産

事件名	手続	内容	問題点及びその検討結果等	起案

(注) 倒産事件について、相談への立会い、申立書等の起案、管財人事務等、審尋期日、債権者集会の傍聴等を経験した場合には、ここに記入する。

・ その他（証拠保全等）

事件名	手続	内容	問題点及びその検討結果等	起案

(3) 争訟事案以外の弁護士業務（契約書の起案等，株主総会等の立会傍聴，その他の弁護士業務）

番号	内容	問題点及びその検討結果等

(注) 内容欄には，実体法上の問題点，聴取技術・資料調査方法，弁護士倫理上考慮した点について適宜記入する。

(4) 事務職員の業務（事件簿，ファイリング，文書管理，記録の保管，裁判所等との連絡事務，依頼者・顧問先データ管理，会計処理等について修習した場合）

内容	問題点及びその検討結果等

2 刑事弁護

(1) 被疑者弁護

番号	事件名	自白・ 否認の別	活動の具体的内容	問題点とその検討結果等
	(<input type="checkbox"/> 少年) (<input type="checkbox"/> 国選 <input type="checkbox"/> 私選 <input type="checkbox"/> 当番)	<input type="checkbox"/> 自白 <input type="checkbox"/> 否認		
	(<input type="checkbox"/> 少年) (<input type="checkbox"/> 国選 <input type="checkbox"/> 私選 <input type="checkbox"/> 当番)	<input type="checkbox"/> 自白 <input type="checkbox"/> 否認		
	(<input type="checkbox"/> 少年) (<input type="checkbox"/> 国選 <input type="checkbox"/> 私選 <input type="checkbox"/> 当番)	<input type="checkbox"/> 自白 <input type="checkbox"/> 否認		

(注) 1 「自白・否認の別」の「否認」には、一部否認を含む。

2 「活動の具体的内容」には、接見、身柄解放に向けた活動、被疑者や関係者との面接、示談交渉、検察官との面談、起案（準抗告申立書等の裁判所提出書面だけでなく、弁護方針や問題点に関する検討メモも含む。）等の概要を記入する。

(2) 被告人弁護

番号	事件名	自白・ 否認の別	活動の具体的内容	問題点とその検討結果等
	(<input type="checkbox"/> 国選 <input type="checkbox"/> 私選)	<input type="checkbox"/> 自白 <input type="checkbox"/> 否認		
	(<input type="checkbox"/> 国選 <input type="checkbox"/> 私選)	<input type="checkbox"/> 自白 <input type="checkbox"/> 否認		

	(<input type="checkbox"/> 国選 <input type="checkbox"/> 私選)	<input type="checkbox"/> 自白 <input type="checkbox"/> 否認		
--	---	--	--	--

(注) 1 被疑者段階から関与した被告人については、被疑者弁護欄の番号を記入する。

2 「自白・否認の別」の「否認」には、一部否認を含む。

3 「活動の具体的内容」には、接見、保釈請求、公判準備（証拠検討、方針検討、現場見分、被告人等との打合せ、尋問準備等）、示談交渉、公判前整理や公判への立会い、起案（保釈請求書、弁論要旨等の裁判所提出書面だけでなく、弁護方針や問題点に関する検討メモも含む。）の概要を記入する。

(3) 少年付添い

番号	事件名	自白・ 否認の別	活動の具体的内容	問題点とその検討結果等
	(<input type="checkbox"/> 国選 <input type="checkbox"/> 私選)	<input type="checkbox"/> 自白 <input type="checkbox"/> 否認		
	(<input type="checkbox"/> 国選 <input type="checkbox"/> 私選)	<input type="checkbox"/> 自白 <input type="checkbox"/> 否認		
	(<input type="checkbox"/> 国選 <input type="checkbox"/> 私選)	<input type="checkbox"/> 自白 <input type="checkbox"/> 否認		

(注) 1 「自白・否認の別」の「否認」には、一部否認を含む。

2 「活動の具体的内容」には、面会、身柄解放に向けた活動、少年や関係者との面接、示談交渉、検察官との面談、調査官や裁判官との面会、審判準備（記録検討、方針検討、現場見分、証人や関係者等との打合せ、尋問準備等）、起案（意見書等の裁判所提出書面だけでなく、方針や問題点に関する検討メモも含む。）等の概要を記入する。

